

令和元年度版

さがみはらの環境

相模原市環境基本計画年次報告書

平成30年度報告



相模原市

は じ め に

今日、私たちは、異常気象などの原因となる地球温暖化問題や、化石燃料の枯渇などのエネルギー問題、種の絶滅などの生物多様性の危機等、地球規模での環境問題に直面しています。

そうした中、本市においても、令和元年10月の台風第19号により記録的な豪雨に見舞われ、甚大な被害が発生しました。

こうした環境問題は、私たちの生活に密接に関わり、社会の様々な場面において、持続的な発展を妨げる要因にもなっています。将来を担う世代に安全で恵み豊かな環境を継承していくためには、国際的な連携はもとより、地域においても着実な取組を進めていく必要があります。

本市は、丹沢の雄大な山なみ、相模川の清らかな流れ、神奈川県民の水源である湖、それを守る森林などの美しく豊かな自然環境と、高度に集積された都市機能を併せ持つ都市として、「新・相模原市総合計画」において「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」を基本目標の一つとして掲げ、その実現を目指しています。

この総合計画の部門別計画として、平成22年3月、脱地球温暖化や資源の循環、自然環境の保全・活用など6つの環境目標を掲げた「環境基本計画」を策定し様々な施策を進めています。

平成30年度は、地球温暖化対策のための国民運動である「COOL CHOICE」への賛同を市民に呼びかけ、さがみはら地球温暖化対策協議会と連携した市内一円での省エネ対策の啓発活動等を実施したほか、資源が循環するまちづくりを推進するため、「生ごみ・食品ロスの削減」、

「事業系ごみの減量化・資源化」及び「大規模災害への備え」の3つを掲げた「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

環境問題を改善していくためには、一人ひとりが意識を高め、行動につなげていく必要があります。

本市といたしましては、これまでの施策の進捗状況や社会情勢の変化、環境に対する新たな課題やニーズ等を踏まえ、令和2年度に「第3次相模原市環境基本計画」を策定し、「人と自然が共生するまち」の実現に向け、市民、団体及び事業者と連携して、今後も積極的に諸施策を推進してまいります。

この「さがみはらの環境」は、「環境基本計画」に基づき、平成30年度の本市の環境の状況や施策をまとめたものです。本書が、皆様一人ひとりの環境への取組の一助となれば幸いです。

令和2年2月

相模原市長 本 村 賢 太 郎

目 次

第1章 本市の現況	1
第2章 相模原市環境基本計画の概要	5
第3章 計画の進捗状況	10
◆環境目標1 脱温暖化をめざしたまちづくり	14
基本施策1 市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市	14
基本施策2 人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進	25
◆環境目標2 資源が循環するまちづくり	31
基本施策3 4Rによる資源循環の推進	31
基本施策4 廃棄物の適正処理の推進	43
◆環境目標3 豊かな自然を守り育てるまちづくり	47
基本施策5 多様な生物が息づくまちづくり	47
基本施策6 健康で豊かな森林づくり	54
基本施策7 人と自然が共に生きる里山づくり	59
基本施策8 清らかで親しみのある水辺環境づくり	62
◆環境目標4 健康で安全に暮らせるまちづくり	69
基本施策9 健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全	69
◆環境目標5 快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり	79
基本施策10 みどり豊かな都市環境づくり	79
基本施策11 魅力的な景観づくり	86
◆環境目標6 多様な主体の協働によるまちづくり	91
基本施策12 人づくり・地域づくり	91
基本施策13 協働の仕組みづくり	97
<資料>	
◇ 環境の状況	103
◇ 放射線・放射性物質対策	164
◇ 本市の環境対策の組織体制	170
◇ 相模原市自然環境観察員制度 調査結果	172
◇ 環境関連事業一覧	176
◇ 環境行政年表	180

第1章 本市の現況

1 位置と地勢

本市は神奈川県の北西部、東京都心からおおむね 30~60km に位置しており、北は東京都、西は山梨県と接しています。

市の東部に当たる旧相模原市の区域は、相模川に沿った河岸段丘からなり、また北側には城山湖周辺を水源とする境川が流れています。これらの段丘の間には斜面緑地が連なって、市街地の貴重な緑地としてみどりの骨格を形成しており、相模原台地の上段では、公共交通網の充実により、利便性が高い地域として密度の高い土地利用が進んでいます。

市の西部に当たる津久井地域は、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖を抱えており、その周囲や相模川、道志川、串川の流域には、自然と共生するみどり豊かなまちなみが形成されています。また、東京都、山梨県と接する地域である北西部は比較的急峻な山々が連なり、南西部は丹沢大山国定公園に指定されている森林地帯が、標高 1,500m を超える山々となって貴重な自然環境を形成しています。

平成 31 年 4 月時点での本市の面積は 328.91 km² となっており、その内訳については、宅地が 47.72 km²、農地が 20.10 km²、山林が 203.00 km²、原野が 4.25 km²、雑種地が 17.84 km²、その他が 36.00 km² であり、山林が約 62% となっています。



2 人口

本市では、高度経済成長期の昭和 30 年代後半から、首都圏のベッドタウンとして人口が急増し、平成 18 年 3 月の旧相模原市と旧津久井町及び相模湖町の合併と、平成 19 年 3 月の旧城山町及び旧藤野町の合併により、総人口が 70 万人を超える、その後も微増傾向で推移しています。年齢別人口では、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、高齢化率は増加しており、少子高齢化が進行しています。

平成 31 年 4 月 1 日時点での本市の状況については人口 721,910 人、世帯数は 325,018 世帯となっています。

3 産業

(1) 工業

本市は、昭和 30 年に「工業立市」を目指し積極的な工場誘致を進め、現在では首都圏の中でも有数な工業集積をもつ内陸工業都市として発展してきました。

バブル経済崩壊後の長引く景気低迷の影響や生産のグローバル化等により、企業経営の再構築による工場の整理等が進められる中、工場の海外・地方への移転等による市内の工業の空洞化や工場跡地への戸建住宅・マンション建設の進行による住工混在の問題に歯止めをかけ、将来にわたる持続的な市内産業の発展を目指して、平成 17 年 10 月にさがみはら産業集積促進方策（STEP50）を策定し、相模原市産業集積促進条例（平成 17 年相模原市条例第 56 号）に基づき、平成 27 年 4 月から第 3 期目の STEP50 として新たな工場の立地等に対する奨励金の交付や固定資産税等の軽減措置を講じるなど制度を大幅に拡充しました。平成 29 年 4 月からは、国際的なロボットビジネス拠点の形成を促進し、更なる産業集積基盤の強化を図るため、ロボット産業に対するインセンティブを強化するなど、より強固な産業集積基盤の形成に向けた戦略的な企業誘致を推進しています。

(2) 農林業

都市化の進んだ旧相模原市の区域での農業は、担い手不足と経営耕地面積の減少など、多くの課題を抱えています。また、津久井地域の農業も、従事者の高齢化と後継者不足、有害鳥獣による被害等の課題を抱えています。

本市の林業は、水源環境保全税を財源とした神奈川県の水源の森林づくり事業により、活性化が図られていますが、採算性の問題から手入れがされていない森林も多くあります。

(3) 商業

本市の商業の特徴として、1 店当たりの従業者数・売場面積が多く、大型店の出店による影響を大きく受けています。また、本市の周辺地域に大型店の出店が続いていることや市域外での大型アウトレット店等の進出も続いていることから、地元ではなく、周辺商業地へ出向くという傾向があり、これら購買力の流出等が本市商業に影響していることが想定されます。

小売業の経営規模の大型化が進む一方で、商店街の個店の廃業やテナント化が進むという現実があり、このような課題の解決と商業の活性化を図るため、平成 19 年 4 月から「相模原市商店街の活性化に関する条例（平成 19 年相模原市条例第 17 号）」を施行して商店街の組織強化や地域との連携を促進し、引き続き商業地形成事業を含めた商業振興施策を推進するとともに、商店街のにぎわいづくりや個店の魅力アップ、商業系ベンチャー創出等の支援を行っています。

4 自然環境

(1) 生態系

本市には、豊かな自然環境をもった津久井地域があり、多種多様な生物相を抱えています。丹沢山地、小仏・道志山地では、非常に多くの動植物が確認されており、その中には、植物のサツキ、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ、鳥類ではクマタカ、溪流に生息するヒダサンショウウオなど絶滅が危惧される希少種も含まれています。藤野地区では、国の天然記念物に指定されているヤマネや県の天然記念物のギフチョウ、キマダラルリツバメなどが見られます。また、本市を流れる相模川や道志川、斜面林などの自然は、水辺を利用する種の貴重な生息環境となっています。

生物多様性は、私たちに様々な恵みをもたらし、「いのち」と「暮らし」を支えてくれる貴重な財産です。しかし、丹沢山地のブナ林の衰退や、人工林・二次林の荒廃、都市化の進展による生息・生育環境の縮小や消失、分断など生物多様性を脅かす課題も少なくありません。さらには、こうした生息・生育環境の悪化がニホンジカをはじめとする野生生物による農業被害・生活被害の要因の一つともなっています。

地域固有の生物相の安定した存続、あるいは減少した生物相の回復を図るために、残された貴重な生息・生育空間を守り、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワークを形成することが必要です。

また一方で、市内でも多くの外来種が確認されています。動物ではアライグマ、ウシガエル、ガビチョウ、セアカゴケグモなど、植物ではアレチウリ、オオカラヂシャ、オオキンケイギクなど多くの特定外来種に指定されている生物が侵入し、生態系の搅乱をもたらしています。

(2) 森林

市内には、丹沢大山国定公園と丹沢大山自然公園、陣馬相模湖自然公園の2つの県立自然公園があり、豊かな自然環境を形成しています。特に丹沢山地の大室山、檜洞丸、丹沢山、蛭ヶ岳の稜線には神奈川県内でも少ないまとまったブナ林（自然林）が分布しています。さらに、丹沢山系などに広がる広大な森林や溪流、そして相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などのダム湖は神奈川県の重要な水源地となっています。

本市の森林は市域の約6割を占めています。森林は、地球温暖化防止、災害の防止や国土の保全、水源かん養など、公益的機能を有しています。津久井地域の森林は、相模川の水運を生かした流通機能と、一大消費地である東京都に隣接している立地条件により、早くから森林造成が行われ、県内有数の人工林を形成してきました。しかし、少子高齢化による林業従事者の高齢化、安価な外国産材の輸入などにより国内の林業が衰退し、本市の森林も手入れ不足となり荒廃化が進んでいます。このため、水源かん養機能や生物多様性の低下、土壌流出の拡大、シカのブナ林域への集中化と里山での農林業被害といった深刻な問題が生じています。こうしたことにより、水源林の保全・再生のため平成19年度から神奈川県の水源環境保全税を財源とした水源林の整備事業が進められています。

また、豊かな自然を有している丹沢山系は、ブナ、モミの立ち枯れや林床植生の退行、土壌動物の衰退、林の乾燥化など自然生態系の劣化が進行しており、県では「丹沢大山自然再生計画」を定めてその再生に取り組んでいます。本市においても、「相模原市森林整備計画」及び「さがみはら森林ビジョン実施計画」により、豊かな森林の保全と再生に取り組んでいます。

5 交通

市内には、JR横浜線、JR中央本線、JR相模線、小田急小田原線、小田急江ノ島線及び京王相模原線といった鉄道網があり、東京都心や横浜に直結する重要な交通手段として多くの市民に利用されています。また、広域的な交通ネットワークの充実や公共交通の利便性向上に向けて、リニア中央新幹線の建設や小田急多摩線の延伸を促進する取組などを進めています。

また、鉄道網が市の外縁部を通っていることから、市内の移動についてはバス交通が不可欠となっていますが、自家用自動車の普及や人口減少に伴い一部地域ではバス利用者数が減少していることなどから、バス路線の維持や運行本数の確保について課題が生じています。

一方、地球温暖化などの環境対策や高齢化の進展に伴う移動制約者の増加などバス交通が果たす役割に対する期待は高まっていることから、バス交通の維持・充実に取り組むとともに、バス交通の利用促進や自家用車からの利用転換を図るため、ノンステップバスの導入などによるバス交通の利便性向上の取組を進めています。

このほか、健康志向や環境への意識の高まりから自転車の利用を促進するため、自転車駐車場の整備や走行空間の確保などの取組を行っています。

また、市内の主要な幹線道路では、混雑する路線が存在しており、この渋滞の影響によって生活道路へ車両が流入する等、歩行者の安全性や良好な住環境に影響を与えてています。このため、ボトルネックとなっている交差点改良等の渋滞対策に取り組むほか、広域的な幹線道路のネットワークの形成に向け、現在、圏央道インターチェンジへのアクセス強化のため、県道52号（相模原町田）等の整備に取り組んでおります。



第2章 相模原市環境基本計画の概要

1 計画の視点

環境問題は、地球温暖化をはじめとする地球環境から、大気・水質などの公害問題や廃棄物・リサイクルなどの生活環境、水やみどりなどの自然環境、ヒートアイランド現象や都市緑化・公園整備などの都市環境と、その分野は多岐にわたるとともに相互に影響を及ぼしながら複雑に結びついています。このため、環境問題を解決するためには、分野ごとの対応によるばかりではなく、総合的な観点から問題を捉え、分野横断的な統合的手法で解決へ向けた対策を進める必要があります。

また、環境問題を解決し、持続的発展を実現させるためには、環境的側面だけではなく、経済的側面、社会的側面もあわせた総合的な施策の展開が必要です。

相模原市は、合併により従来の都市型の環境特性に加え、豊かな森林や水資源など新たな環境特性が加わったことから、それぞれの地域の環境特性に応じた施策の展開が望まれるところです。地域環境が損なわれている場合はその改善に向けて、良好な地域環境が残されている場合には、その保全・活用に向けて施策の展開を図るなど、それぞれの地域の状況を把握した上で、地域の環境施策の方向性を定めることとして、「相模原市環境基本計画」を平成22年3月に策定しました。

なお、平成26年度に中間目標の達成状況を踏まえた中間改訂を行いました。

2 計画の期間

計画期間は、平成22年度から令和元年度までの10年間としました。

3 計画の範囲

近年では、様々な環境要素が属する範囲を明確に区分することが困難となり、それぞれの環境要素の境界が重なり合っています。日常生活の身近な問題にかかわることであっても、ひいては地球規模の環境問題に影響することも少なくない状況です。

そこで、計画の範囲としては、身近な日常生活から地球的規模の環境まで幅広くとらえ、かつ本市の環境特性を生かして「相模原らしさ」を十分に反映させるとともに、必要な分野については、近隣市町村も含めた広域的視点に立って考える必要があります。

このため、計画が対象とする範囲は、都市環境・生活環境・自然環境という3つの要素を含んだ地域環境を基本として地球環境までを見込む範囲としました。

4 計画が目指すもの

環境基本計画における望ましい環境像については、総合計画の基本目標の一つである「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」とし、副題を「市民と築く持続可能な環境共生都市」としました。

平成20年6月に策定された相模原市基本構想では、「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」というめざすべき都市像が定められており、この都市像を実現するための基本目標の一つとして「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」が示されました。総合計画においては、この基本目標の実現をめざし政策の基本方向が定められていますが、環境基本計画においても、この都市像と基本目標を踏まえることとしました。

望ましい環境像の実現のために、環境分野ごとに6つの環境目標を定めました。

環境目標 1	脱温暖化をめざしたまちづくり
環境目標 2	資源が循環するまちづくり
環境目標 3	豊かな自然を守り育てるまちづくり
環境目標 4	健康で安全に暮らせるまちづくり
環境目標 5	快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり
環境目標 6	多様な主体の協働によるまちづくり

これらの目標を達成するため、13 の基本施策及びそれに施策の柱を定めました。

また、基本施策における成果指標を示すとともに、施策の進捗状況を図るために進行管理指標を定め、施策を運営、展開することとしました。

※ 施策の体系

環境目標	基本施策	施策の柱
脱温暖化をめざしたまちづくり	1 市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市 (重点的取組施策)	1－1 市民・事業者のエネルギー有効利用の推進 1－2 環境と共生するまちを支えるエネルギーづくり 1－3 環境と共生するまちを支える人づくり・仕組みづくり
	2 人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進	2－1 環境にやさしい交通手段への利用転換の促進 2－2 歩いて暮らせるまちづくり
資源が循環するまちづくり	3 4Rによる資源循環の推進	3－1 環境教育・情報提供・啓発活動の充実 3－2 4R推進の仕組みづくり 3－3 家庭ごみ対策の推進 3－4 事業系ごみ対策の促進 3－5 リサイクルの促進
	4 廃棄物の適正処理の推進	4－1 ごみ処理体制の整備 4－2 不適正排出・不法投棄対策の充実
豊かな自然を守り育てるまちづくり	5 多様な生物が息づくまちづくり (重点的取組施策)	5－1 生物の生息・生育環境の保全・再生 5－2 生物の生態調査や生物多様性に関する普及・啓発、環境学習の推進 5－3 生物の保護・管理の施策の推進
	6 健康で豊かな森林づくり	6－1 水源林の保全・再生 6－2 森林保全活動の充実と保全意識の醸成 6－3 森林資源の活用
	7 人と自然が共に生きる里山づくり	7－1 里山環境の保全・活用 7－2 里山景観の保全
	8 清らかで親しみのある水辺環境づくり	8－1 水辺環境の保全・再生 8－2 水辺空間の保全・創出・活用 8－3 適正な水循環の確立

健康で安全に暮らせるまちづくり	9 健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全	9-1 大気環境保全対策の推進 9-2 水質環境保全対策の推進 9-3 土壌・地下水汚染の防止 9-4 有害化学物質対策の推進 9-5 騒音・振動・悪臭対策等の推進
快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり	10 みどり豊かな都市環境づくり	10-1 都市公園の整備の推進 10-2 都市のみどりの保全・再生 10-3 都市緑化の推進
	11 魅力的な景観づくり	11-1 地域特性や水、みどりの骨格を生かした景観づくり 11-2 快適な生活環境を実感できる身近な景観づくり 11-3 心を豊かにする景観づくり 11-4 市民とともに進める景観づくり
多様な主体の協働によるまちづくり	12 人づくり・地域づくり (重点的取組施策)	12-1 持続可能な社会の主体・主役づくり 12-2 市民活動支援機能の充実 12-3 地域コミュニティの再生・活性化
	13 協働の仕組みづくり	13-1 広範な主体の参加・参画・協働による施策の推進 13-2 持続可能な社会を実現させるための仕組みづくり

5 中間改訂の内容について

(1) 趣旨

環境基本計画では、計画策定から5年を経過した時点で、計画の評価・検証を行い、必要があれば見直しをすることとしていることから、「新・相模原市総合計画 中期実施計画」など関連計画の改訂等を踏まえて、平成26年度に環境基本計画の中間的な見直しを行いました。

(2) 改訂のポイント

①中間改訂の視点

本市を取り巻く社会情勢や関連施策等の変化に対応し、以下の3つの視点から中間改訂を行いました。

《 中間改訂の視点 》

視点1 社会経済情勢の変化への対応

東日本大震災による原発事故により、我が国のエネルギー構成の変化は本市の温暖化対策にも大きく影響しています。温暖化については、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告では、緩和策を更に加速させる必要性が指摘されています。

以上から、国のエネルギー政策、世界の動向、市温暖化対策推進会議の意見等を踏まえて最新の知見や施策の内容を反映しました。

視点2 関連計画などへの対応

平成22年3月に環境基本計画を策定して以降、本計画と関係のある計画の策定・改訂や新たな条例の制定があったことから、「目標数値」や「主な取組」について整合性を図りました。

視点3 市内の生活環境及び自然環境の状況

改訂前の環境基本計画は、津久井4町との合併、政令指定都市への移行を踏まえるとともに、地球温暖化や生物多様性、森林の保全など幅広い視点から作成されています。また、本市における生活環境や自然環境は計画策定時点と比較して大きな変化はないことから、「望ましい環境像」、「基本的な考え方」、「環境目標」、「基本施策」といった環境基本計画の基本的な部分については改訂を行わず、現行のままとしました。

②第4章「主な施策」と「当初5か年の主な取組」の見直し

改訂前の環境基本計画第4章「施策と施策の方向性」では、施策の柱ごとに「主な施策」と「当初5か年の主な取組」を記載していましたが、内容が重複しているものが見られたこと等から中間改訂に当たっては、「主な取組」に一本化し、再整理しました。

また、「水素エネルギー」や「生物多様性」といった新たな課題等へ対応するため、新たな主な取組を追加する一方、目標達成したものや今後5年間に実施予定がない取組等を整理・削除しました。

③重点的取組施策の設定

改訂前の環境基本計画では、当初5年間で優先的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けていましたが、各プロジェクトとも取組が進んでいる状況であり、一定の評価ができることなどから、中間改訂版では重点プロジェクトを設定しないこととしました。

一方、地球規模の問題として取組を継続する必要がある「地球温暖化対策」、本市の生物多様性地域戦略の策定に伴い新たな課題として取り組む「生物多様性」及び平成24年10月に完全施行された環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の趣旨に基づいた取組を進める必要がある「環境教育」の3つの分野については、第4章の基本施策に「重点的取組施策」として位置付けることとしました。

④成果指標の見直し

関連計画の改訂に伴い、改訂前の環境基本計画と異なる目標数値が新たに設定されたごみの排出量に関する指標及び内容が未設定であった生物多様性に関する指標については、関連計画の目標数値を本計画の成果指標としました。

なお、成果指標は、改訂前と同数の19項目です。

⑤進行管理指標の見直し

改訂前の環境基本計画では、施策の進捗状況を図るため80項目の進行管理指標を設定していましたが、中間改訂に当たっては成果指標と施策との関連性の観点から見直しを行い、進行管理指標の総数を55項目としました。

6 相模原市環境基本計画年次報告書「さがみはらの環境」について

本書「さがみはらの環境」は、相模原市環境基本条例（平成8年相模原市条例第26号）第12条の規定に基づき、相模原市環境基本計画の進行管理として、環境に関する施策の前年度における実施状況を公表するために作成するものです。相模原市環境審議会に実施状況を報告し、審査・助言を受け、公表し、施策展開に反映していきます。

第3章 計画の進捗状況

計画の進捗状況一覧

環境目標	基本施策		施策の柱
脱温暖化をめざしたまちづくり	1	市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市	1-1 市民・事業者のエネルギー有効利用の推進 1-2 環境と共生するまちを支えるエネルギーづくり 1-3 環境と共生するまちを支える人づくり・仕組みづくり
	2	人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進	2-1 環境にやさしい交通手段への利用転換の促進 2-2 歩いて暮らせるまちづくり
資源が循環するまちづくり	3	4Rによる資源循環の推進	3-1 環境教育・情報提供・啓発活動の充実 3-2 4R推進の仕組みづくり 3-3 家庭ごみ対策の推進 3-4 事業系ごみ対策の促進 3-5 リサイクルの促進
	4	廃棄物の適正処理の推進	4-1 ごみ処理体制の整備 4-2 不適正排出・不法投棄対策の充実
豊かな自然を守り育てるまちづくり	5	多様な生物が息づくまちづくり	5-1 生物の生息・生育環境の保全・再生 5-2 生物の生態調査や生物多様性に関する普及・啓発、環境学習の推進 5-3 生物の保護・管理の施策の推進
	6	健康で豊かな森林づくり	6-1 水源林の保全・再生 6-2 森林保全活動の充実と保全意識の醸成 6-3 森林資源の活用
	7	人と自然が共に生きる里山づくり	7-1 里山環境の保全・活用 7-2 里山景観の保全
	8	清らかで親しみのある水辺環境づくり	8-1 水辺環境の保全・再生 8-2 水辺空間の保全・創出・活用 8-3 適正な水循環の確立
健康で安全に暮らせるまちづくり	9	健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全	9-1 大気環境保全対策の推進 9-2 水質環境保全対策の推進 9-3 土壤・地下水汚染の防止 9-4 有害化学物質対策の推進 9-5 騒音・振動・悪臭対策等の推進
快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり	10	みどり豊かな都市環境づくり	10-1 都市公園の整備の推進 10-2 都市のみどりの保全・再生 10-3 都市緑化の推進
	11	魅力的な景観づくり	11-1 地域特性や水、みどりの骨格を生かした景観づくり 11-2 快適な生活環境を実感できる身近な景観づくり 11-3 心を豊かにする景観づくり 11-4 市民とともに進める景観づくり
多様な主体の協働によるまちづくり	12	人づくり・地域づくり	12-1 持続可能な社会の主体・主役づくり 12-2 市民活動支援機能の充実 12-3 地域コミュニティの再生・活性化
	13	協働の仕組みづくり	13-1 広範な主体の参加・参画・協働による施策の推進 13-2 持続可能な社会を実現させるための仕組みづくり

施策No.	平成30年度に行った主な事業	該当ページ
1-1	太陽光発電システムの補助(298件)	p16
1-2	地球温暖化対策に係る計画書制度の普及(平成30年度提出事業所数 16社)、メガソーラーの活用	p19
1-3	さがみはら地球温暖化対策協議会の活動支援、地球温暖化対策推進基金の活用	p22
2-1	コミュニティバス及び乗合タクシーの運行、次世代クリーンエネルギー自動車購入奨励(53台)	p26
2-2	橋本駅及び相模原駅周辺における土地利用の検討	p30
3-1	「ごみDE71大作戦」の実施、リサイクルスクエアの運営の充実(リサイクル家具出展数1,660点)	p32
3-2	「廃棄物減量等推進員」等との連携と協働(協力員等9,116人)	p35
3-3	生ごみ処理容器購入助成事業(173台)、食品ロス削減に向けたフードドライブの実施	p37
3-4	多量排出事業者指導、中小事業者訪問指導、事業系ごみ搬入物検査、学校給食におけるごみの排出抑制	p39
3-5	家庭ごみの分別回収、集団資源回収事業(332団体4,638t)、使用済小型家電回収	p41
4-1	清掃工場の計画的な整備の推進、ごみ焼却熱エネルギーの有効活用(発電量7,558万KWh)	p44
4-2	不法投棄防止対策(14団体と協定を締結)、ポイ捨て禁止条例による啓発・指導	p46
5-1	水辺環境保全等促進事業の実施、相模川河川敷等清掃事業の実施	p48
5-2	自然環境観察員制度(95人)、相模原の環境をよくする会主催の自然観察会等の実施	p50
5-3	アライグマ防除事業、有害鳥獣等の対策(ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ)の実施	p53
6-1	水源の森林づくり事業(間伐等の実施35.76ha)、さがみはら森林ビジョン推進事業	p55
6-2	森づくりボランティア養成事業(延べ108人参加)、丹沢大山クリーンキャンペーンの実施	p57
6-3	森林資源を活用した学習活動等の実施(66名参加)、ブランド化など津久井産材の利活用の推進	p58
7-1	里地里山保全等促進事業(小松・城北地区)	p60
7-2	水源地域交流の里づくり推進協議会事業(体験事業の実施、参加者152人)	p61
8-1	河川美化活動の推進(相模川、道志川で実施、参加者延べ2,332人)	p63
8-2	多自然型の河川改修の実施(1河川)、相模川フィールドミュージアム構想の推進	p66
8-3	道路改良事業における透水性舗装の整備	p68
9-1	大気環境測定の実施、低公害自動車の普及促進(奨励金の交付:燃料電池自動車3件、電気自動車50件)	p71
9-2	津久井地域の下水道整備の推進、合流式公共下水道の分流式への改善(整備6.8ha)	p73
9-3	地下水の水質測定(128地点)、土壤の汚染調査に基づく区域指定	p75
9-4	大気環境モニタリング調査(1地点、21物質)、化管法等に基づく受付(221件)	p76
9-5	自動車騒音の測定(7路線で実施、93.6%で環境基準達成)、米軍機騒音対策	p78
10-1	街区公園整備事業(青葉公園、松原公園)	p81
10-2	緑地保全用地購入事業(取得1.26ha)、市民との協働による緑地や水辺の保全・活用事業	p82
10-3	生垣、屋上・壁面・駐車場緑化の奨励金交付事業、開発事業に伴う緑化指導(緑地面積31,472.18m ²)	p84
11-1	住環境保全型の地区計画等の制定(60地区)	p87
11-2	屋外広告物の許可(614件)、公共事業におけるデザイン調整(14件)	p88
11-3	景観資源の把握、文化財の指定・登録の推進(179件)	p89
11-4	まちなみウォッチングの開催(2回)、積極的な景観づくりを行う地域への支援	p90
12-1	エコネットの輪におけるプログラム提供(登録94団体、115プログラム)、こども用啓発冊子の作成	p92
12-2	街美化アダプト制度(709箇所、505団体)、さがみはら環境まつりの開催	p94
12-3	公民館における環境教育・学習(40事業)、地域活性化事業交付金の活用(環境関連11件)	p96
13-1	協働事業提案制度、環境情報センターからの情報発信	p98
13-2	環境アセスメント制度の施行・運用	p99

計画の進捗状況一覧表 《成果指標》

基本施策	成果指標/[算定式]	基準値 (年度)	最終目標 (R1)	平成29年度 実績	平成30年度 実績
1、2	市全体の温室効果ガス総排出量 ^{*1} [1年間の温室効果ガス排出量]	438万t-CO ₂ (H18)	372万t-CO ₂ 以下 (15%以上削減)	368万t-CO ₂ (H28)	392万t-CO ₂ (H29)
3、4	市民1人1日当たりの家庭ごみ量 [家庭ごみ量/推計人口/365日]	631g (H18)	480g以下 (H30)	494g	491g
	ごみ総排出量 [市内の1年間のごみの総排出量]	27.2万t (H18)	22.3万t以下 (H30)	22.7万t	22.6万t
	最終処分場の埋立量 [一般廃棄物最終処分場の1年間の埋立量]	34,303t (H20)	21,000t以下 (H30)	21,796t	21,811t
5	市条例 ^{*2} により指定された地域 [定量目標]	0箇所 (H21)	7箇所	4箇所	5箇所
6	管理された森林面積の割合 (水源の森林づくり事業) [県・市の森林整備事業により管理・整備された森林面積 /対象全体面積 × 100]	37.5% (3,662ha) (H20)	83.7% (8,170ha)	68.7% (6,709ha)	69.4% (6,774ha)
7	里山地域における農用地区域内耕作地面積 の割合 [津久井地域の農用地区域内耕作地面積/津久井地域の 農用地区域内農地面積 × 100]	86.9% (H20)	100%	89.7%	92.1%
8	水辺やみどりに親しめる場が十分である と感じる市民の割合 [市民アンケート] ^{*3}	80.7% (H20)	86.0%	86.8%	86.4%
9	調査測定地点の環境基準達成率 [環境基準達成地点数/延べ測定地点数 × 100]	85.6% (H20)	88.6%	87.4%	89.3%
10	市民1人当たりの公園面積 [都市公園の合計面積/人口]	3.6m ² /人 (H20)	6.3m ² /人	4.69m ² /人	4.68m ² /人
	緑地率 [施設緑地(公園、広場など)及び地域制緑地(森林、特別 緑地保全地区、農用地など)の合計面積/市域面積 × 100]	67.5% (22,183ha) (H20)	67.5% (22,181ha)	67.4% (22,164ha)	67.2% (22,113ha)
11	市街地の景観が良好に保たれていると感じる 市民の割合 [市民アンケート] ^{*3}	72.6% (H20)	80.0%	81.0%	77.8%
	自然的な景観が良好に保たれていると感じる 市民の割合 [市民アンケート] ^{*3}	87.7% (H20)	90.0%	94.3%	93.4%
12	日常生活において、環境に配慮している 市民の割合 [市民アンケート] ^{*3}	56.6% (H20)	67.0%	59.1%	63.6%
13	市に意見を言える機会や手段が備わっている と思う市民の割合 [市民アンケート] ^{*3}	69.1% (H20)	72.7%	73.2%	71.5%

*1 市全体の温室効果ガス総排出量の実績については、算定に使用する統計数値の公表時期から年度に差が生じているもの。

*2 市条例：相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例及び相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例

*3 市民アンケート：総合計画に掲げる施策の進行管理を行うため、20歳以上の市民3,000人を対象に実施

ページ数	成果指標の達成状況
p14 p25	平成29年度は、産業部門における温室効果ガスの排出量が平成28年度と比較して増加したため、温室効果ガスの総排出量が最終目標を上回り、未達成となりました。
p31 p43	市民一人当たりの家庭ごみ量、ごみ総排出量及び最終処分場の埋立量について、平成30年度の最終目標値に達していないものの、全ての成果指標において基準年度(平成20年度)から着実に減少しています。ごみ・資源の分別についての周知啓発や平成28年10月に一般ごみの収集回数を週3回から週2回に変更したこと等により、ごみの分別や発生抑制・排出抑制に関する市民意識が高まっていることが考えられます。 今後、安心して生活できる環境を維持・向上させるために、市民・事業者・行政が今まで以上に廃棄物の減量化や資源化に対する必要性を認識し、平成31年3月に策定した第3次一般廃棄物処理基本計画に基づき循環型社会の実現に向けて協働して取り組んでいく必要があります。
p47	相模原市木タル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例及び相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例に基づき認定された団体に対して継続的な支援を行っています。また、新たな団体の認定及び地域指定に向け活動団体と調整を行い、水辺環境保全等活動区域の年度内における新規指定を行うことができました。今後も新規指定に向けた調整を進めています。
p54	水源の森林づくり事業により管理された森林面積の割合は増加となっており、最終目標に向けて事業を進めます。 また、里山地域における農用地区域内耕作地面積は増加傾向にあります。引き続き、新たな担い手の育成・確保や有害鳥獣対策、農地の利用権設定の推進などにより、耕作地面積の増加に取り組みます。
p59	市民アンケートでは、「水辺やみどりに親しめる場が十分であると感じる市民の割合」が、前年度比較としては、0.4ポイント減少となっていますが、目標値を上回る結果となったことから、水辺やみどりに親しむ場として、一定程度の満足度を得られていると考えています。引き続き、各施設の安全を確保しながら、満足度の維持向上を図ります。
p62	
p69	大気環境については、本市を含め全国的に光化学オキシダントが環境基準を達成していませんが、公共用水域の水質が改善したことにより最終目標を達成しました。
p79	市民に身近な街区公園などの都市公園の整備を進めておりますが、市民1人当たりの公園面積の最終目標の達成に向けては、公園整備に係る用地の確保や整備費用等の課題があります。 また、緑地率については、地域森林計画対象民有林が約50ha減少したため、昨年度に比べて実績値が下がっています。
p86	市では、相模原市屋外広告物条例や相模原市景観条例を制定し、景観に配慮したまちなみの形成に努めています。市街地の景観に関わる市民アンケートの満足度は、一定規模以上の大規模な建築物等に対して色彩や接道緑化等の景観形成に係る指導を行った結果、ほぼ前年度と同様に推移したものと考えられます。 また、自然的な景観に関わるアンケートの満足度については、旧津久井4町との合併を期に、年を追うごとに都市住民が山や湖をはじめとする自然景観をより身近に感じるようになってきたことから、高い水準を維持できていると考えられます。
p91	「日常生活において、環境に配慮している市民の割合」については、市民アンケートの結果、環境配慮行動を6項目のうち2項目以上行っている人の割合は、基準値及び前年度実績を上回っているものの最終目標値には届いていないため、より多くの環境配慮行動を行ってもらえるよう啓発活動を行っていきます。なお、環境配慮行動を1項目以上行っている人の割合は9割以上と高い値を示していることから、実践割合の低い行動に関する推進が課題と考えています。
p97	また、「市に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合」については、最終目標を平成29年度は達成したものの、平成30年度は減少したため、引き続き、市民意見を聴取する機会の拡充に取組んでいきます。

環境目標 1

脱温暖化をめざしたまちづくり

基本施策 1

市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市

目標 ※基本施策 2「人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進」と共通の目標です。

- ◆ 市全体の温室効果ガス排出量(二酸化炭素排出量)を 15%以上削減します

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (H18)	実績		最終目標 (R1)
			H29	H30	
市全体の温室効果ガス総排出量 ※1	1年間の温室効果ガス排出量	438万t-CO ₂	368万t-CO ₂ (H28)	392万t-CO ₂ (H29)	372万t-CO ₂ 以下 (15%以上削減)

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満 ※2

指標	算定式	基準値(年度)	方向	実績		評価
				H29	H30	
産業部門温室効果ガス排出量 ※1	製造業及び農林水産業、建設業における1年間の温室効果ガス排出量	202万t-CO ₂ (H18)	減少	125万t-CO ₂ (H28)	146万t-CO ₂ (H29)	△
家庭系部門温室効果ガス排出量 ※1	家庭における1年間の温室効果ガス排出量	77万t-CO ₂ (H18)	減少	78万t-CO ₂ (H28)	80万t-CO ₂ (H29)	△
事業系部門温室効果ガス排出量 ※1	商業・サービス業における1年間の温室効果ガス排出量	45万t-CO ₂ (H18)	減少	63万t-CO ₂ (H28)	61万t-CO ₂ (H29)	○
1世帯当たり1年間の電気の使用量 ※1	温室効果ガス推計結果に基づく(熱量換算)	14,108MJ (H18)	減少	11,051MJ (H28)	11,073MJ (H29)	△
1世帯当たり1年間のガスの使用量 ※1	温室効果ガス推計結果に基づく(熱量換算)	20,095MJ (H18)	減少	16,120MJ (H28)	15,687MJ (H29)	○
再生可能エネルギーの導入状況	太陽光発電システムの設置補助件数	延べ901件 2,974kW(H20)	増加	延べ 7,139件 28,370kW	延べ 7,437件 29,834kW	○
温暖化に係る環境学習の参加者数	生涯学習まちかど講座、環境情報センター実施の環境学習、地球温暖化防止セミナー等の参加者数	539人 (H20)	増加	500人	482人	△

※1 温室効果ガス排出量及び1世帯当たり1年間の電気・ガスの使用量の実績については、算定に使用する統計数値の公示時期から年度に差が生じているものです。

※2 評価について、従来は、基準値との比較で評価を行っておりましたが、中間改定を行い、目標年度も近づいてきたことにより、評価方法を前年度実績との比較に変更いたしました。

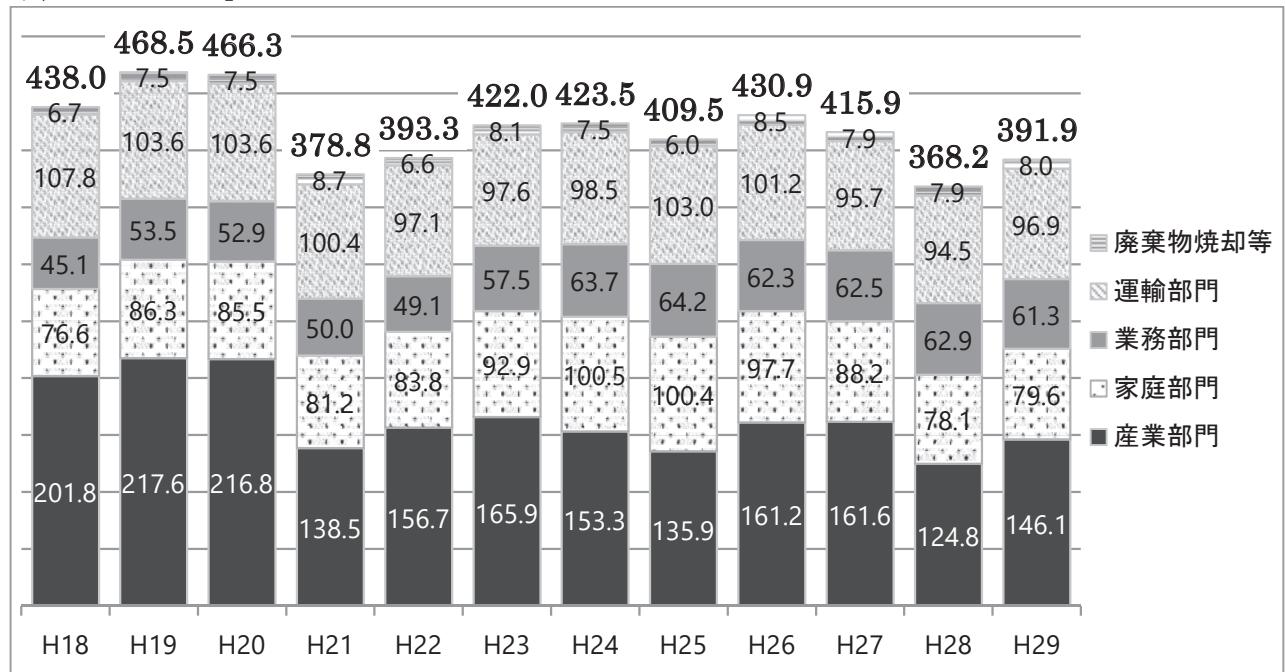
平成29年度の産業部門における温室効果ガスの排出量は、基準年度と比較すると、平成20年度後半からの世界経済の低迷による景気の後退等の影響により、大幅に減少しました。なお、平成28年度との比較では、製造品出荷額等が大幅に増加したため、増加しました。

家庭・事業系部門における温室効果ガスの排出量については、東日本大震災以降、化石燃料への依存度が高まり、電力二酸化炭素(CO₂)排出係数が上昇したことなどから、基準年と比べて増加しました。平成28年度との比較では、電力CO₂排出係数は減少しましたが、一世帯あたりのエネルギー使用量や世帯数の増加により、家庭系部門の温室効果ガスの排出量は増加しました。

なお、業務系部門については、店舗等の延床面積の減少を受け、温室効果ガス排出量は減少しました。

再生可能エネルギーの導入状況については、住宅用太陽光発電システム設置の補助を継続していることから、基準年度より大幅に増加しています。

単位：万 t-CO₂



部門別CO₂の排出量の推移

1-1 市民・事業者のエネルギーの有効利用の推進

地球温暖化防止のためには、可能な限りエネルギー消費量を削減していく必要があり、エネルギーの有効利用が重要かつ喫緊の課題です。特に民生家庭部門を中心とした省エネ対策の取組の促進を行っています。

【主な取組状況】

○エコライフスタイルの普及

<地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」の推進>

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという国の掲げる目標の達成のため、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、地球温暖化対策に役立つあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」が、政府の主導により平成27年度に開始されました。

本市では、平成30年1月に当該運動に賛同し推進していくことを「COOL CHOICE 賛同宣言」として公表しました。平成30年度は、啓発CMを制作し、公共交通バス車内や、地域情報番組等で放映しました。また、市内ホームタウンチームのホームゲーム会場やイベント会場等において「COOL CHOICE」啓発ブースを出展し、さがみはら地球温暖化対策協議会のイメージキャラクター「さがぼーくん」を隊長とする「COOL CHOICE」キャラバン隊が、「COOL CHOICE」への賛同や家庭の省エネ対策を呼びかけました。

加えて、地球温暖化防止月間の12月には「さがみはら地球温暖化防止フォーラム」として、毒蝮三太夫氏をゲストに、古い家電の積極的な買い替えを促すトークショーを開催するなど、通年での啓発事業を行いました。



啓発ブースの出展



さがみはら地球温暖化防止フォーラム

<クールシェアさがみはら>

家庭におけるエアコンの使用抑制や熱中症対策などのために、電力需要が高まる夏の日中を中心に家庭のエアコン使用を控え、市内の公共施設や店舗等で暑さをしのいだり、イベント等に参加するなど、地域で集まって涼しく過ごすことで、地域の節電・省エネ効果を高める取組として7月1日から9月30日まで「クールシェアさがみはら」を実施しました。

平成30年度実施施設は135箇所（公共施設87箇所、民間施設48箇所）でした。

○照明のLED化の促進

電気使用量の削減のため、市施設において改修や新設にあわせてLED照明などの高効率照明を導入しました。

また、ESCO事業を活用して、既設道路照明灯のうち消費電力が大きい水銀灯約3,600灯のLED化を実施しました。

市内の中小規模事業者が「地球温暖化対策計画書制度」に基づき実施する省エネ設備等の導入に対し、その経費の一部を補助し導入促進を図りました。

◆ ESCO事業

ESCOとは、エネルギー・サービス・カンパニーの略で、施設や設備の省エネ改修を行い、改修による光熱費等の削減分により、改修費用を賄う事業

○住宅のスマート化の普及促進

太陽エネルギー利用設備や、電気とお湯を同時にくり効率良く利用する家庭用燃料電池システム（エネファーム）等の設備を設置した方へ奨励金を交付するなど、住宅のスマート化の普及促進を図りました。

◆ 住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業

事業概要

住宅に太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エネファーム、蓄電池、HEMS（ホームエネルギー・マネジメントシステム）（太陽光発電システムに加え、エネファーム又は蓄電池を設置し、同時に申請したものに限る。）を設置した個人に対して奨励金を交付する。

実績

平成30年度の太陽光発電システムの奨励件数は298件、制度開始（平成13年度）からの延べ実績は7,437件（出力29,834kW）に達している。その他の設備の平成30年度奨励件数は、太陽熱利用システム20件、エネファーム218件、蓄電池158件、HEMS50件であった。

<直近3ヵ年の太陽光発電システムの補助（奨励）実績と累計>

年度	H28	H29	H30	H13～H30
補助件数	477件	377件	298件	7,437件
合計出力	2,227kW	1,756kW	1,465kW	29,834kW

<直近3ヵ年の太陽熱利用システム・エネファーム・蓄電池・HEMSの補助（奨励）実績>

年度	H28	H29	H30
太陽熱	14件	14件	20件
エネファーム	242件	221件	218件
蓄電池	78件	79件	158件
HEMS ※平成28年度以降はスマートハウス加算	55件	50件	50件

○省エネナビ市民モニター事業（エネルギーの見える化）

家庭における電気の使用量を「見える化」することにより、分かりやすく親しみながら省エネ活動に取り組んでいただくため、市民に対して、電気使用量や電気料金がリアルタイムに確認できる「省エネナビ」の貸出しを行いました。

- 平成30年度貸出実績：4台



省エネナビ

○事業所等のビル向けエネルギー管理システムの導入促進

平成25年度から始めた「相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金」により中小規模事業者の事務所等へのエネルギー管理システムの導入支援を図っています。

- 平成25年度から平成30年度までの導入実績：5件

○中小規模事業者省エネルギー活動の支援

市では、平成25年度から、中小規模事業者の自主的かつ計画的な省エネルギー対策を支援するため、事業者がCO₂の削減目標や目標達成のための取組などに関する計画を策定し、市へ提出する「地球温暖化対策計画書制度」や、省エネに関する専門家を事業所に派遣して、効果的な省エネ対策や地球温暖化対策計画書の作成に関するアドバイスを行う「省エネアドバイザー派遣事業」、計画書に基づき省エネ設備や太陽光発電設備の導入などに要する費用の一部を助成する「中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援事業」を実施しています。

- ・省エネアドバイザー派遣事業 58回実施
- ・地球温暖化対策計画書制度 16社提出
- ・中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金 23件、9,892,000円

○公共施設へのESCO事業の導入

民間事業者による省エネルギーに関する包括的なサービスであるESCO事業を活用して、道路照明灯のLED化を実施しました。

○省エネ設備の導入促進

市民向けとして、住宅への省エネ機器の導入促進を図るため家庭用燃料電池（エネファーム）と蓄電池、HEMSの設置者に奨励金を交付しました。

また、事業者向けには、中小規模事業者が「地球温暖化対策計画書制度」に基づき実施する省エネ設備等の導入に対し、その経費の一部を補助することで、省エネ設備の普及促進を図りました。

○市の事業活動に伴うCO₂排出量の削減への取組

市では、事務事業に伴う環境負荷の低減を図るために、冷暖房や照明などの適正利用、公用車の使用抑制、排出ごみの削減など、環境配慮やCO₂の排出削減に向けた活動に継続的に取り組んでいます。

また、市も一事業者として、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）などエネルギーと地球温暖化に関する法令等への対応や、市域全体のCO₂削減に貢献するといった役割が求められていることなどから、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公共施設への太陽光発電設備の設置などの取組を進めています。

【今後の方向性】

民生・家庭部門における温室効果ガス排出量は前年度との比較では横ばいになっており、また、基準年度に比べ増加していることから、エコなライフスタイルへの転換や省エネ活動をより一層促進することを目的として、地球温暖化対策のための

国民運動「COOL CHOICE」の啓発活動などの取組を進めています。

住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業については、再生可能エネルギー利用設備等の普及に係る国・県等の施策展開の動向を踏まえつつ、補助制度のあり方や効果的な普及促進策について、引き続き検討していきます。

また、産業部門や民生・業務部門における温室効果ガス排出量の削減に向けて、特に市内事業者の約9割にあたる中小規模事業者に対して、相模原市地球温暖化対策推進条例（平成24相模原市条例第88号）に基づく地球温暖化対策計画書の周知や活用を促すとともに、計画書に基づく中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金などの取組を進めています。

公共施設については、これまで相模原市環境方針等に基づき環境負荷の低減に努めてきました。今後も環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減に努めるとともに、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。

1-2 環境と共生するまちを支えるエネルギーづくり

化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入を各部門で促進し、低炭素社会の構築を様々な主体との協働で取り組んでいます。

【主な取組状況】

○太陽エネルギー利用設備の導入

太陽光発電設備や太陽熱利用設備の設置に対して奨励金の交付を行う等、太陽エネルギー利用設備の導入を支援しました。(1-1 住宅のスマート化の普及促進)

また、公共施設の新設・改修などに合わせて太陽光発電設備等を導入しています。

<公共施設における太陽光発電設備の設置状況> (平成 31 年 3 月末)

施設	出力	施設	出力
環境情報センター	3.0kW	緑区合同庁舎	11.3kW
小中学校（小 19、中 4）	180.6kW	緑区合同庁舎立体駐車場	2.0kW
市営上九沢団地	9.0kW	藤野分署	4.7kW
相模原麻溝公園競技場	20.0kW	相模原市民会館	7.0kW
市役所第 1 別館	2.5kW	相模川ふれあい科学館	7.5kW
大野台こどもセンター	3.4kW	青野原出張所	5.5kW
自然ふれあい水路	2.0kW	小山公民館	5.0kW
本庁舎周辺街灯用	0.6kW	上溝学校給食センター	10.0kW
相原公民館	5.7kW	相原分署	5.7kW
救援物資集積・配送センター	13.5kW	津久井クリーンセンター	10.0kW
相武台まちづくりセンター・公民館	9.6kW	緑区役所青根出張所・青根公民館・津久井消防署青根分署	5.3kW
麻溝まちづくりセンター・公民館	5.5kW		
合 計 45 箇所			329.4kW

○市内小・中学校への太陽光発電設備の設置

次世代を担う子どもたちの環境教育に活用するとともに、市民への啓発効果を高めるため、市内の小・中学校へ太陽光発電設備を設置しています。

平成 30 年度末現在で延べ 23 校（小学校 19 校、中学校 4 校）に設置し合計出力は、180.6kW となっています。

○地球温暖化防止支援資金（中小企業融資制度）

省エネルギータイプの機械・設備への切替えや、太陽光発電設備等の新エネルギー設備の導入等を行う中小企業者等を支援するため、低金利で利用可能な融資制度を設けています。

- ・平成 30 年度融資実行件数：3 件

○再生可能エネルギーなどの温暖化対策分野の先端産業集積の促進

将来にわたる持続的な市内産業の発展を目指して、平成 17 年 10 月にさがみはら産業集積促進方策（STEP50）を策定、相模原市産業集積促進条例に基づき、新たに工場等を立地する企業に対し、奨励金の交付や固定資産税等の軽減措置を講じています。平成 27 年 4 月からは、本市経済を牽引する「リーディング産業」の立地に対して、インセンティブを設け、再生可能エネルギー関連産業や環境負荷低減に資する燃料電池などの製造を行う先端産業の立地を促進しています。

- ・平成 30 年度立地計画認定件数：10 件（うち温暖化対策分野の事業の立地は 0 件）

○産学官共同による先端技術創出の促進

中小企業が行う新技術等の研究開発において、大学等研究機関の知見が生かされるよう、「中小企業研究開発補助金」に「産学連携枠」を設け、大学等との協働を促進しています。

- ・平成 30 年度交付件数：3 件

○地球温暖化対策に係る計画書制度の普及

国や県の施策によりエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の削減取組が義務付けされていない中小規模事業者による、事業活動に伴う省エネ対策等の自主的な取組を推進するため、CO₂削減目標や削減目標達成のための取組について、3 年間の計画として任意に作成し、市へ提出する「地球温暖化対策計画書制度」を平成 25 年度より運用しています。

<地球温暖化対策計画書提出実績>

年度	H27 まで	H28	H29	H30
事業所数	66 社	19 社	13 社	16 社

○メガソーラーの活用

一般廃棄物最終処分場のうち最終覆土が完了した第 1 期整備地を活用し、民間事業者と協働で大規模太陽光発電所（メガソーラー）を導入し、平成 26 年 3 月 1 日から運転しています。メガソーラーの活用により、エネルギー問題や地球温暖化問題の解決の一助とともに、市民や事業者向けの見学会を通じて再生可能エネルギーの普及啓発や環境教育を行っています。

<ノジマメガソーラーパーク概要>

- ・事業面積 約 4.4ha (パネル設置部分 約 2.6ha)
- ・発電規模 約 1.9MW
- ・年間発電量 2,331,689 kWh (一般家庭約 650 世帯分)
- ・運転開始日 平成 26 年 3 月 1 日
- ・付帯設備 見学スペース、発電表示板、非常時用電力供給盤



大規模太陽光発電所（ノジマメガソーラーパーク）



見学会の様子

<直近 3 カ年の発電量の実績と見学者数>

年度	H28	H29	H30
発電量	2,257,971kWh	2,340,992kWh	2,331,689kWh
施設見学者数	371 人	274 人	234 人

○木質バイオマスエネルギーの導入促進

津久井産材の有効活用に効果のある、木質バイオマスの利活用について、情報収集を行いました。

○水素エネルギーの利活用の推進

平成 26 年 12 月に策定した「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」に基づき、燃料電池自動車の公用車への導入や市民・事業者による燃料電池自動車の購入補助を実施しました。また、定置式水素ステーションの設置に係る補助制度を創設するとともに、民間事業者による市内 2 箇所の移動式水素ステーション運用支援やイベント等における燃料電池自動車展示会の開催など水素エネルギーの普及促進を図り、「水素社会の実現」に向け取組を進めました。

○ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用

清掃工場において、焼却炉の熱から発生させたボイラ蒸気を利用し、タービン発電機により発電した電気については、工場内の電力を貯い、余った電力は電気事業者に売電しています。

なお、売電による収入については、工場の維持管理費に充てるとともに、地球温暖化対策推進基金に積立て、地球温暖化対策事業にも活用しています。さらに、隣接する温水プールや県の温室等の施設へ蒸気を供給して熱エネルギーの有効利用を図っています。

また、南清掃工場では、平成 24 年 12 月に F I T 制度（再生可能エネルギー発電設備認定）の認定を受けました。

<清掃工場のごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用>（単位：kWh）

内 容	南清掃工場		北清掃工場		合計	
	年 度	H29	H30	H29	H30	H29
発 電 量	54,760,690	59,265,240	17,715,580	16,311,490	72,476,270	75,576,730
場内等消費	30,482,962	31,686,312	13,615,788	12,206,273	44,098,750	43,892,585
売 電 量	24,277,728	27,578,928	4,099,792	4,105,217	28,377,520	31,684,145

【今後の方針】

地球温暖化の原因といわれている温室効果ガスの削減、さらには化石燃料からの脱却は、地球規模での課題となっています。そのため、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入や本市の自然的特性である森林資源の利活用によるエネルギーの地産地消、水素など新たなエネルギーの活用を促進し、低炭素社会の構築を多様な主体と協働で取り組んでいきます。

水素エネルギーの利活用については、平成 26 年 12 月に策定した「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」に基づき、家庭用燃料電池や燃料電池自動車の普及、水素供給インフラの整備などを推進していきます。

温室効果ガスの削減を図るには、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及促進をさらに進めていく必要があります。

ノジマメガソーラーパークについては、今後も市民、学生、事業者などに対する見学会を通じて、環境教育や環境学習を行っていきます。その他の公共施設については、引き続き新設や改修等の機会を捉えて太陽光発電設備等の設置を積極的に進めていきます。

事業者向けには、融資制度のほか、「相模原市地球温暖化対策推進条例」に基づき、省エネ設備等の導入を促進するための支援を引き続き実施していきます。

清掃工場における熱エネルギー利用に当たっては、効率的な運転計画の立案、節電に努め、余剰電力の売電を推進していきます。

1-3 環境と共生するまちを支える人づくり・仕組みづくり

低炭素社会の実現には、行政だけでなく市民・事業者など多様な主体が連携し、実践していく必要があります。そのため、各主体が協力して温暖化対策を実践する「さがみはら地球温暖化対策協議会」の普及啓発活動等の支援や相模原市地球温暖化対策推進条例に基づく取組を推進しています。

【主な取組状況】

○地球温暖化対策実行計画による地球温暖化対策の推進

平成 24 年 3 月に策定した「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」では、市民・事業者・行政の協働により、平成 31 年度までに市域全体から排出される CO₂ を基準年（平成 18 年度）比で 15% 削減するという目標を掲げています。

この計画では、「再生可能エネルギーの利用促進」や「省エネルギー活動の促進」など 5 つの施策を取組の柱に据え、具体的な施策・対策を実施することにより、CO₂ 排出削減に向けた様々な取組を推進しています。

また、計画に基づく施策の評価・検証については、相模原市地球温暖化対策推進条例に基づき設置した市の附属機関である「相模原市地球温暖化対策推進会議」において行っています。

◆ 相模原市地球温暖化対策推進会議

地球温暖化対策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するもの(実行計画の進行管理や進捗状況の評価・検証)

委員構成等

定 数：15 名以内（うち 2 名を公募により委嘱）

実人員：13 名

任 期：2 年

構 成：学識経験者、市の住民、事業者、関係団体の代表者、市長が特に必要と認める者
(条例施行規則第 8 条)

平成 30 年度の開催実績

○平成 30 年 9 月 11 日（第 1 回開催）出席者 10 名

- ・ 地球温暖化対策実行計画実施状況報告書（平成 29 年度報告）について
- ・ 次期「地球温暖化対策実行計画」について

○平成 30 年 11 月 30 日（第 2 回開催）出席者 11 名

- ・ 次期「地球温暖化対策実行計画」について
- ・ 地球温暖化対策実行計画実施状況報告書（平成 29 年度報告）について
- ・ 新しい実行計画の構成について

○平成 31 年 2 月 8 日（第 3 回）出席者 12 名

- ・ 次期「地球温暖化対策実行計画」について

○平成 31 年 3 月 26 日（第 4 回）出席者 9 名

- ・ 次期「地球温暖化対策実行計画」について

○温室効果ガスの吸収源対策

CO₂ の吸収力の向上や定着化につながる森林の適切な管理や木材利用の促進などを総合的に進めています。

<平成 30 年度実績>

市内における水源の森林づくり事業の累計整備(確保)面積 6,774ha

○気候変動に伴う自然災害、健康被害等の適応策の推進

今後、温室効果ガスを削減するための取組を続けたとしても、気温の上昇等に伴う気候変動の影響は避けられないと言われています。平成 29 年 3 月に策定した「相模原市気候変動の影響への適応策」に基づき、気候変動による影響の回避・低減等を図るとともに、各施策の実施状況を取りまとめ、地球温暖化対策実行計画実施状況報告書に掲載しました。

○地球温暖化対策推進基金の活用

市民・事業者が取り組む地球温暖化対策を支援するための財源を確保するために設置した基金で、清掃工場の電力売扱収入及び市民・企業からの寄附金などを積み立てています。平成30年度は、住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業、次世代クリーンエネルギー自動車購入奨励事業などの財源として活用しました。

＜平成30年度基金の運用状況＞

- ・平成30年度積立額：55,696,811円（南清掃工場売電収入50,000,000円、利子収入88,827円、メガソーラー事業関連収入5,597,984円等）
- ・平成30年度充当額：45,159,699円（住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業、次世代クリーンエネルギー自動車等購入奨励事業等）
- ・平成30年度末残高：146,157,933円

○さがみはら地球温暖化対策協議会の活動支援

多くの市民・事業者の参画により、地球温暖化対策に関する普及啓発や情報交換、交流などの活動ネットワークの核となる「さがみはら地球温暖化対策協議会」の活動を支援しました。

◆ さがみはら地球温暖化対策協議会

目的

相模原市地球温暖化防止対策推進条例及び相模原市地球温暖化対策実行計画の趣旨を踏まえ、市民・事業者・市等が相互に連携し協働して、日常生活における温室効果ガスの排出の削減等に関し必要な対策について協議し、具体的な活動を実施することにより、市域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、平成25年3月に設立された。

事業内容

- ・地球温暖化防止に関する情報提供及び普及啓発
会報やチラシ、インターネットなどを活用した情報発信
自治会、公民館、小学校への出前講座や地域でのイベントによる啓発活動など
- ・市民・事業者等の自主的な地球温暖化防止の取組の促進
家庭での節電・省エネ方法の普及啓発活動など
- ・会員の相互交流及び会員自らの地球温暖化防止活動の促進
会員向け研修、視察、交流会の開催など

組織体制及び会員

組織体制：会長等（会長1名、副会長3名以内、監事2名以内）

運営委員会（会長、副会長、各部会長、各副部会長、各部会推薦委員）

部会【3部会】（広報部会、対策部会、調査・研究部会）

事務局：株式会社ウイツツコミュニティ

会員：本会の趣旨に賛同し、本会の事業に積極的に取組む個人、事業者及び団体

【会員数111：個人36名、事業者40社、団体35団体（平成31年3月末現在）】

○さがみはら地球温暖化対策地域協議会のイメージキャラクターを活用した普及啓発

さがみはら地球温暖化対策協議会のイメージキャラクターである、「さがぼーくん」を活用して市内のイベントに参加し、市民の方に地球温暖化防止を呼びかけました。



さがぼーくん

○環境情報センターにおける温暖化防止に係る環境学習や環境活動の実施

環境情報センターの環境学習事業において省エネ、節電といったテーマで講座や工作教室などを催し、普及啓発に努めました。

○市民への環境教育・学習の提供

さがみはら地球温暖化対策協議会と連携した普及啓発事業の実施のほか、環境情報センターや各公民館における環境講座や生涯学習まちかど講座を通じて、市民に対し、省エネルギー対策等の地球温暖化防止意識の啓発を促進しています。

○広域での地球温暖化対策の取組

<九都県市（節電及び地球温暖化防止キャンペーン）>

九都県市首脳会議（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市の首長で構成）と連携して、地球温暖化対策に係る普及啓発活動を実施しました。

<町田市・相模原市ライトダウン（まちだ・さがみはら絆・創・光）>

町田市と相模原市の連携により、市民・事業者・行政が手を携えて協働し（絆）、節電など、一人ひとりできることを考え（創）、まちぐるみで消灯し、星空を見上げる（光）ことで、大震災からの復興の更なる前進を祈るとともに、改めて震災を思い返し、地球環境について考え、節電や省エネ行動につなげることを目的とした「町田市・相模原市ライトダウン」を平成31年3月11日に実施しました。

関連イベントとして市立図書館にて地球温暖化等の関連書籍の紹介と「COOL CHOICE」や省エネ対策に関するパネル展示を行ったほか、当日には、小田急線町田駅東口広場等で、商店街の街灯を消しながらライトダウンを呼びかける行進や省エネをテーマとしたイベントを実施しました。

【今後の方向性】

「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく取組のほか、平成25年4月に施行した「相模原市地球温暖化対策推進条例」を幅広く市民・事業者に周知し、実行計画と条例が一体となって総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進していきます。また、条例に基づき設置した「地球温暖化対策推進会議」において、実行計画の進行管理や進捗状況の評価・検証を行い、次期地球温暖化対策実行計画の策定に向けた検討を進めます。「さがみはら地球温暖化対策協議会」については、その活動が活発に展開され、市民・事業者の自主的な地球温暖化防止の取組のけん引役となるよう、市として引き続き積極的に支援を行っていきます。

一方、今後、温室効果ガスを削減するための取組を続けたとしても、気温の上昇等に伴う気候変動の影響は避けられないと言われており、そのような影響の回避・低減等を図る「適応策」と、温室効果ガスの排出削減を図る「緩和策」を地温暖化対策の両輪として進めていきます。

基本施策 2

人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進

目標 ※基本施策 1「市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市」と共通の目標です。

◆ 市全体の温室効果ガス排出量(二酸化炭素排出量)を 15%以上削減します

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (H18)	実績		最終目標 (R1)
			H29	H30	
市全体の温室効果ガス排出量※	1年間の温室効果ガス排出量	438万t-CO ₂	368万t-CO ₂ (H28)	392万t-CO ₂ (H29)	372万t-CO ₂ 以下 (15%以上削減)

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H29	H30	
運輸部門の温室効果ガス総排出量※	自動車及び鉄道の1年間の温室効果ガス排出量	108万t-CO ₂ (H18)	減少	95万t-CO ₂ (H28)	97万t-CO ₂ (H29)	△
市域面積に対する公共交通カバー率	市内の鉄道勢圏(鉄道駅から1kmの範囲)及びバス勢圏(バス停から300mの範囲)の市域面積(国定公園及び水面・河川敷の面積を除く)で除した値	58.0% (H20)	増加	61.7%	61.7%	○
自転車駐車場の収容台数	公共自転車駐車場の収容台数の計	43,037台 (H20)	増加	45,609台	41,880台	△
公用車のクリーンエネルギー車の台数	市が保有する公用車のクリーンエネルギー車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車)の台数	25台 (H20)	増加	40台	46台	○

※ 温室効果ガス排出量の実績については、算定に使用する統計数値の公表時期から年度に差が生じているものです。

運輸部門における二酸化炭素排出量は、自動車登録台数の増加などの理由により、平成29年度実績で97万t-CO₂となり、平成28年度に比べ増加しました。

市域面積に対する公共交通カバー率については、バス路線網の維持確保への取組や、コミュニティバスや乗合タクシーの運行継続によって横ばいとなっています。また、TDM(交通需要マネジメント)施策の推進や、MM(モビリティ・マネジメント)の実施により、公共交通への利用転換や利用促進を図るとともに、バス停留所上屋の設置などの環境整備や鉄道運行本数の増加要望など公共交通機関の利便性向上にかかる取組を進めています。

自転車駐車場の収容台数については、更新時に利用者のニーズに合わせて、一部の自転車ラックを撤去し平置きスペースの増設を行ったことや利用者の安全性に配慮した自転車ラックへの入れ替えを行いました。

今後も利用状況に合わせて整備を行います。

また、市で使用する公用車についてもクリーンエネルギー自動車を導入しています。

2-1 環境にやさしい交通手段への利用転換の促進

自動車に過度に依存しない社会を構築するため、公共交通網の充実や自転車の利用しやすい環境づくりを進めるとともに、次世代クリーンエネルギー自動車への転換を進めています。

【主な取組状況】

○「総合都市交通計画」の推進

身近な交通環境の充実や広域的な交流機能の向上を図る将来のあるべき交通の実現に向けて、平成24年3月に策定した「総合都市交通計画」目標の達成状況の確認及び社会経済動向について、モニタリング指標を用いて各施策・事業の進行管理を行いました。

○小田急多摩線の延伸の実現

首都圏南西部の広域的な交通ネットワークの充実や利便性の高い公共交通網の形成を目指し、小田急多摩線の唐木田駅から上溝駅までの延伸については、学識経験者や関係機関で構成する「小田急多摩線延伸に関する関係者会議」において、平成28年の交通政策審議会答申で示された収支採算性等の課題解決を図るために、調査検討を行い、検討結果をとりまとめました。上溝駅から田名地区、愛川・厚木方面への延伸については、厚木市、愛川町、清川村及び本市で構成する「小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会」において、延伸促進に取り組んでいます。

○JR相模線複線化の促進

JR相模線の輸送サービス改善等による、駅を中心とした公共交通体系の形成に向けて、複線化の早期実現が図られるよう、神奈川県や沿線市町・経済団体で構成する相模線複線化等促進期成同盟会を通じて、関係機関への要望活動や複線化に関する広報・啓発活動等を実施しました。

○TDM施策の推進

「橋本地区TDM推進計画」に基づき、橋本駅南口周辺地区における啓発活動等を行ったほか、相模大野地区のTDM推進委員会を新たに設置し、具体的な施策を検討しました。また、自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促進するため、MM（モビリティ・マネジメント）を実施しました。

○新しい交通システム推進事業

市内拠点間の連携を強化するとともに、交通利便性の向上や道路混雑緩和による環境負荷軽減を図るため、平成28年11月に策定した「新しい交通システム導入基本計画」に基づき、交差点改良など、幹線快速バスシステム（BRT）の早期導入に向けた取組を進めました。

○「バス交通基本計画」の推進

バス交通の課題解決を図り効率的かつ利便性の高いバス路線網を構築するため、平成24年3月に策定した「バス交通基本計画」に基づき、ノンステップバスの導入やバス停上屋・ベンチの設置に対して補助金を交付する等、誰もが利用しやすいバス交通の実現に向けた取組を推進しました。また、目標の達成状況及び社会経済動向について、モニタリング指標を用いて各施策・事業の進行管理を実施しました。

○バス停留所無料自転車駐車場維持管理事業

バス交通の利便性を高めサイクルアンドバスライドを推進すること及びバス停留所付近の放置自転車を削減することを目的に、市内の主なバス停留所・バスターミナル周辺に無料の自転車駐車場（9箇所、収容台数445台）を設置し、運営を行いました。

○路上等自転車駐車場管理運営事業

放置自転車等の多い主要駅周辺に買い物など短時間利用者のための施設として、歩道上のデッスペースなどをを利用して自転車駐車場（14箇所、収容台数993台）を設置、運営を行いました。

○コミュニティ交通対策事業

鉄道・バスのいずれの交通サービスも受けにくい交通不便地区及び交通空白地区における高齢者をはじめとする移動制約者にも利用可能な生活交通手段の確保を図るため、コミュニティバスや乗合タクシーを運行しています。

<平成30年度の運行状況>

【本格運行の継続】

- ・大沢地区コミュニティバス「せせらぎ号」 1便あたりの利用者数 11.8人、収支比率 50.6%
- ・大野北地区コミュニティバス 1便あたりの利用者数 10.5人、収支比率 47.3%
- ・内郷地区乗合タクシー「おしどり号」 1便あたりの利用者数 2.1人、稼働率 69.6%
- ・根小屋地区乗合タクシー「くっしー号」 1便あたりの利用者数 2.5人、稼働率 54.4%
- ・吉野・与瀬地区乗合タクシー「ふれあい号」 1便あたりの利用者数 2.1人、稼働率 81.1%

【暫定運行】

- ・牧野地区乗合タクシー：平成29年10月1日から

○市内の拠点間を結ぶ幹線道路のネットワークの構築と道路交通上支障となっている課題箇所の解消

市内の幹線道路については、道路ネットワークの充実及び道路交通上支障となっている課題箇所の解消に向け「相模原市新道路整備計画」を策定し、道路改良事業、交差点の改良事業、鉄道等との立体交差事業等を進めています。平成30年度は以下のとおり幹線道路の整備を行いました。

<平成30年度整備実施路線>

- ・国道413号 ・(都)相模原二ツ塚線 ・(都)宮上横山線 ・市道相原76号

○駅周辺幹線道路などへの自転車通行環境の創出

「相模原市自転車通行環境整備方針」に基づき、鉄道駅や公共施設などへのアクセス路線などの自転車交通量の多い幹線道路を中心に整備を行っています。平成30年度は橋本駅へのアクセス路線である市道橋本駅西口及び相模大野駅へのアクセス路線である市道相模大野に自転車の左側通行を示す矢羽根及びピクトグラムの設置を行いました。

○レンタサイクルの推進

市営相模大野駅北口自転車駐車場と市営相模原駅南口自転車駐車場の一部を使用し公益財団法人相模原市まち・みどり公社がレンタサイクル事業を実施しました。

○エコドライブの普及啓発

市内の環境イベントにおいて啓発活動を行いました。また、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）合同で自動車教習所でのエコドライブ講習会を開催したほか、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市合同で東名高速道路海老名サービスエリアにて啓発活動を行いました。

○次世代クリーンエネルギー自動車購入奨励事業

既存のガソリン車よりも二酸化炭素等の排出量が少ない次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進を図るため、燃料電池自動車や電気自動車を購入する個人又は事業者に対し、奨励金を交付しました。

年度	H29	H30	H23～H30
燃料電池自動車	9台	3台	21台
電気自動車	30台	50台	354台

○次世代クリーンエネルギー供給施設の整備支援

電気自動車用急速充電器の設置については、公共施設に 4箇所 6基を設置し普及促進に努め、電気自動車の普及に向けた方策の一つとなっています。

また、燃料電池自動車の燃料となる水素を充填するための設備である水素ステーションについては、エネルギー事業者との協働で市内 2箇所に移動式水素ステーションを設置しました。なお、定置式水素ステーションについては、設置に係る補助金制度を創設し、市内各区やインターチェンジ周辺へ効果的な設置を促進できるよう、国・県と連携した支援策を検討する予定です。



キャンプ淵野辺留保地で運用する
移動式水素ステーション

○公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入

平成 30 年度中、公用車には燃料電池自動車 2 台のほか、電気自動車 3 台、ハイブリッド自動車 39 台、天然ガス自動車 2 台の計 46 台のクリーンエネルギー自動車を導入しています。



燃料電池自動車

○電気自動車用急速充電設備の設置

電気自動車の普及促進のため、電気自動車用急速充電器を設置しています。

平成 22 年度に設置した市役所本庁舎（中央区）、平成 23 年度に設置した藤野総合事務所（緑区）及び南区合同庁舎（南区）、平成 24 年度に設置した緑区合同庁舎（緑区）を含め、市施設への設置は平成 30 年度末で 4 箇所 6 基となっています。

○アイドリングストップ機能付ノンステップバスの導入促進

誰もが利用しやすいノンステップバスの導入を促進するため、バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対して補助金を交付し、平成 30 年度は 5 台のノンステップバス車両が導入されました。

【今後の方針】

平成24年3月に策定した「総合都市交通計画」及び「バス交通基本計画」については、各種指標による施策の進行管理を実施していきます。また、TDM（交通需要マネジメント）施策の推進については、広域交流拠点整備と連携を図りつつ、「橋本地区TDM推進計画」に基づき適切な取組を行うとともに、新たなTDM施策の推進地区として、相模大野駅北口周辺地区における取組を展開していきます。あわせて、効果的なMM（モビリティ・マネジメント）を実施し、自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促進します。

小田急多摩線の唐木田駅から上溝駅までの延伸については、関係機関と延伸の実現に向けた課題解決や協議を進めるとともに、上溝駅から田名地区、愛川・厚木方面への延伸については、引き続き関係市町村とともに取組を進めます。あわせて、JR相模線複線化の促進については、鉄道事業者への要望活動等を引き続き実施します。

コミュニティ交通対策事業については、地域、市、事業者の三者協働による取組を引き続き推進します。

また、新しい交通システムの推進については、「新しい交通システム導入基本計画」に基づき、幹線快速バスシステム（BRT）の早期導入を推進します。

バス停留所無料自転車駐車場及び路上等自転車駐車場については、引き続き、適正な管理運営に努めるとともに、周辺の状況を勘案しながら、新たな整備の必要性について検討していきます。

次世代クリーンエネルギー自動車については、効率的な普及のため、国、県等の施策展開の動向を踏まえつつ購入奨励制度のあり方について検討します。

利用時に二酸化炭素を排出しない「究極のクリーンエネルギー」である水素エネルギーを使用する燃料電池自動車及び水素ステーションについては、関係機関と連携・協働で普及策を検討するとともに、今後も引き続き、試乗会イベントの開催等を通じて水素エネルギーの有用性・安全性を発信していきます。

2-2 歩いて暮らせるまちづくり

交通軸を中心とした環境共生型まちづくりを推進し、歩いて暮らせる街づくりの実現を図っていきます。

【主な取組状況】

○交通軸を中心とした環境共生型まちづくりの推進

自動車の走行に由来する二酸化炭素の排出量を削減するため、T D M施策の一環として、橋本駅南口において、駅前広場の適正利用促進の周知啓発活動を実施しました。

○橋本駅周辺整備推進事業

リニア中央新幹線の駅設置などを見据えたまちづくりを進めるため、橋本駅周辺における駅前広場等の検討を行いました。

○相模原駅周辺整備推進事業

相模総合補給廠一部返還地を中心に南北一体となったまちづくりを進めるため、相模原駅周辺における土地利用の検討を行うとともに、道路ネットワークに関する調査や検討を行いました。

○スマートシティの形成支援

拠点開発等に伴うインフラ整備に合わせ、熱や未利用エネルギーの面的利用に関する調査・研究、水素エネルギーの活用など、低炭素型のまちづくりについて検討を進めています。

【今後の方向性】

今後、新たな事業が計画される場合は、災害に強い市街地の形成に向けた建築物の耐震化・不燃化等の防災機能の向上を進める一方で、社会経済活動等に伴い発生する二酸化炭素の相当量が都市において発生していること等を踏まえ、都市機能の集約化や公共交通の利用促進、建築物の省エネルギー化等を通じ、都市の低炭素化の実現など、あらゆる領域において環境負荷の低減を図る都市づくりを進めています。



スマートシティのイメージ

出展：経済産業省HP

環境目標 2

資源が循環するまちづくり

基本施策 3

4Rによる資源循環の推進

目標 ※基本施策4「廃棄物の適正処理の推進」と共通の目標です。

- ◆ 市民1人1日当たりの家庭ごみ量を480g以下にします
- ◆ ごみの総排出量を22.3万トン以下にします
- ◆ 最終処分場の埋立量を2.1万トン以下にします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (R1)
			H29	H30	
市民1人1日当たりの家庭ごみ量※	家庭ごみ量/推計人口 /365日	631g (H18)	494g	491g	480g以下 (H30)
ごみ総排出量※	市内の1年間のごみの総排出量	27.2万t (H18)	22.7万t	22.6万t	22.3万t以下 (H30)
最終処分場の埋立量※	一般廃棄物最終処分場の1年間の埋立量	34,303t (H20)	21,796t	21,811t	21,000t以下 (H30)

※ 市民1人1日当たりの家庭ごみ量、ごみ総排出量及び最終処分場の埋立量については、一般廃棄物処理基本計画(計画年度：平成20年度～平成30年度)が平成25年3月に改訂されたことに伴い、最終目標値を変更しています。

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H29	H30	
家庭ごみ量	市内の1年間の家庭ごみの量	148,196t (H20)	減少	130,131t	129,503t	○
事業系ごみ量	市内の1年間の事業系一般廃棄物の量	57,148t (H20)	減少	56,491t	56,869t	△
資源の量	市内の1年間の資源の量	48,580t (H20)	増加	40,599t	39,214t	△
リサイクルスクエアの出展数	橋本台リサイクルスクエア及び麻溝台リサイクルスクエアの1年間の出展数	1,400点 (H20)	増加	1,482点	1,660点	○
リサイクル率	ごみの資源化量/ごみの総排出量×100	20.0% (H20)	増加	20.0%	19.5%	△

市では、一般ごみの収集回数を週3回から週2回に変更したことや、資源分別回収の拡充など、ごみの減量化・資源化を図っており、その結果、人口が増加しているにもかかわらず、家庭ごみ量及び事業系ごみ量ともに基準値を下回りました。

資源の量が減少した主な要因については、各種容器包装の減容化や、新聞・雑誌等の電子化に伴う発行部数の減少、スーパーマーケットなどが行う資源回収の増加によるものと考えられます。

また、資源の量が減少したことにより、リサイクル率も若干減少していることから、今後も引き続き分別を推し進める必要があります。

3-1 環境教育・情報提供・啓発活動の充実

資源循環型社会の実現に向けて、ごみの減量化・資源化を実効あるものとするには、市民・事業者の理解と協力が必要不可欠です。このため、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象にした環境教育・学習の推進のほか、市民・事業者が行動するための情報提供の充実や「わかりやすい」を基本とした普及啓発活動を推進しています。

【主な取組状況】

○「わかりやすい」を基本とした普及啓発

幅広い世代に向けて「わかりやすい」を基本とした啓発に努めるとともに、学生、自治会未加入者、集合住宅等の単身居住者、転入者などへ周知・啓発を実施しました。

具体的には、市内のスーパーマーケットや各種イベントにおける、ごみの減量化・資源化にかかる啓発キャンペーンの実施、市内の大学や小学校、自治会や公民館等での出前講座の実施、転入者や集合住宅管理会社への啓発冊子の配布、広報紙への4R関連記事の掲載などを行い、幅広い層への周知・啓発を行いました。

○ごみ排出ルールの徹底

「ごみと資源の日程・出し方」パンフレット等を活用した啓発や、出前講座、施設見学会等、様々な機会を捉えて実施するとともに、自治会や廃棄物減量等推進員、大学や不動産業者・管理組合等との連携により、全市民への周知・啓発を図りました。また、資源をごみ・資源集積場所から持ち去る行為に対しては、パトロール活動を強化しました。

○市民が気軽に体験・参加できる「場」の提供

フリーマーケットやリサイクル体験教室など各種イベントを開催し、市民が楽しみながらごみの減量や4Rについて学び、実践できる「場」を提供しました。また、リサイクルスクエアでは、粗大ごみとして排出された家具類を修理・清掃し、リユース家具として市民へ譲渡するとともに、その事業の周知を実施しました。

○小・中学生が体験できるリサイクルの推進

学校における出前講座や、清掃施設の見学会などにより、子どもたちに対して、ごみの減量化・資源化についての意識啓発を図りました。

また、身近なところからごみの減量化・資源化に取り組むためのきっかけづくりとして「親子リサイクル体験教室」を開催しました。

○生涯学習まちかど講座、エコネットの輪などの環境学習プログラムの提供

市民の環境学習機会の充実及び生涯学習によるまちづくりの推進に寄与するため、市民の学習会等に市の職員が出向き、市政の説明や専門的知識を伝える講義、講習等を行います。

市民活動団体、事業者、大学、行政から提供のあった環境学習講座をプログラム集「エコネットの輪」としてまとめ、発行しています。幼稚園や保育園、学校などでの環境教育や、地域、事業所などにおける環境学習に活用されました。

<平成30年度登録>

94団体 115プログラム

○「さがみ風っ子ISO」の取組

児童、生徒、教員等が学校ぐるみで「環境にやさしい学校づくり」を継続して実践する「さがみ風っ子ISO」の取組を推進しました。

<平成30年度までの認定校>

55校（小学校36校、中学校19校）

○「ごみ D E 7 1（でない）大作戦」

子どもから大人まで、全相模原市民が一丸となって「ごみの減量化・資源化」を積極的に取り組むため、相模原市のごみの分別・資源化の普及キャラクター「分別戦隊シゲンジャー銀河」を活用しながら、スーパーや駅頭、大学での啓発活動のほか、小学校や自治会等への出前講座、清掃工場の見学会などを実施しました。

<平成 30 年度の主な実績>

- ・街頭 P R の実施 実施回数： 63 回 参加者：延べ 22,238 人
- ・各種講座 実施回数： 259 回 参加者：延べ 19,479 人

※「相模原ごみ D E 7 1（でない）大作戦」

平成 22 年度から展開している、相模原 71 万市民（※当時）みんなで地球環境を守るため、1 人 1 日あたりレモン 1 個分、100 g の家庭ごみの減量を呼びかけ、街頭キャンペーンや自治会等地域の方々を対象とした講座等の啓発活動事業。

なお、「D E 7 1」の「D E」は「D o i t E v e r y b o d y！」（みんなで取り組もう！）、「7 1」は「相模原 71 万市民」という意味で、「でない」と読む。

○事業系ごみに関するガイドラインの活用

事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理を促進するため、「事業系ごみの減量化・資源化と適正処理ガイドライン」及び「事業系ごみの分け方・出し方」を作成し、不適正排出事業者に対する指導等において配付するほか、公共施設へ配架しました。

○「ごみと資源の日程・出し方」等の活用

排出方法や収集曜日、家庭から出るごみ・資源の分別方法を詳しく説明した冊子「ごみと資源の日程・出し方」、「ごみと資源の日程・出し方外国語版」（英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、クメール語（※）、タイ語（※）、ベトナム語（※ PDF データの作成のみ））の市内転入者や希望者への配布、市のホームページへの掲載を行いました。

また、S N S（ツイッター）により、イベント等の啓発事業や、清掃施設、各種制度の紹介等を隨時行いました。

○リサイクルスクエアの運営の充実

橋本台リサイクルスクエア及び平成 29 年 4 月に供用を開始した麻溝台リサイクルスクエアにおいて、4 R 関連の展示コーナーを設け、ごみの減量化・資源化に対する市民理解を深めるとともに、粗大ごみとして排出された家具類を清掃・修理して毎月抽選で市民に譲渡しました。また、相模原おもちゃドクターの会による「おもちゃの病院」の定期的な開院や駐車場スペースを活用したフリーマーケットを通じて、「物を大切にする心」の育成を図りました。

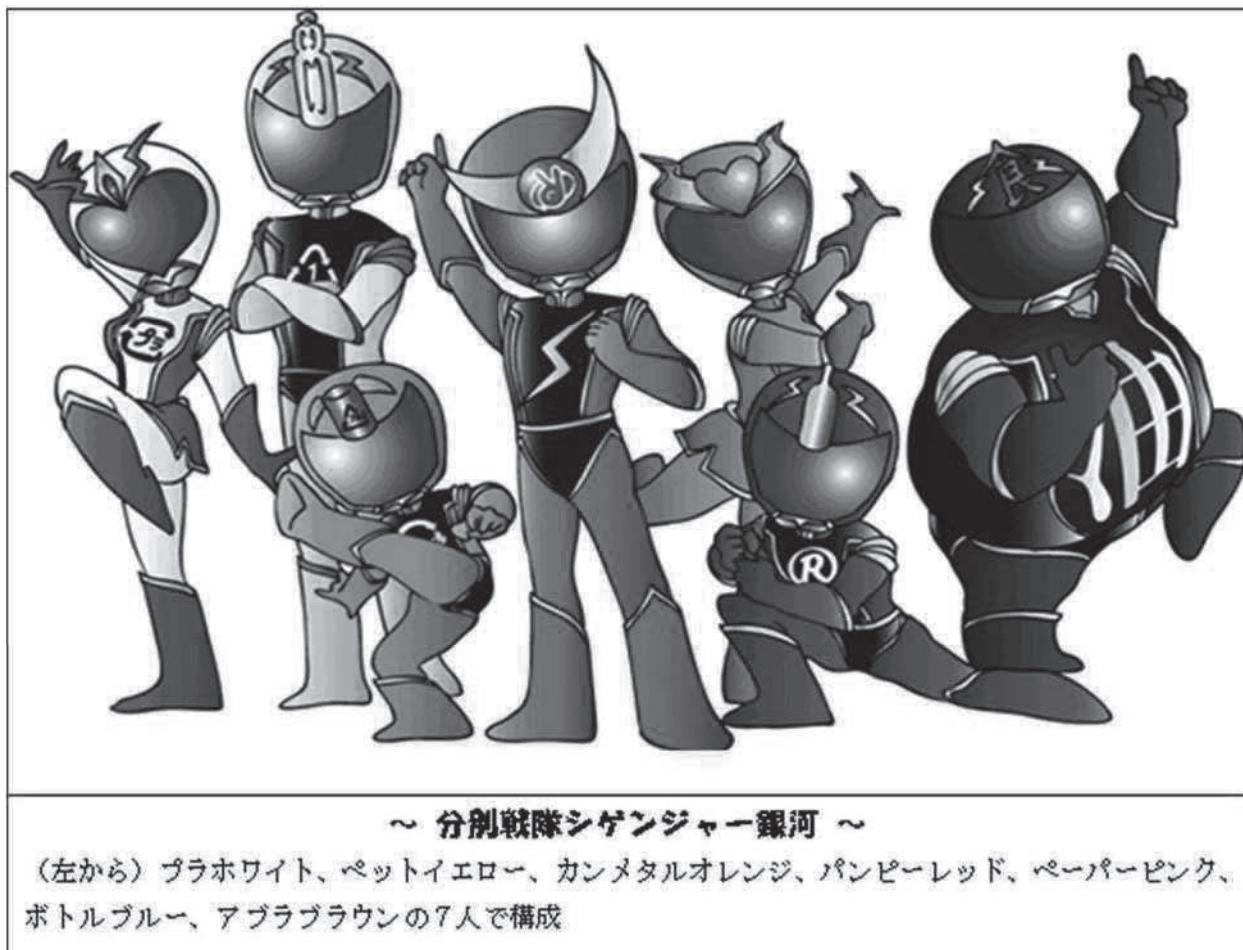
<平成 30 年度>

	リサイクル家具出展数	来場者数	その他の取組
橋本台リサイクルスクエア	940 点	15,358 人	
麻溝台リサイクルスクエア	720 点	12,537 人	フリーマーケットの開催

【今後の方向性】

市民のごみに対する問題の意識は高まりつつあるものの、さらなる減量化・資源化を進めるには、今後も実践的な取組に結びつくような啓発や、循環型社会推進のための人づくりを進めていく必要があります。

引き続きごみの減量化・資源化に関する取組を進めていくほか、子どもへの環境教育の機会を増やしていきます。



～ 分別戦隊シゲンジャー銀河 ～

（左から）プラホワイト、ペットイエロー、カンメタルオレンジ、パンピーレッド、ペーパーピンク、ボトルブルー、アブラブラウンの7人で構成

© 相模原市

3-2 4R 推進の仕組みづくり

4R (Refuse(発生抑制)、Reduce(排出抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用))を推進していくため、市民・事業者の主体的な行動を促していきます。

【主な取組状況】

○ごみの分別・排出ルールの徹底

「ごみと資源の日程・出し方」の配布を通じた排出方法の紹介や、出前講座、施設見学会等の実施により、ごみの分別、排出ルールについて市民に理解を深めていただくとともに、自治会、廃棄物減量等推進員、大学、不動産管理組合等との連携により、周知・啓発を図りました。また、資源をごみ・資源集積場所から持ち去る行為に対しては、パトロール活動を実施しました。

○「廃棄物減量等推進員」等との連携と協働

廃棄物減量等推進員などと協力して、ごみの減量化・資源化の推進及びごみ・資源集積場所へのごみや資源の排出ルールの適正化を図りました。

<平成30年度>

廃棄物減量等代表推進員	22人
廃棄物減量等推進員	591人
廃棄物減量等推進協力員	8,503人

○減量化・資源化効果の共有

一般ごみ収集体制の変更に伴い作成した「ごみと資源の日程・出し方」を市内転入者や希望者に配布するとともに、市ホームページにも「回収した資源のゆくえ」などを掲載し、ごみ出しルールとその効果について広く周知・啓発に努めました。

○事業者講習会の開催

事業系ごみの減量化・資源化の促進に向けて、多量排出事業者に対する講習会を開催するため、減量化等の取組についての情報収集や講習内容の検討を行いました。

○環境に配慮した物品の調達

市の物品購入時においては、国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じ、環境に配慮した製品の購入に努めています。

○剪定枝の資源化

廃棄物の発生抑制への取組の一環として、公園樹木や街路樹などの公共施設から排出される剪定枝の資源化を行いました。

<平成30年度>

搬入量(市全体) : 2,135t

○建設リサイクル法による公共事業での建設リサイクルの推進

公共工事に伴い発生する土砂の工事間での流用や改良した発生土での埋戻し材への使用等により、土砂の発生抑制に努めるとともに環境負荷の軽減にも努めています。また、公共工事に伴い発生するアスファルト塊やコンクリート塊については、再生プラント工場で適正処理をし、再生材として有効利用するよう努めています。

【今後の方向性】

資源循環型社会を実現していくためには、市民・事業者・行政が一体となって4R推進の取組を実践するための仕組みづくりが求められています。

このため、廃棄物減量等推進員に対して、研修会等を実施し、制度や役割について理解を図っていきます。

また、市民・事業者の自主的な取組を促すため、今後とも市自らが率先して4Rの取組を推進していきます。



廃棄物減量等推進員研修会（ごみ処理施設視察研修会）

3-3 家庭ごみ対策の推進

さらなる減量化・資源化を進めるため、「ごみと資源の日程・出し方」パンフレットの作成・配布などによるごみ排出ルールの徹底や、レジ袋使用量の削減、リユース（再使用）の促進、資源の持ち去りへの対応などを行っています。

【主な取組状況】

○ごみの分別・排出ルールの徹底（再掲 3-2）

「ごみと資源の日程・出し方」の配布を通じた排出方法の紹介や、出前講座、施設見学会等の実施により、ごみの分別、排出ルールについて市民に理解を深めていただくとともに、自治会、廃棄物減量等推進員、大学、不動産管理組合等との連携により、周知・啓発を図りました。また、資源をごみ・資源集積場所から持ち去る行為に対しては、パトロール活動を実施しました。

○レジ袋削減等の取組

レジ袋の使用抑制に取り組んでいる事業者を市ホームページで紹介するなど、市とレジ袋削減協力店が連携してレジ袋の使用の抑制に関する啓発を行うことを通じ、4Rに配慮したライフスタイルの浸透を図りました。

○生ごみ処理容器購入助成事業

家庭から出る生ごみを減量化・堆肥化する生ごみ処理容器を購入して設置する個人に対し、その費用の一部を助成しました。

<助成実績>

年度	H28	H29	H30	H30までの累計※
コンポスト化容器	71台	68台	83台	8,503台
電動式生ごみ処理機	105台	84台	90台	3,799台

※事業開始（コンポスト化容器：平成5年度、電動式生ごみ処理機：平成11年度）からの累計台数

○フードドライブの実施

食品ロス削減に関する市民の意識啓発の一環として、フードドライブ活動を実施し、フードバンクへの提供を行いました。

<平成30年度>

回収量 44.1kg

◆ フードドライブ活動

フードドライブとは、家庭で余っている食品を一箇所に持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに提供することで、食べ物を必要としている人に届ける活動をいう。本市においては、家庭から出る食品ロス（期限切れや食べ残しなどにより、本来食べられたのにも関わらず廃棄される食品）対策の一環として取り組んでいる。

○資源持ち去り行為対策

市民通報等に基づいて資源持ち去り行為のパトロールを行い、所轄警察署とも連携しながら、行為者を捕捉、注意喚起するとともに、悪質者には「相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号）」に基づき、禁止命令書の交付や所轄警察署への告発等を行っています。

【今後の方向性】

家庭ごみの排出量は減少を続けていますが、今後とも各家庭から排出されるごみについて、さらなる減量化・資源化に取り組んでいく必要があります。

特に家庭ごみに多く含まれる生ごみについて、引き続き生ごみ処理容器購入助成事業の積極的な周知を行い、その普及率の向上や食品ロス削減などの啓発を通じ、生ごみの減量化・資源化を推進します。

また、悪質な資源持ち去り行為者を摘発し、資源持ち去り行為を減少させることにより、市民生活を安心安全なものとしていきます。

3-4 事業系ごみ対策の推進

事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理への取組を一層促進させるため、指導、周知及び啓発を行っています。

【主な取組状況】

○事業系ごみの適正排出対策の充実

市内の中小事業者に対し、地区別に戸別訪問を実施することにより減量化・資源化及び適正処理について指導を行いました。

<平成30年度訪問件数>

訪問件数：2,406 者

○減量化等計画書に基づく指導

市内の多量排出事業者（建築物のうち事業の用に供する部分の延べ床面積が1,000平方メートル以上であるものを所有し、又は占有するもの。若しくは、年間36トン以上の事業系一般廃棄物を本市のごみ処理施設へ搬入するもの）に対し、減量化等の取組状況を示した減量化等計画書の提出について、通知の発送により促すとともに、未提出事業者に対しては、訪問により提出指導を行いました。

<平成30年度提出状況>

- ・対象事業者：1,243 者
- ・回答事業者：1,205 者

○事業系ごみ共同排出事業

中小事業者訪問指導の際、少量排出事業者に対する情報提供として、共同排出事業実施地区や、少量でも収集可能な許可業者一覧を配付しました。

○事業系ごみの減量化・資源化

多量排出事業者については、減量化等計画書を提出させることにより、ごみの減量化・資源化の意識向上を図るとともに、中小事業者については、戸別訪問により、資源化等に関する指導及び助言を行いました。

また、事業系ごみの減量化・資源化を促進するため、資源化業者の紹介等を行っている団体の名称及び連絡先、多量排出事業者のごみの減量化・資源化に関する取組事例等をガイドラインに掲載し、事業者に配付することで、情報提供を行いました。

○事業系ごみに含まれる資源物の搬入制限の強化

本市の清掃工場に搬入される資源化可能物等の搬入を防止するため、専任の検査員を配置するとともに、搬入物検査機を使用した展開検査を実施しました。また、検査結果に基づき、受入基準の遵守に向けた排出事業者への指導を行いました。

○エコショップ等認定制度

市民、事業者、行政が協働でごみの減量化・資源化の取組を促進するため、事業系ごみの適正処理を行い、減量化・資源化に取り組む市内小売業店舗や事業所及び商店街等をそれぞれエコショップ、エコオフィス、エコ商店街として認定しています。平成30年度は、新規認定5件、更新認定4件、殿堂入り認定14件を行い、市ホームページに掲載しました。

<平成30年度認定事業者数>

- ・エコショップ：34件
- ・エコオフィス：56件
- ・エコ商店街：0件

○学校給食におけるごみの排出抑制

事業系ごみの排出抑制を進めるため、小学校等において、給食残さの飼料化事業を実施しています。平成30年度は、17小学校及び1学校給食センターで実施しました。一層の適正排出に向け、飼料化可能な原料の徹底した分別を行います。

また、毎日、残食量を計り、献立作成の参考とするほか、各学校及び学校給食センターの栄養教諭・学校栄養職員による食育指導を実施し、給食での残食量を減らします。

【今後の方向性】

環境負荷を低減させる循環型社会の形成に向け、事業者には事業によって排出されるごみの減量化・資源化が強く求められています。事業系ごみの減量化・資源化を一層促進するため、事業者の自己処理の原則に基づき、ごみの排出指導や減量化・資源化の周知徹底を行っていく必要があります。

今後も、中小事業者に対しては、戸別訪問を実施し、適正排出指導等を行うとともに、共同排出事業実施地区外の事業者に対する共同排出の促進の検討など、許可業者や関係団体との調整を図ります。また、多量排出事業者に対しては、減量化等計画書の提出を促し、発生・排出抑制の指導を行うとともに、戸別訪問等の実施により、より一層の減量化・資源化を促進します。

さらに、エコショップ等認定制度の活用等によりごみの減量化・資源化の推進に積極的に取り組む事業者等を評価し、事業者の環境配慮への関心を高めていきます。

また、給食残さ飼料化事業を引き続き進めるとともに、献立の工夫や食育指導等を通じて、子どもたちが無理なく残さず食べられるよう取り組むことにより、残食量の減量化に努めています。



エコショップ・エコオフィス認定ステッカー

3-5 リサイクルの促進

発生・排出抑制や再使用を図ってもなお発生する不用物は可能な限り再生利用を図り、資源の循環利用に努め、集団資源回収の推進や事業系ごみの資源化の促進などに取り組んでいます。

【主な取組状況】

○新たな分別品目の追加

使用済小型家電を回収し、有用金属を再資源化しました。また、橋本台・麻溝台リサイクルスクエア及び津久井クリーンセンターにおいて、パソコンの対面回収を実施しました。

○家庭ごみの分別回収

家庭から排出される廃棄物の中に含まれる資源（びん類、かん類、金物類、紙類、布類、蛍光管・水銀体温計、乾電池、使用済食用油、プラ製容器包装、ペットボトル）について、ごみ・資源集積場所からの分別回収を実施しました。

○地域におけるリサイクルの推進

市民へのPRや参加意欲の向上につながる情報発信により、地域における実践的な取組である集団資源回収など、市民の自主的な分別・リサイクルを推進しました。

○集団資源回収事業

地域における各種団体の自主的な資源回収を促進し、ごみの減量化と資源の有効利用を推進するため、実施団体に奨励金を交付して支援を行いました。

<集団資源回収の状況>

年度	H28	H29	H30
登録団体数	341 団体	339 団体	332 団体
実施回数	3,656 回	3,733 回	3,869 回
資源回収量	4,928t	4,764t	4,638t

○使用済小型家電リサイクル事業

小型家電リサイクル法に基づき、廃棄物の適正な処理及び有用金属等の国内循環による循環型社会の形成を図るため、専用の回収ボックスによる使用済小型家電の回収及びパソコンの対面回収を実施しました。

- ・回収拠点：市内 25 か所（区役所、市清掃関連施設、民間協力事業者）
- ・平成 30 年度回収実績：116.4 t

○事業系ごみの資源化の促進

事業系ごみの資源化を促進するため、資源化可能物の受入先について、情報収集を行うとともに、新たな受入先や資源化の方策に関する調査研究を進めています。

○溶融スラグの有効利用推進

南清掃工場で生産される溶融スラグを資源として活用するため、道路用溶融スラグの J I S 認証を維持し、有効利用を推進しています。

○生ごみ 4 R 推進事業

家庭から出る生ごみの 4 R を推進する事業又は活動を行うグループ等に対して補助金の交付を行い、活動の定着化及び促進を支援しました。

<平成 30 年度>

交付団体数：1 団体

○市のリサイクルの取組

保存期間が満了した廃棄公文書 31.10 トンを溶解処理し、トイレットペーパー等にリサイクルしているほか、保育所、幼稚園及び認定こども園において、児童とともに資源の分別を徹底し、業者委託により回収して資源化を行っています。

【今後の方向性】

今後とも、ごみの減量化・資源化をさらに進めていく必要があります。このため、引き続き、家庭から排出される廃棄物の中に含まれる資源の分別回収を進めています。

なお、バイオディーゼル燃料推進事業について、近年では電気自動車をはじめとする次世代クリーンエネルギー自動車の普及を進めていることや、引き続き使用済食用油を回収して工業用インクなどに再生利用することによって循環型社会の形成が図られることから、平成 29 年 3 月をもって事業を終了しました。

基本施策 4

廃棄物の適正処理の推進

目標 ※基本施策 3「4Rによる資源循環の推進」と共通の目標です。

- ◆ 市民1人1日当たりの家庭ごみ量を480g以下にします
- ◆ ごみの総排出量を22.3万トン以下にします
- ◆ 最終処分場の埋立量を2.1万トン以下にします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (R1)
			H29	H30	
市民1人1日当たりの家庭ごみ量 ※	家庭ごみ量/推計人口 /365日	631g (H18)	494g	491g	480g以下 (H30)
ごみ総排出量 ※	市内の1年間のごみ の総排出量	27.2万t (H18)	22.7万t	22.6万t	22.3万t以下 (H30)
最終処分場の埋立 量 ※	一般廃棄物最終処分 場の1年間の埋立量	34,303t (H20)	21,796t	21,811t	21,000t以下 (H30)

※ 市民1人1日当たりの家庭ごみ量、ごみ総排出量及び最終処分場の埋立量については、一般廃棄物処理基本計画(計画年度：平成20年度～平成30年度)が平成25年3月に改訂されたことに伴い、最終目標値を変更しています。

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H29	H30	
ごみ焼却施設発電量	清掃工場のごみ焼却に 伴う1年間の発電量	36,681,089kWh (H20)	増加	72,476,270 kWh	75,576,730 kWh	○
不法投棄ごみ回収量	不法投棄ごみの1年間 の回収量	381t (H20)	減少	164t	148t	○

市内には、南清掃工場、北清掃工場、一般廃棄物最終処分場といった廃棄物処理施設があり、ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程を適切に管理しています。

また、市内2つの清掃工場では、ごみの焼却時に発生する熱エネルギーを利用して発電を行っており、最新型のガス化溶融炉形式を採用した南清掃工場の発電量は大幅に増加しています。

焼却処理した後の焼却灰等は、最終処分場で埋め立てていますが、焼却灰等を埋める際には、飛散防止のため溶融スラグ等で覆土を行っています。

溶融スラグについては道路用資材等への利用を推進し、埋立量を減らし、最終処分場の延命化を図っています。



南清掃工場（南区麻溝台）

4-1 ごみ処理体制の整備

廃棄物処理施設について将来を見通した整備を進めるとともに、適正で安全、かつ効率的なごみ処理体制を目指した取組を進めています。

【主な取組状況】

○効果的な収集運搬体制の整備

収集運搬体制における課題等を整理し、一般ごみの収集回数について、費用対効果等の様々な視点からその見直しを行った結果、平成28年10月から一般ごみの収集回数を、週3回から週2回へ変更しました。

○地域に根ざした組織体制の検討

ごみ分別に関する啓発や排出マナーの指導、廃棄物減量等推進員制度の活用など、地域におけるごみの諸問題に迅速に対応するため、既存の事業所を生かし、より地域に近い組織体制の確立をめざして、そのあり方について検討しています。

○清掃工場の計画的な整備の推進

北清掃工場について、平成28年度に改訂した相模原市一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）長寿命化計画に基づき、基幹的設備等改良工事を進めました。

○資源化施設整備の推進

南部粗大ごみ受入施設と麻溝台リサイクルスクエアについて、平成29年2月に旧南清掃工場跡地での整備を完了しました。

○津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替整備

平成22年度に策定した建替整備基本計画に基づき、し尿処理施設を一元化するため、津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替工事を平成28年3月に完了しました。



受入棟



処理棟

津久井クリーンセンター（緑区青山）

○埋立処分量の減量化

ごみの減量化・資源化を推進し、焼却対象となるごみができる限り減らすとともに、溶融スラグの資源化などにより、埋立処分量の減量を図り、最終処分場のより一層の延命化に努めています。

○収集車両の低公害化の促進

環境負荷の軽減のため、九都県市指定低公害車（ディーゼル車）の導入を推進しており、平成30年度は、ごみ収集車4台を導入しました。

○ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用（再掲1-2）

清掃工場において、焼却炉の熱から発生させたボイラ蒸気を利用し、タービン発電機により発電した電気については、工場内の電力を貢い、余った電力は電気事業者に売電しています。

なお、売電による収入については、工場の維持管理費に充てるとともに、地球温暖化対策推進基金に積立て、地球温暖化対策事業にも活用しています。さらに、隣接する温水プールや県の温室等の施設へ蒸気を供給して熱エネルギーの有効利用を図っています。

また、南清掃工場では、平成24年12月にF I T制度（再生可能エネルギー発電設備認定）の認定を受けました。

【今後の方針】

清掃工場における熱エネルギー利用に当たっては、効率的な運転計画の立案、節電に努め、余剰電力の売電を推進していきます。

加えて、ごみの収集運搬に当たっては、環境負荷の低減と経済性、効率性を考慮した取組が必要になっていることから、ごみ収集車を更新する際には低公害車を積極的に導入していきます。

<清掃工場のごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用>（再掲1-2）

（単位：kWh）

内 容	南清掃工場		北清掃工場		合計	
年 度	H29	H30	H29	H30	H29	H30
発 電 量	54,760,690	59,265,240	17,715,580	16,311,490	72,476,270	75,576,730
場内等消費	30,482,962	31,686,312	13,615,788	12,206,273	44,098,750	43,892,585
売 電 量	24,277,728	27,578,928	4,099,792	4,105,217	28,377,520	31,684,145

4-2 不適正排出・不法投棄対策の充実

不法投棄対策として、ごみの不適正排出や不法投棄を防止するための各種取組を市民や事業者と協働して推進しています。

【主な取組状況】

○適正処理困難物の適正な回収

処理事業者の情報提供として、冊子や市ホームページに適正処理困難物の処理相談先を掲載し、情報の提供に努めました。

○不法投棄防止対策

不法投棄箇所への監視カメラ設置や不法投棄防止パトロールの実施、市民団体とのパートナーシップによる美化活動の推進を行いました。また、津久井地域においては、津久井地域不法投棄防止協議会と共に不法投棄撲滅キャンペーンを実施するなど不法投棄防止対策を行いました。

◆ 市民団体とのパートナーシップによる不法投棄防止対策

事業概要

「不法投棄をしない・させない・許さない」環境づくりを推進するため、自主的な不法投棄防止活動を実施する市民団体とパートナーシップ協定を締結し、市民との協働による不法投棄防止対策を実施している。

実績

14団体と協定を締結し、指定したモデル地区において不法投棄防止パトロールや散乱ごみの回収、花植え等を実施している。

<パートナーシップ締結団体>

葉山島自治会、自治会法人小松自治会、クリーン510会、津久井湖の自然を守る会、青野原環境美化委員会、増原自治会、自治会法人道志自治会、篠原牧馬自治会環境部会、自治会法人京王住宅自治会、和田自治会、自治会法人名倉自治会、特定非営利活動法人アシスト、自治会法人吉野自治会連合会、田名美化ボランティアの14団体

○ポイ捨て禁止条例によるポイ捨てに対する啓発・指導

ポイ捨て禁止条例（ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例（平成9年制定））によりきれいなまちづくりを推進するため、事業者及び市民等に対する意識の啓発に努めました。また、橋本・相模原・相模大野駅周辺のポイ捨て禁止重点地区（空き缶等散乱防止重点地区）において巡回監視を行い、ポイ捨てを防止しました。

○一般ごみ等の夜間収集

一部駅前地区（相模原駅南口地区、相模大野駅北口地区ほか8地区）において、まちの美観等を確保し、事業系ごみの適正排出を促進するため、一般ごみ等の夜間収集を行っています。

【今後の方向性】

不法投棄回収量は減少傾向にありますが、新たな不法投棄が見つかるなど、監視カメラだけでは対応できない状況にあります。

今後は、不法投棄防止パトロールに継続的に取り組むとともに、不法投棄防止啓発看板や不法投棄防止バリケードの活用を図ります。

また、市民協働の更なる拡充を図るために、新たなパートナーシップ協定の締結を推進していきます。

さらに、ごみの散乱を防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するため、市民・事業者との協働により市民地域清掃や不法投棄撲滅キャンペーンの実施、まちの環境美化に取り組む清掃ボランティア団体の活動を支援していきます。

環境目標 3

豊かな自然を守り育てるまちづくり

基本施策 5

多様な生物が息づくまちづくり

目標

◆ 市条例※により指定された地域を7箇所にします

※平成 21 年 10 月施行の「相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」及び平成 23 年 4 月施行の「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (R1)
			H29	H30	
市条例により指定された地域	定量目標	0 箇所 (H21)	4 箇所	5 箇所	7 箇所

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H29	H30	
指標となる生物の生息状況	自然環境観察員による身近な生きもの調査結果	野鳥等の生息状況	維持	維持	維持	○
水生生物の生息状況	相模原の環境をよくする会による河川生物相調査による水質判定結果における「きれいな所」の割合(9 地点、2 回)	50% (H20)	増加	83%	78%	△
自然的土地利用を図るべき区域の面積	(自然公園地域 + 近郊緑地保全区域 + 自然環境保全地域) の面積	12,906ha (H20)	維持	12,906ha	12,906ha	○
自然観察会等の実施状況	各機関が実施した環境関連事業の開催状況	197 回 (12,679 人) (H20)	増加	153 回 (34,548 人)	129 回 (34,064 人)	△
野生鳥獣の捕獲件数	1 年間の野生鳥獣の捕獲許可件数(有害鳥獣としての申請のみ)	66 件 (H20)	減少	48 件	54 件	△

成果指標となる市条例により指定された地域とは、相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例（平成 21 年相模原市条例第 26 号）及び相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例（平成 23 年相模原市条例第 4 号）による指定地域です。

自然観察会等の環境関連の事業については、平成 29 年度に比べ回数、参加者数ともに減少ししました。市民が自然に触れ合う場として大切な機会であることから、継続的に取り組んでいきます。

本市自然環境観察員による身近な生きもの調査について、平成 30 年度は、全体テーマ調査は「アメリカオニアザミの分布調査」を実施し、専門部会調査については、例年と同様に「植物」、「野鳥」、「河川生物相」及び「湧水環境」の各調査を実施し、身近な生きものの生息状況が維持されていることを確認しました。

水生生物の生息状況については、「きれいな所」の割合が減少しましたが、水生生物は年ごとの生息に変動があるため、今後も継続的に調査を実施します。

5-1 生物の生息・生育環境の保全・再生

都市化の進展、里山の荒廃等により、生物の生息・生育に適した環境の分断や孤立化が進み、生態系の安定した継続が脅かされているため、様々な対策を推進していきます。

【主な取組状況】

○農地の保全と環境保全型農業の推進

化学肥料・化学合成農薬等の使用を低減し、環境負荷の軽減に配慮した営農活動に取り組んだ農業者団体等に支援を行いました。

○市街地における生物生息環境の保全・創造

市街地のまどまりのあるみどりの保全として、緑地保全用地購入事業による緑地の公有地化と市民緑地、ふれあいの森、保存樹林、保存樹木等の緑地保全制度の推進を図るとともに、豊かな水生生物が育める水辺環境の保全のため、相模川クリーン作戦、境川クリーンアップ作戦など市民主体による河川美化活動を実施したほか、河川改修事業における多自然川づくりを進めています。

○開発事業等における生態系配慮の推進

相模原市開発事業基準条例（平成17年相模原市条例第59号）等に基づいた緑化の指導及び推進により、建築物の敷地単位で都市におけるみどりを確保しています。

○水源の森林づくり事業

水源地域の森林を保全し、水を安定的に確保するため、森林整備を行う森林所有者と市が神奈川県の水源の森林づくり事業に基づく協力協約を締結し、間伐・枝打ち等35.76haの整備支援を行いました。

<平成30年度>

- ・確保協約締結面積： 5.22ha
- ・間伐等整備支援面積： 35.76ha

○市有林整備事業の推進

水源地域の市有林を健全で活力ある状態に保つため、6.23haの間伐・枝打ち等を行うとともに、0.32haの造林を実施しました。

○里地里山保全等促進事業

神奈川県と連携し、「小松・城北」里山をまもる会の里地里山保全活動を支援しました。また、相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例に基づいた新たな活動団体の認定及び地域指定に向けて、地域団体の活動状況を確認しました。

◆ 里地里山保全等促進事業

事業概要

地域住民等により組織された里地里山の保全等を行う団体の活動を促進することにより、多様な機能を有する里地里山を市民共有の財産として将来にわたって保全する。

実績

- ・神奈川県と連携し、「小松・城北」里山をまもる会の里地里山保全活動を支援した。
- ・相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例に基づいた新たな活動団体の認定及び地域指定に向けて、地域団体の活動状況を確認した。
- ・例年、緑区川尻の小松・城北地区で企業連携事業を実施し、里地里山の保全活動として草刈りを行っている。

○水辺環境保全等促進事業

相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例に基づき、活動団体に対しての制度の説明や、活動区域の指定及び活動認定に向けた協議を行った結果、新たに 1 団体に対して活動区域の指定及び活動認定を行うことができました。また、既存の指定区域であった 3 区域と合わせて、活動する認定活動団体（4 区域 4 団体）に対して活動支援を行いました。

○都市のみどりの保全・活用事業

市街地のまとまりのあるみどりや、身近なみどりの保全を図るため、緑地保全用地購入事業による緑地の公有地化のほか、市民緑地、ふれあいの森、保存樹林、保存樹木等の緑地保全制度の推進を図りました。

○土砂等の埋立て等のパトロール

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成 22 年相模原市条例第 38 号)に基づき、土砂等の埋立て等の状況を監視するため、年間 204 回（環境保全課区域：29 回、津久井地域環境課区域：175 回）のパトロールを実施しました。

○相模川河川敷等不法投棄物処分等清掃事業

生物の生息・生育環境を保全する目的で、不法投棄物等の収集・運搬・処分を行いました。

＜平成 30 年度実績＞

- ・相模川河川敷 7 地区及び緑地 1 地区の不法投棄物を処分
- ・処理困難物処分 2.60 t、廃家電処分テレビ 18 台、冷蔵庫 7 台、洗濯機 6 台、エアコン 3 台

○農地パトロール

遊休農地の発生防止・解消等を図るため、年間 497 回（本庁管区：138 回、津久井事務所管区：359 回）のパトロールを実施しました。

○有害鳥獣等被害対策事業

ニホンザル・ニホンジカ・イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害の対策として、相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会が行う事業への支援を行うほか、農業者が設置する防護柵等に対し、補助金を 35 件交付しました。

○生物多様性に関する新たな条例の制定の検討

生物多様性の保全に関する新たな制度の構築を図るため、緑化や水辺環境、里地里山の保全等と一体となった新しい条例の制定に向けて検討を行いました。

【今後の方針】

有害鳥獣等被害対策事業は、鳥獣等被害防止計画に基づいた総合的な対策に取り組みます。

里地里山保全等促進事業は、「小松・城北」里山をまもる会の保全活動を継続的に支援するとともに、新たな地域指定に向けた制度の説明会等を通じて、保全活動団体に働きかけを行います。

農地利用状況調査により把握した遊休農地の解消に取り組むなど、農地利用の最適化を推進します。



里地里山保全等推進事業

5-2 生物の生態調査や生物多様性に関する普及・啓発、環境学習の推進

多様な生物やその生息環境を保全していくためには、本市の現状や特性、動向等の調査・研究が重要であることから、今後も情報提供や環境学習を推進していきます。

【主な取組状況】

○地域の生物に関する情報提供

平成 27 年度に相模原市公式ホームページ内に生物多様性ポータルサイトを開設し、市域に生息・生育する希少種及び外来種のリストを公開しました。平成 30 年度は、引き続き同ポータルサイトの運営を行いました。

○自然環境観察員制度

自然環境観察員制度が発足してから 15 年以上が経過しました。平成 30 年度は、「アメリカオニアザミの分布調査」を年度テーマとして調査を行うとともに、「植物」「野鳥」「河川生物相」「湧水環境」の分野ごとにも調査を行いました。

また、環境学習セミナー（4 回）の開催や年次報告書の発行等を行いました。

◆ 自然環境観察員制度

事業概要

身近な自然環境の調査により、自然環境に対する関心の向上や環境保全意識の高揚を図るとともに、自然を監視・保全していくための基礎資料を継続的に集積するための市民ボランティアによる制度。

実績

平成 30 年度は 95 人の観察員が全体テーマ調査として「アメリカオニアザミの分布調査」を行うとともに、専門部会活動として昨年度に引き続き「植物」「野鳥」「河川生物相」「湧水環境」の各調査を行った。また、環境学習セミナーを 4 回実施し、平成 30 年度年次報告書を 1 回、「自然観察かわらばん」を 2 回発行した。

○市民協働でのモニタリング調査による「相模原版モニタリングサイト」の促進

市民協働でのモニタリング調査の結果の公開について、生物多様性ポータルサイトを活用するなどの方法の検討を行いました。

○相模原の環境をよくする会主催事業

市内の 104 事業所が参加する環境保全団体「相模原の環境をよくする会」主催で自然観察会や夏休み環境教室を実施し、計 47 人が参加しました。

○相模川自然観察会

相模川の生き物観察を通じて川とのふれあいを深め、自然環境の保全に対する意識の向上を図るため、相模川を愛する会が自然観察会を実施する予定でしたが、雨天のため中止となりました。

○相模川自然の村野外体験教室、ふるさと自然体験教室での体験学習の推進

自然体験・農業体験や伝統文化とのふれあいを通して、個性を大切にし、豊かな人間性や社会性などを育成することを目標に掲げ、市内小中学校や青少年団体の体験活動を実施し、環境教育及び環境学習を推進しています。平成 30 年度については、延べ 26,019 人が体験活動に取り組むとともに、若あゆ食農体験デー、やませみ自然体験スクール等の主催事業において、延べ 332 人の参加がありました。

○生物多様性に関する情報交流の機会の創出

さがみはら生物多様性ネットワークとの共催によりさがみはら生物多様性シンポジウムを開催し、60人が参加しました。

○生物多様性に関する普及・啓発を担う協議会の設置

平成27年度に市民、団体、事業者など多様な主体により構成する「さがみはら生物多様性ネットワーク」を設立しました。平成30年度は、引き続き同ネットワークの活動を支援しました。

◆ さがみはら生物多様性ネットワーク

目的

市民、団体、事業者、行政等が相互に連携及び協力して生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を行い、市民、団体及び事業者の取組を促進することにより、自然と人が共生する社会の実現に資すること。

事業内容

- ・生物多様性に関する情報提供及び普及・啓発に関すること。
- ・会員の相互交流及び会員の生物多様性に関する取組の推進に関すること。
- ・地域の自然環境の把握と生物多様性情報の収集に関すること。
- ・生物多様性に関する調査・研究に関すること。
- ・生物多様性に関する行政等関係機関への提案等に関すること。

会員数（平成31年3月31日現在）

60会員（個人会員21、団体会員28、事業者会員11）

○生物多様性にかかる庁内連絡会議の設置

生物多様性に関する取組を全庁横断的に展開するため、庁内連絡会議の設置に代えて職員を対象とした研修を行い、79人が参加しました。

○生物多様性指標種の検討

市民協働でのモニタリング調査を継続し、指標種の設定に必要な情報の収集を行いました。

○生物多様性ポータルサイトの運営

平成27年度に相模原市ホームページ内に生物多様性ポータルサイトを開設しました。平成30年度は同サイトを更新し、生物多様性に関する情報提供を行いました。

○生物情報のオープンデータ化

生物情報のオープンデータ化については、市民協働でのモニタリング調査の結果に関する公開範囲や公開方法の検討を行いました。

【今後の方向性】

自然観察等を通じて生物多様性から受ける恩恵、人間の活動が生態系に与える影響等について、市主催事業を中心に情報提供や環境教育、体験学習の機会を増やしていきます。

生物多様性に関する普及・啓発については、さがみはら生物多様性ネットワークの活動支援や生物多様性ポータルサイトを活用した情報提供などを通じて、推進していきます。

トップページ

暮らしの情報

市政情報

観光・文化

産業・ビジネス

施設マップ

現在の位置 : トップページ > 生物多様性ポータルサイト



生物多様性ポータルサイト



停止 1 2 3



トピックス



生物多様性ポータルサイト

5-3 生物の保護・管理の施策の推進

野生生物の減少や絶滅は、生態系に多大な影響を及ぼすだけでなく、人間が豊かな自然環境から享受する様々な恵みも失ってしまうことから、生物多様性の象徴でもある固有種や希少種などの生物について保護していくとともに特定外来生物の駆除等の対策を講じていきます。

【主な取組状況】

○固有種・希少種等の保護・管理の充実

市内に生息・生育する生物の分布等の状況を把握するため、文献による生物相調査を行いました。

○鳥獣保護区の指定による適正な鳥獣の保護の実施

「第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣の保護又は生息地の保護を図るために、県と連携して観察法による生息状況等の調査を行った上で鳥獣保護区を定めています。

○獵区の運営による適正な狩猟鳥獣の保護・管理の実施

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図るため、獵区を運営し、118人が入猟しました。

○希少種の重要性や外来種が生態系に及ぼす影響についての市民への意識啓発

生物多様性ポータルサイトの活用やさがみはら生物多様性ネットワークとの連携などを通じて、希少種の重要性や外来種が生態系に及ぼす影響についての市民への意識啓発を行いました。

○アライグマ防除事業の実施

人為によって、意図的、非意図的に国外や国内のほかの地域から持ち込まれた外来種が、地域固有の生物相や生態系の脅威になっていることから、「神奈川県アライグマ防除実施計画」に基づいて、特定外来生物アライグマ196頭の捕獲を行いました。

○有害鳥獣等の対策の実施

相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会が行う事業を支援し、「神奈川県第二種特定鳥獣管理計画」に基づく、特定鳥獣であるニホンジカ255頭、ニホンザル52頭の捕獲を行うとともに、農作物への被害等を防ぐためにイノシシ433頭の捕獲を行いました。

○希少種調査、外来種分布現況調査の検討

市民協働でのモニタリング調査による、生物の生息・生育調査を行いました。また、文献による生物相調査を行いました。

【今後の方針性】

アライグマの捕獲は、市民から寄せられる目撃情報に基づき実施することで捕獲の確率が高まるため、今後も有力な情報が得られるよう、アライグマの防除について市民への周知を図ります。特定鳥獣の捕獲は、「神奈川県第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、今後も継続して実施します。

基本施策 6

健康で豊かな森林づくり

目標

◆ 管理された森林面積(水源の森林づくり事業)の割合を 83.7%にします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (R1)
			H29	H30	
管理された森林面積の割合 (水源の森林づくり事業)	県・市の森林整備事業により管理・整備された森林面積/対象全体面積 × 100	37.5% (3,662ha) (H20)	68.7% (6,709ha)	69.4% (6,774ha)	83.7% (8,170ha)

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H29	H30	
森林面積	市内の森林面積	18,965ha (H20)	維持	18,944ha	18,904ha	△
人工林の面積	市内的人工林の面積	8,654ha (H20)	維持	8,659ha	8,663ha	○
林道の延長	市営林道・作業道、県営林道、国営林道、森林組合の林道/ 水源の森林づくり事業対象面積	9.7m/ha (142,088m/ 14,641ha) (H20)	増加	9.7m/ha (142,088m/ 14,641ha)	9.7m/ha (142,088m/ 14,641ha)	○

進行管理指標の森林面積及び人工林の面積の項目については、原則として5年ごとに改訂される神奈川地域森林計画書の数値を使用しています。

林道の延長については、既存林道についての舗装などの改良工事を中心に行っているため延長は増加していません。

6-1 水源林の保全・再生

林業の経済環境が悪化し、人工林の手入れが十分でない水源地の森林について、神奈川県等と連携しながら保全・再生の取組を展開していきます。

【主な取組状況】

○水源の森林づくり事業（再掲 5-1）

水源地域の森林を保全し、水を安定的に確保するため、森林整備を行う森林所有者と市が神奈川県の水源の森林づくり事業に基づく協力協約を締結し、間伐・枝打ち等 35.76ha の整備支援を行いました。

<平成 30 年度>

- ・確保協約締結面積： 5.22ha
- ・間伐等整備支援面積： 35.76ha

○地域水源林保全・再生事業

第 3 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画（計画期間：平成 29 年度から令和 3 年度まで）及び第 3 期市町村 5 か年計画に基づき、除間伐等の森林整備を実施しました。

○さがみはら森林ビジョン推進事業

「津久井産材利用拡大協議会」が行う津久井産材の产地証明制度の支援など、木材の利用拡大に向けた取組を進め、「さがみはら森林ビジョン実施計画」を推進しました。

(仮称)相模原市市民の森の取組については、基本計画に基づき、N P O 法人との協働事業により、森林体験活動プログラムを実施しました。

◆ さがみはら森林ビジョン推進事業

事業概要

森林資源を保全・再生し、循環・継続的に利用することにより、市内の豊かな森林を健全な状態で次世代に確実に引き継ぐため、「さがみはら森林ビジョン」に位置付けられた市民が森林と触れ合う機会の創出や、木材の利用拡大、健全な森林の保全・育成などの施策を実施する。

○市有林整備事業の推進（再掲 5-1）

水源地域の市有林を健全で活力ある状態に保つため、6.23ha の間伐・枝打ち等を行うとともに、0.32ha の造林を実施しました。

【今後の方向性】

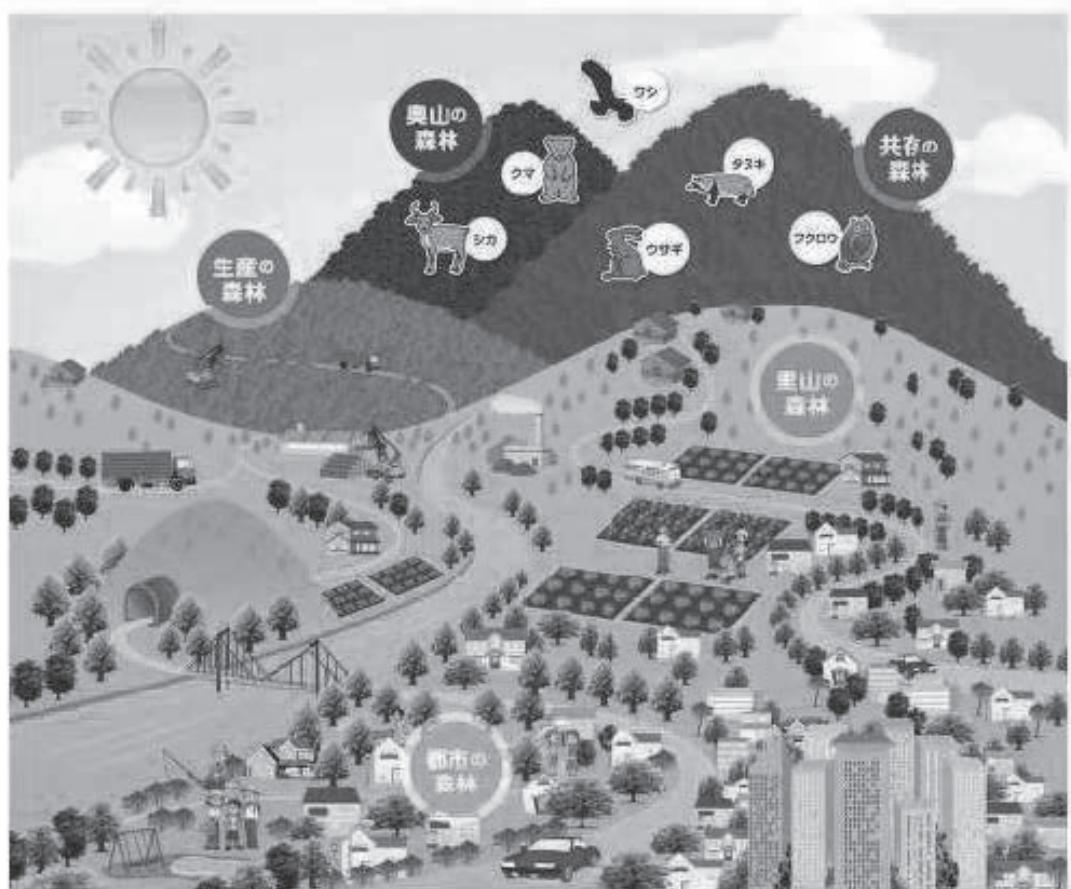
「さがみはら森林ビジョン」による森林の将来像の実現を目指し、計画的な水源林の保全・再生を推進していきます。

また、森林を保全・再生するため、神奈川県の水源の森林づくり事業を活用し、今後も整備を継続します。

さらに、令和元年度から交付される森林環境譲与税を活用し、森林環境の改善に向けた取組を行います。

50年後

「いきいきとした森林」を構成するさまざまなタイプの森林



都市の
森林

都市地域の住民の
憩いの場となる

里山の
森林

田んぼや畑、集落と
ともに維持・管理される

生産の
森林

木質資源の循環的な
生産の場となる

奥山の
森林

標高が高く
自然度の高い

多様な生きもののすみかとなり
市民の暮らしを守る

「さがみはら森林ビジョン」より抜粋

6-2 森林保全活動の充実と保全意識の醸成

荒廃した森林を健全な森林に再生するためには、市民やN P O・森林ボランティアなどの支援が必要です。森林に対する保全意識を醸成し、森林ボランティアとして活動しやすい環境整備を推進していきます。

【主な取組状況】

○森づくりボランティア養成事業

ボランティア活動への理解を深め、森づくりを継続的に担う人材を養成するための「森づくりボランティア講座」((公財)相模原市まち・みどり公社の自主事業)を4回開催し、延べ108人が参加しました。



森づくりボランティア養成事業

○丹沢大山クリーンキャンペーンの実施

丹沢大山クリーンピア21事業の一環として、緑区鳥屋の林道で清掃活動、鳥居原ふれあいの館でごみ持ち帰りの啓発活動を年1回実施しており、平成30年度は62名が参加しました。

○水源地域と都市地域との協働による水源林づくりや交流・体験事業等の推進

山林の役割や林業について学ぶことを目的に有限会社サトウ草木が行う市内と市外の小学校(各1校)の「学校交流事業」を推進し、60名が参加しました。

○森林に関わる組織のネットワーク化と情報発信の推進

市ホームページの「森林情報館」の管理・更新を通じて市民に情報提供を行うとともに、協働事業で作成した「森林ボランティア入門ガイド」では、森林に関わる組織の交流のための場を設けるなど、情報発信と情報共有化に取り組みました。

【今後の方針性】

クリーンキャンペーンに多くの市民が参加するよう努め、森林に対する保全意識を醸成していきます。

森づくりボランティアの人材育成については、「森づくりボランティア講座」の実施を支援するとともに、受講生の次なる活躍の場の提供などの充実を検討します。

6-3 森林資源の活用

森林を再生していくため、津久井産材の活用のほか、既存の自然フィールドを活用した新たなネットワークを推進していきます。

【主な取組状況】

○森林の豊かな自然を活用した学習活動等の実施

市内と市外の小学校（各1校）が交流を行いながら山林の役割や林業について学ぶ「学校交流事業」及び地元中学生を対象に林業体験を行う中で自立心や職業観を学ぶ「職業体験教室」（いずれも有限会社サトウ草木の事業）に、計66名が参加しました。

○津久井産材の利活用の推進

「津久井産材利用拡大協議会」が行う津久井産材の産地証明制度の支援など、木材の利用拡大に向けた取組を行ったほか、「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」に基づいた、公共施設の木質化を働きかけました。

<平成30年度実績>

・公共施設等への利用

麻溝まちづくりセンター・公民館、橋本こどもセンター等の整備において、腰壁等に津久井産材が使用されました。

・地産地消の促進

地域型住宅グリーン化事業等の情報発信を市ホームページ等を通じて行うとともに、津久井産材利用拡大協議会が行う津久井産材産地証明制度の運用を支援しました。

・ブランド化への取組

(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が行う「日本の木材活用リレー～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」に対し、津久井産材の知名度の向上を図るために、木材提供等を行うこととし、大会組織委員会との協定書の締結を行いました。

○さがみはら森林ビジョン推進事業（再掲6-1）

「津久井産材利用拡大協議会」が行う津久井産材の産地証明制度の支援など、木材の利用拡大に向けた取組を進め、「さがみはら森林ビジョン実施計画」を推進しました。

(仮称)相模原市市民の森の取組については、基本計画に基づき、NPO法人との協働事業により、森林体験活動プログラムを実施しました。

○広域トレイルネットワークの形成と散策路・遊歩道の整備

広域トレイルネットワークを形成するために、広域連携として多摩・三浦丘陵に位置する13市町で組織する「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参画し、ウォーキングラリーを実施しました。

【今後の方針】

津久井産材利用拡大協議会を支援し、津久井産材の利用拡大と産地証明制度の定着化を促進します。また、令和元年度から交付される森林環境譲与税を活用した木材の利用促進や普及啓発・人材育成、担い手の確保等の事業を行います。

広域トレイルネットワークの形成は、本市の将来像を描いた大きなテーマであることから、事業間の有機的な連携を模索するとともに、中長期的に取り組む課題として進めています。

基本施策7

人と自然が共に生きる里山づくり

目標

◆ 里山地域における農用地区域内の耕作地面積の割合を100%とします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (R1)
			H29	H30	
里山地域における農用地区域内耕作地面積の割合	津久井地域の農用地区域内耕作地面積/津久井地域の農用地区域内農地面積×100	86.9% (H20)	89.7%	92.1%	100%

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H29	H30	
里山に係る交流事業の参加者数	交流の里推進事業の参加者	232人 (H20)	増加	177人	152人	△
里山地域における農地の利用権設定面積	津久井地域における農地の利用権設定面積	25ha (H20)	増加	36ha	37ha	○

里山に係る交流事業の参加者数は、市内で実施された上下流域自治体間交流事業の参加者数の合計です。引き続き事業内容の充実を図ります。

里山地域における農地の利用権設定面積については、新規就農者や認定農業者への農地のあつせん等の取組により、増加傾向にあります。



小松・城北地区
—炭焼き小屋のある里地・里山（緑区川尻）—

7-1 里山環境の保全・活用

身近で貴重な自然を有する里山の保全・活用に向けて、多様な主体の協働により施策の展開を図っていきます。

【主な取組状況】

○里地里山保全等促進事業（再掲 5-1）

神奈川県と連携し、「小松・城北」里山をまもる会の里地里山保全活動を支援しました。また、相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例に基づいた新たな活動団体の認定及び地域指定に向けて、地域団体の活動状況を確認しました。

○県の里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例と連携した里地里山保全等地域の指定

市域の里地里山地域の保全を促進するため、神奈川県と連携し認定団体の支援を継続するとともに、保全活動等を行う新規団体の認定及び地域指定に向けて、地域団体の活動状況を確認しました。

○里山をフィールドとした環境学習・教育事業

里地里山活動団体が近隣小学校の児童を対象に行う生きもの観察や畑作業体験等の里山体験学習に対し、支援を行いました。

<平成30年度実績>

参加人数 延べ480人

○里山保全活動の担い手の育成

里地里山活動団体が行う農林地の保全や里山体験学習に対して支援を行うことで、担い手の育成に努めました。

○身近で豊かな自然を有する里山の情報発信

イベントや地域の魅力を掲載した里山マップの配布のほか、イベント等で活動団体の紹介を実施し、里地里山の情報発信を行いました。

【今後の方向性】

里地里山は、人による適切な維持管理が不可欠であるため、保全等活動を継続的に支援していく必要があります。後継者不足も深刻化しており、市民交流や企業連携を行うほか、市域に残された里地里山の必要性についての広報などに力を入れていきます。

里山の自立再生を促進していくためには、農林業の振興のみならず、新たな利活用の推進など総合的・横断的な施策を展開していく必要があります。

7-2 里山景観の保全

里山固有の文化・伝統を後世に引き継ぐことが必要なため、地域住民と都市住民との「つながり」を形成する施策を推進していきます。

【主な取組状況】

○里山の自然景観と調和した地域文化や伝統の承継

里地里山活動団体が行う農林地等の保全や近隣小学校の児童を対象とした畑作業体験・収穫物を用いた調理体験などの里山体験学習に対し、支援を行いました。

○市民農園等の整備・運営・充実

市民が土に親しみ、直接「農」にふれ、農業に対する理解を深めるため、市内 60 農園 計 2,478 区画の市民農園の整備を実施しました。

○水源地域交流の里づくり推進協議会事業

都市地域（下流域）住民の水源地域（上流域）の重要性に対する理解の促進を図るとともに、里山文化や豊かな自然にふれあい、上下流域住民の相互理解と連携・協働を図るため、神奈川県と連携し、ダム湖の水を水道水としている下流域住民との交流事業の実施を支援しました。

◆ 水源地域交流の里づくり推進協議会事業（神奈川県との連携事業）

事業概要

都市地域（下流域）住民と水源地域（上流域）住民が交流し、水源地域の重要性に対する理解の促進を図るため、水源地域の豊かな自然や郷土文化を生かした体験事業（上下流域自治体間交流事業）を実施した。

実績

城山発電所、宮ヶ瀬ダム、小原宿本陣などの見学や、ナチュラルリース作り、川遊び、木工体験などの各種体験教室等 6 事業を実施し、152 人の参加があった。

【今後の方向性】

都市地域（下流域）住民に水源地域の保全に対する意識を深めてもらうため、今後も交流事業を継続していきます。

基本施策 8

清らかで親しみのある水辺環境づくり

目標

◆ 水辺やみどりに親しめる場が十分であると感じる市民の割合を86%にします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (R1)
			H29	H30	
水辺やみどりに親しめる場が十分であると感じる市民の割合	市民アンケート※	80.7% (H20)	86.8%	86.4%	86.0%

※ 総合計画に掲げている施策の進行管理を行うため、20歳以上の市民3,000人を対象に実施(調査時期：平成30年4月24日～5月14日、回収率50.6%及び平成31年4月23日～令和元年5月14日、回収率50.8%)しているものです。
(以下同様)

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H29	H30	
管理された森林面積の割合	県・市の森林整備事業により管理・整備された森林面積/対象全体面積×100	37.5% (3,662ha) (H20)	増加	68.7% (6,709ha)	69.4% (6,774ha)	○
河川美化活動参加者数	相模川クリーン作戦、境川クリーンアップ作戦、道志川美化活動の参加者数	3,289人 (H20)	増加	4,274人	2,332人	△
多自然川づくりの整備延長	道保川、鳩川、八瀬川、姥川の多自然川づくり工法の整備延長距離の累計	2,206m (H20)	増加	3,538m	3,587m	○
透水性舗装整備面積	都市計画道路等で透水性舗装を整備している面積の累計	349,131.4m ² (H20)	増加	384,579.1m ²	386,803.1m ²	○

平成30年度市民アンケートでは、「水辺やみどりに親しめる場が十分であると感じる市民の割合」が前年度比0.4ポイント減少しました。今後、公園・緑地など各施設の安全性確保や質の向上を図り、市民満足度の高水準を維持していきます。

管理された森林面積の割合は増加し、今後も水源の森林づくり事業に基づく森林整備を推進し、豊かでおいしい水の安定確保に努めます。

河川美化活動参加者数は荒天により境川クリーンアップ作戦が中止になったため、前年度より減少しましたが、市民等の河川美化に対する意識の向上が図られています。

多自然川づくりの整備延長も用地取得、設計、工事の手順を踏んで着実に伸びています。

透水性舗装整備面積は道路改良に伴い、増加しています。

8-1 水辺環境の保全・再生

豊かな水生生物が育める水辺環境をつくります

豊かな水生生物が育める水辺環境の保全のため、市民が主体となる美化活動や水辺環境保全の意識向上を目的とした環境学習を推進していきます。

【主な取組状況】

○河川美化活動の推進

平成30年度は、相模川、境川、道志川の3河川で美化活動を実施する予定でしたが、荒天等の影響により、相模川、道志川の2河川での実施となりました。活動回数は減少しましたが、多くの方が参加し、河川の美化が維持されるとともに、市民等の河川美化に対する意識の向上が図られました。

◆ 相模川クリーン作戦の推進

事業概要

相模川河川敷の清掃活動を実施し、併せて河川美化意識の高揚を図る。

主催者

相模川を愛する会

実績

市内 9 会場で実施（6月 3 日および 10 月 28 日）した。

※10月28日実施分について、昭和橋会場は台風の影響で中止。

実施日	6月3日	10月28日
参加者数	1,250人	864人
ごみ収集量	1,680kg	1,790kg

◆ 境川クリーンアップ作戦の推進

事業概要

町田市・相模原市の両市民が協働で境川の清掃作業を行うことにより、地域コミュニティの育成と環境美化・保全の意識高揚を目指す。

主催者

境川クリーンアップ作戦実行委員会

実績

町田市及び相模原市の11会場（区間約17km（下馬の橋～新田橋、両国橋～高木橋）で実施（7月29日）する予定だったが、荒天のため中止となった。

実施日	7月29日
参加者数	
ごみ収集量	

◆ 道志川美化活動の推進

事業概要

河川敷の清掃活動を実施し、県民の貴重な水源である道志川の水質保全と河川美化意識の高揚を図る。

主催者

中道志川トラスト協会
津久井中央地区自治会連絡協議会・三太の里共和国

実績

○中道志川トラスト協会
道志川弁天橋上流河川敷で2回実施（6月3日、10月7日）した。

実施日	6月3日	10月7日
参加者数	12人	6人
ごみ収集量	10kg	80kg

○津久井中央地区自治会連絡協議会・三太の里共和国
道志川弁天橋上流河川敷及び青山親水公園周辺河川敷で実施（5月20日）した。

実施日	5月20日
参加者数	200人
ごみ収集量	120kg

○水辺環境保全等促進事業（再掲5-1）

相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例に基づき、活動団体に対しての制度の説明や、活動区域の指定及び活動認定に向けた協議を行った結果、新たに1団体に対して活動区域の指定及び活動認定を行うことができました。また、既存の指定区域であった3区域と合わせて、活動する認定活動団体（4区域4団体）に対して活動支援を行いました。

○水源の森林づくり事業（再掲5-1）

水源地域の森林を保全し、水を安定的に確保するため、森林整備を行う森林所有者と市が神奈川県の水源の森林づくり事業に基づく協力協約を締結し、間伐・枝打ち等35.76haの整備支援を行いました。

<平成30年度>

- ・確保協約締結面積： 5.22ha
- ・間伐等整備支援面積： 35.76ha

○市有林整備事業の推進（再掲5-1）

水源地域の森林の健全で活力ある状態に保つため、6.23haの間伐・枝打ち等を行うとともに、0.32haの造林を実施しました。

○自然体験教室などの環境教育の推進／体験学習の推進

相模川の生き物観察を通じて川とのふれあいを深め、自然環境の保全に対する意識の向上を図るため、相模川を愛する会が自然観察会を実施する予定でしたが、雨天のため中止となりました。（再掲 5-2）

また、自然体験・農業体験や伝統文化とのふれあいを通して、個性を大切にし、豊かな人間性や社会性などを育成することを目標に掲げ、市内小中学校や青少年団体の体験活動を実施し、環境教育及び環境学習を推進しています。平成 30 年度については、延べ 26,019 人が体験活動に取り組むとともに、若あゆ食農体験デー、やませみ自然体験スクール等の主催事業において、延べ 332 人の参加がありました。（再掲 5-2）

その他、市内の 104 事業所が参加する環境保全団体「相模原の環境をよくする会」主催で自然観察会や夏休み環境教室を実施し、計 47 人が参加しました。（再掲 5-2）

【今後の方針】

相模川クリーン作戦は、相模川河川敷の清掃活動として、市民に定着した恒例行事となっており、市としても、事業を継続し、新たな参加者数の増加を図っていけるよう、主催の「相模川を愛する会」を支援していきます。

また、境川クリーンアップ作戦には、例年多くの清掃作業参加者及び参加団体が集まり、コミュニティの育成と環境美化・保全の意識高揚の推進が図られています。今後も清掃範囲の拡大及び参加者数の増加に向け実行委員会への支援を行います。

水辺環境保全等促進事業は、新たな保全等活動区域の指定に向け、保全活動団体に働きかけを行います。



相模川クリーン作戦

8-2 水辺空間の保全・創出・活用

河川のコンクリート護岸の築造によって無機質なものとなった水辺空間について、河川の特性に応じた自然環境や水辺空間の再生・創出を推進します。

【主な取組状況】

○散策路ネットワークの整備・充実

小倉橋から座架依橋（座間市）上流までの全長約 16km の相模川散策路は、相模川に沿った道路や河川堤防敷きを利用して設けられており、相模川の雄大な流れと相模川沿いに広がる斜面樹林のみどり豊かな自然を満喫しながら、散策やジョギング、サイクリングなどに多く利用されています。

また、相模川散策路沿いには、案内サインや休憩施設などを設置するとともに、総合案内板や周辺案内板により、散策路周辺の名所・旧跡などを紹介しています。

なお、相模川散策路については、委託発注により散策路沿いの除草を定期的に実施しました。

○河川改修事業

道保川や八瀬川の改修では浸水被害の軽減を図りつつ、「道保川水辺空間整備計画」及び「八瀬川多自然川づくり基本計画」に基づき、豊かな自然を保全・活用した河川環境の創出と水循環機能の向上を考慮した護岸の整備を行っています。特に道保川では、多自然川づくりの考えに基づき、水循環機能の向上を考慮した護岸の整備を行うと共に事業進捗に併せて用地取得を行っています。

◆ 一級河川道保川改修事業

事業概要

一級河川道保川は市街化の著しい区域に位置しており、改修により浸水被害の軽減を図るとともに、近郊緑地等に接する箇所については、かごマット多段積護岸や空石積護岸等を採用していくことで、自然景観や水辺空間の保全・創出に配慮した整備を行っている。

実績

護岸が 49.1m 完成し、自然景観や水辺空間の保全・創出への効果を高めた。

○相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの管理運営

相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらは、平成 24 年 9 月からの再整備工事により、約 1 年 6 月間休館していましたが、平成 26 年 3 月 26 日にリニューアルオープンしました。

新しく追加された「湧水と小川のアクアリウム」や、相模川の環境を 40m の水槽で表現した「流れのアクアリウム」などの展示アイテムを通し、より相模川に親しめる場となり、平成 30 年度は、218,518 人が来館しました。



相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはら

○相模川フィールドミュージアム構想の推進

相模川流域の自然、住民などを含めた川沿いをまるごと野外博物館にし、流域市民の相模川への関心を高め、地域を活性化させるとともに、生涯学習の場、地域交流の場として発展させる構想で平成30年度は、相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの指定管理者が市内小学校と連携して相模川河川敷にて環境学習を実施しました。

【今後の方針】

今後の河川の整備について、「道保川水辺空間整備計画」等の多自然川づくりの考え方を取り入れた計画に基づき、かごマット多段積護岸や空石積護岸等の自然景観や水辺空間の保全・創出を考慮した河川整備を行っていきます。

相模川フィールドミュージアム構想については、相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの指定管理者が行う業務として推進しており、今後は、指定管理者とともに、周辺施設と連携した事業の開催について調整を行っていきます。

8-3 適正な水循環の確立

都市化の進展により、雨水浸透機能の低下等が生じていることから、今後は、適正な水循環が確立する施策を推進していきます。

【主な取組状況】

○市民との協働による限りある水資源の有効利用の促進

健全な水循環機能の向上のため、公共下水道の整備や高度処理型浄化槽の設置による生活排水対策の推進を図るとともに、雨水浸透ます設置の促進により、地下水かん養などを図る取組を推進しています。

○道路改良事業における透水性舗装の整備

雨水の流出抑制や地下水のかん養等を図るために、都市計画道路等の新設・改良において、歩道の透水性舗装を積極的に推進しており、平成30年度は $2,224.0\text{ m}^2$ の整備を行いました。

○雨水調整施設の設置

雨水浸透の促進のため、市が発注する建築工事においては、積極的に雨水調整（浸透）施設を設置し、雨水の流出抑制を行っています。

○簡易水道等の広域化による水源の維持管理と水資源の確保

簡易水道等の統合整備を進め広域化を図っている中で、良質な水源の維持管理により水資源の確保をしていきます。

【今後の方向性】

適正な水循環の確立のため、各個人住宅に雨水浸透ますの設置を促進するとともに、都市計画道路等の新設・改良時における透水性舗装の整備を継続して行います。また、集中豪雨時の災害防止に向けた雨水管整備等を取り組んでいきます。

環境目標 4

健康で安全に暮らせるまちづくり

基本施策 9

健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全

目標

◆ 調査測定地点の環境基準達成率を 88. 6%にします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (R1)
			H29	H30	
調査測定地点の環境基準達成率	環境基準達成地点数/ 延べ測定地点数×100	85. 6%	87. 4%	89. 3%	88. 6%

《進行管理指標》 [評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値(年度)	方向	実績		評価
				H29	H30	
大気規制基準の達成率※1	達成数/サンプリング数×100	76. 5% (26/34) (H20)	増加	100% (10/10)※2	90% (9/10)※2	△
水質規制基準の達成率※1	達成数/サンプリング数×100	94. 4% (119/126) (H20)	増加	88. 0% (44/50)※3	87. 8% (43/49)※3	△
津久井地域の生活排水処理施設整備率	津久井地域の公共下水道及び市設置浄化槽の整備率	公共下水道 55. 6% 市設置浄化槽 0% (H20)	増加	公共下水道 65. 1% 市設置浄化槽 18. 1%	公共下水道 66. 5% 市設置浄化槽 20. 3%	○
地下水環境基準達成率	定期モニタリング調査結果(調査地点 106、調査物質 4 種類)達成地点/調査地点×100	トリクロロエチレン 84. 0% (89/106) テトラクロロエチレン 90. 6% (96/106) 1, 1, 1-トリクロロエタン 100% (106/106) 四塩化炭素 99. 1% (105/106) (H20)	増加	トリクロロエチレン 100% (100/100) テトラクロロエチレン 98. 0% (98/100) 1, 1, 1-トリクロロエタン 100% (100/100) 四塩化炭素 100% (100/100) ※4	トリクロロエチレン 100% (100/100) テトラクロロエチレン 100% (100/100) 1, 1, 1-トリクロロエタン 100% (100/100) 四塩化炭素 100% (100/100) ※4	○
ダイオキシン類の大気・水質・土壤環境濃度	大気(市内測定地点で年平均値 0. 6pg-TEQ/m ³ 以下) 水質(市内測定地点で年平均値 1pg-TEQ/l以下) 土壤(市内測定地点で年平均値 1, 000pg-TEQ/g 以下)	大気・水質・土壤環境濃度(いずれも達成) (H20)	維持	大気・水質・土壤環境濃度(いずれも達成)	大気・水質・土壤環境濃度(いずれも達成)	○

騒音環境基準達成率	道路交通騒音（自動車騒音常時監視測定結果による昼夜間とも環境基準以下の住居等戸数の割合）	道路交通騒音 97.5% (4,269/4,378)	増加	道路交通騒音 86.7% (1,975/2,279) ※5	道路交通騒音 93.6% (8,085/8,642) ※5	○
	航空機騒音（市内 5 地点における環境基準達成地点）	航空機騒音 2/5 地点 (H20)		航空機騒音 2/5 地点	航空機騒音 5/5 地点	

※1 規制基準の達成率とは、各工場・事業場から排出される排出ガス及び排水の測定結果と規制基準との達成率を示すものです。

※2 大気のサンプリング数の減少は、市内ばい煙発生施設における重油抜き取り検査について、平成 22 年度からサンプリングを行わない立ち入り検査に変更したことや、廃棄物焼却施設の排出ガス行政検査について施設の廃止があつたためです。

※3 水質のサンプリング数の減少は、公共下水道接続などにより対象事業所、事業場が減少したためです。

※4 地下水の調査地点の減少は、メッシュを日本測地系から世界測地系に変更したことや、検出状況等から藤野地区、相模湖地区及び津久井地区的調査地点を削減したためです。

※5 道路交通騒音の住居等戸数の変動は、5 か年計画で市内全域の状況を把握しており、調査対象路線が異なるためです。

成果指標である調査測定地点の環境基準達成率については、高い水準を維持しているものの、依然として、大気汚染については、光化学オキシダントの環境基準の達成状況は、本市を含めて全国的に低い水準であり、また、水質汚濁については、主に湖沼において全鱗の暫定目標を達成していない状況です。

大気規制基準の達成率については、1 件の基準違反があり、前年度と比較して達成率が低下しました。

水質規制基準の達成率については、6 件の基準違反があり、前年度と比較して達成率が低下しました。

騒音環境基準達成率のうち、道路交通騒音については、5 か年計画で市内全域の状況を把握しており、年度により調査対象路線が異なるため達成率に変動があります。単純な比較はできませんが、前年度の実績より達成率は増加しました。一方、航空機騒音については、全地点で環境基準を達成しました。

9-1 大気環境保全対策の推進

きれいな大気の保全のために、大気環境の状況を測定するとともに、電気自動車等を普及促進する取組を行っています。

【主な取組状況】

○大気常時監視測定局における大気環境測定

大気汚染防止法に基づく常時監視として、常時監視測定局（一般環境大気測定局 5 局、自動車排出ガス測定局 2 局）において大気環境測定を実施しました。

一般環境大気測定局においては、環境基準が設定されている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべての測定局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成しませんでした。

自動車排出ガス測定局においては、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべての測定局で環境基準を達成しました。



市役所測定局（一般環境大気測定局）内部



相模台測定局（一般環境大気測定局）外観

○発生源対策の推進

大気汚染防止法のばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設などについて、立入検査を 101 件実施し、施設の稼働状況やばい煙、揮発性有機化合物などの濃度や排出量を確認し、必要な指導を行いました。

○低公害自動車の普及促進

次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進を図るため、燃料電池自動車や電気自動車等を購入する個人又は事業者に対し、奨励金を交付しました。平成 30 年度の交付件数は、燃料電池自動車が 3 件、電気自動車が 50 件でした。

○エコドライブの普及啓発（再掲 2-1）

市内の環境イベントにおいて啓発活動を行いました。また、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）合同で自動車教習所でのエコドライブ講習会を開催したほか、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市合同で東名高速道路海老名サービスエリアにて啓発活動を行いました。

○ディーゼル自動車規制

自動車排出ガスによる大気汚染の改善として九都県市では、D P F（黒煙除去フィルタ）等粒子状物質減少装置を装着しておらず、排出ガス基準に適合していないディーゼル自動車に対し運行規制を行っており、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市合同で東名高速道路海老名サービスエリアにて運行規制の周知を行いました。また、神奈川県・山梨県・相模原市合同で中央自動車道談合坂サービスエリアにて運行規制の周知を行いました。

○微小粒子状物質（PM_{2.5}）への取組

大気汚染防止法の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視として、微小粒子状物質成分分析調査を実施しました。全42項目の調査を市役所測定局及び上溝測定局において、春季（5月）、夏季（7～8月）、秋季（10～11月）、冬季（1～2月）の通年で4回、それぞれ14日間実施しました。

【今後の方向性】

光化学オキシダント対策としては、工場など固定発生源に対し、公害関係法令に基づく規制指導等を継続するとともに、原因物質の排出抑制に係る自主的な取組を促進する必要があります。

移動発生源である自動車については、低公害自動車の普及やDPF等粒子状物質減少装置の装着が進み、一定の効果が現れている状況ですが、より低公害の自動車の普及・促進を行っていきます。

9-2 水質環境保全対策の推進

きれいな水の保全のために、水質環境の状況を測定するとともに、分流式下水道や高度処理型浄化槽の整備を進め、また、合併処理浄化槽の普及を図ります。

【主な取組状況】

○環境監視体制の充実と市民への情報提供の促進

河川・湖沼の水質の状況や河川の汚濁を防止するため道路側溝への排水を流さないよう注意を促す情報を市ホームページに掲載するとともに、さがみはら環境まつりにおいて、河川水質事故に係る展示ブースを設け、市の取組の紹介や啓発活動を行いました。



河川水質事故対応

○発生源対策の推進

水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例が適用される事業所の立入検査 50件を実施し、施設の稼働や排水の状況を確認し、必要な指導を行いました。

○河川、湖の水質状況の測定

河川及び湖沼の水質の状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき策定された県水質測定計画及び市水質測定計画により、市内 9 河川 2 湖沼の 26 地点において、定期調査を実施しました。

健康項目については、境川、相模川、相模川支流 7 河川、相模湖及び津久井湖において環境基準が定められており、すべての地点で環境基準を達成しました。

生活環境項目については、境川、相模川、相模川支流 4 河川（鳩川、道志川、秋山川及び串川）、相模湖及び津久井湖において環境基準が定められており、相模川では pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）、鳩川では BOD、SS、DO、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、道志川、秋山川及び串川では pH、BOD、SS、DO、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、境川では BOD、SS、DO、ノニルフェノールについて、すべての地点で環境基準を達成しました。

また、相模湖では pH、DO、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、津久井湖では pH、DO、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS について、すべての地点で環境基準を達成しました。

○環境研究調査体制の充実

河川水質事故に係る原因物質の調査として、衛生研究所に河川水質の分析を依頼し、原因物質の把握に資する結果を得ました。

○津久井地域の下水道整備の推進

湖や河川への生活排水による環境負荷の低減を図るために、公共下水道の整備を進めており、平成 30 年度は 19.5ha を整備し、同年度末現在の整備面積は 1,133.4ha で普及率 66.5% となっています。

○合流式公共下水道の分流式への改善

相模川の水質保全のために、汚水と雨水を同一の下水道に流す合流式下水道を別々の下水道に流す分流式下水道に改善する取組を行っています。平成 30 年度は 6.8ha を整備し、同年度末現在の整備済面積は 242ha で進捗率約 61.7% となっています。

○津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替整備（再掲 4-1）

平成 22 年度に策定した建替整備基本計画に基づき、し尿処理施設を一元化するため、津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替工事を平成 28 年 3 月に完了しました。

○高度処理型浄化槽整備事業

湖や河川への生活排水による環境負荷の低減を図るために、平成 21 年 7 月から、津久井地域のうちダム集水区域で下水道整備計画区域外にある家屋に対して、申請に基づき市が高度処理型浄化槽を設置する事業を行っています。平成 30 年度は 119 基設置し、同年度末現在の設置基数は、平成 21 年 7 月以前に個人が設置した高度処理型浄化槽の寄附分を含め 1,093 基で整備率 20.3% となっています。

【今後の方向性】

河川の水質については、公共下水道の普及に伴って改善され、健康項目についてはすべて環境基準を達成しています。しかし、相模湖及び津久井湖の水質は依然として全窒素及び全燐の暫定目標を達成しておらず、富栄養化によりアオコの発生しやすい状況になっています。

こうした水源地域の水質の改善を図るために、公共下水道や高度処理型浄化槽の整備を進めるとともに、相模川上流の関連自治体との連携による生活排水対策の強化について、検討を進めています。

9-3 土壤・地下水汚染の防止

きれいな土壤や地下水の保全のために、土壤・地下水環境の状況を測定しています。

【主な取組状況】

○環境監視体制の充実と市民への情報提供の促進

市内における地下水の水質の監視を行い、その結果を市ホームページに掲載しています。

○発生源対策の推進

水質汚濁防止法に基づく立入検査を実施し、有害物質使用特定施設の構造を検査するとともに、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定有害物質の使用状況等の記録の管理等、土壤汚染及び地下水汚染を未然に防止するための指導をしています。

○地下水の水質測定

地下水の水質の状況を監視するため、市測定計画（2か年計画）に基づき、市内 100 地点（平成 29 年度分については 54 地点）において、定期調査を実施しました。100 地点のうち、四塩化炭素、1, 1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては、すべての地点で環境基準を達成しました。

また、県測定計画に基づき、長期的な地下水質の傾向を把握するための定点調査 10 地点及びその他 10 地点の計 20 地点で、環境基準に定められている 28 項目の概況調査を実施し、すべての項目についてすべての地点で環境基準を達成しました。

その他、県測定計画に基づき、有機塩素系化合物を対象とした 3 地点並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を対象とした 5 地点の計 8 地点で継続監視調査を実施しました。有機塩素系化合物については、四塩化炭素、1, 1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについてすべての地点で環境基準を達成しました。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、5 地点のうち 2 地点で環境基準を達成しました。

○土壤の汚染調査

土壤汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、有害物質使用特定施設の廃止又は土地の形質変更に伴い、特定有害物質による土壤汚染のおそれがある場合等において、土地所有者等に対し、土壤調査及び土壤汚染対策を行うよう、指導しています。

平成 30 年度は、土壤汚染状況調査結果報告書を 5 件受理しました。

◆ 土壤汚染対策法に基づく調査及び区域の指定

事業概要

土壤汚染状況調査にて汚染土壤の存在が明らかとなった場合、当該汚染土壤の適切な管理並びに運搬及び処理に係る指導を行う。

実績

土壤汚染状況調査結果報告書：5 件（法第 3 条：3 件、法第 4 条：2 件）

要措置区域※1（指定：1 件、解除：0 件）

形質変更時要届出区域※2（指定：0 件、解除 0 件）

※1 要措置区域とは、土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域をいいます。

※2 形質変更時要届出区域とは、土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）をいいます。ただし、土地の形質変更時に計画の届け出が必要となります。

【今後の方針】

地下水の水質の状況については、継続して高い水準で環境基準を達成していますが、土壤汚染及びそれに伴う地下水汚染については、汚染が生じた場合には、汚染源の位置や範囲の把握や汚染の除去対策に時間と費用を要することから、法令に基づく継続的な規制指導とともに、事業者への注意喚起を行い、未然防止の取組を図っていきます。

9-4 有害化学物質対策の推進

化学物質による環境リスク（環境中に排出された化学物質が人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれ）の低減を図るために、法令に基づく規制指導や環境調査等による環境リスクの適正な管理、事業者による化学物質の自主管理の促進に取り組んでいます。

【主な取組状況】

○環境監視体制の充実と市民への情報提供の促進

ダイオキシン類等をはじめとする有害化学物質については、大気、水質等の環境監視を行い、その結果を市ホームページに掲載しています。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法・P R T R制度）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき届出される、市内事業者の化学物質の環境への排出状況等の集計結果を、市ホームページに掲載するとともに、化学物質セミナーの中でも報告しました。

○大気中のアスベスト調査

アスベストについては、「相模原市アスベスト対策方針」に基づき、一般環境大気（3 地点）及び特定粉じん排出等作業のうち大規模な作業現場におけるアスベストの濃度を測定しました。これらの調査については、環境基準及び規制基準の適用はありませんが、比較の目安となり得る大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設における敷地境界の規制基準（10 本/リットル）を下回っていました。

○環境中のダイオキシン類調査

ダイオキシン類について、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市内の大気、水質及び土壤のダイオキシン類の調査を実施しました。その結果、すべて環境基準を達成しました。

○発生源対策の推進

有害化学物質については、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、排出ガス、排水等の調査を立入検査の中で実施し、指導に努めています。

○大気環境モニタリング調査

大気環境モニタリング調査として、優先取組物質として挙げられている 21 物質並びに水銀及びその化合物について、市内 1 地点（市役所第一別館屋上）において毎月 1 回の測定を実施しました。この結果、環境基準又は健康リスクの低減を図るための指針となる値（指針値）が設定されている物質については、環境基準を達成又は指針値に適合していました。

○事業者による化学物質の自主管理の促進

事業者による化学物質の自主管理とリスクコミュニケーションの推進を図るために、化学物質セミナーを開催し、37 人の参加がありました。

◆ P R T R 制度

P R T R 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壤）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度

◆ P R T R 制度等に基づく受付状況

事業概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法・P R T R制度）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（県生活環境保全条例）に基づく受付及び結果の公表

実績

受付件数 221 件（化管法第 5 条：109 件、県生活環境保全条例第 42 条：112 件）

【今後の方針】

P R T R 制度等に基づく化学物質の排出量の把握、法令に基づく規制指導及び継続的な環境調査により環境リスクの適正な管理を進めるとともに、事業者による化学物質の自主管理の促進及びリスクコミュニケーションの推進により、環境リスクの低減を図っていきます。

騒音や悪臭を解消し、季節
のかおりや音が感じられる
まちにします

9-5 騒音・振動・悪臭対策等の推進

騒音について、自動車・航空機の騒音の測定をし、米軍機騒音については国や米軍に要請活動を行っています。

振動及び悪臭については、公害苦情への対応として取り組んでいます。

【主な取組状況】

○自動車騒音の測定

騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視として、5か年計画で市内の主要幹線道路について、調査を実施しています。平成30年度は、一般国道のうち、国道468号線（首都圏中央連絡自動車道、延長8.5km）を、主要地方道のうち、相模原茅ヶ崎線（延長8.2km）、鍛冶谷相模原線（延長12.8km）、相模原町田線（延長8.1km）を、一般県道のうち、八王子城山線（延長0.9km）、厚木城山線（延長10.6km）、相武台下停車場線（延長0.1km）、総延長49.2kmの評価を行いました。

環境基準の評価の対象とされる8,642戸のうち、8,085戸（93.6%）で昼間（午前6時から午後10時）及び夜間（午後10時から午前6時）ともに環境基準を達成しました。

○発生源対策の推進

騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例が適用される事業所の立入検査を実施し、施設の稼働や騒音・振動の状況を確認し、必要な指導を行いました。

また、悪臭苦情のあった事業所に対しては、立入検査を実施し、施設の状況を確認して、必要な指導を行いました。

○公害苦情相談体制の充実

騒音、振動及び悪臭については、公害苦情相談件数の多い項目のため、苦情相談を受ける体制、現地調査の日程及び調査員の体制を整備しました。

また、受付や調査を行う職員への関係法令や個人情報保護等などについて研修を行い、職員の資質の向上に努めました。

○米軍機騒音対策

米軍機の騒音の状況を把握するために、環境基準が適用される地域内の5地点を含む市内8地点（うち6地点は市設置分、2地点は神奈川県設置分）で航空機騒音を測定するとともに市民からの苦情件数をまとめ、神奈川県や関係市などと連携し、国、米軍に要請活動を行いました。

【今後の方向性】

騒音、振動、悪臭については、事業所指導とともに公害苦情相談や調査体制の充実に向けた取組を継続していきます。

また、平成30年3月までに米空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐が行われましたが、移駐後も厚木基地には、ジェット戦闘機の飛来が見られ、周辺に一定の騒音が発生しています。

なお、依然として、キャンプ座間及び相模総合補給廠周辺のヘリコプター騒音被害が発生していることから、今後とも監視体制を継続し、騒音被害の低減・解消に向け、国・米軍へ要請するなど、粘り強く取り組んでいきます。

環境目標 5

快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり

基本施策 10

みどり豊かな都市環境づくり

目標

- ◆ 市民 1 人当たりの公園面積を 6.3 m²にします
- ◆ 緑地率を維持します

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (R1)
			H29	H30	
市民 1 人当たりの公園面積	都市公園の合計面積/人口	3.6 m ² /人	4.69 m ² /人	4.68 m ² /人	6.3 m ² /人
緑地率	施設緑地（公園、広場など）及び地域制緑地（森林、特別緑地保全地区、農用地など）の合計面積/市域面積×100	67.5% (22, 183ha)	67.4% (22, 164ha)	67.2% (22, 113ha)	67.5% (22, 181ha)

《進行管理指標》

[評価] ○: 前年度に比べ同等以上 △: 前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H29	H30	
公園の満足度	市民アンケート	78.1% (H20)	増加	82.9%	81.5%	△
街美化アダプトで管理している街区公園数の割合	街美化アダプト管理公園数/街区公園総数×100	82% (H20)	増加	81.3%	80.5%	△
市街地、公共施設における緑化満足度	市民アンケート	78.7% (H20)	増加	88.1%	87.0%	△
特別緑地保全地区の面積	近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区の指定面積	187ha (H20)	増加	187ha	187ha	○
生産緑地地区の面積	市内の生産緑地地区の指定面積	137ha (H25)	維持	125.2ha	123.5ha	△
市内農用地区内の耕作地面積の割合	市内の農用地区内耕作面積/市内の農用地区域農地の面積×100	90.3% (H25)	増加	93.5%	94.6%	○
緑化活動に取り組む市民の割合	市民アンケート	8.6% (H20)	増加	7.2%	6.2%	△
道路植栽状況	道路植栽の総延長	112,454m (H20)	増加	115,480m	115,575.6m	○

市民緑化事業の花苗等配布団体数	都市緑化事業の「花のまちづくり・みどりいっぱい運動」における花苗等の配布団体数	190 団体/年 (H20)	増加	281 团体/年	274 团体/年	△
生垣設置総延長	生垣設置の総延長	3, 648m (H20)	増加	4, 146m	4, 146m	○
屋上・壁面・駐車場緑化設置面積	屋上・壁面・駐車場緑化設置面積の累計	832m ² (H20)	増加	1, 838m ²	1, 888m ²	○

市民 1 人当たりの公園面積はほぼ横ばいとなっています。また、市民アンケート調査結果によると公園の満足度は前年度実績値を上回ることができず、達成率が減少しましたが 80%を超える高い数字を維持しています。

街美化アダプトで管理している街区公園数の割合は、平成 20 年度に比べ若干減少しています。これは、街美化アダプト活動団体の数は増加したもの、それ以上に対象となる街区公園が増加したためです。

生産緑地法及び税制改正に伴い、平成 4 年度以降、生産緑地地区の面積は増加してきましたが、平成 8 年度をピークに減少傾向となっています。これは、新たな追加・拡大の面積よりも廃止・縮小の面積が上回っているためで、主な原因としては、農業従事者の減少等によるものと考えられます。

緑地率は、0.3%減少しましたが、これは主に地域森林計画対象民有林の減少によるものです。なお、生産緑地等は減少傾向にあるものの、都市公園の整備等により公有地は拡大しています。

10-1 都市公園の整備の推進

公園は、みどり豊かで快適な都市空間と潤いのある生活空間の形成に不可欠な都市施設です。多様な公園を整備し、潤いのある生活環境の充実をめざすとともに、良好な自然環境の保全・活用を図ります。また、街美化アダプト制度により市民に親しまれる公園として利用促進を図っていきます。

【主な取組状況】

○スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業

誰もが気軽に利用できる駅近・身近なスポーツ・レクリエーション交流拠点として、相模総合補給廠の共同使用区域内において公園の整備を行っています。

○地域の特性を生かした公園の整備

史跡勝坂遺跡公園では、公園の魅力向上に向け、史跡の追加指定に向けた検討を行いました。

○街区公園整備事業

平成30年度は青葉公園、松原公園の供用を開始しました。

○街美化アダプト活動支援の推進

街美化アダプト活動団体は、合計331団体が活動しています。また、街区公園におけるアダプト実施公園は1か所減少し、合計451箇所となりました。

<都市公園の整備状況>

年度	H27	H28	H29	H30
公園数	608 箇所	613 箇所	616 箇所	618 箇所
合計面積	331.64ha	333.06ha	336.33ha	336.37ha
市民1人当たりの面積	4.61 m ²	4.64 m ²	4.69 m ²	4.68 m ²

【今後の方針】

公園の整備に当たっては、スポーツ・レクリエーションゾーンなど、自然環境や地域の特性を踏まえ、魅力ある公園づくりを進めます。

また、管理面においては、多様化する市民のニーズや施設の老朽化への対応が必要になっていきます。バリアフリー対策や遊具の安全対策など誰もが安心して利用できるよう適切な維持管理を行うとともに、街美化アダプト制度の推進など市民協働による公園づくりに取り組みます。

10-2 都市のみどりの保全・再生

都市化の進行により、都市における緑地は消失・分断され、残された都市のみどりは、景観の場であるとともに、生物の生息地としてますます重要となっています。そのために、木もれびの森、段丘崖や丘陵の斜面緑地、市民緑地、ふれあいの森や農地など、人々に潤いとやすらぎを与える、都市の貴重なみどりを守り・育てる取組を進めています。

【主な取組状況】

○緑地保全用地購入事業

近郊緑地特別保全地区の緑地を 1.11ha 取得するとともに、特別緑地保全地区の緑地を 0.15ha 取得しました。

○市民緑地、ふれあいの森、保存樹林、保存樹木、緑地協定等の緑地保全制度の推進

市民緑地 9 箇所 (2.64 ha)、ふれあいの森 4 箇所 (2.88 ha)、保存樹林 30 箇所 (6.1ha)、保存樹木 153 本となりました。

<緑地保全の状況>

年度	H28	H29	H30
近郊緑地保全区域	約 644ha	約 644ha	約 644ha
近郊緑地特別保全地区	2 地区 約 177ha	2 地区 約 177ha	2 地区 約 177ha
(うち公有地)	(2 地区 約 88.9ha)	(2 地区 約 90.0ha)	(2 地区 約 90.5ha)
特別緑地保全地区	2 地区 約 10ha	2 地区 約 10ha	2 地区 約 10ha
(うち公有地)	(2 地区 約 8.4ha)	(2 地区 約 8.4ha)	(2 地区 約 8.5ha)
市民緑地	9 箇所 約 2.7ha	9 箇所 約 2.6ha	9 箇所 約 2.6ha
保存樹林	30 箇所 約 5.9ha	31 箇所 約 6.1ha	30 箇所 約 6.1ha
保存樹木	165 本	164 本	153 本
ふれあいの森	4 箇所 約 2.8ha	4 箇所 約 2.8ha	4 箇所 約 2.8ha

○社寺林、屋敷林等の貴重なみどりを有している民有地の保全

都市計画区域内の社寺林、屋敷林など合計 30 箇所 (6.1ha) を保存樹林として、民有地の土地所有者と市で協定を締結し、貴重なみどりを保全しています。

○市民との協働による緑地や水辺の保全・活用事業

市民との協働による緑地の維持管理については、森づくりパートナーシップ推進事業では 5 団体により 38.0ha の保全活動を、街美化アダプト制度では 32 団体により 72.3ha の保全活動をそれぞれ行っています。

○森づくりボランティア養成事業（再掲 6-2）

ボランティア活動への理解を深め、森づくりを継続的に担う人材を養成するための「森づくりボランティア講座」((公財) 相模原市まち・みどり公社の自主事業) を 4 回開催し、延べ 108 人が参加しました。

○身近なみどりに親しむライフスタイルの普及

(公財) 相模原市まち・みどり公社は、本市からの財政支援を受け、都市緑化の推進や緑化意識の向上のための事業に取り組むとともに、市民・事業者・行政など多様な主体と連携を図り、更なる緑化意識の普及・啓発やボランティアの育成、支援等を行っています。

○「農業振興地域整備計画」の推進

「農業振興地域整備計画」において、農業振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進しました。

○さがみはら都市農業振興ビジョン 2025 の推進

「さがみはら都市農業振興ビジョン 2025」に基づき、持続可能な力強い農業の確立と市民・地域に貢献できる農業に係る施策を推進しました。

○農業生産基盤整備事業

農道の整備を 54m、用排水路の改修を 161.1m 行いました。

○耕作放棄地の解消事業

相模原市耕作放棄地対策協議会を通じて、農地の再生・活用に取り組んでいます。平成 30 年度は、約 8a の耕作放棄地を再生しました。引き続き新規就農者への利用集積を図ると共に、農村景観の保全に努めます。

○農産物ブランド化推進事業

地場農産物の消費拡大を図るため、市民まつり等の各種イベントへの出展やイベント等で直売所マップを配布して、「さがみはらのめぐみ」の啓発に努めました。

【今後の方針】

近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区の用地購入については、国庫補助制度を最大限に活用して緑地を取得していきます。

保存樹林・樹木制度について、管理費助成制度等の制度の周知に努め、指定樹林・樹木の適正な保全に向けて支援を継続します。

市民協働による緑地の維持管理については、平成 26 年度に見直しを図った「木もれびの森保全・活用計画」に基づき、より効果的な協働のしくみを構築します。

森づくりボランティアの人材育成については、「森づくりボランティア講座」の実施を支援するとともに、受講生の次なる活躍の場の提供などの充実を検討します。

地場農産物ブランド化について、特定のブランド候補品目の PR だけでなく、今後は、地場農産物を広く知っていただくための PR 活動も推進し、市内農産物の認知度を高め、消費者のニーズに対応した消費拡大を図り、ブランド化を目指すとともに、市内農協や生産者と連携を図り、新たなブランド品の開発に取り組みます。



木もれびの森

10-3 都市緑化の推進

市街地におけるみどりは、潤いとやすらぎのある都市空間の形成に資するだけでなく、蒸散作用によるヒートアイランド現象の緩和や、二酸化炭素の吸収源となるなど、市民生活や環境に大きな役割を果たしています。このため、公共施設の緑化や街路樹の設置、緑化指導、生垣緑化や屋上緑化など、みどり豊かな潤いのある都市空間の形成を市民とともに進めています。

【主な取組状況】

○屋上緑化実験・見本園の設置

屋上緑化を広く市民や事業者に周知し、理解していただくことを目的として、平成16年度から市役所本庁舎第1別館の屋上に、「屋上緑化実験・見本園」を設置していましたが、設置から10年以上が経過し、屋上緑化を紹介する役割を終えたものと考え、平成30年度をもって閉園しました。

現在は、順次緑化施設の撤去作業を進めており、見本園としての管理は行っていません。

○生垣・屋上・壁面・駐車場緑化の奨励金交付事業

生垣設置、屋上・壁面・駐車場緑化に取り組む市民などに対し、(公財)相模原市まち・みどり公社と連携して、奨励金を交付しています。

平成30年度末において、屋上・壁面・駐車場緑化設置総面積は1,888m²となり、また、生垣設置総延長は4,146mとなりました。

○開発事業に伴う緑化指導及び推進

建築物の敷地単位で都市における緑を確保するために、相模原市開発事業基準条例等に基づき緑化の指導及び推進をしています。平成30年度については、53件の事前協議があり、協議において緑地及び街区公園の確保を指導しました。

<事前協議の件数>

年度	H27	H28	H29	H30
指導件数	57件	53件	51件	53件

<平成30年度の状況>

- ・緑地面積 31,472.18m²
- ・緑被面積 25,266.37m²
- ・提供公園数 2箇所

○街路樹、道路植栽の設置の推進

平成30年度は道路改良工事に伴う植栽の設置により95.6m増え、総延長は、115,575.6mとなりました。今後も道路植栽の設置について推進していきます。

○緑化の推進によるヒートアイランド現象の緩和対策

ヒートアイランド現象の緩和対策ともなる公共施設の緑化や生垣、屋上・壁面・駐車場緑化への奨励金交付事業等による民有地緑化を推進しました。

○市民協働による緑化推進に関わる人材の育成及びNPOやボランティア等のネットワークの拡大

森づくりパートナーシップ推進事業における活動団体の会合や活動に参加し、個別課題や今後の緑地の維持管理のあり方等について意見交換することで、活動団体の支援を行いました。

○緑化啓発の推進

都市緑化の推進母体である(公財)相模原市まち・みどり公社への支援を通じて、各種講習会の開催や花苗配布を行うことで、緑化意識の普及啓発を促進しました。

○（公財）相模原市まち・みどり公社への支援

都市緑化の推進や緑化意識の向上のための事業に取り組むとともに、市民・事業者・行政など多様な主体と連携を図り、更なる緑化意識の普及・啓発やボランティアの育成、支援等を行っている（公財）相模原市まち・みどり公社に対し、本市からの財政支援を実施しています。

【今後の方針】

屋上緑化実験・見本園は、設置から10年以上が経過し、当初の設置目的を達成したことから、平成30年度をもって終了しましたが、都市緑化の推進は引き続き図っていく必要があるため、他の場所における見本園の設置の検討を行います。

生垣、屋上・壁面・駐車場緑化の奨励金交付事業については、奨励金交付事業の制度のPR活動を実施し、利用実績が増加をするよう支援していきます。

新規開発にあたっては、相模原市開発事業基準条例に基づき、開発事業者に対して適正な緑地を確保するよう指導していきます。

都市緑化については、今後も緑化に取り組む公益財団法人等への支援を通して、緑化意識の普及啓発及び都市緑化の推進を実施していきます。

第9回（平成30年度）みどりのカーテンコンテスト

【入賞作品】



第9回みどりのカーテンコンテスト入賞作品

基本施策 1.1

魅力的な景観づくり

目標

- ◆ 市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合を 80% にします
- ◆ 自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合を 90% にします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (R1)
			H29	H30	
市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	市民アンケート	72.6%	81.0%	77.8%	80.0%
自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	市民アンケート	87.7%	94.3%	93.4%	90.0%

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H29	H30	
景観形成重点地区の指定箇所数	景観条例に基づく景観形成重点地区の指定箇所 (※景観協定を含む)	0 箇所 (H20)	増加	2 箇所	2 箇所	○
接道緑化した延長	「景観計画」に基づき接道緑化した延長	0 m (H20)	増加	9,370m	10,084m	○
地域景観資源の指定箇所数	景観条例に基づく地域景観資源の指定箇所 (※景観重要建造物・樹木を含む)	0 箇所 (H20)	増加	2 箇所	2 箇所	○

本市では、平成 15 年 4 月に相模原市屋外広告物条例（平成 14 年相模原市条例第 56 号）を施行するなど、景観に配慮したまちなみの形成に取り組んできました。さらに、平成 22 年 3 月に、実効性を持って魅力ある景観形成をより総合的・計画的に推進するため、景観法に基づく「景観計画」の策定に併せ、相模原市景観条例（平成 22 年相模原市条例第 12 号）を制定しました。

市街地の景観に関するアンケートの満足度は、一定規模以上の大規模な建築物等に対して色彩や接道緑化等の景観形成に係る指導を行った結果、ほぼ前年度と同様に推移したものと考えられます。

自然的な景観に関するアンケートの満足度は、旧津久井 4 町との合併を期に、年を追うごとに都市住民が山や湖をはじめとする自然景観をより身近に感じるようになってきたことから、高い水準を維持できていると考えられます。

接道緑化した延長は、個別の開発事業等の際の景観法に基づく届出において指導を行ったことにより、着実に増加しています。

11-1 地域特性や水、みどりの骨格を生かした景観づくり

良好な景観を大切に保全・育成し、後世に伝えていくとともに、それぞれの景観特性や適正な土地利用を踏まえた、相模原らしい景観づくりを目指していきます。

【主な取組状況】

○地域特性を生かした、2つの「景域」と4つの「地域」の形成

2つの景域と4つの地域を特徴づける要素を大切にし、都市構造や地域の個性を生かした景観づくりを進めます。建築行為等を行う場合は、4つの地域ごとの望ましい景観形成の基準を示した「景観誘導指針」に適合するよう努める必要があり、開発行為などがある場合に、指針への適合を誘導しています。

○地域の顔となる「景観拠点」の形成

本市を特徴づける地域の顔として、周辺環境と一体となった景観拠点にふさわしい景観づくりを進めます。また、地域住民等の合意形成に基づき、地域の特性を生かした、きめ細かな景観形成を進める地区を「景観形成重点地区」として定めます。

平成30年度は、景観形成重点地区の指定に向けて説明会や市役所前さくら通り地区景観協議会を開催しました。

○地域をネットワークする「景観軸」の形成

みどり、水、まちなみの連続性を高め、景観軸にふさわしい景観形成を進めます。みちの景観軸においては、大規模建築物等のデザインの協議、沿道の緑化の推進、電線類の地中化、また、屋外広告物の規制誘導などを行っています。

○「景観計画」、景観条例による施策の推進

平成22年3月に、実効性を持って、魅力ある景観形成をより総合的・計画的に推進するため、景観法に基づく「景観計画」の策定に併せ、相模原市景観条例を制定しました。

「景観計画」では、景観形成の基本方針に基づき、全市において守るべきルール（行為の制限）と望ましい景観の姿（景観誘導指針）を示しています。

一定規模以上の建築行為を行う場合には、事前協議と届出が必要となり、市と事業者とで協議を行いながら、良好な景観づくりを進めており、平成30年度は73件の事前協議と74件の届出の手続きを行いました。

○地区計画などを活用した地区のルールづくりの推進

住み良い環境づくりや個性あるまちづくりを目指し、その環境を維持していくための地区的ルールづくりを推進しています。地域の良好な住環境の保全を目的とした住環境保全型の地区計画等の制定数は、60地区となっています。

<住環境保全型の地区計画等の制定数>

年度	H28	H29	H30
制定地区数	59地区	59地区	60地区

【今後の方向性】

丹沢山地や台地部の斜面緑地、相模川や境川などは、本市の景観の特徴であることから、こうした本市を象徴する骨格的な景観を大切に保全・育成し、後世に伝えていくとともに、地域ごとの景観特性や適正な土地利用を踏まえた、景観づくりに取り組みます。

11-2 快適な生活環境を実感できる身近な景観づくり

快適で秩序あるまちなみを
つくります

身近な生活環境の魅力向上を図り、快適な生活環境を実感できる景観づくりをめざしていきます。

【主な取組状況】

○まとまりある景観や個性を生かした景観形成

本市の市街地や集落は、相模原台地上や旧街道沿いなどに形成されています。面的には、低中層を基調とした住居系の市街地が広がり、鉄道駅を中心とした商業系市街地、住宅地や田園地域に隣接した内陸型の大規模工場が立地しています。

まとまりのある良好な景観と住環境を有するゆとりのある住宅地の形成と保全のため、景観法に基づく景観協定として、平成30年度までに2件認可しました。今後もそれぞれのまとまりある景観や個性を生かした景観形成を進めます。

○やまなみや周辺のまちなみと調和した色彩景観の形成

本市の建築物などの色彩の多くは、あたたかみのある落ち着いた色調となっています。「景観計画」、相模原市景観条例に基づき、景観誘導指針、景観形成基準への適合を促すことで、やまなみや周辺のまちなみと調和した色彩景観の形成が進んでいます。平成30年度は73件の大規模建築物等について事前協議を行いました。

○まちなみの質を高める広告景観の形成

相模原市屋外広告物条例に基づき、商業地や幹線道路沿道及び住宅地などの景観特性にふさわしい屋外広告物の掲出により、まちなみの質を高め、地域の魅力アップを図っています。

○屋外広告物の許可

相模原市屋外広告物条例に基づき、申請のあった新規176件、継続438件、合計614件を許可し、屋外広告物掲出の適性化を図りました。

<屋外広告物の許可件数>

年度	H28	H29	H30
新規	178件	196件	176件
継続	369件	463件	438件
合計	547件	659件	614件

○公共施設サイン整備指針の推進

平成24年に公共施設サイン整備指針を策定しました。公共施設サインを設置するときには、指針に基づき、担当課と調整を行っています。

○公共事業におけるデザイン調整

公共建築物のデザインについては、平成22年度以降は、「景観計画」に基づき、周辺への景観の影響が大きい一定規模以上の建築行為等の際に、事前協議や通知が必要となり、景観に配慮した外壁の色彩や接道緑化などの基準が適用され、平成30年度は14件の公共建築物について手続きを行いました。

【今後の方向性】

大規模な建築物等や景観形成上、街角やアイストップなどの重要な位置にある施設は、特に、優れたデザインに誘導する必要があります。このため、これら施設を誘導するためには、施設の構造・計画時点から、専門家の指導、助言により、事業者の協力を得ながら、事業者と行政が創造的な取組について協議できる仕組みを設け、景観の質的向上を目指します。

11-3 心を豊かにする景観づくり

市民が地域に対してより愛着や誇りが持てるよう地域の個性を活かした景観形成を進めます。また、環境や人にやさしいまちづくりを進め、人々の心を豊かにする景観づくりを目指していきます。

【主な取組状況】

○景観資源の把握

外観の優れた建造物や地域のシンボルとなっている樹木などの周辺でのまちづくりを推進するため、景観法及び相模原市景観条例に基づく景観重要建造物、樹木や地域景観資源の指定を行う必要があることから、まちなみウォッチング等におけるアンケートにより、評価されている景観資源の把握を行っています。

○歴史や文化を生かした景観形成

地域に残る歴史的な建造物などは、長らく市民に愛され、親しまれたものであり、地域のシンボルと呼べるものであります。その中でも、小原宿本陣を平成24年に景観重要建造物に指定しています。今後、これらの景観資源を生かした景観形成を進めています。

○環境にやさしい景観形成

水、みどりなどの自然的資源を保全・育成するとともに、素材や工法の工夫による生態系に配慮した環境にやさしく、持続性や快適性を兼ね備えた景観形成に取り組んでいます。

○人にやさしく心地よい景観形成

誰もが、心地よく景観を実感できるよう、視覚的な美しさに留まらず、音や香り、季節感を通じて心地よさを感じられる景観形成を進めています。

○景観資源の周辺での景観誘導

平成26年度に景観資源を調査し、指定・活用方策等をまとめました。今後、この調査をいかし、景観資源を景観重要建造物、樹木、地域景観資源等に指定するとともに、その周辺において景観誘導を行っていきます。

○文化財の指定・登録の推進

歴史や文化を生かした景観形成を推進するため、文化財の調査を進め、必要な文化財の指定・登録を進めています。平成30年度は、3件の文化財を指定しました。

年度	H27	H28	H29	H30
指定文化財（国・県・市）	82件	86件	87件	90件
登録文化財（国・市）	89件	89件	89件	89件
合計	171件	175件	176件	179件

【今後の方向性】

本市には、地域のシンボルとなる歴史的な資源や土木遺産などが存在しており、地域の個性を高めています。これらの施設は適切な保全施策を講じるとともに、景観資源として際立つように、周辺環境の整備や公共施設の整備に取り組みます。

魅力ある景観形成を実現するため、市民と行政が景観形成の目的や意識を共有し、それぞれの役割を理解しながら、様々な場面で協力し合い、協働により、共に誇れる景観づくりを目指していきます。

【主な取組状況】

○市民・事業者・行政の協働による景観形成

市民、事業者及び行政が各々の役割を認識し、共同による景観形成を推進するため、市民やまちづくり団体などの活動を支える仕組みや制度などの充実を進めています。平成30年度は、本市初の景観整備機構として、神奈川県建築士事務所協会を指定しました。

○まちなみウォッチングの開催

市内の景観上特徴がある場所や施設を巡り、市民に親しみを持ってもらうとともに景観づくりの意識の醸成を図るために、毎年2回、ウォッチングを開催しており、平成30年度は「水と緑を五感で発見する旅～さがみはら水も滴るいい都～」をテーマに、青山沈殿池や小倉橋などを巡りました。

○積極的な景観づくりを行う地域への支援

関係団体と連携し、積極的な景観づくりを進める地域に対して、「景観計画」や相模原市景観条例、景観形成重点地区

などの景観に関する制度や手法について、パンフレットを配布するなどして支援を行っています。

○都市デザイン行政研修の開催

行政の職員を対象に、都市デザイン行政に関わる基本的な知識と良好な公共空間づくりを実践するための知識の向上及び意識の啓発を図るための研修会を実施しています。平成30年度は、「観光の新しい潮流と景観」をテーマに開催しました。

○ワークショップなどの実施

今後、景観形成重点地区などの指定を見据え、地域住民と共に、ワークショップ等の開催を行います。平成30年度は、市役所前さくら通り地区景観協議会をグループワーク形式で開催しました。

【今後の方向性】

良好な景観形成には、景観に関する市民の意識を高めるとともに、市民、事業者などの担い手を育成することが大切です。このため、関連部署等との連携による、普及・啓発制度の展開や市民参加の機会を設け、担い手の育成を図ります。

環境目標 6

多様な主体の協働によるまちづくり

基本施策 1.2

人づくり・地域づくり

目標

- ◆ 日常生活において、環境に配慮している市民の割合を 67%にします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (R1)
			H29	H30	
日常生活において、環境に配慮している市民の割合 ※	市民アンケート	56. 6%	59. 1%	63. 6%	67. 0%

※ 市民アンケート調査の環境配慮項目 6 項目のうち 2 項目以上行っている人の割合

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値(年度)	方向	実績		評価
				H29	H30	
エコネットの輪の利用状況	環境情報センターで登録している各団体の学習プログラムの活用状況	夏休み環境学校 11回 313人 その他連携事業 5回 109人 出前講座 45件 3,258人 (H20)	増加	夏休み環境学校 9回 302人 その他連携事業 25回 2,034人 出前講座 17件 810人	夏休み環境学校 7回 131人 その他連携事業 35回 2,513人 出前講座 20件 538人	○
地域活動への参加率	市民アンケート	30. 4% (H20)	増加	27. 9%	29. 4%	○

市民アンケートの結果、環境配慮行動を 2 項目以上行っている方の割合は、基準値及び前年度実績と比較すると増加しているものの最終目標値には届いていないため、より多くの方に環境配慮行動を行ってもらえるよう啓発活動を行っていきます（参考：環境配慮行動を 1 項目以上行っている方の割合は 9 割以上）。

エコネットの輪の利用状況については、昨年度より出前講座の件数は増加しましたが、基準値に比べ減少しているため、今後の増加を期待するところです。

環境に関する出前講座（生涯学習まちかど講座を含む）については、利用件数、参加人数ともに平成 29 年度より増加しましたが、参加人数は、基準年度より下回っているため、内容の充実や対外的な P R 等を行っていきます。

地域活動への参加率については、昨年度より 1.5 ポイント増加しましたが、少子高齢化等による担い手不足や参加者の減少等の課題に対し、市と市自治会連合会等が連携して自治会加入促進活動に引き続き取り組んでいきます。

12-1 持続可能な社会の主体・主役づくり

地球温暖化をはじめとする今日の複雑な環境問題を解決していくためには、行政のみならず、市民・事業者がそれぞれ自らの役割を認識、行動し、かつ協働していくことが重要です。

そのために、市民・事業者に対する環境教育・学習の機会やプログラムを充実させるとともに、環境リーダーの養成、環境教育の場づくりなど総合的に施策を展開していきます。

【主な取組状況】

○生涯学習まちかど講座の開催

市民団体等の求めに応じ実施する生涯学習まちかど講座では、平成30年度には「さがみはらの環境施策」を実施し、37人の参加がありました。

○さがみ風っ子ISO（再掲3-1）

児童、生徒、教員等が学校ぐるみで「環境にやさしい学校づくり」を継続して実践する「さがみ風っ子ISO」の取組を推進しました。

- ・平成29年度までの認定校：54校（小学校36校、中学校18校）

○エコネットの輪におけるプログラムの提供

前年度に引き続き、夏休み環境学校や出前講座などで活用されました。

◆ 事業協力者登録制度「エコネットの輪」事業

事業概要

市民活動団体、事業者、大学、行政等から環境学習プログラムや環境情報の提供を受け、学校や地域で行なわれる環境学習及び環境活動をサポートする。

実績

<エコネットの輪の登録団体及び登録プログラム数>

年度	H28	H29	H30
団体数	94団体	98団体	94団体
プログラム数	128本	118本	115本

○市民大学による環境学習の機会の提供

平成30年度市民大学では次のコースを実施しました。

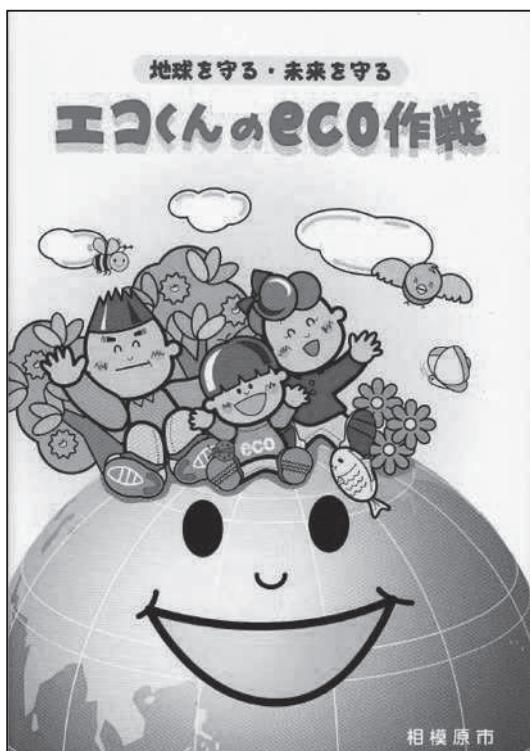
- ・北里大学コース「健康で豊かな人生のための基礎知識」
8回コース 受講者数：83人
- ・青山学院大学コース「データを活用した予測・制御のサイエンス」
5回コース 受講者数：102人
- ・行政（相模原市）コース「食にまつわる危険や問題点について考える」
4回コース 受講者数：28人

○相模川自然の村野外体験教室、ふるさと自然体験教室での体験学習の推進（再掲5-2）

自然体験・農業体験や伝統文化とのふれあいを通して、個性を大切にし、豊かな人間性や社会性などを育成することを目標に掲げ、市内小中学校や青少年団体の体験活動を実施し、環境教育及び環境学習を推進しています。平成30年度については、延べ26,019人が体験活動に取り組むとともに、若あゆ食農体験デー、やませみ自然体験スクール等の主催事業において、延べ332人の参加がありました。

○こども用啓発冊子の作成

小学生向けに作成した環境啓発パンフレット「地球を守る 未来を守る エコくんの eco 作戦」及び「ECO生命体の達人」を合冊し、市内小学校（私立含む）の4年生全員へ配布しました。



こども用環境啓発冊子

【今後の方針】

行政、市民、事業者、団体、学校など多様な主体のネットワークを図っていくことで協働の取組を推進していくとともに、対象の年齢、ニーズや活動の場に適した学習プログラムを作成するほか、様々な学習・体験施設を活用した新たな環境教育の場の構築について検討していきます。

12-2 市民活動支援機能の充実

活力ある市民の力で相模原市
市の環境を守り、育てます

市民や事業者等の環境活動のさらなる活性化を目指し、積極的な支援を行っていきます。

【主な取組状況】

○環境情報センターの機能の充実

施設を活用した新たな事業やサービスの実施、施設のより効果的な管理を提案、実施することにより、施設の活性化や住民サービスを向上させることをねらいとして、平成21年4月より、指定管理者制度を導入しています。指定管理者により、環境に関する講座や機関紙の充実、ホームページの改善などの取組が進められています。

○市民活動のサポート

市民活動を支援するため、平成14年10月から市民活動サポートセンター事業を実施しています。

また、市民が安心してボランティア活動等を行えるよう、「市民活動サポート補償制度」により支援しています。

○市民ファンドゆめの芽

平成20年度から、市内で社会貢献活動を行う市民活動団体の活動を財政的に支援し、市民活動のより一層の活性化を図ることを目的とした「市民ファンドゆめの芽」を運営しています。

平成30年度は、令和元年度の助成金交付へ向けて、相模原柴胡の会といった環境保全団体への支援を含む21件3,111,500円の財政的支援を決定しました。

○街美化アダプト制度

市内の緑地、街区公園等、緑道、雨水調整池、児童遊園、河川敷、道路、ポイ捨て禁止重点地区、ふれあい広場の709箇所で制度が導入されています。

◆ 街美化アダプト制度

事業概要

公園、緑地、道路、河川敷などの美化活動を市民が自発的に行い、市が活動を支援する制度。市民と市が役割を分担し、両者の合意に基づき、継続して花植えや清掃などの美化活動を進める。

実績

<街美化アダプト制度の実施状況>

年度	H28	H29	H30
実施箇所数	686 箇所	708 箇所	709 箇所
活動団体数	473 団体	494 団体	505 团体

○さがみはら環境まつり

地域で活動する市民、事業者、大学及び行政が協働して開催し、大学生等による環境学習体験コーナー、企業・団体等による環境ブース出展、ステージ企画等、幅広い年齢層による様々な情報を発信する機会となっています。

平成30年度はユニコムプラザさがみはらにて6月24日に開催し、約2,800人の市民が来場しました。



さがみはら環境まつり

【今後の方針】

市民活動が継続し、また、さらに活性化していくため、今後とも市民活動サポートセンターを通じた各種支援に努めるとともに財政的支援等を行います。

また、環境情報センターについては、指定管理者と協力しながら市民活動を支援する拠点として、他の市民活動支援施設や社会教育施設と連携した活動を行っていきます。

12-3 地域コミュニティの再生・活性化

地域の環境は地域が守り育てます

環境保全においても地域コミュニティの果たす役割は非常に重要となってきていますが、その地域コミュニティ自体が、現在、弱体化・衰退化してきており、その再生・活性化が大きな課題となっています。

地域コミュニティの再生にあたっては、地域住民自らが地域特有の課題を明らかにし、地域住民が主体的に課題解決に取り組んでいく必要があります。そのため、新たな地域コミュニティの形成など地域活性化のための支援を進めます。

【主な取組状況】

○持続可能な地域づくりのための学習等

現代的・社会的な課題に対して、自主的・主体的に取り組み持続可能な地域づくりの担い手となる人材の育成に向け、学習機会を提供しています。

○公民館の地域での環境教育・学習の推進

公民館では地域課題解決のため、学習や文化・スポーツなどの活動のほか、地域づくりの拠点として、環境教育・学習を含めた様々な事業を実施しています。平成30年度に各公民館で実施された環境教育・学習に関する事業は、40事業でした。

○地域活性化事業交付金

平成30年度の交付決定件数は113件でした。このうち「環境の保全・保護に関する事業」は11件で、全体の約10%となっています。

◆ 地域活性化事業交付金

事業概要

幅広い層の市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、市民の自主的な課題解決に取り組む事業に対して地域活性化事業交付金を交付する。

実績

地域活性化事業交付決定件数

平成30年度 113件（うち環境の保護・保全に関する事業 11件）

【今後の方向性】

課題が多様化し、複雑化する中、地域の課題解決や活性化をするためには、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、大学、企業など多様な主体が手を携えることが重要です。

今後とも、市民が地域の活性化に向けて、自主的に課題解決に取り組む事業に対し、財政的な支援を行うほか、区役所、まちづくりセンターや公民館等の地域の拠点を中心として、自治会やNPOなどの活動が活発に行われるよう、必要な支援を行います。

基本施策 1.3

協働の仕組みづくり

目標

- ◆ 市に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合を72.7%にします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (R1)
			H29	H30	
市に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合 ※1	市民アンケート	69.1%	73.2%	71.5%	72.7%

※1 新・相模原市総合計画においては、最終目標値を78.3%に上方修正しています。

《進行管理指標》

[評価] ○:前年度に比べ同等以上 △:前年度に比べ同等未満

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H29	H30	
環境情報システム・環境情報センターのホームページへのアクセス数	環境情報システム・環境情報センターのホームページへの1年間のアクセス数	103,488件 (H20) ※2	増加	42,148件	42,803件	○

※2 平成20年度と平成29、30年度のアクセス数の差については、平成26年11月にアクセス解析ソフトを変更し、以前はカウントしていた画像やリンク先をカウントしなくなったことから、数値が大幅に減少したものです。

本市では、「わたしの提案制度」による個別広聴や市政モニター、市政に関する世論調査などの調査による広聴を実施しており、市政への市民参加の拡充に取り組んでいることから、市に意見を言える機会や手段が備わっており、引き続き一定の評価を受けているものと考えられます。

環境情報センターでは、平成21年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者の創意工夫により情報発信の重要な手段であるホームページについて、情報の充実化や見やすいホームページへの改善を進めています。

そのほか、SNSを活用するなど積極的な情報発信に努めました。

13-1 広範な主体の参加・参画・協働による施策の推進

環境問題が複雑・多様化している今日、環境施策の推進は、行政のみでは困難となっており、多様な主体がそれぞれの特色や状況に応じて環境保全の取組に参加できる仕組みをつくります。

【主な取組状況】

○環境審議会等による環境施策等の評価・検証

環境審議会は学識経験者、市内公共的団体、関係行政機関、公募委員で構成され、環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議するために設置されています。環境審議会では、条例や計画の策定・改定などのほか、年次報告書「さがみはらの環境」を活用して関連施策の進捗状況等についても報告・審議されています。

○協働事業提案制度

市民活力が活かせる地域社会の実現に向け、市民と行政がお互いの提案をもとに、協働して地域課題や社会的課題の解決を図る「協働事業提案制度」を平成20年度から運営しています。

平成30年度は、環境保全に関する事業7件を含む、11件の事業が実施されました。

○情報発信基地としての環境情報センターの機能の強化

あらゆる主体が環境施策への参加・参画・協働できる環境を整えるため、環境情報センターを情報収集・発信基地として強化しています。

平成30年度においては、メールマガジンを年12回発信しました。また、機関紙「環境情報センターNEWS」を年2回発行し、SNSへ年間79件の投稿を行うなど環境に関する情報を広く市民に配布しました。

○さがみはら地球温暖化対策協議会の活動支援（再掲1-3）

多くの市民・事業者の参画により、地球温暖化対策に関する普及啓発や情報交換、交流などの活動ネットワークの核となる「さがみはら地球温暖化対策協議会」の活動を支援しました。

○相模原の環境をよくする会への支援

相模原の環境をよくする会は、市内の工場・事業所など約100の企業・団体等が集まり、公害の未然防止と豊かな自然を守り、快適な環境をつくるための活動を続けている団体で、植物等の自然観察会や夏休み環境教室のほか、市内各河川における河川生物相調査などを実施しており、この活動が継続的に行われるよう支援しています。



河川生物相調査（相模原の環境をよくする会）

【今後の方向性】

市民の参加・協働を確実かつ円滑に推進していくためには、一層の参加・参画の仕組みを構築し、市民、事業者、行政のそれぞれの分野で協働を円滑に進められる人材の育成・確保をしていく必要があります。

「さがみはら地球温暖化対策協議会」については、その活動が活発に展開され、市民・事業者の温暖化防止に向けた取組のけん引役となるよう、市として引き続き積極的に支援を行っていきます。

13-2 持続可能な社会を実現させるための仕組みづくり

将来にわたって持続可能な社会を実現するためには、環境側面だけではなく、社会経済の側面も連動した総合的な取組が求められます。そのためには、消費者・企業など経済の各主体の環境保全意識の向上を図っていくとともに、行政が率先して持続可能な社会を実現するための取組を推進していきます。

【主な取組状況】

○他の自治体との連携・交流

九都県市や政令指定都市と連携し、各種課題に対する協議や情報交換、啓発キャンペーンの実施、関係省庁への要望活動などを行いました。

○市の事業活動における環境負荷の低減及び環境配慮行動の推進

事務事業の実施にあたり、環境負荷の低減を図ることを目的に「相模原市環境方針」を定めるとともに、職員が環境配慮のために取り組む事項について、「相模原市職員環境配慮行動指針」を定め、各課・機関の自主的な取組を推進しています。

○環境アセスメント制度の施行・運用

平成 26 年 7 月に環境影響評価条例を公布・一部施行し、平成 27 年 7 月に完全施行しました。

また、平成 26 年 10 月に環境影響評価法の政令市となり、平成 27 年 7 月に神奈川県環境影響評価条例の適用除外を受けました。

平成 30 年度は、平成 30 年 5 月に提出された環境影響評価方法書について、同年 6 月に環境影響評価審査会に諮問し、同年 10 月に答申を受け、方法書市長意見書を事業者に送付しました。また、平成 31 年 1 月に提出された環境影響評価準備書について、同年 3 月に環境影響評価審査会に諮問しました。

◆ 環境アセスメント制度

制度概要

産業及び経済の発展、生活環境の維持及び向上並びに自然環境の保全の調和を図るため、大規模事業の実施による環境影響を事業者自らが事前に把握し、その結果を公表して市民、事業者及び行政がそれぞれ意見を出し合い、より環境に配慮した事業計画とするための制度

【今後の方針性】

「相模原市環境方針」に掲げた取組目標を達成するため、職員が環境配慮のために具体的に取り組む事項を定めた「相模原市職員環境配慮行動指針」を実践するとともに、毎月の取組実績の報告等により、事務事業におけるエネルギー使用量を把握しながら環境負荷の低減及び環境配慮行動を行っています。

環境アセスメント制度については、パンフレットやホームページなどを活用して周知を進めています。

資料

環境の状況

I 大気汚染

大気の状況

(1) 大気常時監視測定局の所在地と測定項目

大気汚染防止法第22条に基づき、一般環境大気測定局5局、自動車排出ガス測定局2局で大気汚染の状況を常時監視しています。

大気常時監視測定局の位置



測定局区分	測定局名	所在地	主な測定項目					
			二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
一般環境大気	市役所	中央区中央2丁目11番15号（市役所本庁舎内）	○	○	○	○	○	○
	相模台	南区桜台20番1号（相模台中学校内）	○	/	○	○	○	○
	橋本	緑区橋本6丁目15番27号（旭小学校内）	○	/	○	/	○	○
	田名	中央区田名4,987番地の6(田名こどもセンター内)	○	/	○	/	○	○
	津久井	緑区中野633番地（津久井総合事務所内）	○	/	○	○	○	○
自動車排出ガス	上溝	中央区上溝2,322番地の2（国道129号）	/	○	○	○	○	/
	古淵	南区古淵3丁目114番地の1（国道16号）	/	○	○	○	○	/

備考1 大気汚染に係る環境基準が設定されている項目を記載。

2 淀野辺十字路測定局は平成26年3月に廃止、古淵測定局は平成26年4月に新設しました。

(2) 測定結果（平成 30 年度）

○ 一般環境大気測定局（市役所・相模台・橋本・田名・津久井測定局）

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべての測定局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成しませんでした。

○ 自動車排出ガス測定局（上溝・古淵測定局）

一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべての測定局で環境基準を達成しました。

二酸化硫黄

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1 時間値の年平均値 (ppm)	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数 (時間)	1 日平均値が 0.04ppm を超えた日数 (日)	1 時間値の最高値 (ppm)	1 日平均値の 2%除外値 (ppm)	1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連續したことの有・無	環境基準の達成	
									短期的評価	長期的評価
一般環境大気	市役所	364	0.002	0	0	0.010	0.003	無	○	○
	相模台	365	0.000	0	0	0.007	0.001	無	○	○
	橋本	279	0.001	0	0	0.009	0.002	無	○	○
	田名	346	0.000	0	0	0.005	0.001	無	○	○
	津久井	365	0.000	0	0	0.005	0.001	無	○	○

短期的評価：1 日平均値がすべての有効測定日で 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm を超えず、かつ、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連續しないこと。

一酸化炭素

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1 時間値の年平均値 (ppm)	1 日平均値が 10ppm を超えた日数 (日)	8 時間平均値が 20ppm を超えた回数 (回)	1 時間値の最高値 (ppm)	1 日平均値の 2%除外値 (ppm)	1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連續したことの有・無	環境基準の達成	
									短期的評価	長期的評価
一般環境大気	市役所	321	0.3	0	0	1.1	0.5	無	○	○
自動車排出ガス	上溝	365	0.3	0	0	1.1	0.5	無	○	○
	古淵	365	0.5	0	0	1.6	0.7	無	○	○

短期的評価：1 日平均値がすべての有効測定日で 10ppm 以下であり、かつ、8 時間平均値(0~8 時、8~16 時、16~24 時)が 20ppm 以下であること。

長期的評価：1 日平均値の 2%除外値が 10ppm を超えず、かつ、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連續しないこと。

浮遊粒子状物質

測定局区分	測定局名	有効測定日数	1時間値の年平均値 (日) (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	1日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	環境基準の達成	
								短期的評価	長期的評価
一般環境大気	市役所	361	0.017	0	0	0.077	0.039	無	○ ○
	相模台	363	0.016	0	0	0.116	0.047	無	○ ○
	橋本	363	0.012	0	0	0.129	0.033	無	○ ○
	田名	349	0.016	0	0	0.165	0.046	無	○ ○
	津久井	345	0.014	0	0	0.086	0.038	無	○ ○
自動車排出ガス	上溝	358	0.021	0	0	0.089	0.043	無	○ ○
	古淵	363	0.017	0	0	0.100	0.045	無	○ ○

短期的評価：1日平均値がすべての有効測定日で0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること

長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³を超えて、かつ、1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

微小粒子状物質

測定局区分	測定局名	有効測定日数	1日平均値の年平均値 (日) (μg/m ³)	1日平均値が35 μg/m ³ を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 (μg/m ³)	1日平均値の98%値 (μg/m ³)	環境基準(長期的評価)の達成	
							短期基準	長期基準
一般環境大気	市役所	358	9.1	0	53	26.9	○ ○	
	相模台	358	9.9	0	71	23.9	○ ○	
	津久井	359	8.5	0	55	24.4	○ ○	
自動車排出ガス	上溝	360	10.6	0	51	25.7	○ ○	
	古淵	359	9.3	0	65	24.5	○ ○	

長期的評価の短期基準：1日平均値の98%値が35 μg/m³以下であること。

長期的評価の長期基準：1日平均値の1年平均値が15 μg/m³以下であること。

窒素酸化物

(二酸化窒素)

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	1日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	1日平均値が0.04~0.06ppmの日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	1日平均値の98%値 (ppm)	環境基準(長期的評価)の達成
一般環境大気	市役所	362	0.012	0	0	0.058	0.026	○
	相模台	363	0.012	0	0	0.059	0.027	○
	橋本	363	0.012	0	0	0.051	0.024	○
	田名	349	0.012	0	0	0.058	0.024	○
	津久井	357	0.007	0	0	0.043	0.017	○
自動車排出ガス	上溝	363	0.020	0	0	0.078	0.034	○
	古淵	363	0.020	0	1	0.070	0.036	○

長期的評価：1日平均値の98%値が0.06ppm以下であること。

(一酸化窒素)

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)
一般環境大気	市役所	362	0.002	0.082
	相模台	363	0.003	0.120
	橋本	363	0.003	0.057
	田名	349	0.004	0.161
	津久井	357	0.002	0.071
自動車排出ガス	上溝	363	0.015	0.230
	古淵	363	0.018	0.205

光化学オキシダント

測定局区分	測定局名	有効測定日数	1時間値の年平均値 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数及び時間数		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	環境基準(短期的評価)の達成
					(日)	(時間)	(日)	(時間)		
一般環境大気	市役所	365	0.029	0.033	86	433	2	6	0.160	×
	相模台	365	0.029	0.033	78	384	2	6	0.159	×
	橋本	309	0.028	0.033	106	406	2	6	0.159	×
	田名	353	0.025	0.028	45	196	1	5	0.155	×
	津久井	332	0.028	0.033	102	522	2	9	0.168	×

昼間：午前5時から午後8時までをいう。

短期的評価：1時間値が0.06ppm以下であること。

非メタン炭化水素

測定局区分	測定局名	午前6～午前9時測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppmC)	午前6～午前9時における年平均値 (ppmC)	午前6～午前9時の3時間平均値の最高値 (ppmC)	午前6～午前9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数 (日)	午前6～午前9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数 (日)
一般環境大気	市役所	364	0.16	0.16	0.41	65	7
自動車排出ガス	上溝	362	0.13	0.14	0.86	12	3
	古淵	363	0.13	0.13	0.44	43	6

非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの原因物質の1つとされており、光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあるとされています。

メタン

測定局区分	測定局名	午前6～午前9時測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppmC)	午前6～午前9時における年平均値 (ppmC)	午前6～午前9時の3時間平均値の最高値 (ppmC)
一般環境大気	市役所	364	1.96	1.96	2.13
自動車排出ガス	上溝	362	1.95	1.96	2.14
	古淵	363	1.96	1.97	2.12

- ・大気常時監視測定のデータについては、神奈川県のホームページ上にリアルタイム更新で掲載されています。

神奈川県大気汚染常時監視測定結果（速報値）のページ：

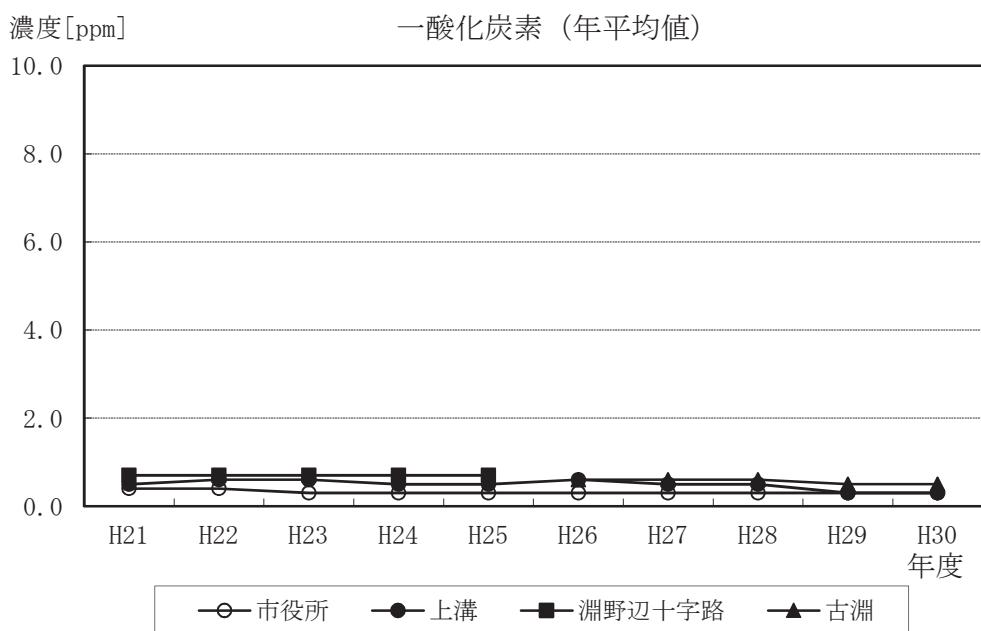
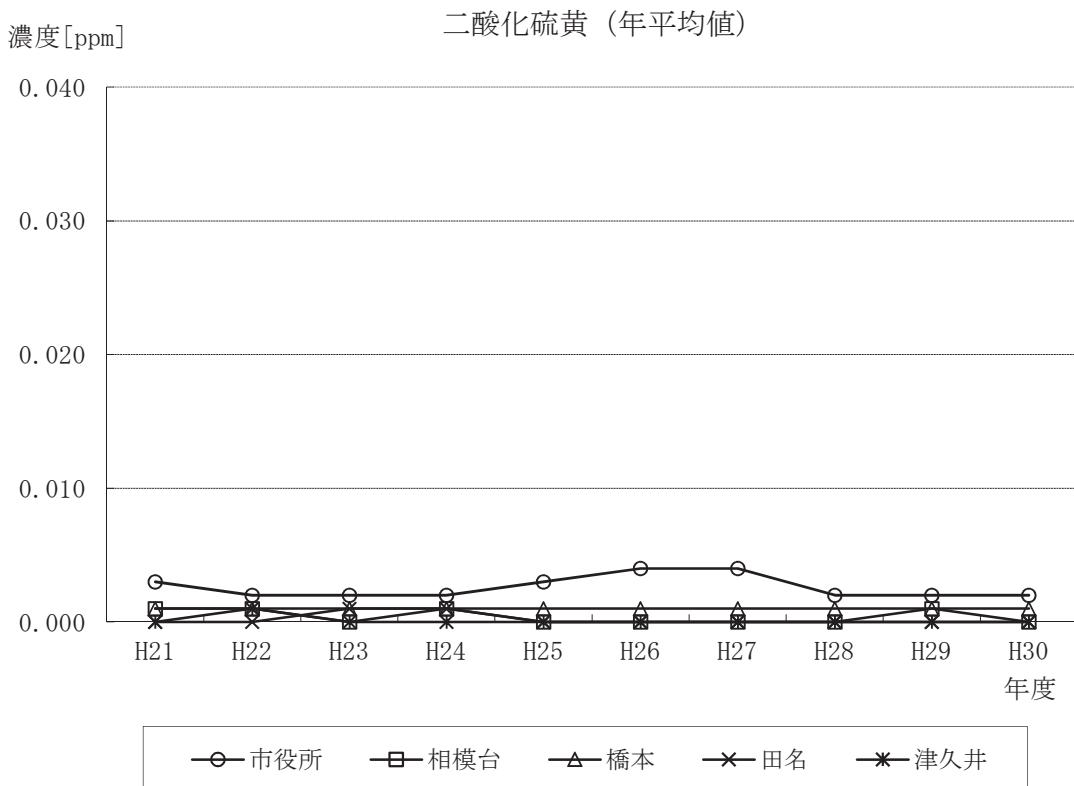
<http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/index.html>

- ・過去の測定データ（1時間値）の閲覧を希望される方は、インターネットでダウンロードできます。

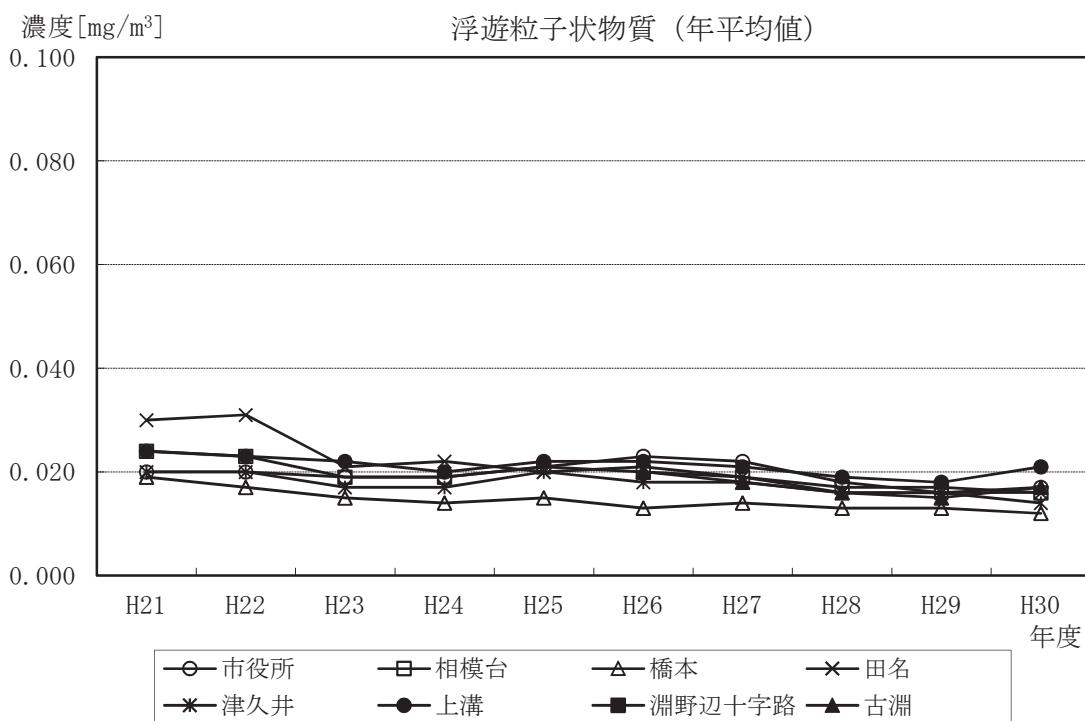
ダウンロードページ：

<http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/data/index.htm>

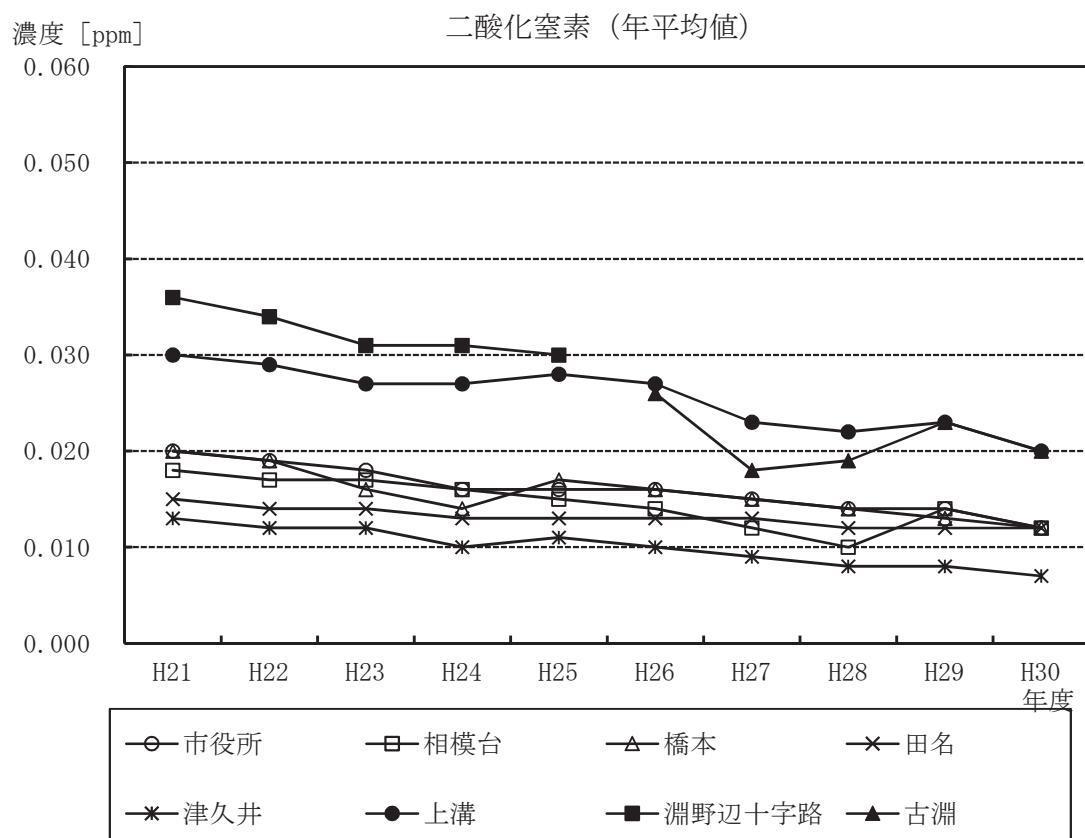
(3) 経年変化



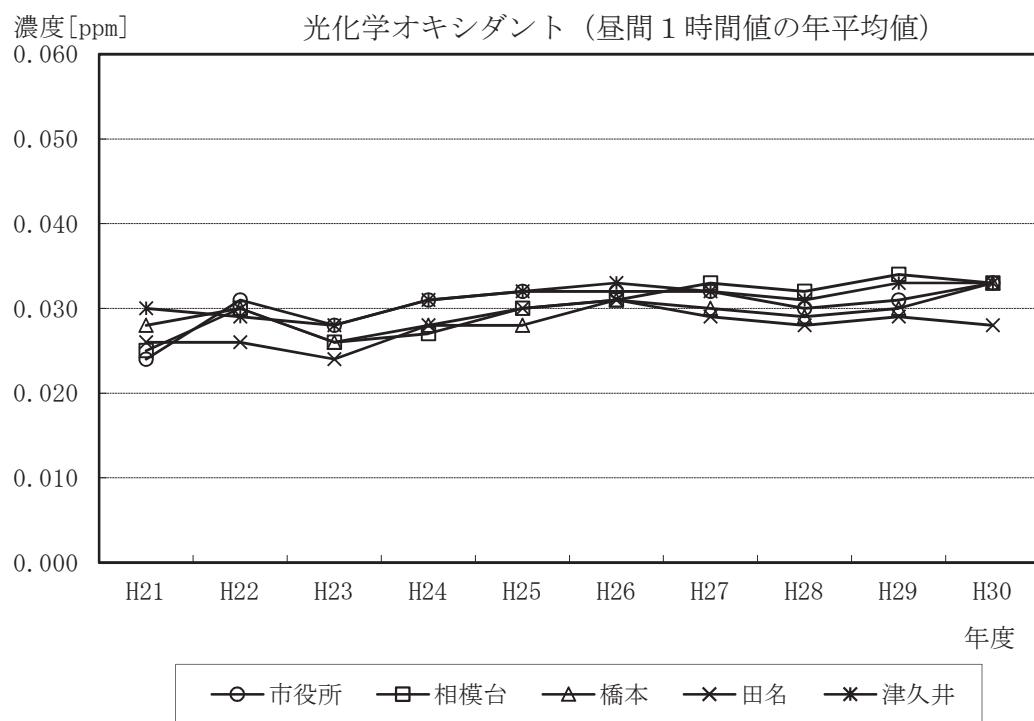
備考 淀野辺十字路測定局は平成 26 年 3 月に廃止、古淵測定局は平成 26 年 4 月に新設しました。



備考 淀野辺十字路測定局は平成 26 年 3 月に廃止、古淵測定局は平成 26 年 4 月に新設しました。



備考 淀野辺十字路測定局は平成 26 年 3 月に廃止、古淵測定局は平成 26 年 4 月に新設しました。



備考　昼間とは午前 5 時から午後 8 時までを示します。

(4) 光化学スモッグ注意報等発令状況

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
発令回数	県内	4	10	5	5	16	9	10	6	8
	北相	2								
	相模原		5	2	1	7	6	4	2	0
被害届出者数	県内	5	26	1	0	75	0	0	0	13
	北相	0								
	相模原		1	0	0	1	0	0	0	0

※平成 22 年度より、本市の発令地域区分が北相地域から相模原地域に変更。

(5) 微小粒子状物質成分分析調査結果（平成 30 年度）

大気汚染防止法第 22 条に基づき、市役所測定期局及び上溝測定期局において、年 4 回の微小粒子状物質成分分析調査を実施しました。

また、微小粒子状物質の発生源を推測するため、衛生研究所に依頼し、成分データから発生源の寄与率を推定する手法のひとつである CMB 法による解析を実施しました。

測定場所：市役所測定局（市役所本庁舎内）

項目名		最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
イオン成分	SO ₄ ²⁻ 硫酸イオン	12.1	0.213
	NO ₃ ⁻ 硝酸イオン	3.38	0.070
	Cl ⁻ 塩化物イオン	0.584	(<0.008)
	Na ⁺ ナトリウムイオン	0.303	(0.016)
	K ⁺ カリウムイオン	0.258	(0.009)
	Ca ²⁺ カルシウムイオン	0.169	(0.010)
	Mg ²⁺ マグネシウムイオン	0.0493	(0.0021)
無機元素成分	NH ⁴⁺ アンモニウムイオン	4.47	0.119
	Na ナトリウム	0.303	0.0151
	Al アルミニウム	0.318	(0.003)
	Si ケイ素	0.825	0.0119
	K カリウム	0.257	0.0142
	Ca カルシウム	0.167	0.0122
	Sc スカンジウム	0.00006	(<0.000013)
	Ti チタン	0.0199	0.00058
	V バナジウム	0.0102	0.000207
	Cr クロム	0.00285	(<0.00021)
	Mn マンガン	0.0201	0.00104
	Fe 鉄	0.297	0.0243
	Co コバルト	0.000109	(<0.000013)
	Ni ニッケル	0.00392	0.000127
	Cu 銅	0.0104	0.000663
	Zn 亜鉛	0.0579	0.0036
	As ヒ素	0.00249	0.00012
	Se セレン	0.0273	0.000076
	Rb ルビジウム	0.000774	0.000035
	Mo モリブデン	0.00138	0.000147
	Sb アンチモン	0.00333	0.000143
	Cs セシウム	0.000094	(<0.000011)
	Ba バリウム	0.0174	0.0004
	La ランタン	0.000629	(0.000023)
	Ce セリウム	0.00129	(0.000019)
	Sm サマリウム	(0.00002)	(<0.000011)
炭素成分	Hf ハフニウム	(0.000042)	(<0.000012)
	W タングステン	0.00172	(0.000037)
	Ta タンタル	(<0.000014)	(<0.000009)
	Th トリウム	0.000050	(<0.000009)
	Pb 鉛	0.00894	0.000467
質量濃度	OC 有機炭素	6.7	0.87
	EC 元素状炭素	1.7	0.11
	OCpyro 炭化補正量	1.43	0.054
質量濃度		27.3	2.7

備考 1 採取した 56 試料（14 日間×年 4 回）のうちの「最大値」「最小値」を掲載しています。

2 測定値が検出下限値未満であった場合は、『 (< 検出下限値) 』、検出下限値以上定量

下限値未満であった場合は、『 (測定値) 』として表示しています。

測定場所：上溝測定局（上溝南中学校内）

項目名		最大値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	最小値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
イオン成分	SO_4^{2-} 硫酸イオン	11.4	0.237
	NO_3^- 硝酸イオン	3.82	0.054
	Cl^- 塩化物イオン	0.459	(0.009)
	Na^+ ナトリウムイオン	0.309	(0.014)
	K^+ カリウムイオン	0.280	(0.010)
	Ca^{2+} カルシウムイオン	0.200	0.017
	Mg^{2+} マグネシウムイオン	0.0480	(0.0036)
	NH_4^+ アンモニウムイオン	4.52	0.097
無機元素成分	Na ナトリウム	0.309	0.0178
	Al アルミニウム	0.302	0.0088
	Si ケイ素	0.679	0.0212
	K カリウム	0.330	0.0165
	Ca カルシウム	0.257	0.017
	Sc スカンジウム	0.000074	(<0.000013)
	Ti チタン	0.0229	0.00282
	V バナジウム	0.00962	0.00026
	Cr クロム	0.00284	0.00054
	Mn マンガン	0.0192	0.00141
	Fe 鉄	0.331	0.0373
	Co コバルト	0.000171	(<0.000013)
	Ni ニッケル	0.00396	0.00018
	Cu 銅	0.0156	0.00141
	Zn 亜鉛	0.0562	0.0055
	As ヒ素	0.00249	0.000132
	Se セレン	0.00583	0.000244
	Rb ルビジウム	0.00073	0.000047
	Mo モリブデン	0.00132	0.000199
	Sb アンチモン	0.00530	0.000315
	Cs セシウム	0.000077	(<0.000011)
	Ba バリウム	0.0323	0.00156
	La ランタン	0.00028	(0.000026)
	Ce セリウム	0.00071	0.000038
	Sm サマリウム	(0.000020)	(<0.000011)
	Hf ハフニウム	(0.000044)	(<0.000012)
	W タングステン	0.00197	(0.000037)
	Ta タンタル	(<0.000014)	(<0.000009)
	Th トリウム	0.000047	(<0.000009)
	Pb 鉛	0.00969	0.000577
炭素成分	OC 有機炭素	6.1	0.79
	EC 元素状炭素	2.5	0.27
	OCpyro 炭化補正量	1.42	0.023
質量濃度		30.1	2.9

備考 1 採取した 56 試料（14 日間×年 4 回）のうちの「最大値」「最小値」を掲載しています。

2 測定値が検出下限値未満であった場合は、『 (< 検出下限値) 』、検出下限値以上定量下限値未満であった場合は、『 (測定値) 』として表示しています。

微小粒子状物質の発生源寄与（平成 30 年度）

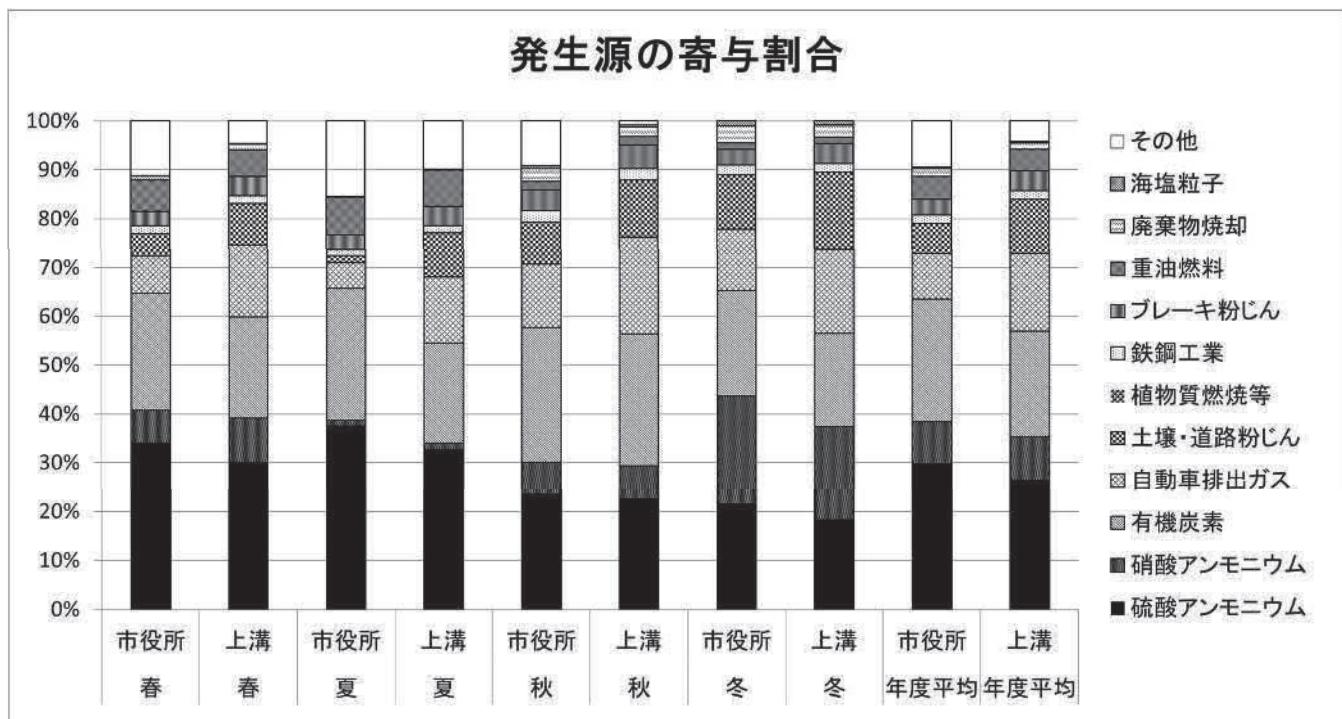
微小粒子状物質の発生源を推測するため、「(5) 微小粒子状物質成分分析調査結果（平成 30 年度）」の成分組成等を基に、大気中の成分データから発生源の寄与率を推定する手法のひとつである CMB 法による解析を実施しました。

その結果、夏季は硫酸アンモニウム、冬季は硝酸アンモニウムの寄与割合が高く、年平均は硫酸アンモニウムの寄与割合が最も高い結果となりました。

硫酸アンモニウムは、硫黄酸化物とアンモニアの光化学反応により生成されるものであり、光化学反応は気温が高い時に活発になるため、夏季に濃度が高くなったと考えられます。

一方、硝酸アンモニウムは低温時には主に粒子状ですが、温度が上がるとガス状となるため、冬季に濃度が高くなったと考えられます。

また、一年を通して市役所測定局と上溝測定局を比較すると、上溝測定局のほうが自動車排出ガスと土壤・道路粉じんの寄与割合が高い傾向にありました。上溝測定局は自動車排出ガス測定局であるため、一般大気環境測定局である市役所測定局と比較すると自動車排出ガス及び道路粉じんの寄与割合が高くなつたと考えられます。



(6) 有害大気汚染物質環境モニタリング調査結果（平成 30 年度）

大気汚染防止法第 22 条に基づき、毎月 1 回、市役所第 1 別館の屋上で有害大気汚染物質の環境モニタリング調査を実施しています。

調査は優先取組物質として挙げられている 21 物質並びに平成 30 年度から優先取組物質から除かれた水銀及びその化合物の調査を実施し、そのうち、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 4 物質について環境基準を達成しました。また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されている 8 物質について指針値を、水銀及びその化合物については平成 29 年度の指針値を満たしました。

有害大気汚染物質測定結果

単位 : $\mu\text{g}/\text{m}^3$

有害大気汚染物質濃度		環境基準 ※指針値	年平均値	最大値	最小値
1	アクリロニトリル	※2	0.037	0.14	(<0.0028)
2	塩化ビニルモノマー	※10	0.024	0.19	(<0.004)
3	塩化メチル		1.4	1.6	1.2
4	クロロホルム	※18	0.17	0.22	0.11
5	1,2-ジクロロエタン	※1.6	0.15	0.26	0.070
6	ジクロロメタン	150	1.3	2.4	0.59
7	テトラクロロエチレン	200	0.23	0.85	(<0.018)
8	トリクロロエチレン	200	0.56	1.2	(<0.03)
9	トルエン		5.5	13	1.2
10	1,3-ブタジエン	※2.5	0.052	0.12	(<0.006)
11	ベンゼン	3	0.78	1.7	0.18
12	アセトアルデヒド		1.8	3.0	0.77
13	ホルムアルデヒド		2.1	3.6	1.3
14	ニッケル化合物	※0.025	0.00099	0.0026	(0.00032)
15	ヒ素及びその化合物	※0.006	0.0010	0.0027	0.00015
16	ベリリウム及びその化合物		(0.000025)	(<0.00008)	(<0.000010)
17	マンガン及びその化合物	※0.14	0.015	0.032	0.0025
18	クロム及びその化合物		0.0017	0.0038	(0.00037)
19	ベンゾ[a]ピレン	※0.04	0.000068	0.00035	0.0000024
20	酸化エチレン		0.057	0.079	0.030
21	水銀及びその化合物		0.0021	0.0032	0.0011

備考 1 測定値が検出下限値未満であった場合は、『(<検出下限値)』として表示しています。

2 測定値が検出下限値以上定量下限値未満であった場合は、『(測定値)』として表示しています。

3 年平均値は、環境省の集計方法に従って、各月の測定値が検出下限値未満の場合は検出下限値の 1/2 を、その他の場合はその測定値を採用し、算出しました。

4 優先取組物質のうち、「六価クロム化合物」及び「クロム及び三価クロム化合物」は形態別分析方法が確立されていないため「クロム及びその化合物」として測定しています。

5 ヒ素及びその化合物の欄に示した指針値は、ヒ素及び無機ヒ素化合物の指針値です。

6 水銀及びその化合物の欄に示した指針値は、平成 30 年度から水銀及びその化合物が優先取組物質から除かれることになったため、平成 29 年度の指針値です。

(7) 大気環境中のアスベスト調査

大気環境中のアスベスト調査については、一般環境大気測定局3局で実施しました。

(単位：本/リットル)

調査地点名称	調査日			
	H30.5.16	H30.8.1	H30.11.12	H31.2.8
市役所測定局（相模原市役所）	0.056	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満
相模台測定局（相模台中学校）	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満
津久井測定局（津久井総合事務所）	0.056	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満

備考 環境基準は定められていませんが、大気汚染防止法によりアスベスト製品の製造・加工工場における敷地境界での基準が10本／リットルと定められています。

平成29年環境省水・大気環境局大気環境課編「アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）」に定める方法により試料捕集及び測定を実施したものであり、総繊維数濃度の結果です。

II 水質汚濁

1 河川の状況

(1) 測定体制

水質汚濁防止法第16条に基づき、神奈川県知事が定めた水質測定計画に従い、境川の1地点（常矢橋）、相模川の1地点（小倉橋）、道志川の2地点（両国橋、弁天橋）、秋山川の1地点（道志第1発電所上流）、串川の1地点（河原橋）、相模湖の5地点（境川橋、日連大橋、湖央西部、湖央東部、相模湖大橋）及び津久井湖の4地点（沼本ダム、名手橋、湖央部、道志橋）において毎月測定を実施しています。

このほか、市独自の水質測定計画を定め、鳩川の4地点（三段の滝、久保橋、八幡橋、妙糞橋）、姥川の2地点（作の口、天応院）、道保川の1地点（泉橋）、八瀬川の1地点（無量光寺下）及び境川の3地点（風間小橋、二国橋、鶴金橋）において測定を実施しています。



(2) 測定結果（平成30年度）

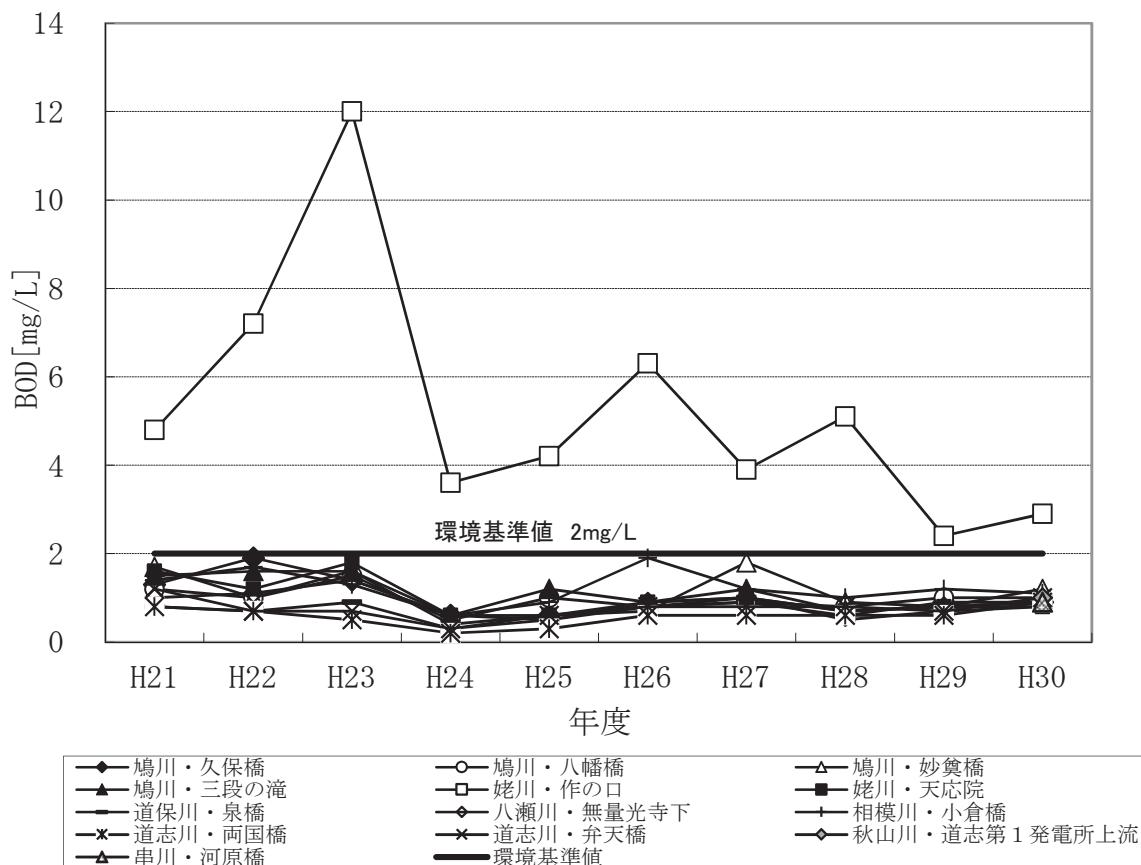
健康項目については、境川、相模川、相模川支流7河川、相模湖及び津久井湖において環境基準が定められており、すべての地点で環境基準を達成しました。

生活環境項目については、境川、相模川支流4河川（鳩川、道志川、秋山川及び串川）、相模湖及び津久井湖において環境基準が定められており、相模川ではpH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）、鳩川ではBOD、SS、DO、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、道志川、秋山川及び串川ではpH、BOD、SS、DO、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、境川ではBOD、SS、DO、ノニルフェノールについて、すべての地点で環境基準を達成しました。また、相模湖ではpH、DO、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、津久井湖ではpH、DO、全亜鉛、ノニルフェノール、LASについて、すべての地点で環境基準を達成しました。

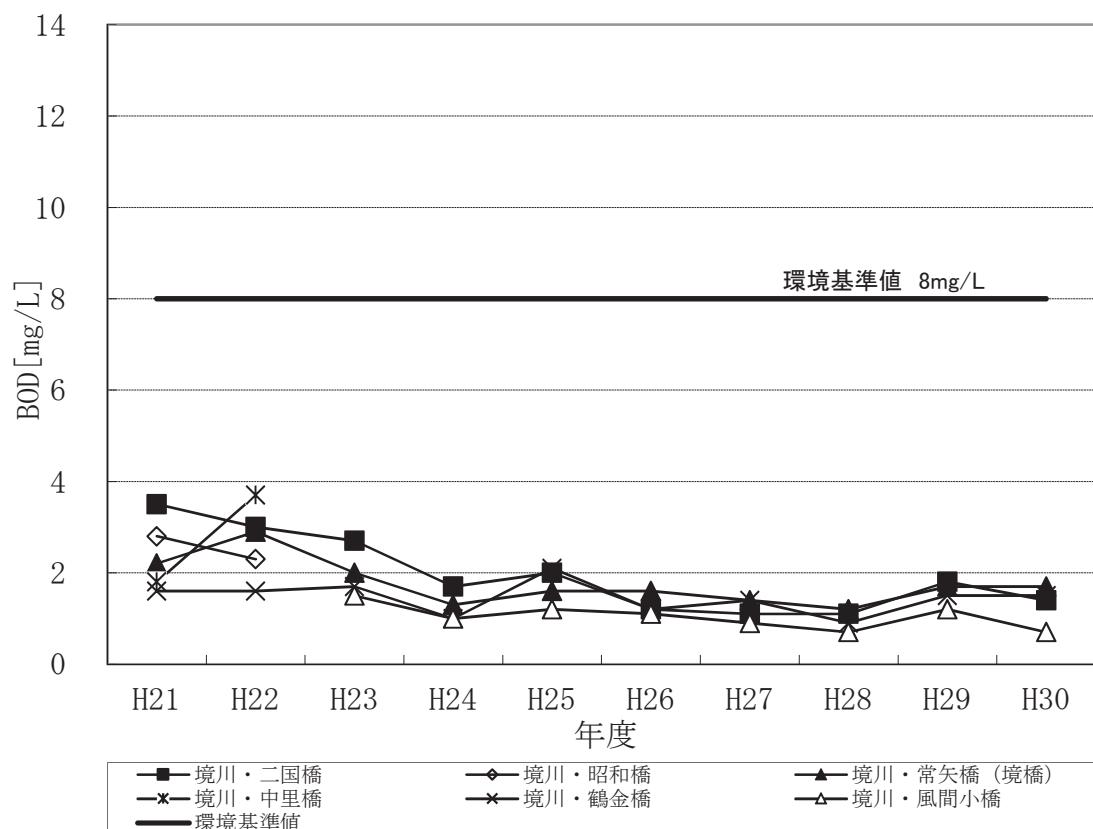
水質汚濁の指標となるBOD、CODの経年変化は、公共下水道の普及に伴い、汚濁は低減の傾向にありますが、近年ではやや横ばいになっています。

BODの経年変化

○ 相模川水系（鳩川、姥川、道保川、八瀬川、相模川及び道志川）

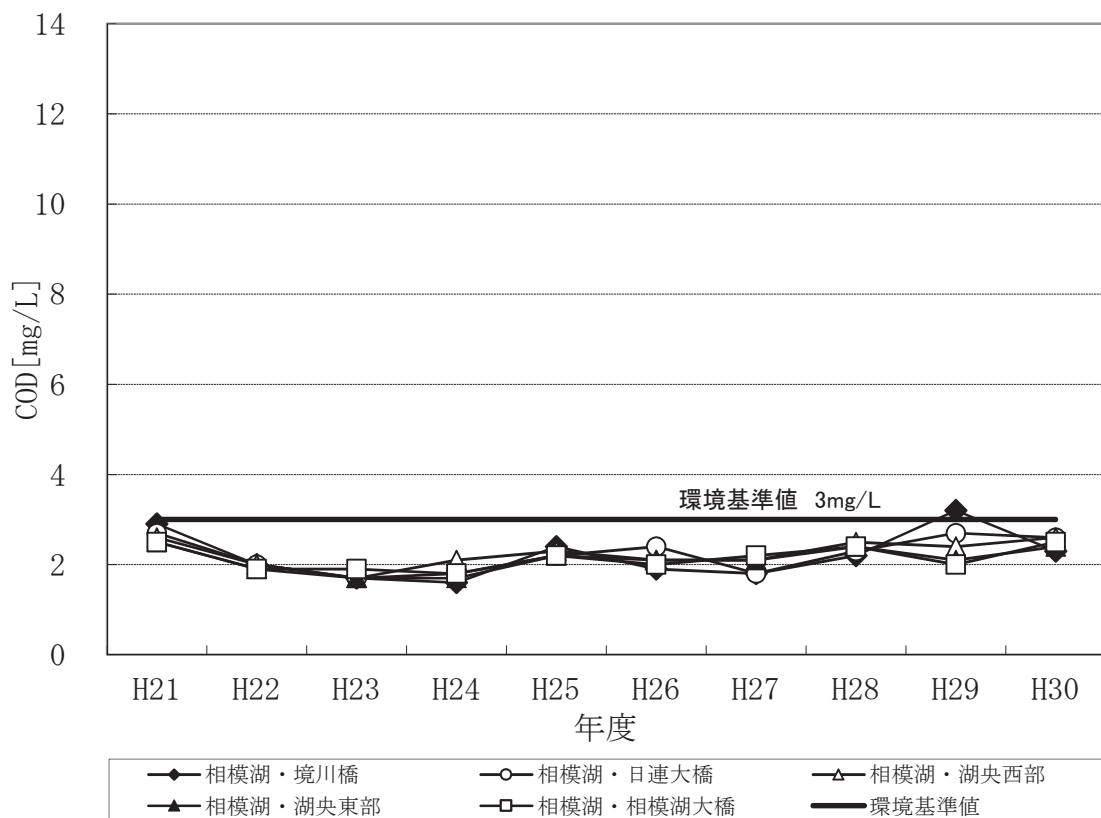


○ 境川

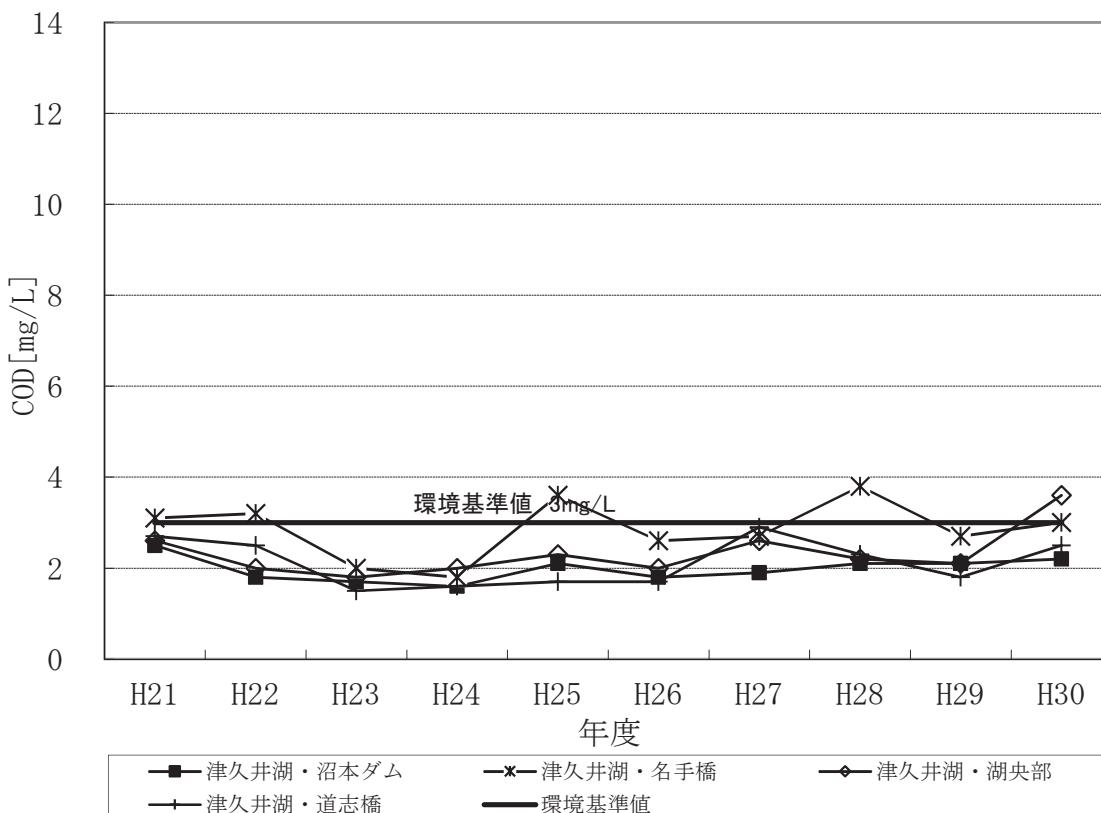


CODの経年変化

○ 相模湖



○ 津久井湖



河川及び湖沼

ア 観測項目、健康項目及び生活環境項目等

(ア) 相模川水系(鳩川、姥川、道保川、八瀬川、相模川、道志川、秋山川及び串川)

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (河川A類型) (河川生物B類型)	鳩川			
					三段の滻	久保橋	八幡橋	妙眞橋
					平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	0.11	0.11	0.51	0.16
	4	採取水深	m	-	0.02	0.02	0.10	0.03
	5	流速	m/s	-	0.30	0.11	0.09	0.19
	6	流量	m ³ /s	-	0.42	0.10	0.16	0.09
	7	気温	°C	-	20.2	18.0	18.4	19.4
	8	水温	°C	-	18.8	16.8	17.0	18.4
	9	色相	-	-	-	-	-	-
	10	透視度	cm	-	>100	>100	>100	>100
	11	臭氣	-	-	-	-	-	-
	12	外観	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	P C B	mg/L	検出されないこと	<0.0005	-	-	-
	8	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.0001	-	-	-
	9	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0001	-	-	-
	10	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0001	-	-	-
	11	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0001	-	-	-
	12	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0001	-	-	-
	13	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	14	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0001	-	-	-
	15	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	0.0001	0.00015	<0.0001
	16	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	0.0001	0.0002	<0.0001
	17	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	<0.0002	-	-	-
	18	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	-	-	-
	19	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	-	-	-
	20	チオベンカルバ	mg/L	0.02以下	<0.0003	-	-	-
	21	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0001	-	-	-
	22	セレン	mg/L	0.01以下	<0.002	-	-	-
	23	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	4.0	-	-	-
		硝酸性窒素	mg/L	-	4.0	-	-	-
		亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.01	-	-	-
	24	ふつ素	mg/L	0.8以下	<0.08	-	-	-
	25	ほう素	mg/L	1以下	<0.02	-	-	-
	26	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	<0.005	-	-	-
生活環境項目	1	p H	-	6.5~8.5	8.7	8.0	8.0	8.4
	2	B O D	mg/L	2以下	0.9	0.9	1.0	1.2
	3	C O D	mg/L	-	2.1	-	-	-
	4	S S	mg/L	25以下	1	1	1	3
	5	D O	mg/L	7.5以上	12.3	11.8	11.9	11.3
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	1600	5000	15000	7600
	7	n-ペキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	-	-
	8	全窒素	mg/L	-	4.3	4.5	3.6	6.0
	9	全燐	mg/L	-	0.026	0.022	0.024	0.076
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.0047	0.0062	0.0092	0.0034
	11	ノニルフェノール	mg/L	0.002以下	<0.00006	-	-	-
	12	L A S	mg/L	0.05以下	0.0014	-	-	-
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	-	-	-
	2	銅	mg/L	-	0.0022	-	-	-
	3	溶解性鉄	mg/L	-	0.03	-	-	-
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	0.01	-	-	-
	5	クロム	mg/L	-	<0.02	-	-	-
	6	E P N	mg/L	-	<0.0005	-	-	-
	7	ニッケル	mg/L	-	<0.001	-	-	-
その他の項目	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	<0.04	-	-	-
	2	磷酸態磷	mg/L	-	0.014	-	-	-
	3	電気伝導率	mS/m	-	23	-	-	-
	4	塩化物イオン	mg/L	-	9.9	-	-	-
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.03	-	-	-
	6	大腸菌数	個/100mL	-	260	-	-	-
	7	T O C	mg/L	-	0.8	-	-	-

備考 1 「<」は、未満を示します。

備考 2 「>」は、超過を示します。

備考 3 全シアンについては、年間の最大値です。

備考 4 環境基準値の欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。

備考 5 BOD及びCOD欄中の数値は、日間平均値の75%値を記載しています。

BOD及びCODの環境基準の達成状況の評価については、日間平均値の75%値で判断します。

備考 6 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (河川A類型) (河川生物B類型)	姥川		道保川	八瀬川
					作の口	天応院	泉橋	無量光寺下
					平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	0.09	0.50	0.30	0.39
	4	採取水深	m	-	0.01	0.10	0.06	0.07
	5	流速	m/s	-	0.16	0.18	0.13	0.27
	6	流量	m ³ /s	-	0.08	0.31	0.14	0.19
	7	気温	°C	-	17.5	18.8	20.6	18.4
	8	水温	°C	-	19.2	17.6	17.5	17.0
	9	色相	-	-	-	-	-	-
	10	透視度	cm	-	>100	>100	99	>100
	11	臭気	-	-	-	-	-	-
	12	外観	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	0.0006	0.0014	<0.0005	<0.0005
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	8	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0001	0.0001	<0.0001	<0.0001
	9	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0003	<0.0001	<0.0001	<0.0001
生活環境項目	1	p H	-	6.5~8.5	7.8	8.0	8.1	8.0
	2	B O D	mg/L	2以下	2.9	0.8	0.8	0.9
	3	S S	mg/L	25以下	2	1	2	2
	4	D O	mg/L	7.5以上	8.6	11.2	10.5	10.0
	5	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	160000	7300	1800	35000
	6	全窒素	mg/L	-	4.9	4.3	4.5	5.8
	7	全燐	mg/L	-	0.10	0.039	0.035	0.022
	8	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.040	0.0084	0.0034	0.0032

備考 1 「<」は、未満を示します。

備考 2 「>」は、超過を示します。

備考 3 全シアンについては、年間の最大値です。

備考 4 環境基準値の欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。

備考 5 生活環境項目の環境基準値は、参考として相模川及び鳩川(河川A類型、河川生物B類型)に係る値を記載しています。

備考 6 BOD欄中の数値は、日間平均値の75%値を記載しています。

BODの環境基準の達成状況の評価については、日間平均値の75%値で判断します。

備考 7 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (河川A類型) (河川生物A類型)	相模川		道志川		秋山川	串川
					小倉橋	両国橋	弁天橋	道志第1発電所上流	河原橋	
					平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-	-	
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-	-	
	3	水深	m	-	3.46	0.61	0.63	0.42	0.16	
	4	採取水深	m	-	0.69	0.12	0.12	0.08	0.03	
	5	流速	m/s	-	-	0.48	0.28	0.17	0.11	
	6	流量	m ³ /s	-	-	4.90	9.59	0.42	0.40	
	7	気温	°C	-	16.9	15.3	16.9	15.8	16.8	
	8	水温	°C	-	15.3	13.5	14.8	14.1	16.0	
	9	色相	-	-	-	-	-	-	-	
	10	透視度	cm	-	60	98	>100	>100	>100	
	11	臭気	-	-	-	-	-	-	-	
	12	外観	-	-	-	-	-	-	-	
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	7	P C B	mg/L	検出されないこと	-	-	不検出	不検出	不検出	
	8	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	9	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	10	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	11	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	12	1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	13	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	14	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	15	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	16	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	17	1, 3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	18	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	19	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	20	チオベンカルバブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	21	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
	22	セレン	mg/L	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
生活環境項目	23	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	0.77	0.44	0.43	0.83	2.1	
		硝酸性窒素	mg/L	-	0.72	0.39	0.38	0.78	2.1	
		亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	24	ふつ素	mg/L	0.8以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.08	
	25	ほう素	mg/L	1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	26	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
特殊項目	1	p H	-	6.5~8.5	7.8	7.8	7.8	8.0	8.0	
	2	B O D	mg/L	2以下	1.1	0.9	1.0	1.0	0.9	
	3	C O D	mg/L	-	2.2	1.2	1.6	2.0	1.8	
	4	S S	mg/L	25以下	3	1	1	1	1	
	5	D O	mg/L	7.5以上	10.3	10.5	10.5	10.5	10.1	
	6	大腸菌群数	M P N / 100mL	1000以下	74	2200	200	1100	1300	
	7	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
	8	全窒素	mg/L	-	0.89	0.45	0.47	0.87	2.2	
	9	全燐	mg/L	-	0.045	0.011	0.007	0.018	0.031	
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.0037	0.0018	0.0017	0.0016	0.0026	
	11	ノニルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00006	-	<0.00006	<0.00006	<0.00006	
	12	L A S	mg/L	0.03以下	0.0002	-	0.0002	0.0002	0.0005	
その他の項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	2	銅	mg/L	-	0.0014	0.0009	0.0008	0.0008	0.0012	
	3	溶解性鉄	mg/L	-	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	5	クロム	mg/L	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	
	6	E P N	mg/L	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	7	ニッケル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	

備考 1 「<」は、未満を示します。

備考 2 「>」は、超過を示します。

備考 3 全シアンについては、年間の最大値です。

備考 4 環境基準値の欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。

備考 5 生活環境項目の平均値は、日間平均値の平均値です。

また、BOD及びCOD欄中の数値は、日間平均値の75%値を記載しています。

BOD及びCODの環境基準の達成状況の評価については、日間平均値の75%値で判断します。

備考 6 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

(イ) 境川

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (河川D類型) (河川生物B類型)	境川			
					常矢橋	風間小橋	二国橋	鶴金橋
					平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	0.26	0.47	0.29	0.52
	4	採取水深	m	-	0.05	0.09	0.06	0.10
	5	流速	m/s	-	0.05	0.03	0.05	0.09
	6	流量	m ³ /s	-	0.09	0.05	0.12	0.30
	7	気温	°C	-	18.1	20.5	21.4	19.0
	8	水温	°C	-	17.9	18.1	18.6	18.7
	9	色相	-	-	-	-	-	-
	10	透視度	cm	-	94	94	99	91
	11	臭氣	-	-	-	-	-	-
	12	外観	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	ジクロロエタン	mg/L	0.02以下	<0.0001	-	-	-
	8	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0001	-	-	-
	9	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0001	-	-	-
	10	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0001	-	-	-
	11	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0001	-	-	-
	12	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	13	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0001	-	-	-
	14	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	15	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	16	1, 3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	<0.0002	-	-	-
	17	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	-	-	-
	18	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	-	-	-
	19	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	-	-	-
	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0001	-	-	-
	21	セレン	mg/L	0.01以下	<0.002	-	-	-
生活環境項目	22	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	2.1	-	-	-
		硝酸性窒素	mg/L	-	2.1	-	-	-
		亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.09	-	-	-
	23	ふつ素	mg/L	0.8以下	<0.08	-	-	-
	24	ほう素	mg/L	1以下	0.13	-	-	-
特殊項目	25	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	<0.005	-	-	-
	1	pH	-	6.0～8.5	8.7	7.8	8.2	8.3
	2	BOD	mg/L	8以下	1.7	0.7	1.4	1.5
	3	COD	mg/L	-	4.7	-	-	-
	4	SS	mg/L	100以下	2	2	2	2
	5	DO	mg/L	2以上	10.1	9.5	10.0	10.6
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	-	9100	4000	4500	16000
	7	n-ヘキサ抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	-	-
	8	全窒素	mg/L	-	2.7	1.8	2.1	2.4
	9	全燃	mg/L	-	0.072	0.076	0.10	0.049
	10	全亜鉛	mg/L	-	0.045	0.0033	0.0066	0.022
	11	ノニルフェノール	mg/L	-	0.00007	-	-	-
その他の項目	12	LAS	mg/L	-	0.016	-	-	-
	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	-	-	-
	2	銅	mg/L	-	0.0091	-	-	-
	3	溶解性鉄	mg/L	-	0.04	-	-	-
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	0.01	-	-	-
	5	ニッケル	mg/L	-	0.002	-	-	-
備考	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	0.08	-	-	-
	2	磷酸態磷	mg/L	-	0.047	-	-	-
	3	電気伝導率	mS/m	-	37	-	-	-
	4	塩化物イオン	mg/L	-	32	-	-	-
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	0.04	-	-	-
	6	非イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.005	-	-	-
	7	大腸菌数	個/100mL	-	530	-	-	-
	8	TOC	mg/L	-	2.1	-	-	-

備考 1 「<」は、未満を示します。

備考 2 全シアンについては、年間の最大値です。

備考 3 環境基準値の欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。

備考 4 生活環境項目の平均値は、日間平均値の平均値です。

また、BOD及びCOD欄中の数値は、日間平均値の75%値を記載しています。

BOD及びCODの環境基準の達成状況の評価については、日間平均値の75%値で判断します。

備考 5 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

(ウ) 湖沼（相模湖及び津久井湖）

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (湖沼A・II類型) (河川生物A類型)	相模湖				
					境川橋	日連大橋	湖央西部	湖央東部	相模湖大橋
					平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候（降水量）	mm	-	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	7.8	12.4	13.2	20.3	24.8
	4	採取水深	m	-	3.7	6.0	6.4	9.9	12.2
	5	気温	℃	-	16.6	17.8	18.7	19.3	19.6
	6	水温	℃	-	15.3	15.1	15.3	15.3	14.9
	7	色相	-	-	-	-	-	-	-
	8	透明度	m	-	2.5	2.1	2.1	2.3	2.2
	9	臭氣	-	-	-	-	-	-	-
	10	外觀	-	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	P C B	mg/L	検出されないこと	<0.005	-	-	<0.005	-
	8	ジクロロエタン	mg/L	0.02以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	9	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	10	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	11	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	12	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	13	1, 1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	14	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	15	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	16	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	17	1, 3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	18	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	19	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	20	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	21	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	22	セレン	mg/L	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	23	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	0.95	0.87	0.85	0.86	0.85
		硝酸性窒素	mg/L	-	0.93	0.84	0.82	0.82	0.81
		亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	24	ふつ素	mg/L	0.8以下	0.09	0.08	0.09	0.09	0.09
	25	ほう素	mg/L	1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	26	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
生活環境項目	1	p H	-	6.5~8.5	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
	2	B O D	mg/L	-	1.2	1.4	1.7	1.3	1.3
	3	C O D	mg/L	3以下	2.3	2.6	2.6	2.4	2.5
	4	S S	mg/L	5以下	2	2	3	3	4
	5	D O	mg/L	7.5以上	10.3	10.8	10.6	10.2	9.3
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	1100	370	84	35	47
	7	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	-	<0.5	-
	8	全窒素	mg/L	1.2以下※	1.2	1.0	1.1	1.0	1.0
	9	全燐	mg/L	0.080以下※	0.11	0.085	0.094	0.075	0.068
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.0055	0.0027	0.0028	0.0027	0.0024
	11	ノニルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00006	-	-	-	-
	12	L A S	mg/L	0.03以下	0.0032	-	-	-	-
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-
	2	銅	mg/L	-	0.0015	-	-	0.0012	-
	3	溶解性鉄	mg/L	-	<0.02	-	-	0.02	-
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-
	5	クロム	mg/L	-	<0.02	-	-	<0.0005	-
	6	E P N	mg/L	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-
	7	ニッケル	mg/L	-	<0.001	-	-	<0.001	-
その他の項目	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	0.04	0.04	0.04	0.04	0.06
	2	燐酸態磷	mg/L	-	0.073	0.058	0.048	0.048	0.046
	3	電気伝導率	mS/m	-	16	16	15	16	15
	4	塩化物イオン	mg/L	-	6.2	5.1	5.1	4.9	4.9
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	6	クロロフィルa	μg/L	-	14	11	24	14	13
	7	トリリハロメタン生成能	mg/L	-	-	-	-	0.018	-
	8	非イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-
	9	プランクトン	個/mL	-	-	-	-	2200	2500
	10	大腸菌数	個/100mL	-	-	-	-	2	-
	11	T O C	mg/L	-	-	-	-	0.8	-

備考 1 「-」は、未満を示します。

備考 2 全シアンについては、年間の最大値です。

備考 3 環境基準値の欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。

備考 4 BOD及びCOD欄中の数値は、日間平均値の75%値を記載しています。

備考 5 BOD及びCODの環境基準の達成状況の評価については、日間平均値の75%値で判断します。

備考 6 全窒素及び全燐については、上層部の平均値です。

備考 7 湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価については、上層の平均値で判断します。

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (湖沼A・II類型) (河川生物A類型)	津久井湖			
					沼本ダム	名手橋	湖央部	道志橋
					平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	11.1	20.4	34.4	5.9
	4	採取水深	m	-	5.3	10.0	17.0	2.7
	5	気温	℃	-	19.5	20.4	20.6	20.4
	6	水温	℃	-	15.2	16.3	15.7	16.0
	7	色相	-	-	-	-	-	-
	8	透明度	m	-	1.6	2.0	2.0	2.8
	9	臭氣	-	-	-	-	-	-
	10	外観	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	3	鉛	mg/L	0.01以下	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	P C B	mg/L	検出されないこと	<0.0005	-	<0.0005	-
	8	ジクロロエタン	mg/L	0.02以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	9	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	10	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	11	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	12	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	13	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	14	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	15	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	16	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	17	1, 3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	18	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	19	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	20	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	21	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	22	セレン	mg/L	0.01以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
生活環境項目	23	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	0.89	0.72	0.71	0.48
		硝酸性窒素	mg/L	-	0.85	0.67	0.66	0.43
		亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.01	0.01	0.01	0.01
	24	ふつ素	mg/L	0.8以下	0.09	<0.08	<0.08	<0.08
	25	ほう素	mg/L	1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	26	1, 4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	1	p H	-	6.5~8.5	7.9	8.1	8.0	7.9
	2	B O D	mg/L	-	1.4	2.1	1.9	1.8
	3	C O D	mg/L	3以下	2.2	3.0	3.6	2.5
	4	S S	mg/L	5以下	2	7	6	2
特殊項目	5	D O	mg/L	7.5以上	9.9	11.2	10.1	10.8
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	140	33	31	420
	7	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	<0.5	-
	8	全窒素	mg/L	1.1以下※	1.0	1.1	0.93	0.71
	9	全燐	mg/L	0.042以下※	0.073	0.085	0.043	0.055
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.0035	0.0023	0.0022	0.0014
	11	ノニルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00006	-	-	-
その他の項目	12	L A S	mg/L	0.03以下	0.0002	-	-	-
	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	-	<0.005	-
	2	銅	mg/L	-	0.0011	-	0.0016	-
	3	溶解性鉄	mg/L	-	0.03	-	0.10	-
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	-	<0.01	-
	5	クロム	mg/L	-	<0.02	-	<0.02	-
	6	E P N	mg/L	-	<0.0005	-	<0.0005	-
	7	ニッケル	mg/L	-	<0.001	-	0.001	-
	8	アノモニア性窒素	mg/L	-	0.04	0.04	0.05	<0.04
	9	磷酸態磷	mg/L	-	0.048	0.022	0.018	0.006
	10	電気伝導率	mS/m	-	15	14	14	11
	11	塩化物イオン	mg/L	-	5.3	4.3	4.6	2.9
	12	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	13	クロロフィルa	μg/L	-	10	61	16	16
	14	トリハロメタン生成能	mg/L	-	-	-	0.029	-
	15	非イオン界面活性剤	mg/L	-	-	-	<0.005	-
	16	ブランクトン	個/mL	-	-	6100	3000	-
	17	大腸菌数	個/100mL	-	-	-	2	-
	18	T O C	mg/L	-	-	-	0.9	-

備考 1 「<」は、未満を示します。

備考 2 全シアンについては、年間の最大値です。

備考 3 環境基準値の欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。

備考 4 BOD及びCOD欄中の数値は、日間平均値の75%値を記載しています。

備考 5 BOD及びCODの環境基準の達成状況の評価については、日間平均値の75%値で判断します。

備考 6 全窒素及び全燐については、上層部の平均値です。

備考 7 湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況の評価については、上層の平均値で判断します。

イ 要監視項目（相模川、相模湖及び津久井湖）

区分	種類	番号	測定項目	単位	指針値	相模川
						小倉橋
						平均値
要監視項目	保全生目関物する	1	クロロホルム	mg/L	0.7以下	<0.0001
		2	フェノール	mg/L	0.05以下	<0.001
		3	ホルムアルデヒド	mg/L	1以下	<0.003
		4	4-t-オクチルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00003
		5	アニリン	mg/L	0.02以下	<0.002
		6	2,4ジクロロフェノール	mg/L	0.03以下	<0.0003

区分	種類	番号	測定項目	単位	指針値	相模湖		津久井湖	
						境川橋	湖央東部	沼本ダム	湖央部
						平均値	平均値	平均値	平均値
要監視項目	人の健康の保護に関する項目	1	クロロホルム	mg/L	0.06以下	—	<0.0001	—	<0.0001
		2	トランス-1,2ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	—	<0.0001	—	<0.0001
		3	1,2ジクロロプロパン	mg/L	0.06以下	—	<0.0001	—	<0.0001
		4	p-ジクロロベンゼン	mg/L	0.2以下	—	<0.0001	—	<0.0001
		5	イソキサチオン	mg/L	0.008以下	—	<0.0004	—	<0.0004
		6	ダイアジノン	mg/L	0.005以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		7	フェニトロチオン	mg/L	0.003以下	—	<0.0003	—	<0.0003
		8	イソブロチオラン	mg/L	0.04以下	—	<0.0003	—	<0.0003
		9	オキシン銅	mg/L	0.04以下	—	<0.005	—	<0.005
		10	クロロタロニル	mg/L	0.05以下	—	<0.00007	—	<0.00007
		11	プロピサミド	mg/L	0.008以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		12	ジクロルボス	mg/L	0.008以下	—	<0.00002	—	<0.00002
		13	フェノカルブ	mg/L	0.03以下	—	<0.00004	—	<0.00004
		14	イプロベンホス	mg/L	0.008以下	—	<0.00007	—	<0.00007
		15	クロルニトルフェン	mg/L	—	—	<0.0001	—	<0.0001
		16	トルエン	mg/L	0.6以下	—	<0.0001	—	<0.0001
		17	キシレン	mg/L	0.4以下	—	<0.0003	—	<0.0003
		18	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	0.06以下	—	<0.0005	—	<0.0005
		19	モリブデン	mg/L	0.07以下	—	<0.007	—	<0.007
		20	アンチモン	mg/L	0.02以下	—	<0.0003	—	<0.0003
		21	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		22	エピクロロヒドリン	mg/L	0.0004以下	—	<0.00003	—	<0.00003
		23	全マンガン	mg/L	0.2以下	—	0.03	—	0.05
		24	ウラン	mg/L	0.002以下	—	<0.0005	—	<0.0005
要監視項目	保全生目関物する	1	クロロホルム	mg/L	0.7以下	<0.0001	—	<0.0001	—
		2	フェノール	mg/L	0.05以下	<0.001	—	<0.001	—
		3	ホルムアルデヒド	mg/L	1以下	<0.003	—	<0.003	—
		4	4-t-オクチルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00003	—	<0.00003	—
		5	アニリン	mg/L	0.02以下	<0.002	—	<0.002	—
		6	2,4ジクロロフェノール	mg/L	0.03以下	<0.0003	—	<0.0003	—

備考 1 「<」は、未満を示します。

2 地下水の状況

(1) 定期モニタリング調査（市計画）結果

相模原市測定計画に基づき、市域を1kmメッシュに区分し、相模原地域（旧相模原市）の86地点及び城山地区（旧城山町）の14地点、計100地点の定期モニタリング調査を実施し、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについて、すべての地点で環境基準を達成しました。

平成30年度 定期モニタリング調査（市計画）結果

単位：mg/L

項目名	環境基準値	調査地点数	平均値	最大値	最小値	検出		基準超過	
						地点数	検出割合	地点数	超過割合
四塩化炭素	0.002以下	100	0.0002	0.0007	<0.0002	9	9.0%	0	0.0%
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	100	0.0003	0.0074	<0.0002	15	15.0%	0	0.0%
トリクロロエチレン	0.01以下	100	0.0006	0.0054	<0.0002	62	62.0%	0	0.0%
テトラクロロエチレン	0.01以下	100	0.0014	0.010	<0.0002	55	55.0%	0	0.0%

備考1 環境基準値：平成9年3月13日環境庁告示第10号（平成26年11月17日第127号改正）

2 採水時期：10月

3 「<」は、未満を示します。

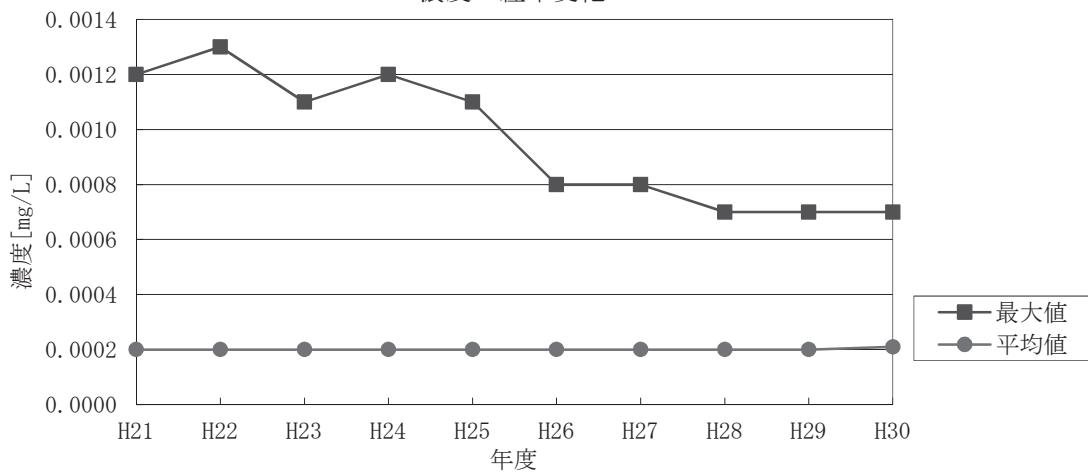
四塩化炭素濃度経年変化

環境基準 0.002mg/L 以下

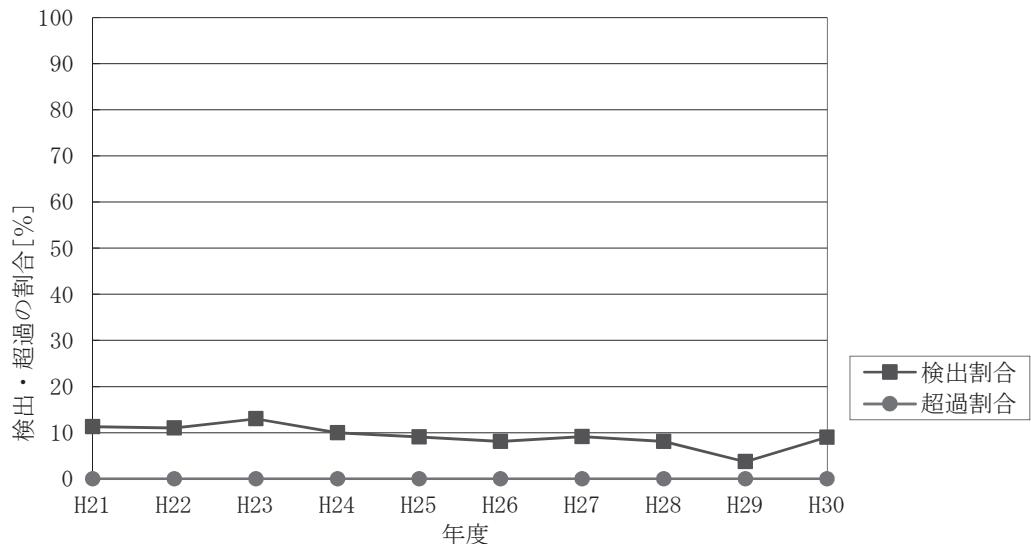
年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年・月	H21. 10	H22. 10	H23. 10	H24. 10	H25. 10	H26. 10	H27. 10	H28. 10	H29. 10	H30. 10
調査地点数	124	100	100	100	99	99	99	99	54	100
平均値	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
最大値	0.0012	0.0013	0.0011	0.0012	0.0011	0.0008	0.0008	0.0007	0.0007	0.0007
最小値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
検出地点数	14	11	13	10	9	8	9	8	2	9
検出割合	11.3	11.0	13.0	10.0	9.1	8.1	9.1	8.1	3.7	9.0
超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
超過割合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

備考 濃度の単位は、mg/L、割合は%。「<」は不検出を示す。

濃度の経年変化



検出割合／超過割合の経年変化



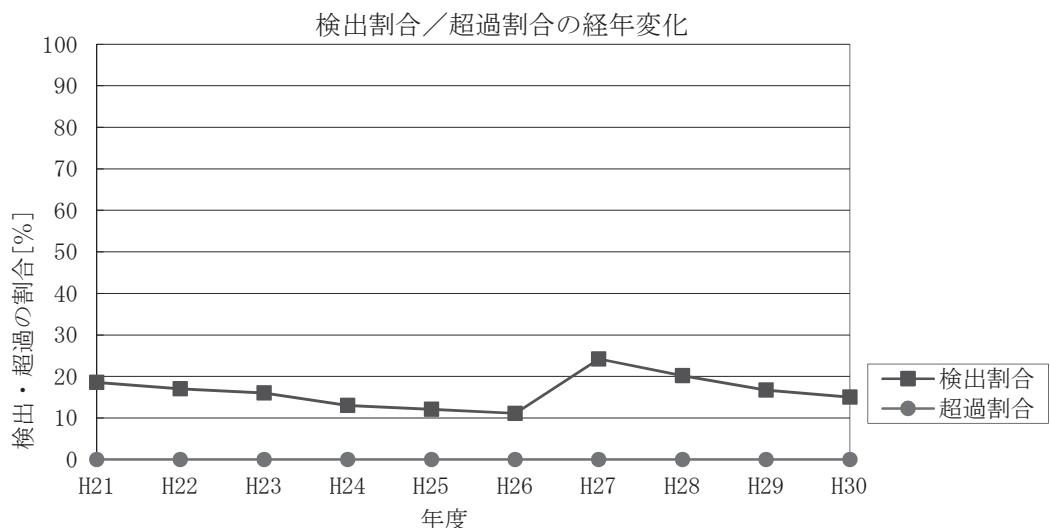
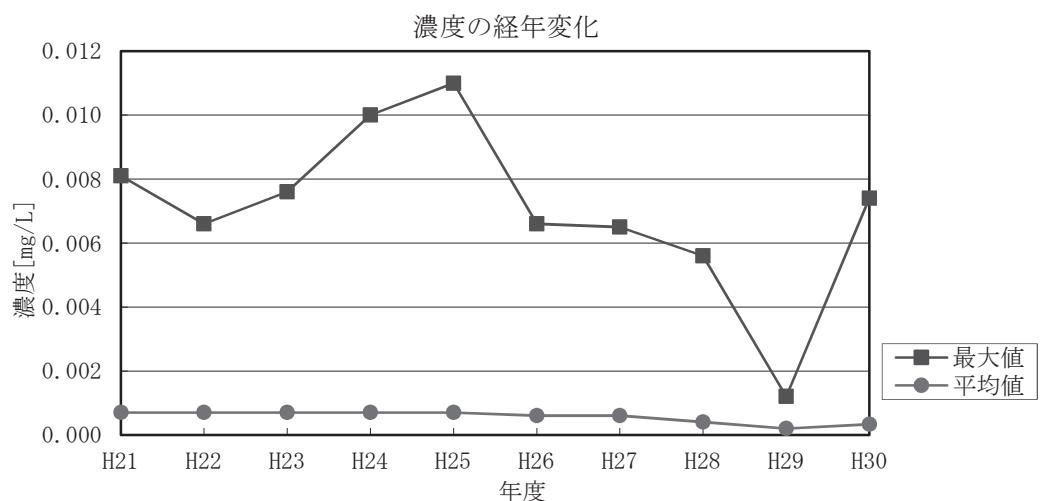
1, 1, 1-トリクロロエタン濃度経年変化

環境基準 1mg/L 以下

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年・月	H21. 10	H22. 10	H23. 10	H24. 10	H25. 10	H26. 10	H27. 10	H28. 10	H29. 10	H30. 10
調査地点数	124	100	100	100	99	99	99	99	54	100
平均値	0.0007	0.0007	0.0007	0.0007	0.0007	0.0006	0.0006	0.0004	0.0002	0.0003
最大値	0.0081	0.0066	0.0076	0.010	0.011	0.0066	0.0065	0.0056	0.0012	0.0074
最小値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
検出地点数	23	17	16	13	12	11	24	20	9	15
検出割合	18.5	17.0	16.0	13.0	12.1	11.1	24.2	20.2	16.7	15.0
超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
超過割合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

備考 1 濃度の単位は、mg/L、割合は%。「<」は不検出を示す。

2 平成 27 年度より報告下限値である最小値が<0.0005 から<0.0002 へ変更となった。



トリクロロエチレン濃度経年変化

環境基準 0.01 mg/L 以下

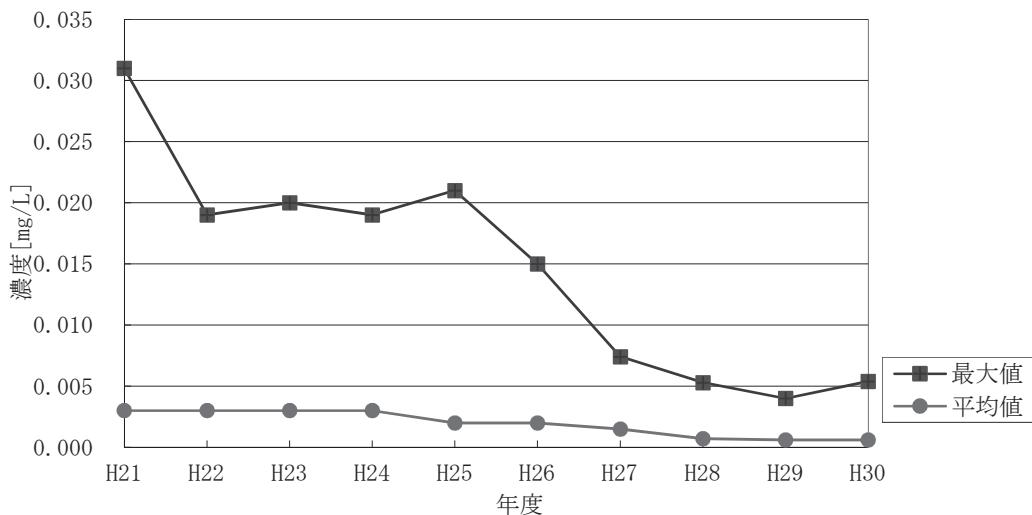
年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年・月	H21. 10	H22. 10	H23. 10	H24. 10	H25. 10	H26. 10	H27. 10	H28. 10	H29. 10	H30. 10
調査地点数	124	100	100	100	99	99	99	99	54	100
平均値	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.0015	0.0007	0.0006	0.0006
最大値	0.031	0.019	0.020	0.019	0.021	0.015	0.0074	0.0053	0.0040	0.0054
最小値	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
検出地点数	22	21	20	14	14	12	63	64	30	62
検出割合	17.7	21.0	20.0	14.0	14.1	12.1	63.0	64.6	55.6	62.0
超過地点数	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
超過割合	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0

備考 1 濃度の単位は、mg/L、割合は%。「<」は不検出を示す。

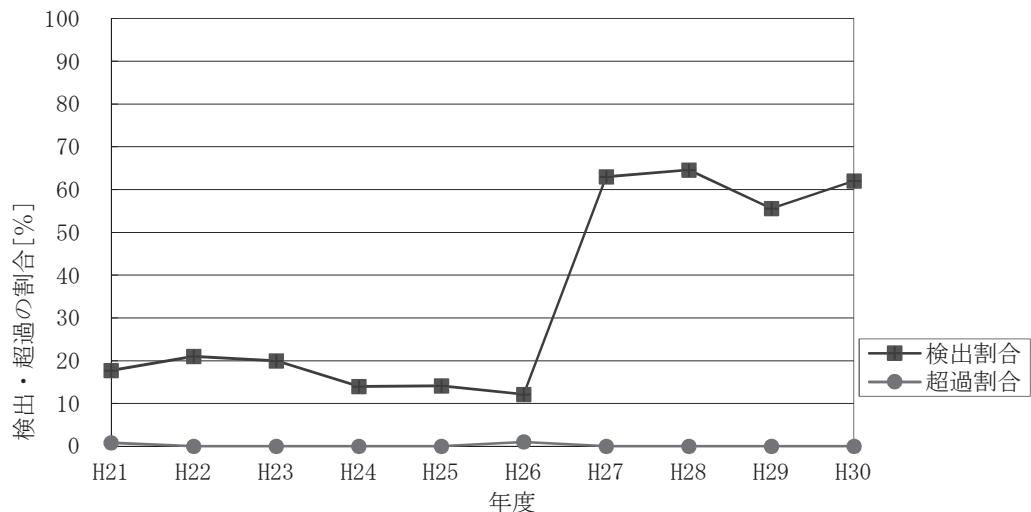
2 平成 26 年 11 月 17 日環境省告示第 127 号により、基準値が 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下へ改正された。

3 平成 27 年度より報告下限値である最小値が <0.002 から <0.0002 へ変更となった。

濃度の経年変化



検出割合／超過割合の経年変化



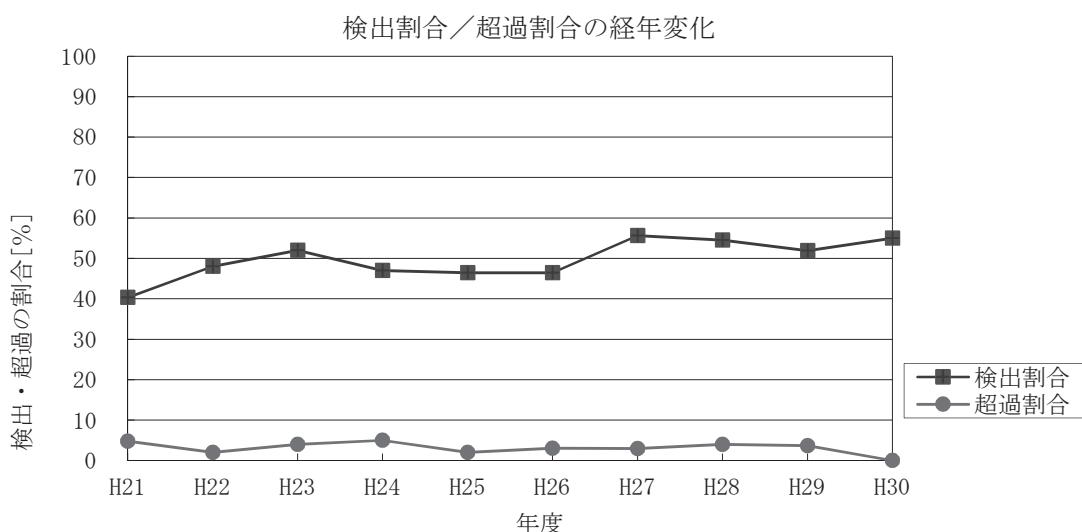
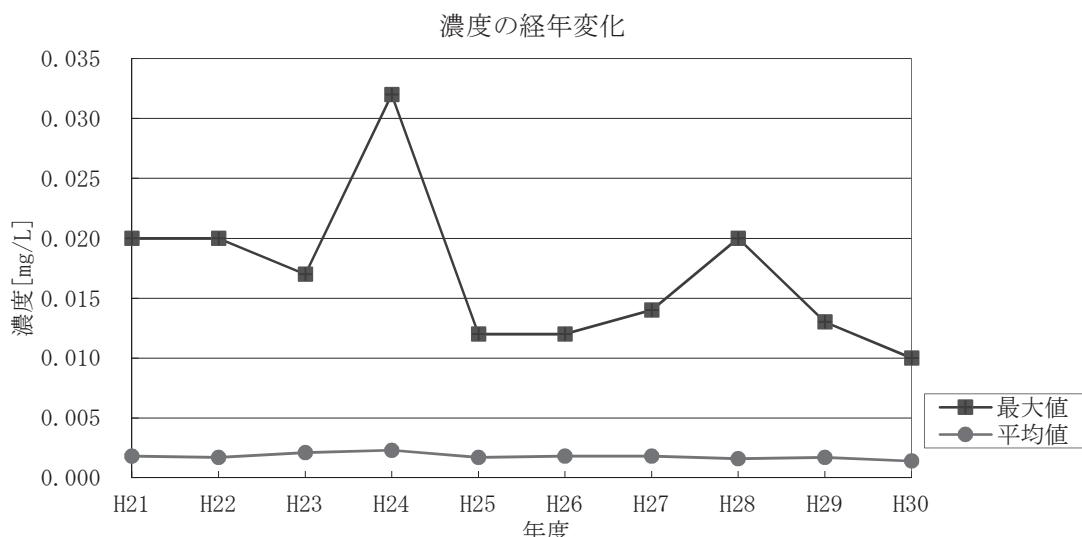
テトラクロロエチレン濃度経年変化

環境基準 0.01 mg/L 以下

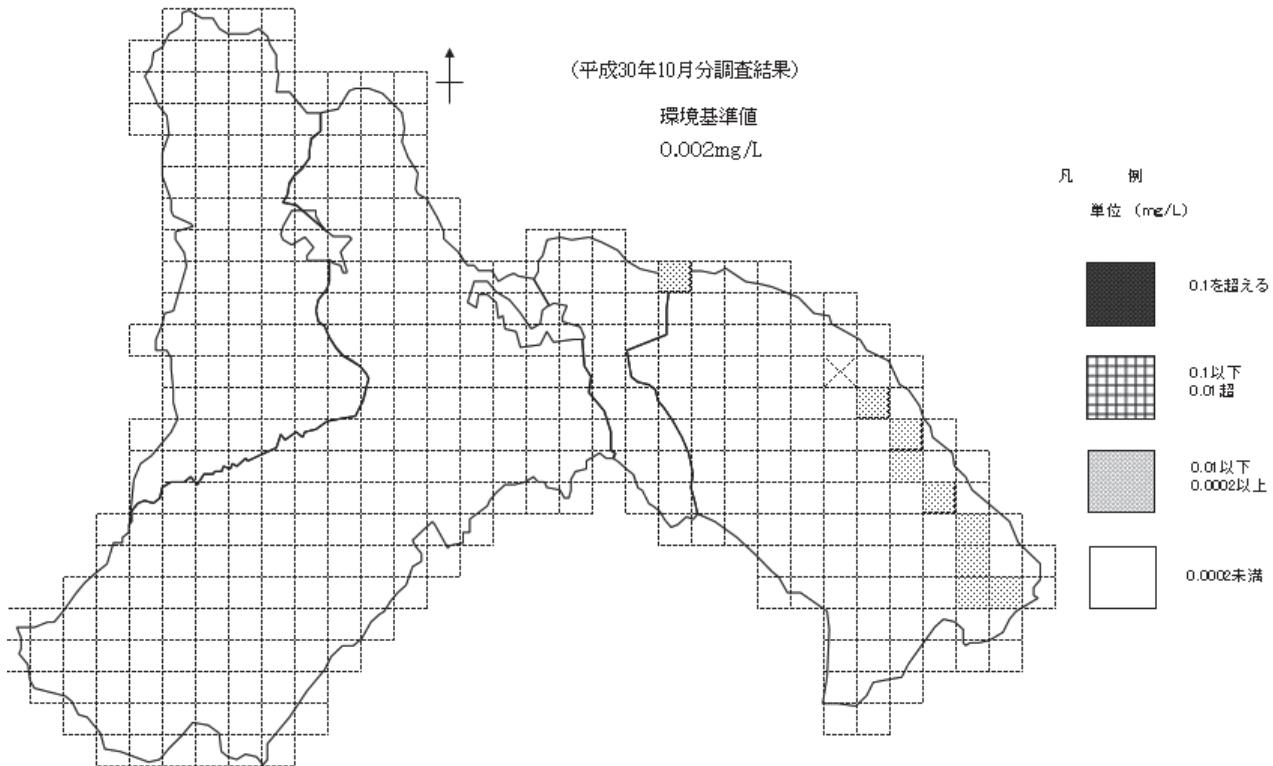
年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年・月	H21. 10	H22. 10	H23. 10	H24. 10	H25. 10	H26. 10	H27. 10	H28. 10	H29. 10	H30. 10
調査地点数	124	100	100	100	99	99	99	99	54	100
平均値	0.0018	0.0017	0.0021	0.0023	0.0017	0.0018	0.0018	0.0016	0.0017	0.0014
最大値	0.020	0.020	0.017	0.032	0.012	0.012	0.014	0.020	0.013	0.010
最小値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0002	<0.0002	<0.0002
検出地点数	50	48	52	47	46	46	55	54	28	55
検出割合	40.3	48.0	52.0	47.0	46.5	46.5	55.6	54.5	51.9	55.0
超過地点数	6	2	4	5	2	3	3	4	2	0
超過割合	4.8	2.0	4.0	5.0	2.0	3.0	3.0	4.0	3.7	0.0

備考 1 濃度の単位は、mg/L、割合は%。「<」は不検出を示す。

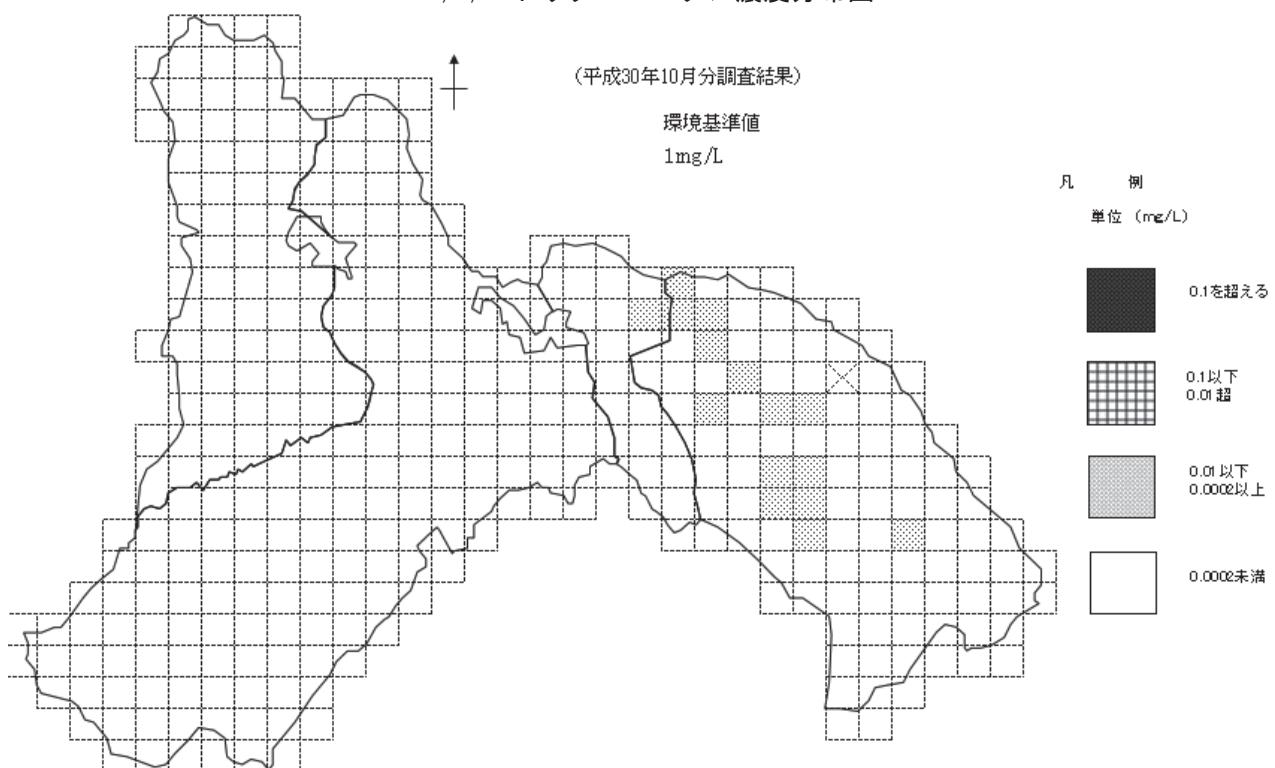
2 平成 27 年度より報告下限値である最小値が<0.0005 から<0.0002 へ変更となった。



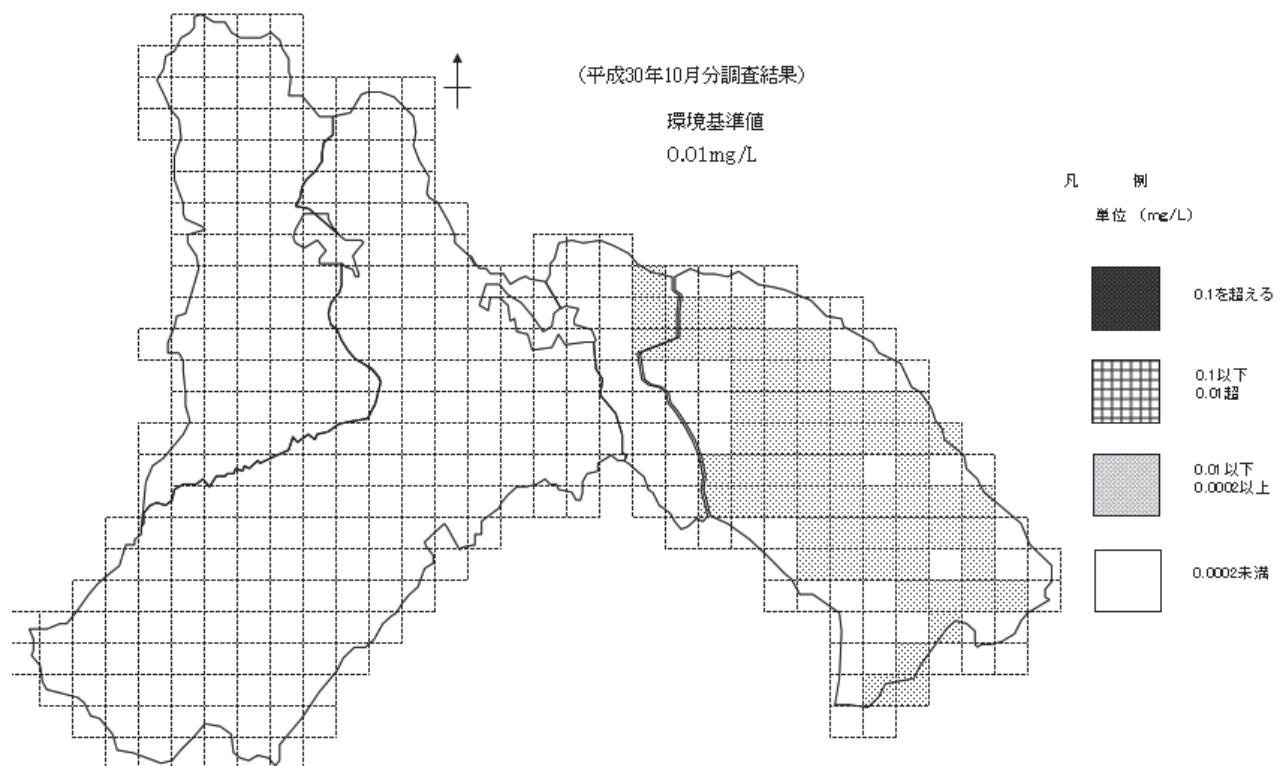
四塩化炭素濃度分布図



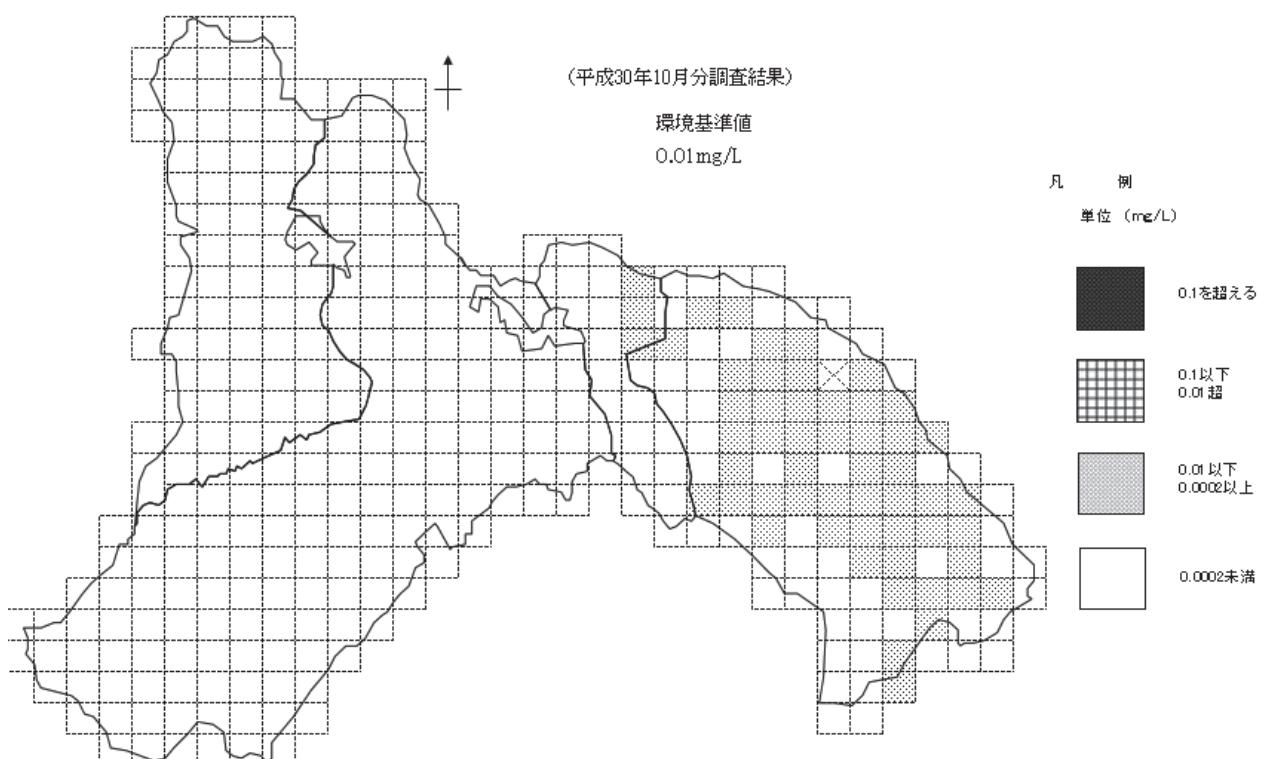
1,1,1-トリクロロエタン濃度分布図



トリクロロエチレン濃度分布図



テトラクロロエチレン濃度分布図



(2) 概況調査(県計画)結果

平成30年度は4か年計画の1年目であり、10地点で調査を実施しました。また、長期的な観点から水質の経年変化を把握するための定点調査として、10地点で調査を実施しました。

その結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

平成30年度 概況調査(県計画)結果

単位: mg/L

項目名	環境基準値	平均値	最大値	最小値	検出		基準超過	
					地点数	検出割合	地点数	超過割合
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0	0.0%	0	0.0%
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	0	0.0%	0	0.0%
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	0	0.0%	0	0.0%
六価クロム	0.05 以下	<0.02	<0.02	<0.02	0	0.0%	0	0.0%
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	0	0.0%	0	0.0%
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0	0.0%	0	0.0%
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	0	0.0%	0	0.0%
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	0.0003	<0.0002	1	5.0%	0	0.0%
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.0002	0.0010	<0.0002	1	5.0%	0	0.0%
1,2-ジクロロエチレン	合計 0.04 以下	0.0005	0.0017	<0.0004	6	30.0%	0	0.0%
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.0003	0.0015	<0.0002	6	30.0%		
トランス-1,2-ジクロロエチレン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%		
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0003	0.0009	<0.0002	2	10.0%	0	0.0%
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	0.0031	<0.0002	9	45.0%	0	0.0%
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0016	0.0096	<0.0002	9	45.0%	0	0.0%
1,3-ジクロロプロベン	0.002 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0	0.0%	0	0.0%
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0	0.0%	0	0.0%
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0	0.0%	0	0.0%
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	0	0.0%	0	0.0%
ベンゼン	0.01 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
セレン	0.01 以下	0.002	0.010	<0.002	1	5.0%	0	0.0%
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	合計 10 以下	3.8	8.5	<0.05	19	95.0%	0	0.0%
硝酸性窒素		3.8	8.5	<0.05	19	95.0%		
亜硝酸性窒素		<0.05	<0.05	<0.05	0	0.0%		
ふつ素	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	0	0.0%	0	0.0%
ほう素	1 以下	0.02	0.04	<0.02	1	5.0%	0	0.0%
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	0.005	<0.005	1	5.0%	0	0.0%

備考 1 環境基準値: 平成9年3月13日環境庁告示第10号(平成26年11月17日第127号改正)

2 採水時期: 10月

3 「<」は、未満を示します。

4 「不検出」は、定量下限値未満を示します。

5 アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ分析を行います。

(3) 繼続監視調査（県計画）結果

神奈川県測定計画に基づき、8 地点で継続監視調査を実施しました。有機塩素系化合物について、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン及びトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについて、すべての地点で環境基準を達成しました。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、5 地点のうち 2 地点で環境基準を達成しました。

平成 30 年度 繼続監視調査（県計画）結果

単位 : mg/L

項目名	環境基準値	調査地点数	平均値	最大値	最小値	検出		基準超過	
						地点数	検出割合	地点数	超過割合
四塩化炭素	0.002以下	3	0.0002	0.0002	<0.0002	1	33.3%	0	0.0%
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	3	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
トリクロロエチレン	0.01 以下	3	0.0005	0.0006	0.0004	3	100%	0	0.0%
テトラクロロエチレン	0.01 以下	3	0.0071	0.010	0.0047	3	100%	0	0.0%
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	合計10以下	5	13	22	7.3	5	100%	3	60.0%

備考 1 環境基準値：平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号（平成 26 年 11 月 17 日第 127 号改正）

2 採水時期：10 月

3 「<」は、未満を示します。

(4) 地下水位測定結果

ア 地下水位の測定

市測定計画に基づき、地下水位の変動の状況及び地下水の流向を把握するため、41 地点において測定を実施しました。

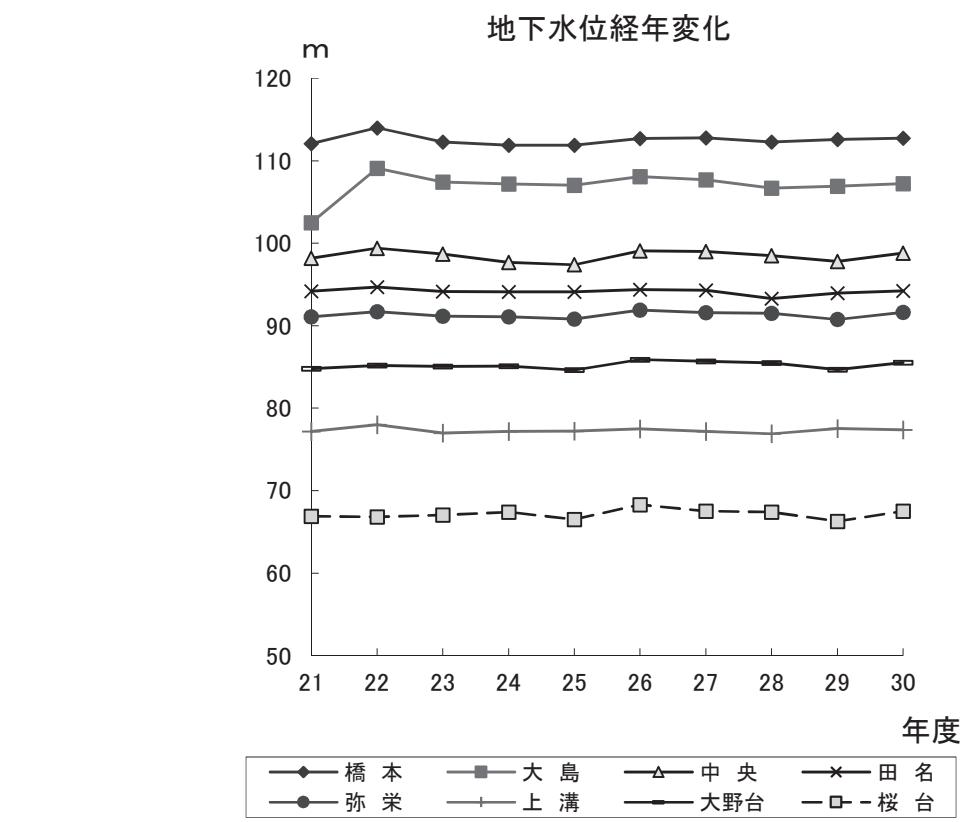
イ 地下水位の概況

地下水位の測定を毎年度実施している 8 地点については、全地点の平均が前年度と比較して約 0.7m 低下しました。なお、地下水位は降雨状況等により例年変動します。

地下水位の経年変化

単位 : m (標高)

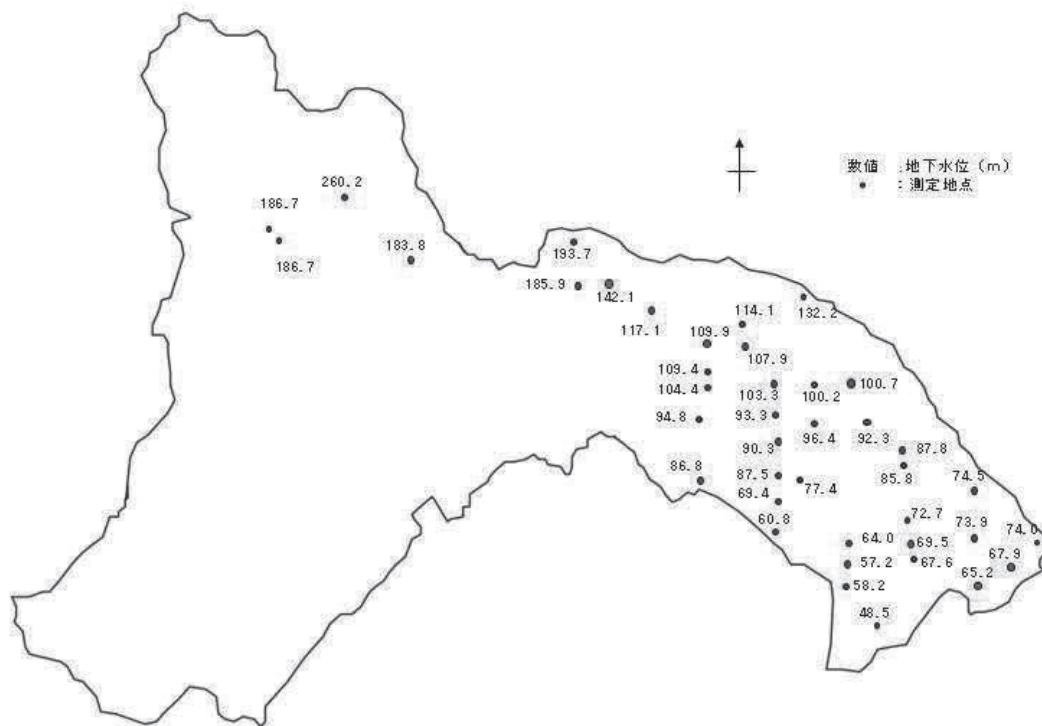
測定地点	年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
橋本	112.1	114.0	112.3	111.9	111.9	112.7	112.8	112.3	112.6	112.0	
大島	102.5	109.1	107.4	107.2	107.0	108.1	107.7	106.7	106.9	107.4	
中央	98.2	99.4	98.7	97.7	97.4	99.1	99.0	98.5	97.8	98.3	
田名	94.2	94.7	94.2	94.1	94.1	94.4	94.3	93.3	94.0	94.1	
弥栄	91.1	91.7	91.2	91.1	90.8	91.9	91.6	91.5	90.8	91.1	
上溝	77.2	78.0	77.0	77.2	77.2	77.5	77.2	76.9	77.5	76.9	
大野台	84.8	85.2	85.1	85.1	84.6	85.9	85.7	85.5	84.7	84.9	
桜台	66.9	66.8	67.1	67.4	66.5	68.3	67.5	67.4	66.3	66.9	
降水量	1,636	1,706	1,900	1,630	1,663	1,905	1,886	1,815	2,041	1,412	



ウ 地下水の流向

相模原地域については、全体として北西から南東に向かって流れ、その後南または南西に向かって流れています。

地下水位分布図



備考 測定時期：平成 30 年 10 月

地下水位概況調査

単位：m（標高）

No.	調査地点	標高	測定値	地下水位	No.	調査地点	標高	測定値	地下水位
1	中央区田名塩田	64.7	3.88	60.8	22	南区上鶴間	85.5	17.57	67.9
2	中央区田名(1)	72.4	2.98	69.4	23	南区下溝(2)	73.5	9.50	64.0
3	中央区田名(2)	90.3	3.49	86.8	24	南区麻溝台	93.9	21.18	72.7
4	中央区田名(3)	93.0	5.55	87.5	25	南区相模大野	92.0	18.13	73.9
5	中央区上溝(1)	85.9	8.47	77.4	26	南区上鶴間本町	85.6	11.58	74.0
6	中央区上溝(2)	97.5	7.20	90.3	27	南区文京	94.3	19.80	74.5
7	中央区田名(4)	99.0	4.20	94.8	28	南区大野台(1)	106.1	20.31	85.8
8	中央区上溝(3)	99.3	6.05	93.3	29	南区大野台(2)	107.6	19.80	87.8
9	中央区千代田	122.0	25.61	96.4	30	中央区弥栄	114.4	22.14	92.3
10	緑区大島	116.9	7.46	109.4	31	中央区矢部	124.6	23.90	100.7
11	中央区田名(5)	112.5	8.07	104.4	32	緑区若柳	193.0	9.24	183.8
12	中央区南橋本	129.7	26.39	103.3	33	緑区吉野	193.0	6.35	186.7
13	中央区中央	124.3	24.15	100.2	34	緑区日連	202.0	3.14	198.9
14	緑区上九沢	117.0	7.14	109.9	35	緑区与瀬	270.0	9.85	260.2
15	中央区下九沢	136.0	28.08	107.9	36	緑区向原	140.5	23.40	117.1
16	南区磯部(1)	52.7	4.24	48.5	37	緑区橋本	137.0	22.87	114.1
17	南区磯部(2)	70.0	11.79	58.2	38	緑区中沢	186.0	0.10	185.9
18	南区相南	83.1	17.95	65.2	39	緑区谷ヶ原	148.1	5.98	142.1
19	南区下溝(1)	66.7	9.55	57.2	40	緑区東橋本	137.0	4.76	132.2
20	南区桜台(1)	90.5	21.00	69.5	41	緑区川尻	195.5	1.85	193.7
21	南区桜台(2)	88.3	20.73	67.6					

備考 1 測定時期：平成 30 年 10 月

2 測定値とは、地盤から地下水表面までの深さを示します。

3 標高は概数です。

III 騒音

1 道路交通騒音

自動車騒音常時監視については、一般国道のうち、国道 468 号線（首都圏中央道路自動車道、延長 8.5km）を、主要地方道のうち、相模原茅ヶ崎線（延長 8.2km）、鍛冶谷相模原線（延長 12.8km）、相模原町田線（延長 8.1km）を、一般県道のうち、八王子城山線（延長 0.9km）、厚木城山線（延長 10.6km）、相武台下停車場線（延長 0.1km）、総延長 49.2km に面する地域において評価を行いました。

環境基準の評価の対象とされる 8,642 戸のうち、8,085 戸（93.6%）で昼間（午前 6 時～午後 10 時）及び夜間（午後 10 時～午前 6 時）とも環境基準を達成しました。

また、上溝測定局及び古淵測定局において参考として継続して測定している道路交通騒音については、昼間（午前 6 時～午後 10 時）及び夜間（午後 10 時～午前 6 時）について、両局で環境基準を達成しませんでした。なお、夜間については両局で騒音規制法に定める要請限度を超過しました（本測定については経年的な状況把握のため、旧環境基準に定める方法で集計しています）。

自動車騒音常時監視測定結果（平成 30 年度）

路線名	評価区間延長(km)	評価対象 住居等戸数 (戸)	評価結果			
			昼夜間とも 環境基準値 以下 (戸) 下段は割合	昼間のみ 環境基準値 以下 (戸) 下段は割合	夜間のみ 環境基準値 以下 (戸) 下段は割合	昼夜間とも 環境基準値 超過 (戸) 下段は割合
国道 468 号線 (首都圏中央連絡自動車道)	8.5	32	32 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
相模原茅ヶ崎線	8.2	2,157	2,126 98.6%	6 0.3%	0 0.0%	25 1.2%
鍛冶谷相模原線	12.8	1,871	1,863 99.6%	6 0.3%	0 0.0%	2 0.1%
相模原町田線	8.1	2,391	2,073 86.7%	317 13.3%	0 0.0%	1 0.0%
八王子城山線	0.9	301	256 85.0%	0 0.0%	0 0.0%	45 15.0%
厚木城山線	10.6	1,807	1,652 91.4%	91 5.0%	0 0.0%	64 3.5%
相武台下停車場線	0.1	83	83 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	49.2	8,642	8,085 93.6%	420 4.9%	0 0.0%	137 1.6%

備考 評価の対象範囲は、原則として道路端から 50m の範囲としています。

※環境基準値

	類型	幹線道路	A 地域	B・C 地域
近接空間	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	70dB 以下	—	—
	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)	65dB 以下	—	—
非近接空間	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	—	60dB 以下	65dB 以下
	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)	—	55dB 以下	60dB 以下

備考 近接空間とは、道路の構造が 2 車線の場合、道路端から 15m まで、2 車線を超える場合、20m までの空間をいい、
非近接空間とは、評価対象の 50m の範囲から近接空間を除いた空間をいいます。

※地域類型

A	B	C
第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	近隣商業地域
第二種低層住居専用地域	第二種住居地域	商業地域
第一種中高層住居専用地域	準住居地域	準工業地域
第二種中高層住居専用地域	その他の地域	工業地域

測定局における道路交通騒音測定結果

測定局	上溝測定局 (国道 129 号)		古淵測定局 (国道 16 号)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
時間帯	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 午前 6 時	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 午前 6 時
平成 30 年度 年平均値 (dB)	73.4	72.4	72.1	71.9
平成 29 年度 年平均値 (dB)	73.9	73.0	72.6	72.5
平成 28 年度 年平均値 (dB)	74.2	73.2	72.5	72.3
環境基準値 (dB)	70	65	70	65
要請限度値 (dB)	75	70	75	70

備考 測定値は L_{Aeq} (等価騒音レベル) です。

2 航空機騒音

市南部地域で本市及び神奈川県基地対策課が調査を実施しています。

8地点で調査した結果、環境基準が適用される地域内にある5地点すべてで環境基準を達成しました。

測定場所及び用途地域		環境基準 の地域類型 及び基準値	年間ピーク値 の最高値 (dB)	年間値 Lden (dB) ※5	環境基準 の達成
南区合同庁舎 ※1	南区相模大野 5-31-1 (第一種住居)	I 類型 57 デシベル	97.9	46.9	○
緑台小学校 ※2	南区新磯野 3-10-23 (第一種中高層住居専用)	I 類型 57 デシベル	103.8	42.1	○
鶴園小学校 ※2	南区上鶴間本町 7-8-1 (第一種中高層住居専用)	I 類型 57 デシベル	107.6	50.2	○
上鶴間中学校 ※2	南区上鶴間 4-14-1 (第一種低層住居専用)	I 類型 57 デシベル	103.4	49.4	○
南消防署 東林分署 ※2	南区東林間 7-35-25 (第一種低層住居専用)	I 類型 57 デシベル	109.4	50.0	○
共和小学校 ※1	中央区高根 1-16-13 (第一種低層住居専用)	適用なし	92.4	40.5	
勝坂コミュニティ センター ※2、※3	南区磯部 2103 (第一種低層住居専用)	適用なし	89.2	49.2	
相模原駅自動車 駐車場 ※2、※3、※4	中央区相模原 1-1-20 (商業)	適用なし	90.8	48.0	

※1 神奈川県基地対策課のデータに基づきます。

※2 本市涉外課のデータに基づきます。

※3 ヘリコプター騒音測定用。

※4 平成31年2月1日より測定を開始しました。

※5 時間帶補正等価騒音レベル (Lden) にて算出しました。

IV ダイオキシン類

(測定計画)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、大気、水質及び土壤のダイオキシン類調査を実施しています。

平成10年度から環境中のダイオキシン類の調査を開始、平成30年度相模原市測定計画に基づき、大気については焼却施設が立地する地域を含む4地点、水質については河川・湖沼水質及び河川・湖沼底質で4河川6地点及び湖沼の1地点、地下水については8地点、土壤については8地点で調査を実施しました。

(ダイオキシン類の説明)

平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾーフラン（PCDF）及びコプラナー・ポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をあわせて、「ダイオキシン類」と定義されています。

一般に、PCDDとPCDFをまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーPCBのようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。

コプラナーPCBとは、PCBの中で偏平な構造を持つものを示します。なお、PCBには偏平構造を持たないものについてもダイオキシン類と似た毒性を有するものがあり、我が国では現在、これらも併せてコプラナーPCBとして整理しています。

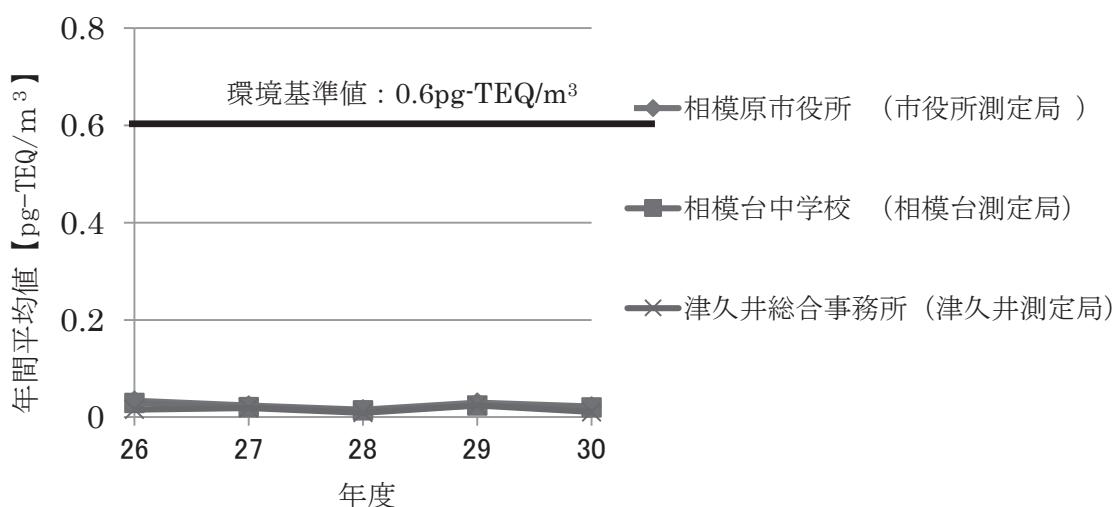
TEQ（毒性等量）とは、ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をダイオキシン類の中で最も強い毒性を有する2,3,7,8-TCDDの量に換算して合計したものです。なお、換算に当たっては、2006年のWHO-TEF（毒性等価係数）を適用しました。

1 大気

(1) 一般環境（環境基準 0.6pg-TEQ/m³以下・年平均値）

○ まとめ・経年変化

平成30年度の調査結果は0.011-0.022 pg-TEQ/m³で、すべての地点で環境基準を達成しました。



○ 一般環境（常時監視）

単位:pg-TEQ/m³

測定地点名	年間平均値				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
相模原市役所（市役所測定期）	0.034	0.024	0.016	0.030	0.022
相模台中学校（相模台測定期）	0.029	0.021	0.014	0.024	0.020
津久井総合事務所（津久井測定期）	0.016	0.019	0.0094	0.024	0.011

○ 測定結果

単位:pg-TEQ/m³

測定地点名	平成30年度		年間 平均値
	8/23～8/30	1/24～1/31	
相模原市役所（市役所測定期）	0.018	0.025	0.022
相模台中学校（相模台測定期）	0.021	0.020	0.020
津久井総合事務所（津久井測定期）	0.0092	0.012	0.011

(2) 焼却施設が立地する地域（環境基準 0.6pg-TEQ/m³以下・年平均値）

○ まとめ・経年変化

平成30年度の調査結果は0.046pg-TEQ/m³で、すべて環境基準を達成しました。

単位:pg-TEQ/m³

測定地点名	年間平均値				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
相模原北公園	0.028	0.028	0.015	—	—
相武台中学校	0.036	0.036	0.047	0.031	0.046
若草小学校	0.032	0.032	—	—	—
しおだテクノパイル公園	0.025	0.025	0.014	—	—
相模原麻溝公園	—	—	0.012	—	—

○ 測定結果

単位:pg-TEQ/m³

測定地点名	平成30年度		年間 平均値
	8/23～8/30	1/24～1/31	
相武台中学校（南区新磯野）	0.045	0.048	0.046

(3) 測定地点

平成 30 年度環境中のダイオキシン類調査地点図

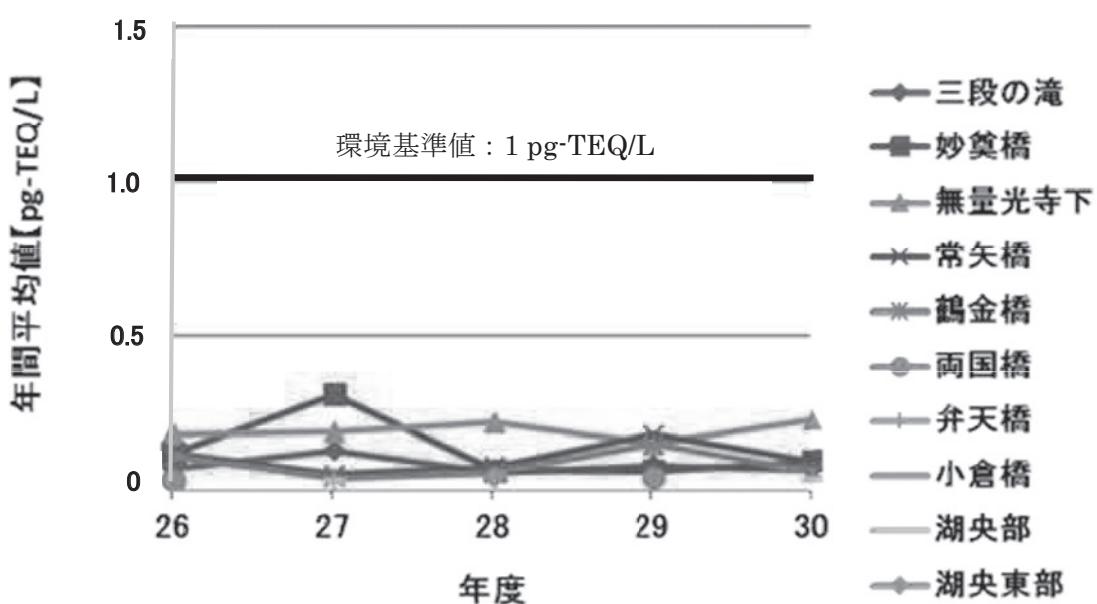


2 水質・底質

(1) 河川（湖沼）水質（環境基準 1pg-TEQ/L 以下・年平均値）

○ まとめ・経年変化

平成 30 年度の年平均値は 0.040-0.23pg-TEQ/L で、すべての地点で環境基準を達成しました。



単位: pg-TEQ/L

河川・湖沼	測定地点名	年間平均値				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
鳩川	三段の滝	0.072	0.13	0.057	0.081	0.066
	妙糞橋	0.12	0.31	0.066	0.063	0.094
八瀬川	無量光寺下	0.18	0.19	0.22	0.15	0.23
境川	常矢橋	0.12	0.052	0.077	0.18	0.094
	鶴金橋	0.11	0.042	0.058	0.15	0.061
道志川	両国橋	0.034	—	—	0.043	—
	弁天橋	—	0.030	—	—	0.041
相模川	小倉橋	—	—	0.056	—	—
津久井湖	湖央部	—	0.035	—	—	0.040
相模湖	湖央東部	—	—	0.043	—	—

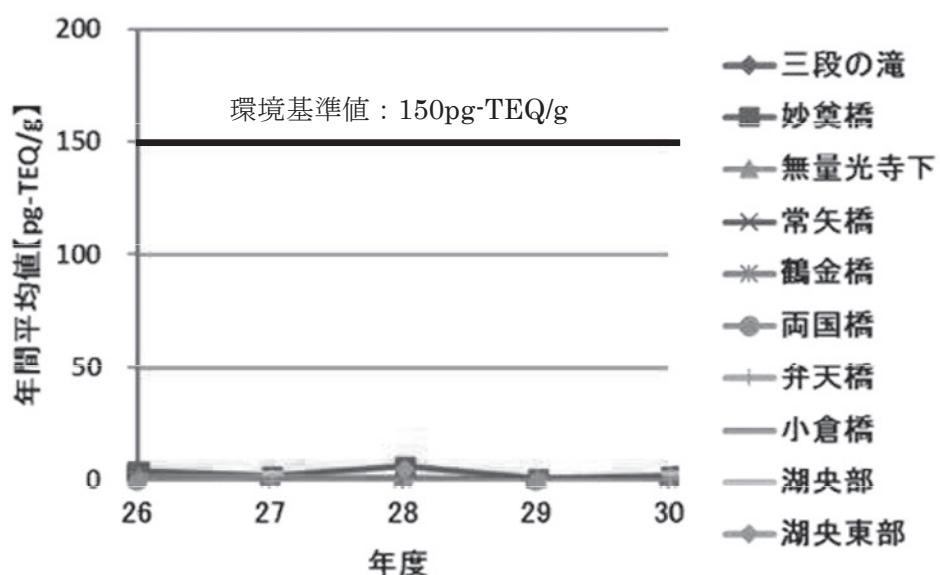
○ 測定結果

河川・湖沼	測定地点名	平成 30 年度	
		採取日	pg-TEQ/L
鳩川	三段の滝 (南区磯部)	9/10	0.066
	妙糞橋 (南区新戸)	9/10	0.094
八瀬川	無量光寺下 (南区当麻)	9/10	0.23
境川	常矢橋 (中央区上矢部)	9/10	0.094
	鶴金橋 (南区上鶴間本町)	9/10	0.061
道志川	弁天橋 (緑区青山)	8/29	0.041
津久井湖	湖央部 (緑区)	8/27	0.040

(2) 河川(湖沼)底質(環境基準 150pg-TEQ/g 以下)

○ まとめ・経年変化

平成 30 年度の調査結果は 0.26-3.7pg-TEQ/g で、すべて環境基準を達成しました。



単位: pg-TEQ/g

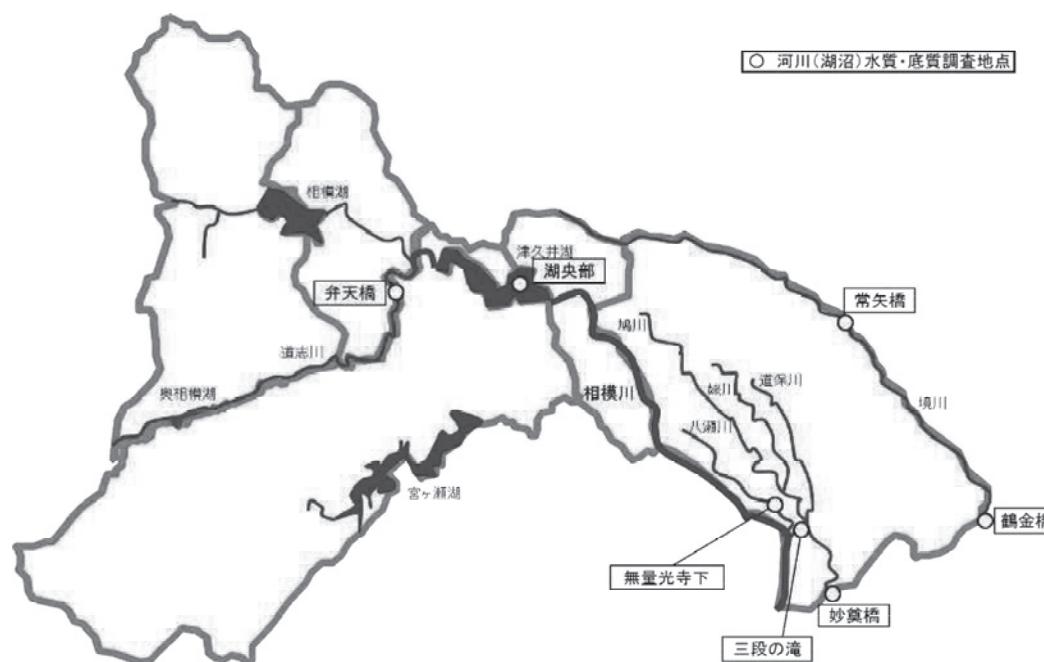
河川・湖沼	測定地点名	年間平均値				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
鳩川	三段の滝	0.34	1.1	0.52	0.43	0.48
	妙蓮橋	4.4	2.3	6.6	1.2	2.2
八瀬川	無量光寺下	1.8	1.8	1.5	0.87	2.0
境川	常矢橋	1.4	0.97	1.2	0.88	2.1
	鶴金橋	0.51	1.0	0.66	0.39	0.26
道志川	両国橋	0.091	—	—	0.13	—
	弁天橋	—	0.083	—	—	1.2
相模川	小倉橋	—	—	0.14	—	—
津久井湖	湖央部	—	3.9	—	—	3.7
相模湖	湖央東部	—	—	5.6	—	—

○ 測定結果

河川・湖沼	測定地点名	平成 30 年度	
		採取日	pg-TEQ/g
鳩川	三段の滝 (南区磯部)	9/10	0.48
	妙蓮橋 (南区新戸)	9/10	2.2
八瀬川	無量光寺下 (南区当麻)	9/10	2.0
境川	常矢橋 (中央区上矢部)	9/10	2.1
	鶴金橋 (南区上鶴間本町)	9/10	0.26
道志川	弁天橋 (緑区青山)	8/29	1.2
津久井湖	湖央部 (緑区)	8/27	3.7

(3) 測定地点

平成 30 年度環境中のダイオキシン類調査地点図



3 地下水（環境基準 1pg-TEQ/L 以下・年平均値）

○ まとめ・経年変化

平成 30 年度の調査結果は、0.030pg-TEQ/L で、すべての地点で環境基準を達成しました。

単位：pg-TEQ/L

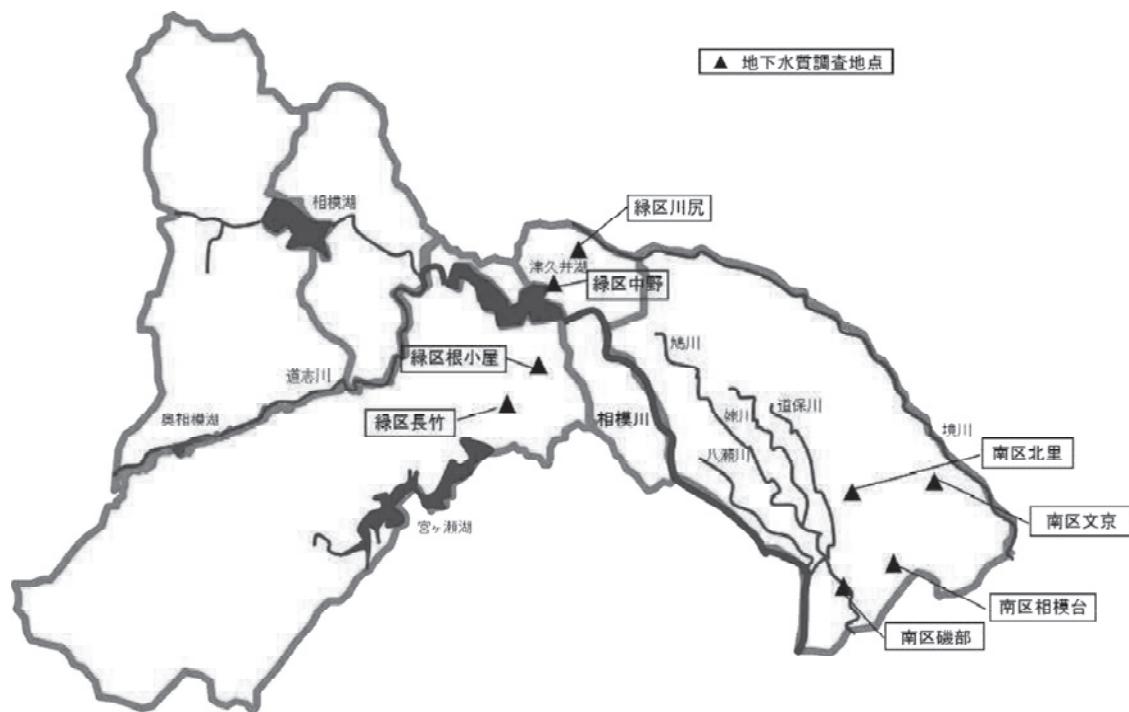
測定地点名	年間平均値				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
中央区小山	—	—	0.039	—	—
中央区上溝	0.034	—	—	—	—
中央区上溝	—	—	—	0.043	—
中央区上矢部	0.033	—	—	—	—
中央区田名	—	—	—	0.043	—
中央区千代田	0.035	—	—	—	—
中央区淵野辺	—	—	0.039	—	—
中央区宮下	0.035	—	—	—	—
中央区宮下	—	—	0.096	—	—
中央区宮下本町	0.033	—	—	—	—
中央区由野台	—	0.030	—	—	—
緑区青野原	—	—	—	0.043	—
緑区青野原	0.033	—	—	—	—
緑区川尻	—	—	—	—	0.030
緑区川尻	—	—	0.040	—	—
緑区小渕	—	0.030	—	—	—
緑区長竹	—	—	—	—	0.030
緑区中沢	—	—	—	—	0.030
緑区根小屋	—	—	—	—	0.030
緑区根小屋	—	—	0.039	—	—
緑区西橋本	—	—	0.045	—	—
緑区橋本	—	—	0.039	—	—
緑区日連	—	—	—	0.043	—
緑区日連	0.034	—	—	—	—
緑区若柳	—	—	—	0.043	—
緑区若柳	—	—	0.039	—	—
緑区牧野	—	0.043	—	—	—
緑区三井	—	—	—	0.043	—
緑区三ヶ木	0.033	—	—	—	—
緑区吉野	—	0.030	—	—	—
南区麻溝台	—	0.030	—	—	—
南区新磯野	—	0.030	—	—	—
南区磯部	—	—	—	—	0.030
南区磯部	—	—	—	0.043	—
南区大野台	—	0.030	—	—	—
南区相模台	—	—	—	—	0.030
南区北里	—	—	—	—	0.030
南区下溝	—	—	—	0.043	—
南区当麻	—	0.030	—	—	—
南区文京	—	—	—	—	0.030

○ 測定結果

測定地点名	平成 30 年度	
	採取日	pg-TEQ/L
南区磯部	8/24	0.030
南区北里	8/24	0.030
南区相模台	8/24	0.030
南区文京	8/24	0.030
緑区中沢	8/29	0.030
緑区川尻	8/29	0.030
緑区根小屋	8/29	0.030
緑区長竹	8/29	0.030

○ 調査地点

平成 30 年度環境中のダイオキシン類調査地点図



4 土壌（環境基準 1000pg-TEQ/g 以下）

○まとめ・経年変化

平成30年度の調査結果は0.028-6.9pg-TEQ/gで、すべての地点で環境基準を達成しました。

単位：pg-TEQ/g

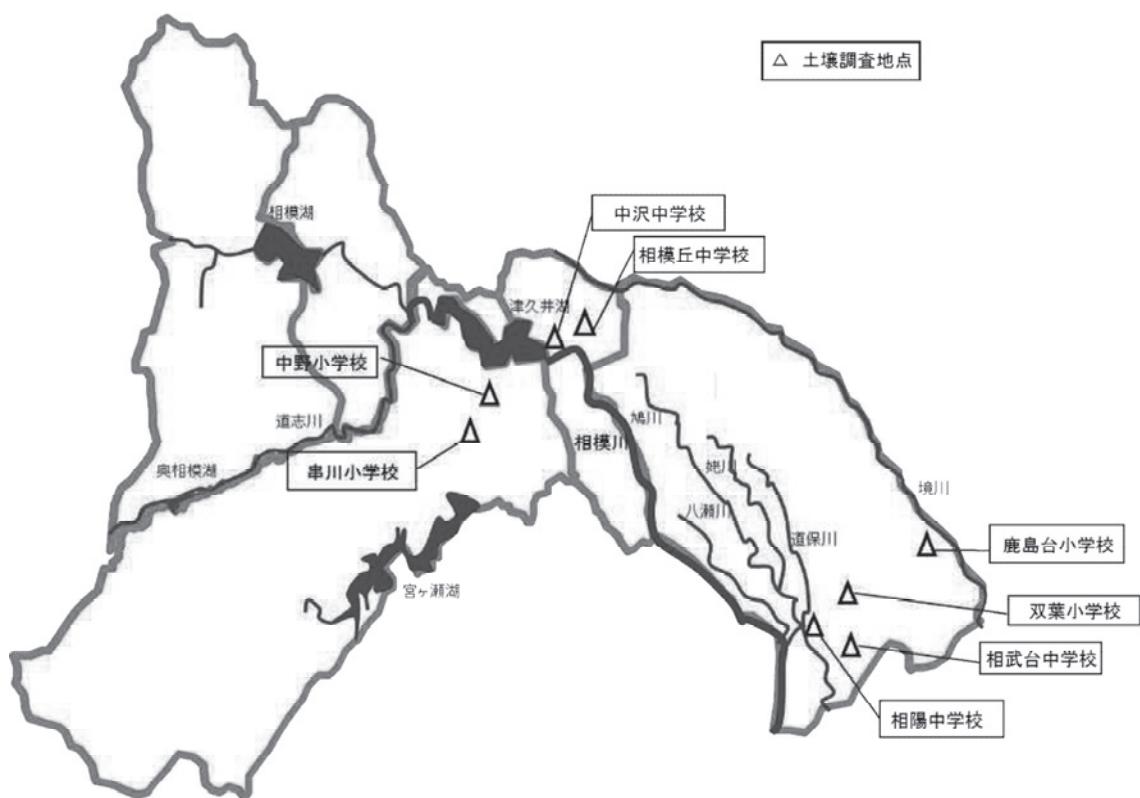
測定地点名	年間平均値				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
水郷田名ひがし公園	2.3	—	—	—	—
田名小学校	—	—	—	0.56	—
比丘口公園	5.4	—	—	—	—
小山小学校	—	—	0.63	—	—
淵野辺1丁目第1公園	4.3	—	—	—	—
大野北小学校	—	—	1.4	—	—
横山小学校	9.0	—	—	—	—
陽光台小学校	—	—	—	4.9	—
相模原麻溝公園	—	34	—	—	—
双葉小学校	—	—	—	—	3.1
緑台小学校	—	1.4	—	—	—
相武台中学校	—	—	—	—	0.60
新磯小学校	—	2.2	—	—	—
相陽中学校	—	—	—	—	0.40
大野台小学校	1.6	—	—	—	—
由野台中学校	—	—	—	0.85	—
くぬぎ台小学校	—	2.5	—	—	—
鹿島台小学校	—	—	—	—	1.8
当麻山公園	—	2.8	—	—	—
麻溝小学校	—	—	—	1.6	—
橋本公園	—	—	1.8	—	—
東橋本ブレーメン公園	—	—	14	—	—
九沢小学校	—	—	3.1	—	—
藤野台東公園	—	—	5.4	—	—
鳥屋小学校	—	2.6	—	—	—
鳥屋児童保育園	—	—	—	2.3	—
串川中学校	—	0.72	—	—	—
串川小学校	—	—	—	—	1.7
根小屋小学校	—	1.0	—	—	—
中野小学校	—	—	—	—	0.028
中沢中学校	—	—	—	—	0.32
相模丘中学校	—	—	—	—	6.9
杉北公園	—	—	2.9	—	—
藤野南小学校	—	—	1.2	—	—
津久井中央小学校	0.94	—	—	—	—
津久井生涯学習センター屋外運動場	—	—	—	8.6	—
桂北小学校	1.3	—	—	—	—
日連グランド	—	—	—	2.3	—
相模湖林間公園	0.51	—	—	—	—
寸沢嵐児童遊園	0.51	—	—	1.4	—

○ 測定結果

測定地点名	平成 30 年度	
	採取日	pg-TEQ/g
相陽中学校（南区磯部）	8/24	0.40
双葉小学校（南区双葉）	8/24	3.1
相武台中学校（南区新磯野）	8/24	0.60
鹿島台小学校（南区上鶴間本町）	8/24	1.8
相模丘中学校（緑区久保沢）	8/29	6.9
中沢中学校（緑区城山）	8/29	0.32
中野小学校（緑区中野）	8/29	0.028
串川小学校（緑区長竹）	8/29	1.7

○ 調査地点

平成 30 年度環境中のダイオキシン類調査地点図



5 平成 30 年度中に報告された廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の測定結果

単位 排出ガス:ng·TEQ/m³N

事業所及び施設名	測定対象	測定日	測定結果	基準値
(株)旭商会ソリューション・プラザ	排出ガス	H30. 10. 10	1. 8	10
(株)エニックス		H30. 3. 27	0. 34	1
同		H30. 3. 28	0. 43	10
相模原市北清掃工場		H30. 11. 22	0. 0050	1
同		H30. 9. 20	0. 0059	1
同		H30. 9. 21	0. 0019	1
同		H30. 9. 19	0. 25	10
相模原市南清掃工場		H30. 7. 25	0. 0085	0. 1
同		H30. 9. 25	0. 00054	0. 1
同		H30. 9. 26	0. 00055	0. 1
三友プラントサービス(株)		H30. 4. 18	0. 013	10
同 ロータリーキルン炉		H30. 4. 17	0. 30	10
スリーエムジャパン(株)相模原事業所		H29. 11. 9	0. 0073	10
セントラル総合サービス(株)		H30. 8. 2	0. 18	5
(株)トキオ		H30. 3. 20	0. 21	10
(株)日環 (メコイス)		H30. 12. 27	4. 6	10
同		H31. 2. 1	0. 17	10
一般財団法人生物科学安全研究所		H30. 9. 25	0. 00070	10
さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト		H30. 7. 12	0	10

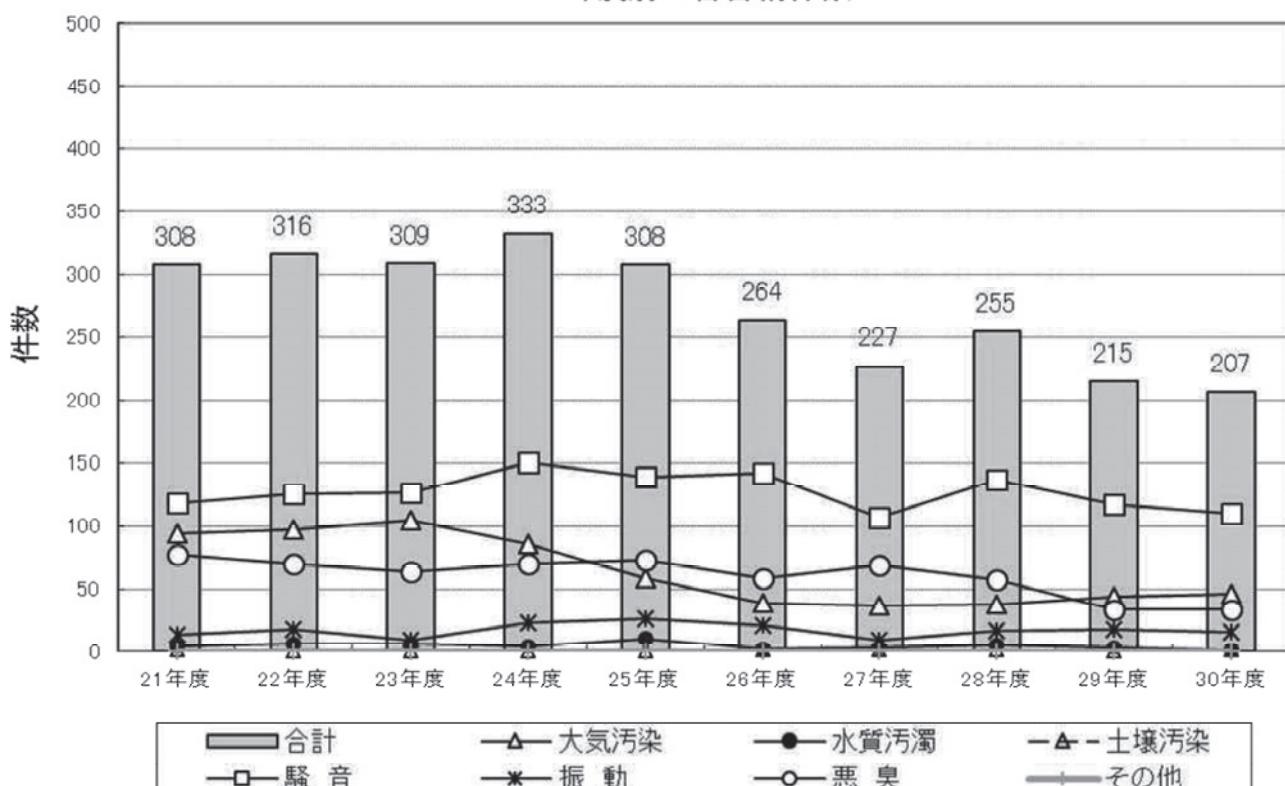
備考 表の数値は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき平成 30 年度中に事業者より報告された自主測定の結果です。

V 公害苦情

1 公害苦情の状況

平成 30 年度の公害苦情件数は 207 件で、前年度件数（215 件）と比較して 8 件（約 4%）の減少となりました。苦情内容は「大気汚染」、「騒音」、「悪臭」が多く、この 3 種類で約 90%を占めています。また、前年度と比較すると「大気汚染」「土壤汚染」が増加したものの、「水質汚濁」、「騒音」、「振動」は減少しました。平成 21 年度～平成 25 年度までの受付件数は年間 300 件前後を推移していますが、近年は減少傾向にあります。

年度別公害苦情件数

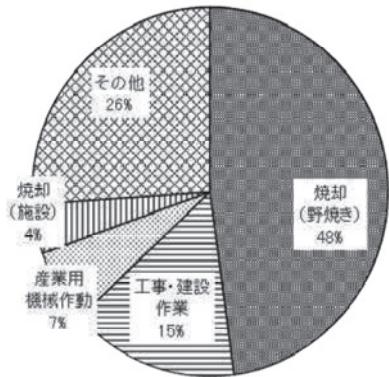


年度\公害種類	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	悪臭	その他	合計
H21 年度	94	4	1	118	14	77	0	308
H22 年度	97	6	0	125	18	70	0	316
H23 年度	104	6	0	126	9	64	0	309
H24 年度	86	4	0	150	23	70	0	333
H25 年度	59	11	0	139	26	73	0	308
H26 年度	39	2	1	142	21	59	0	264
H27 年度	37	3	1	107	10	69	0	227
H28 年度	38	5	1	137	17	57	0	255
H29 年度	44	3	0	117	18	33	0	215
H30 年度	46	1	1	110	16	33	0	207

2 発生源

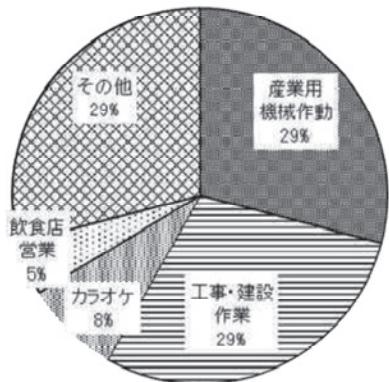
大気汚染は、「焼却(野焼き)」が48%、「工事・建設作業」が15%となりました。騒音は、「産業用機械作動」、「工事・建設作業」及び「その他」が29%となりました。悪臭は、「その他」だけで43%を占めました。

大気汚染 発生源割合



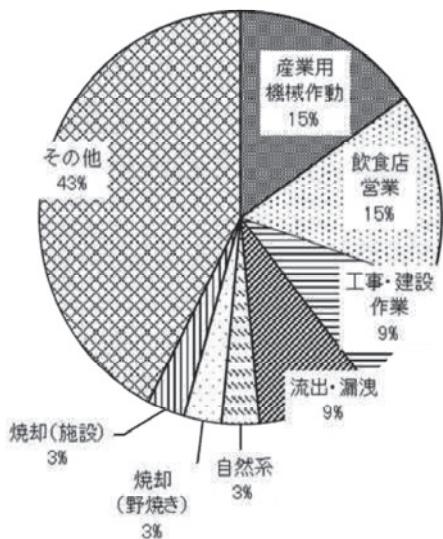
	大気汚染件数	割合 (%)
焼却 (野焼き)	22	48
工事・建設作業	7	15
産業用機械作動	3	7
焼却 (施設)	2	4
その他	12	26
合計	46	100

騒音 発生源割合



	騒音件数	割合 (%)
産業用機械作動	32	29
工事・建設作業	32	29
カラオケ	9	8
飲食店営業	5	5
その他	32	29
合計	110	100

悪臭 発生源割合

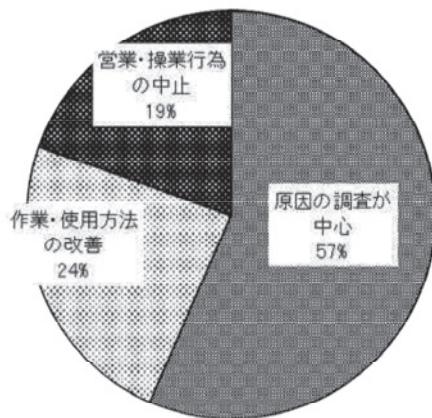


	悪臭件数	割合 (%)
産業用機械作動	5	15
飲食店営業	5	15
工事・建設作業	3	9
流出・漏洩	3	9
自然系	1	3
焼却 (野焼き)	1	3
焼却 (施設)	1	3
その他	14	43
合計	33	100

3 苦情の処理方法

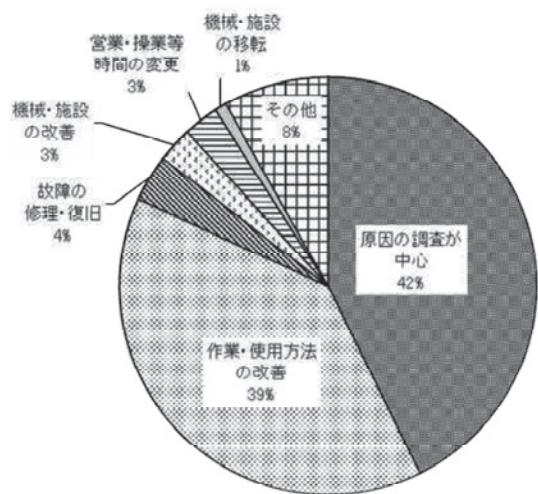
大気汚染は、「原因の調査が中心」が 57%、「作業・使用方法の改善」が 24%となりました。騒音は、「原因の調査が中心」が 42%、「作業・使用方法の改善」が 39%となりました。悪臭は、「原因の調査が中心」が 64%、「作業・使用方法の改善」が 18%となりました。

大気汚染 処理方法割合



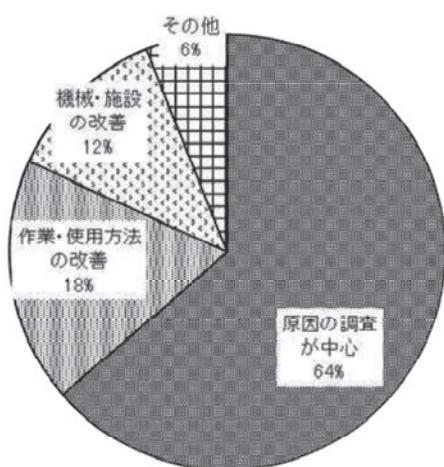
	大気汚染件数	割合 (%)
原因の調査が中心	26	57
作業・使用方法の改善	11	24
営業・操業行為の中止	9	19
合計	46	100

騒音 処理方法割合



	騒音件数	割合 (%)
原因の調査が中心	47	42
作業・使用方法の改善	43	39
故障の修理・復旧	4	4
機械・施設の改善	3	3
営業・操業等時間の変更	3	3
機械・施設の移転	1	1
その他	9	8
合計	110	100

悪臭 処理方法割合



	悪臭件数	割合 (%)
原因の調査が中心	21	64
作業・使用方法の改善	6	18
機械・施設の改善	4	12
その他	2	6
合計	33	100

4 雑草に係る苦情の状況

空地等に大量に繁茂した雑草は、環境衛生、交通障害等の環境悪化をもたらすため、苦情受付の中で指導を行っています。

平成 30 年度の雑草に係る相談件数は、98 件であり、月別の相談件数を見ると、夏季に多くなっており、7 月から 9 月までで約 60% を占めています。

月別相談件数

月	受付件数	割合 (%)
4	2	2.0
5	4	4.1
6	13	13.3
7	20	20.4
8	15	15.4
9	24	24.5
10	15	15.3
11	2	2.0
12	1	1.0
1	1	1.0
2	1	1.0
3	0	1.0
合 計	98	100.0

処理状況

区分	件数
刈取指導実施	71
刈取指導不要	9
環境部局以外へ引継ぎ	18
合計	98

VI 公害の未然防止指導

本市では公害の未然防止のために、環境基本法を始めとする各種公害関係法令、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に加え、これらの法令等に規定する規制基準を上回る指導基準を定めた相模原市環境保全に関する条例に基づき指導を行っています。

1 公害関係法令に基づく申請・届出・立入検査の状況

(1) 申請・届出状況（平成30年度）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例申請・届出状況

申請・届出の種類	件数	前年度比	(前年度数)
指定事業所設置許可申請書	8	5	(3)
指定施設設置工事完了届出書	3	1	(2)
指定事業所に係る変更許可申請書	43	▲ 5	(48)
指定事業所に係る変更完了届出書	25	▲ 1	(26)
指定事業所に係る変更計画中止届出書	2	2	(0)
指定事業所に係る変更届出書	78	8	(70)
指定事業所に係る地位承継届出書	2	▲ 4	(6)
指定事業所廃止等届出書	6	▲ 10	(16)
指定事業所休止等届出書	0	0	(0)
指定事業所現況届出書	0	0	(0)
環境管理事業所認定申請書	0	0	(0)
環境配慮推進事業所登録申請書	0	0	(0)
環境管理事業所に係る変更届出書	0	0	(0)
環境配慮推進事業所に係る変更届出書	0	0	(0)
化学物質管理目標作成（達成状況）報告書	112	▲ 1	(113)
指定事業所に係る化学物質管理状況報告書	30	23	(7)
特定有害物質使用事業所廃止報告書	3	▲ 4	(7)
土地区画形質変更等届出書	56	16	(40)
土壤調査報告書	47	11	(36)
公害防止計画書	3	▲ 3	(6)
公害防止計画完了報告書	3	▲ 5	(8)
ダイオキシン類管理対象事業所廃止報告書	2	2	(0)
ダイオキシン類管理対象事業所土地区画形質変更等届出書	11	2	(9)
ダイオキシン類管理対象事業所土壤調査報告書	8	1	(7)
ダイオキシン類管理対象事業所公害防止計画書	0	0	(0)
ダイオキシン類管理対象事業所公害防止計画完了報告書	0	0	(0)
応急措置として行った土地の区画形質変更届出書	0	▲ 1	(1)
周知計画書	7	▲ 2	(9)
周知計画完了報告書	7	▲ 3	(10)
地下水への影響調査結果報告書	4	▲ 2	(6)
指定事業所に係る変更報告書	0	▲ 1	(1)
事故時等応急措置等報告書	9	7	(2)
事故時応急措置等完了報告書	0	0	(0)
環境汚染原因調査報告書	0	0	(0)
環境汚染対策計画報告書	0	0	(0)

環境汚染対策完了報告書	0	0	(0)
合 計	469	36	(433)

大気汚染防止法届出状況

届出の種類		件 数	(前年度数)
ばい煙発生施設	設置	12	(5)
	使用	0	(0)
	変更	4	(4)
	氏名等変更	26	(22)
	使用廃止	14	(10)
	承継	0	(3)
ばい煙に関する説明書		22	(25)
VOC排出施設	設置	0	(0)
	使用	0	(0)
	変更	0	(0)
	氏名等変更	1	(2)
	使用廃止	2	(1)
	承継	0	(0)
特定粉じん発生施設に係る届出		0	(0)
一般粉じん発生施設	設置	0	(0)
	使用	0	(0)
	変更	0	(0)
	氏名等変更	3	(3)
	使用廃止	0	(0)
	承継	0	(0)
水銀排出施設	設置	0	(—)
	使用	9	(—)
	変更	0	(—)
	氏名等変更	0	(—)
	使用廃止	0	(—)
	承継	0	(—)
合 計		93	(75)
特定粉じん排出等作業に係る届出		38	(22)

※水銀排出施設は、改正大気汚染防止法の施行により届出が必要になったもの（平成30年4月）。

大気汚染防止法届出工場及び事業場の数

種類	工場及び事業場の数	(前年度数)
ばい煙発生施設設置	231	(234)
VOC排出施設設置	9	(9)
特定粉じん発生施設設置	0	(0)
一般粉じん発生施設設置	15	(15)
水銀排出施設	9	(—)

※水銀排出施設は、改正大気汚染防止法の施行により届出が必要になったもの（平成30年4月）。

ばい煙発生施設の設置状況

号	施設の種類	施設数	(前年度数)
1	ボイラー	389	(394)
2	ガス発生炉	1	(1)
5	溶解炉	21	(26)
6	金属加熱炉	21	(27)
9	焼成炉・溶解炉	6	(6)
10	反応炉	4	(4)
11	乾燥炉	12	(11)
13	廃棄物焼却炉	16	(16)
29	ガスタービン	40	(38)
30	ディーゼル機関	115	(117)
31	ガス機関	20	(20)
合 計		645	(660)

水質汚濁防止法届出状況

届出の種類	件 数	前年度比	(前年度数)
設置※	18	▲ 7	(25)
使用	0	0	(0)
構造等変更	30	4	(26)
氏名等変更	30	▲ 7	(37)
使用廃止	27	▲ 8	(35)
承継	4	▲ 2	(6)
合 計		▲20	(129)

※有害物質貯蔵指定施設設置届出書の件数を含みます。

特定事業場数経年変化

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
特定事業場数	749	733	724	709	698
平均排水量 50 m ³ 以上の事業場数	31	25	24	24	25
平均排水量 50 m ³ 未満の事業場数	718	708	700	685	673

特定施設の状況

令別表 第一の 号番号	特定施設	事業所数
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	18
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	5
3	水産食料品製造業の用に供する施設	7
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設	3
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	3
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	1
10	飲料製造業の用に供する施設	4
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	9
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	40
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	9
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2
47	医薬品製造業の用に供する施設	3
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	5
54	セメント製品製造業の用に供する施設	4
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	10
59	碎石業の用に供する施設	1
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1

令別表 第一の 号番号	特定施設	事業所数
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	3
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	46
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道施設のうち、浄水施設	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	41
66	電気めつき施設	1
66の3	旅館業の用に供する施設	98
66の4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	4
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	6
66の6	飲食店に設置されるちゅう房施設	22
67	せんたく業の用に供する洗浄施設	148
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	4
68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	9
70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	2
71	自動式車両洗浄施設	135
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	31
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2
71の4	産業廃棄物処理施設	6
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	2
72	し尿処理施設	6
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2

合計	697
----	-----

備考1 平成31年3月31日現在の事業場数です。

2 複数の特定施設を設置する場合は、代表的な特定施設の欄に分類しました。

土壤汚染対策法届出状況

届出の種類	件数	前年度比	(前年度数)
土壤汚染状況調査結果報告書（法第3条）	3	▲1	(4)
報告期限延長願	1	1	(0)
特定有害物質の種類の通知申請書	0	0	(0)
土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書	5	▲6	(11)
承継届出書	0	1	(1)
土地利用方法変更届出書	1	▲0	(1)
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	33	11	(22)
土壤汚染状況調査結果報告書（法第4条）	2	1	(1)
土壤汚染状況調査結果報告書（法第5条）	0	0	(0)
帶水層の深さに係る確認申請書	1	1	(0)
指示措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書	0	0	(0)
地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の届出書	0	0	(0)
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	5	4	(1)
指定の申請書	0	0	(0)
搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書	1	1	(0)
汚染土壤の区域外搬出届出書	3	2	(1)
汚染土壤の区域外搬出変更届出書	0	0	(0)
非常災害時における汚染土壤の区域外搬出届出書	0	0	(0)
搬出汚染土壤の運搬処理状況確認届出書	0	0	(0)
合 計	55	29	(42)

騒音規制法届出状況

届出の種類	件 数	前年度比	(前年度数)
設置	5	2	(3)
使用	0	0	(0)
種類ごとの数変更	2	0	(2)
騒音の防止の方法変更	0	0	(0)
氏名等変更	26	1	(25)
使用全廃	2	▲4	(6)
承継	2	▲1	(3)
特定建設作業実施	112	6	(106)
騒音に関する説明書	0	▲1	(1)
合 計	3	3	(146)

特定施設の設置状況

号	特定施設の種類	特定施設数	(前年度数)	特定工場等数	(前年度数)
1	金属加工機械	1,104	(1,110)	252	(253)
2	空気圧縮機及び送風機	2,367	(2,360)	359	(355)
3	土石用破碎機等	68	(68)	9	(9)
4	織機	2	(2)	1	(1)
5	建設用資材製造機械	5	(5)	12	(12)
6	穀物用製粉機	0	(0)	0	(0)
7	木材加工機械	143	(143)	64	(64)
8	抄紙機	0	(0)	0	(0)
9	印刷機械	324	(324)	65	(65)
10	合成樹脂用射出成形機	249	(249)	44	(44)
11	鋳型造型機	9	(9)	1	(1)
	合 計	4,271	(4,270)	807	(804)

備考 1つの工場等が数種類の特定施設を設置している場合は、代表的な特定施設の欄に分類しています。

振動規制法届出状況

届出の種類	件 数	前年度比	(前年度数)
設置	5	3	(2)
使用	0	0	(0)
種類及び能力ごとの数変更	9	2	(7)
特定施設の使用の方法	0	0	(0)
氏名等変更	17	4	(13)
使用全廃	2	▲3	(5)
承継	0	▲2	(2)
特定建設作業実施	65	4	(61)
合 計	98	8	(90)

特定施設の設置状況

号	特定施設の種類	特定施設数	(前年度数)	特定工場等数	(前年度数)
1	金属加工機械	1,893	(1,893)	272	(273)
2	圧縮機	704	(696)	182	(178)
3	土石用破碎機等	60	(60)	10	(10)
4	織機	15	(15)	2	(2)
5	コンクリートブロックマシン等	4	(4)	1	(1)
6	木材加工機械	2	(2)	1	(1)
7	印刷機械	206	(206)	30	(30)
8	ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機	1	(1)	1	(1)
9	合成樹脂用射出成形機	310	(309)	42	(42)
10	鋳型造型機	10	(10)	1	(1)
	合 計	3,205	(3,196)	542	(539)

備考 1つの工場等が数種類の特定施設を設置している場合は、代表的な特定施設の欄に分類しています。

相模原市における悪臭に係る規制基準

規制地域	臭気
都市計画区域に指定された区域（農業振興地域は除く。）	
1種地域 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地域	10
2種地域（1種地域を除く地域） 近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域、工業専用地域、 市街化調整区域、用途地域指定のない地域等	15

備考 悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに悪臭防止対策を推進

させることにより、住民の生活環境を保全することを目的としています。規制方法には、①特定悪臭物質（現在22物質指定）の濃度、②臭気指数（嗅覚を用いた測定法による基準）の2種類の方法があります。相模原市は、平成18年10月1日から臭気指数による方法を取り入れています。

ダイオキシン類対策特別措置法届出状況

届出の種類	件 数	前年度比	(前年度数)
設置	0	▲1	(1)
使用	0	0	(0)
構造等変更	0	▲1	(1)
氏名等変更	1	▲2	(3)
使用廃止	0	0	(0)
承継	0	0	(0)
合 計	1	▲4	(5)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律届出状況

届出の種類 管理者等の種類	合 計	本 人		代 理 人	
		選 任	解 任	選 任	解 任
公害防止統括者	30	8	9	6	7
主任管理者	0	0	0	0	0
公害防止管理者	大気	18	4	5	4
	水質	8	1	2	2
	騒音	4	2	2	0
	特定粉じん	0	0	0	0
	一般粉じん	4	1	1	1
	振動	8	3	3	1
	ダイオキシン類	0	0	0	0
承継	0				

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律届出状況

届出の種類	件 数	前年度比 (前年度数)
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	114	3 (111)
電子情報処理組織使用届出書	7	4 (3)
電子情報処理組織変更(廃止)届出書	14	1 (13)
合 計	135	8 (127)

(2) 立入検査の状況（平成 30 年度）

立入検査の種類	検査結果	問題なし	問題あり（指導内容）		合計	
			行政指導			
			口頭	文書		
	立入検査総数	164	44	3	0	211
法令別詳細	大気汚染防止法	94	9	3	0	106
	水質汚濁防止法	69	19	0	0	88
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	71	29	0	0	100
	土壤汚染対策法	4	0	0	0	4
	騒音規制法	3	1	0	0	4
	振動規制法	3	1	0	0	4
	ダイオキシン類対策特別措置法	14	0	0	0	14
	悪臭防止法	2	0	0	0	2
	その他	火災又は河川等事故に伴う立入	4	10	0	14
	その他	10	5	0	0	15

備考 一度の立入中に複数の法令に基づく調査を実施する場合もあるため、立入検査総数と法令別詳細の合計は一致しません。

2 環境保全協定等

昭和 46 年 8 月に地域社会の状況に応じた公害防止対策を行う観点から、「公害防止に関する協定書」を 1 社と締結しました。その後、昭和 47 年に相模原市環境保全に関する条例を制定し、公害防止協定の締結を市長が行うべき責務としました。

昭和 55 年には、公害関係法令の基準を大幅に下回るといった公害防止上良好な状況にある企業との間で、この良好な状況を将来にわたって維持、発展させることを主眼とした、「公害防止対策に関する確認書」を 7 社と締結しました。

また、平成 10 年度には、これら 8 社との間で、従来の協定書、確認書を見直し、企業自らが積極的な環境管理体制の確立に努めるとともに環境への負荷の低減を図ることを目的とした「環境保全に関する協定書」を新たに締結しました。その後、平成 11 年度に 2 社と「環境保全に関する協定書」を締結し、10 社となりました。

このうち 1 社が平成 28 年度末をもって事業所を閉鎖したことに伴い、平成 29 年度から「環境保全に関する協定書」を締結している企業は 9 社となりました。

環境保全に関する協定締結企業

企業名
K Y B 株式会社相模工場
昭和電線ケーブルシステム株式会社相模原事業所
大和製罐株式会社東京工場
サクサ株式会社相模原オフィス
株式会社ニコン相模原製作所
日本電気株式会社相模原事業場
日本山村硝子株式会社東京工場
三菱電機株式会社鎌倉製作所相模事務所
三菱重工業株式会社相模原製作所

放射線・放射性物質対策

I 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応

1 対応の状況（平成30年度）

平成23年3月11日東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に放出され、その影響が本市にまで及びました。市では、生活空間における空間放射線量率の測定を市内29区画で3か月に1回実施し、その結果は $0.02\text{--}0.07 \mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）/時でした。

市域全体における空間放射線量率の測定内容

測定場所	市域を 3km メッシュに区切り、その内 29 区画のそれぞれ中央付近に位置する公共施設等
測定機器	NHC7（富士電機株式会社）シンチレーション式
測定方法	測定高さ 地表から 5cm、50cm、100cm

また、土壤についても放射性物質の測定を市内29区画で8月及び2月に実施し、その結果、放射性ヨウ素131は不検出、放射性セシウム134は不検出～ $20.1\text{Bq}(\text{ベクレル})/\text{kg}$ 、放射性セシウム137は不検出～ $179.0\text{Bq}(\text{ベクレル})/\text{kg}$ でした。

市域全体における土壤放射性物質等の測定内容

測定場所	市域を 3km メッシュに区切り、その内 29 区画のそれぞれ中央付近に位置する公共施設等
測定機器	GC2018(CANBERRA 社) ゲルマニウム半導体検出器
測定方法	放射性ヨウ素 (I-131) 、放射性セシウム (Cs-134、Cs-137) を測定乾土 1kg 当たりに含まれる放射性物質の量（単位：Bq/kg） 地点の地表から 5cm の深さの表層土を 5 か所採取し、5 地点混合としました。

モニタリングポストは大気中の空間放射線量率の連続測定を行う計測機器であり、今回の福島第一原子力発電所を含め、原子力関連施設の放射性物質漏出事故等による本市市域への影響を早期に発見することを目的として、平成 23 年 10 月に設置しました。

モニタリングポストの測定値については、原子力関連施設などの人為的影響だけでなく、宇宙線や大地からの自然放射線の影響を含めたものであり、降雨・降雪、雷などの気象状況によっても一定の範囲内で変動するもので、平成 23 年 10 月以降、1 時間平均値は $0.035\text{--}0.098 \mu\text{Gy}$ （マイクログレイ）/時の範囲で、また、1 時間平均値の月平均値は $0.043\text{--}0.055 \mu\text{Gy}$ /時の範囲で推移しました。

モニタリングポストによる大気中の空間放射線量率の測定内容

測定場所	相模原市役所第2別館屋上 (相模原市中央区中央2-11-15、地上21m)
測定機器	TDJ6220(富士電機株式会社) 可搬式モニタリングポスト (NaI(Tl)シンチレーター検出器、エネルギー補償型)
測定方法	連続モニタによる環境 γ (ガンマ)線測定法(文部科学省)に準じた方法

さらに、市民が自ら空間放射線の測定が行うことができるよう、平成24年2月から自治会への、また同年3月から市民への空間放射線測定器の貸出しを行っています。

空間放射線測定器の市民等への貸出しについて

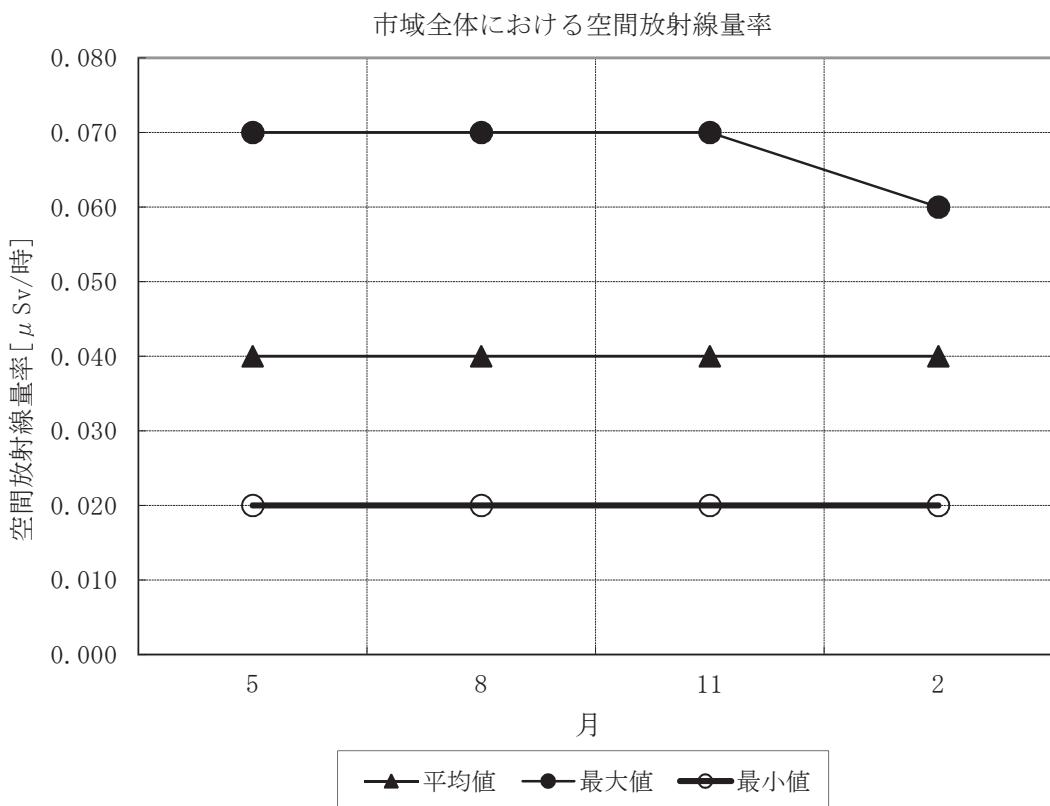
貸出場所	緑区役所、南区役所、まちづくりセンター及び公民館(市内22箇所)
貸出機器	株式会社堀場製作所製 環境放射線モニタ PA-1000 Radi

空間放射線測定器の年度別貸出状況

月別件数 予約・貸出窓口	24.3月	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
緑区	146	115	13	15	22	9	3	2
中央区	188	95	23	15	6	9	1	3
南区	178	149	34	22	17	13	7	2
合計	512	359	70	52	45	31	11	7

2 測定結果（平成30年度）

(1) 市域全体における空間放射線量率の測定結果



市域全体における空間放射線量率

単位 $\mu\text{Sv}/\text{時}$

月	5	8	11	2
平均値	0.04	0.04	0.04	0.04
最大値	0.07	0.07	0.07	0.06
最小値	0.02	0.02	0.02	0.02

備考 1 測定場所 市域を3kmメッシュに区切り、その内29区画のそれぞれ中央付近に位置する公共施設等

測定機器 NHC7（富士電機株式会社）シンチレーション式

測定方法 測定高さ 地表から5cm、50cm、100cm

*測定結果は3つの高さの平均から最大値と最小値を、平均値は全体の平均を表します。

2 相模原市における空間放射線量率の暫定基準値 $0.23 \mu\text{Sv}/\text{時}$

(1) 自然界の放射線 $0.04 \mu\text{Sv}/\text{時}$

(大地からの放射線 : $0.38 \text{mSv}/\text{年} \div 365 \text{日} \div 24 \text{時間} \times 1000$)

(2) 追加被ばく線量 $0.19 \mu\text{Sv}/\text{時}$

(追加被ばく線量 : $1 \text{mSv}/\text{年} \div 365 \text{日} \div (8 \text{時間} + 0.4 \times 16 \text{時間}) \times 1000$)

※1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定)

(3) 時間当たり合計 $0.23 \mu\text{Sv}/\text{時} ((1) + (2)) 0.04 \mu\text{Sv}/\text{時} + 0.19 \mu\text{Sv}/\text{時})$

※参考：「災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会合同検討会」（環境省）

※出典：原子力安全研究協会「生活環境放射線」

※単位： 1mSv （ミリシーベルト）= $1000 \mu\text{Sv}$

(2) 市域全体における土壤放射性物質等の測定結果

測定項目	放射性物質濃度 (Bq/kg)						
	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	
月	8月			2月			
最大値	不検出	20.1	179.0	不検出	18.8	177.9	
最小値	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	10.2	

備考 1 土壤放射性物質濃度

測定項目 放射性ヨウ素 (I-131) 、 放射性セシウム (Cs-134、Cs-137)

乾土1kg当たりに含まれる放射性物質の量 (単位 : Bq/kg)

測定場所 市域を3kmメッシュに区切り、その内29区画のそれぞれ中央付近に位置する公共施設等

測定機器 GC2018(CANBERRA社) ゲルマニウム半導体検出器

測定方法 各地点の地表から5cmの深さの表層土を5箇所採取し、5地点混合としました。

2 参考となる基準

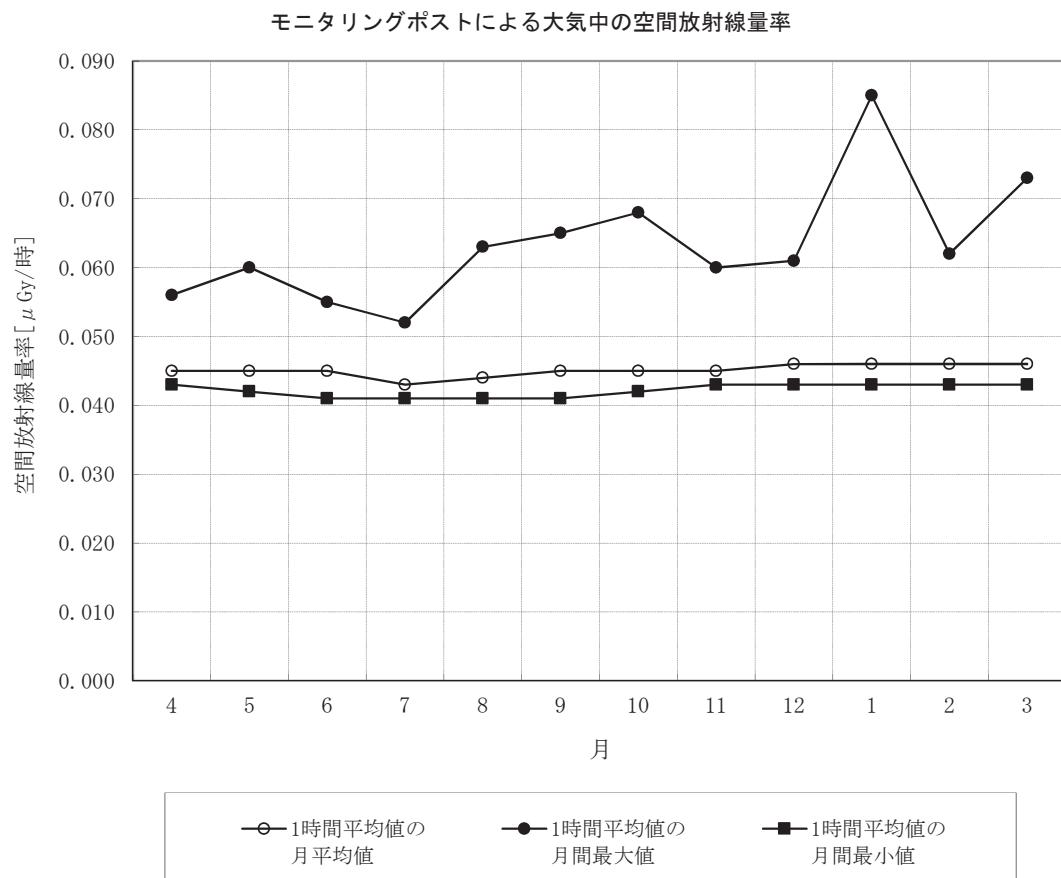
土壤の放射性物質濃度等については、現在、基準値が定められておりませんが、参考となる上限値等として次のものがあります。

・土壤等放射性物質濃度

稲の作付に関する考え方における土壤中放射性セシウム濃度の上限値 : 5,000Bq/kg

(原子力災害対策本部)

(3) モニタリングポストによる大気中の空間放射線量率の測定結果



備考 1時間平均値の月間最大値は、すべて降水時です。

モニタリングポストによる大気中の空間放射線量率

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	単位 $\mu\text{Gy}/\text{時}$		
										1時間平均値の月平均値	1時間平均値の月間最大値	1時間平均値の月間最小値
1時間平均値の月平均値	0.045	0.045	0.045	0.043	0.044	0.045	0.045	0.045	0.046	0.046	0.046	0.046
1時間平均値の月間最大値	0.056	0.060	0.055	0.052	0.063	0.065	0.068	0.060	0.061	0.085	0.062	0.073
備考	降水時	降水時	降水時									
1時間平均値の月間最小値	0.043	0.042	0.041	0.041	0.041	0.041	0.042	0.043	0.043	0.043	0.043	0.043

備考 1 測定場所 相模原市役所第2別館屋上（相模原市中央区中央2-11-15、地上21メートル）

測定機器 可搬式モニタリングポスト (NaI (Tl) シンチレーション検出器、エネルギー補償型)

測定方法 連続モニタによる環境 γ (ガンマ) 線測定法（文部科学省）に準じた方法

2 測定値は、原子力関連施設などの人為的影響だけでなく、宇宙線や大地からの自然放射線の影響を含めたものであり、降雨・降雪、雷などの気象状況によっても一定の範囲内で変動します。

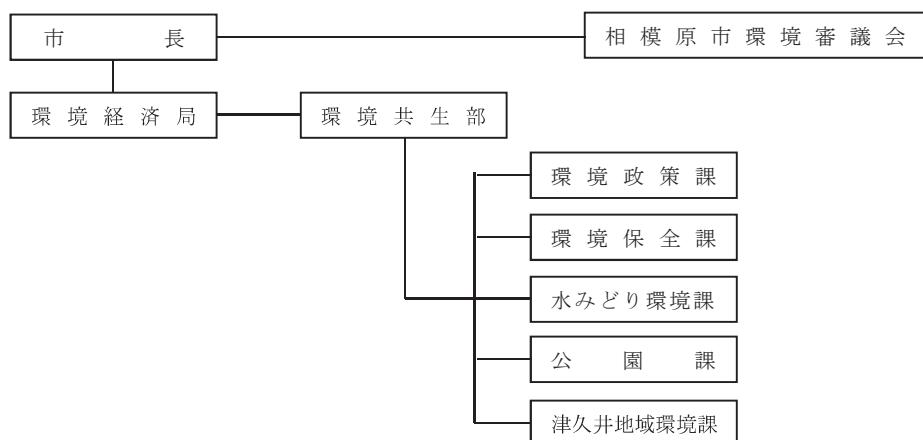
環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会）では“ $1 \mu\text{Gy}/\text{時} = 0.8$ 又は $1 \mu\text{Sv}/\text{時}$ ”に換算しています。

本市の環境対策の組織体制

1 環境共生部の組織体制

本市の環境対策の組織体制は、環境経済局の中に環境共生部を設置しています。環境共生部は、5つの課で構成されています。地域特性や事務の効率性を考慮し、津久井地域の事務を担う津久井地域環境課を設置しています。

環境共生部の体制（平成30年度）



2 相模原市環境審議会の活動

環境基本法第44条の規定に基づき、本市の環境政策に関する重要事項を審議する機関として平成6年8月に設置されました。

< 委員構成 >

平成31年3月31日現在

選出区分	委員名	所属・役職	備考
学識経験者	一色 正男	神奈川工科大学 創造工学部 教授	
	遠藤 治	麻布大学 生命・環境科学部 教授	
	岡部 とし子	相模女子大学 栄養科学部 健康栄養学科 教授	
	亀山 章	東京農工大学 名誉教授	会長
	田中 充	法政大学 社会学部 教授	
	南部 和香	青山学院大学 社会情報学部 准教授	
	松本 安生	神奈川大学 人間科学部 人間科学科 教授	副会長
	吉永 龍起	北里大学 海洋生命科学部 准教授	
市内の 公共的団体等の 代表者	荒井 美由紀	相模原市立小中学校校長会 委員	
	北村 陽子	(特非)さがみはら環境活動ネットワーク	
	佐藤 治男	津久井郡森林組合 代表理事組合長	
	竹田 幹夫	相模原市自治会連合会 副会長	
	根本 敏子	相模原商工会議所 常議員	
	古屋 信夫	(特非)かながわ環境カウンセラー協議会 相模原支部長	

	本田 充樹	相模原の環境をよくする会 会長	
関係行政機関の職員	佐々木 渉	(環境省) 関東地方環境事務所 環境対策課長	
公 募	大久保 和美	中央区在住	
	梶山 純	中央区在住	
	斎藤 奈美	中央区在住	

<平成30年度開催実績（主な議題）>

平成30年8月21日：相模原市環境基本計画年次報告書（案）について

次期「環境基本計画」の策定について

平成30年11月30日：「第三次環境基本計画」の策定について

平成31年3月27日：「第三次環境基本計画」の策定について

平成 30 年度 相模原市自然環境観察員制度 調査結果

相模原市自然環境観察員制度は、有志の市民によって自然環境を調査し、大切な自然を監視・保全するための基礎資料を集めることを目的としたボランティア制度で、30 年度は全体調査として「アメリカオニアザミの分布調査」と各部会による植物、野鳥、河川生物相、湧水環境の調査を実施しました。

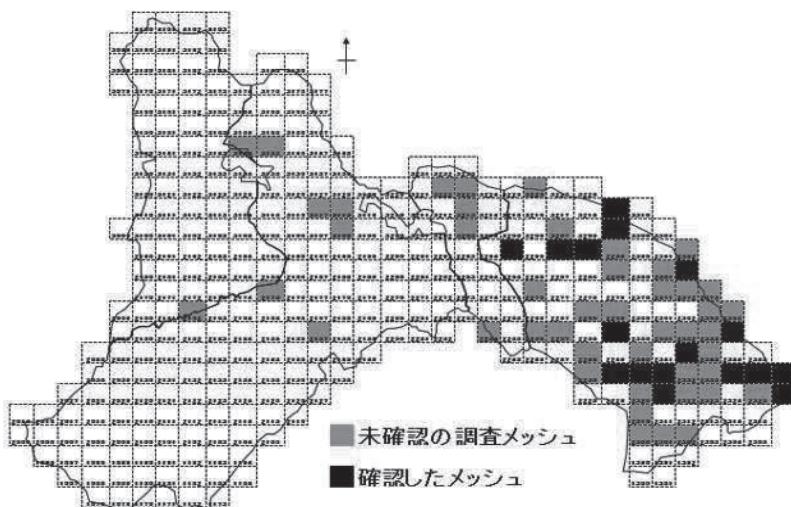
◆全体テーマ調査

アメリカオニアザミの分布調査

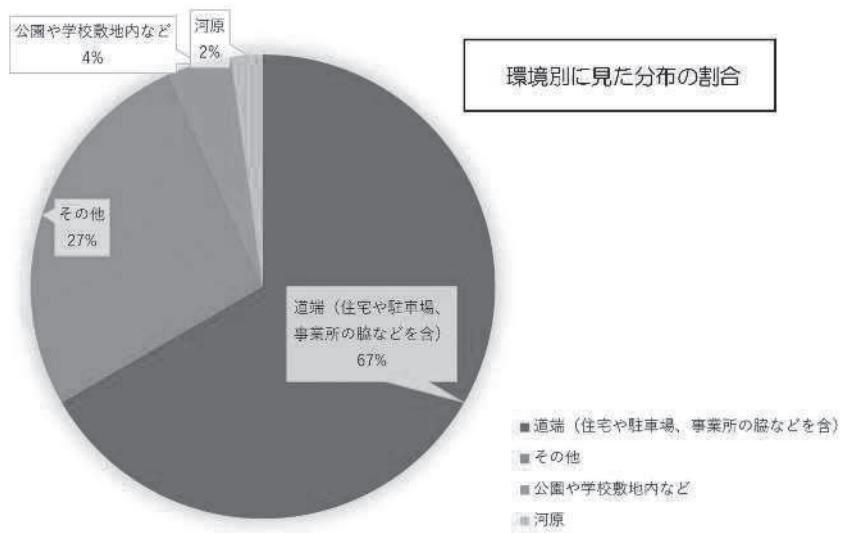
相模原市内のアメリカオニアザミの分布とその周辺環境を知ることを目的に、市内 63 か所のメッシュ ($1 \text{ km} \times 1 \text{ km}$) の調査を実施しました。

調査期間： 9月 7 日～9月 30 日

- ・調査を行った 63 メッシュ中、17 メッシュで確認しました。



アメリカオニアザミの分布環境



◆植物調査

花ごよみ調査

地域の花の開花時期を知り、気候との関係や変化を把握することを目的に調査を実施しました。前年度から引き続き、中央区高根の市立博物館周辺の雑木林を調査場所としました。つぼみ・花・果実まで、その月ごとの植物の状態を調査し、園芸種を除き、1 回の調査で多い時は 129 種類の植物が確認されました。

◆野鳥調査

緑区大島（相模川自然の村公園周辺）にて、線センサス調査と定点調査を5月（渡り期）・6月（繁殖期）・1月（越冬期）に実施しました。5月には、アマサギや相模原市の鳥に指定されているヒバリ、イカルチドリを確認し、6月にはセッカやオオヨシキリなど川原の環境を代表する夏鳥を確認しました。定点調査では、タカの仲間の「ツミ」など過去に見られなかった野鳥も確認することができました。年間を通じて38種、確認しました。

		5月19日	6月9日	1月13日	合計
相模川自然の村公園周辺	種数	22	20	28	70
	個体数	89	74	261	424
確認した鳥類					
アオサギ、アオジ、アカハラ、アマサギ、イカル、イカルチドリ、ウグイス、エナガ、オオバン、オオヨシキリ、オカヨシガモ、オナガ、オナガガモ、カイツブリ、ガビチョウ、カラス、カルガモ、カワウ、カワラバト、カワラヒワ、カンムリカイツブリ、キジ、キジバト、キセキレイ、キンクロハジロ、コガモ、コゲラ、コサギ、コジュケイ、シジュウカラ、ジョウビタキ、シロハラ、スズメ、セグロセキイ、セッカ、ダイサギ、タヒバリ、ツグミ、ツバメ、ツミ、トビ、ノスリ、ハクセキレイ、ハシブトカラス、ハシボソカラス、ヒバリ、ヒヨドリ、ホオジロ、ホシハジロ、ホトトギス、マガモ、ミサゴ、ムクドリ、メジロ、モズ、ユリカモメ、ヨシガモ					

◆河川生物相調査

相模原市の身近な河川における水の汚れ具合を把握することを目的として、主に底生生物相の調査を境川周辺の3ヶ所（宮上小学校裏、広田小学校側、大地沢青少年センター第二駐車場裏）で行いました。

調査日時：平成30年9月16日 天気：晴

調査地	水温	流の速さ	水の匂い	水の濁り
宮上小学校裏	21.0°C	ゆっくり	感じられない	汚れなし
広田小学校側	20.0°C	1.1(秒/m)	感じられない	汚れなし
大地沢青少年センター	18.2°C	6.3(秒/m)	感じられない	汚れなし

宮上小学校裏は確認された種全体から「ややきれいな水」水域から「少し汚い」水域と推察されました。広田小学校側ではホトケドジョウが確認され、「きれいな水」水域であることを物語っていました。大地沢青少年センターでは上記の2ヶ所では確認されなかったサワガニやヒラタカゲロウの仲間やフタツメカワゲラの仲間が確認されており「きれいな水」水域であることがわかりました。また、アオヒゲナガカワゲラやヨツメトビゲラ、ニンギョウトビゲラなど造巣性のトビケラも確認されました。これらは水質の良さと巣材のある環境が相まって生息可能な種類です。

◆湧水環境調査

道保川公園、十二天神社横、相模原浄水場下、フィッシングパーク上、麻溝台、相模が丘病院下（全6箇所）にて、水質、水生生物相、植物相の調査を豊水期（10月上旬）と渇水期（2月上旬）に実施しました。麻溝台（下溝堀之内先）の渇水期につきましては、「湧水枯渇のため」となりました。

植物については前回とあまり変化なしです。なお湧水地点で乾いた土地の所にモチノキやシラカシ等の木が育っていました。将来、林になっていく懸念があります。

湧水量の減少は生物には致命的でした。（住むスペース/体積が減少するので、生物の数へ大きく影響するためです。）道保川の本流に生息しているカワリヌマエビが増加しています。ヌマエビは流れがあると入りにくいですが、水量が減って入ってきているのではと考えられます。生物相が変わるきっかけになる可能性があります。

名称	時期	時間	天候	気温 (°C)	水温 (°C)	pH	EC (mS/cm)	湧水量 (l/min)
道保川公園	豊水期	9:20	曇り	20.0	17.7	7.2	0.21	45.5
	渴水期	9:15	晴れ	3.9	15.3	7.2	0.24	36.8
十二天神社横	豊水期	10:20	晴れ	23.2	17.7	7.3	0.24	37.6
	渴水期	10:15	晴れ	8.4	14.5	7.4	0.25	126.6
相模原浄水場下	豊水期	11:07	晴れ	24.0	17.8	7.0	0.27	51.1
	渴水期	11:05	晴れ	8.9	15.3	7.1	0.26	29.7
フィッシングパーク上	豊水期	12:21	晴れ	24.0	16.9	7.0	0.23	37.3
	渴水期	12:03	晴れ	10.9	15.3	7.4	0.22	12.7
麻溝台	豊水期	13:52	晴れ	25.0	17.0	7.0	0.33	83.0
	渴水期	中止(湧水枯渇のため)						
相模が丘病院下	豊水期	14:42	晴れ	25.2	17.6	7.2	0.30	71.8
	渴水期	13:44	晴れ	11.4	16.0	7.2	0.31	47.3

環境関連事業一覧

平成30年度実施

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
相模川自然の村野外体験教室	若あゆ食農体験デー①	農業、食、いのちのつながりに気づき、食物やいのちを大切にする気持ちを養い、家族内の絆を深める。	6月2日	84人
	若あゆ食農体験デー②		10月13日	87人
	若あゆスターフェスティバル	天体望遠鏡での星空観察等を通して、星や宇宙、自然現象への興味関心を高める。	12月15日	74人
ふるさと自然体験教室	やませみ自然体験スクール①	自然への直接体験を通して、身近な環境についての理解を深める。	12月8日	36人
	やませみ自然体験スクール②		2月2日	51人
大沢公民館	B O N S A I 講座 「季節の紫陽花の苔玉作り」 「季節のミニ盆栽」	生活に自然を取り込み、緑に触れ、香りと土の感触を味わうことにより心を癒し、暮らしを豊かにする。	6月16日 23日	42人
橋本公民館	橋本マスタースクール1 「親子農業体験教室」	相原高校畜産科学科の生徒が指導者となり、小学生親子が高校の自然を活かした農業体験をする。	4月22日 ～7月14日	147人
	橋本マスタースクール3 「こけ玉作り講習会」	相原高校の自然を活かす事業として、こけ玉作り講習会を実施。高校の樹木を挿し木・養生した苗をコケ玉に成形し、出来上がったこけ玉を公民館まつりに展示する。	5月19日 1月19日	21人
	橋本マスタースクール7 「グリーンアドベンチャー教室」	移転する相原高校の森を探検し、樹木の話や木の実を採取しながら、自然を大切にする心を育む。	11月3日	35人
	《共催事業》 橋本歩こうウォーキング	自然にふれながら、歩くことの必要性やウォーキング方法を学び、日々の生活に生かして欲しいと願って実施する。	4月7日 ～3月2日	239人
相原公民館	相原公民館青少年部事業 「ほたる観察会」	子どもたちに発信する環境を考える事業として、相原地区からそう遠くない場所にホタルの生息地があり、子どもたちがホタルの飛び交う姿を実際に観て、ホタルが住める環境はどのようなものか、ホタルの生態等について考え、観察する。今回は天候に恵まれず、雨天と寒さのせいで、ホタルが出現しなかつたため、穴川流域（ほたるの里）に出向いての観察会は中止とした。その代りに、DVD映像と生態写真で構成されたDVD図鑑シリーズ「～光の芸術家～ ホタル」を鑑賞し、孵化、カワニナを食べる幼虫時代から光の合図で交尾にいたるホタルのライフサイクルを学んだ。	6月16日	28人
小山公民館	教養講座 みんなで学ぼう！気象のあれこれ！	局地的大雨から身を守る。様々な気象現象を学び、生活に役立てていく。	6月28日	34人
大野南公民館	セミの羽化観察教室	自然にふれあい、生命の不思議さや尊さを学ぶ。夕方、相模原麻溝公園でセミの羽化を観察する。	8月4日	46人
	丹沢山ろくで「こども自然体験教室」	自然にふれあい、生命の不思議さや尊さを学ぶ。丹沢山ろくの里山で、田んぼや小川に生息する生物を観察する。	8月20日	10人
新磯公民館	自然に親しむ教室 ～川の中の生き物をさがそう！～	地域の豊かな自然を学ぶことにより、自然や環境について考えるきっかけとし、団体行動を通して参加者相互の親睦を深める。	6月9日	17人
	こどもの社会見学	オギノパンでは給食のパンがどのように作られているか、宮ヶ瀬ダムではダムの役割や水の大切さを学習するとともに参加者相互の親睦を図る。	8月22日	36人
	鈴虫の飼いかたと配布	鈴虫の飼い方についての説明、幼虫の無料配布により、実際の飼育を体験することで、鈴虫のすばらしさを知る。	6月30日	60人
	夏の体験教室 公民館に泊まろう	公民館への宿泊とキャンドルファイヤー、星空観察会、新磯地区クリーン作戦などの体験をとおして、子どもの創造性と自主性を育む場とするとともに、参加者相互の親睦を深め、仲間づくりの機会とする。	7月14日 ～15日	33人

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
麻溝公民館	ホタル観察会	小中学生と保護者を対象。公民館でホタルについて学習し、大下周辺で観察を行う。	6月2日	31人
	園芸教室「庭木の手入れと楽しみ方」	庭木の手入れや楽しみ方について学び、敷地内の樹木で実技も行う。	6月16日	21人
	鈴虫をお分けします (公民館共催事業)	鈴虫飼育の講習と鈴虫の無料配布。	7月29日	52人
大野中公民館	レッツ・チャレンジ隊③ 「親子星空観察会」	星空観察を行い天体への知識を深め、また親子のふれあいの場とする。	8月22日	21人
星が丘公民館	夏休み自然体験	子ども達の夏休みを利用して、磯の生き物を観察し、自然への理解を深める企画をしていたが、台風接近のため、行き先を変更し、地球の歴史や神奈川の歴史や自然を学んだ。	8月24日	23人
	親子で見る星空観望会	親子で星空を見ることにより星座への関心を高めるとともに環境学習の一助とする。屋内で星や望遠鏡についての説明の後、屋外に出て星座探しと天体望遠鏡による星空の観望。	10月20日	22人
清新公民館	環境教室	地球温暖化やゴミ問題等、現代社会や地域を取り巻く環境問題について学習するため、地球温暖化対策協議会の協力のもと環境講座を開催し、地球温暖化に対する基礎知識を学ぶ機会とする。	7月27日	51人
中央公民館	冬の星空観望会	星空の観察をとおして、宇宙に関心を持つてもらう。また、解説や観測の過程で大気汚染や環境問題について考えてもらう。	3月16日	30人
相模台公民館	園芸講座	花植えを年2回行うにあたり、園芸の基礎である土作りから学ぶ。参加者同士が交流し、楽しみながら園芸を行い、将来的には公民館周辺を美化するボランティアに発展させる。	5月26日	13人
相武台公民館	「鈴虫をお分けします」	鈴虫の飼育・観察をすることで、生態を学ぶとともに、鈴虫の音色を楽しむ。	7月21日 ～8月31日	20人
東林公民館	【成人学級】 東林成人セミナー	東林地域の変遷を多角的に知ることによって地域の発展を知る。またそのことによって地域に愛着を持つよう育ちあう仲間づくりをし、住みよい東林地域を考えていく機会とする。 ①開級式 自己紹介 班長選出 仲間づくり ②地域の歴史を学ぶ「東林地区の歴史入門」 ③川と人々の暮らしについて学ぶ「相模川の川と人々の暮らし」 ④相模川の地理を学ぶ「相模川の地理」 ⑤相模原の水源と開発の歴史①…水源地から見た相模原台地の開発と発展 ⑥相模原の水源と開発の歴史②…相模の水源をめぐる(社会見学) ⑦経験交流 「住みよいまち東林を考える」 フリートーク ⑧閉級式 まとめ 振り返り	10月7日 ～12月16日	248人
	東林ワンデーウォーク	ウォーキングをとおして、自然に親しみながら健康づくりや体力づくりを促進するとともに、「出会い・ふれあい」の場を提供する。 第30回～横浜の森・谷戸と帷子川の源流を訪ねて～ 横浜市緑区「三保市民の森」「四季の森公園」、 13.5km	11月23日	59人
横山公民館	野菜づくり教室	子ども達に作物の観察・収穫の体験学習の機会を与える、自然とのふれあいの大切さを教えるとともに、併せて参加者相互の親睦の場とすることを目的として実施する。 ①オリエンテーション 里芋の種芋植え、枝豆・とうもろこしの種まき ②さつまいもの苗植え ③じゃがいもの収穫 ④枝豆の収穫 ⑤とうもろこしの収穫 ⑥さつまいもの収穫 ⑦いも煮会、学習のまとめ、里芋の収穫	4月29日 ～11月23日	198人
	自然に親しむ会 「猿島ウォーキング」	東京湾に浮かぶ唯一の自然島「猿島」を散策し、その歴史や環境に触れながら自然を満喫し、参加者同士の交流を深め地域の人々の連帯感の高揚を図る機会とする。	10月20日	45人

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
光が丘 公民館	野外活動 大地沢でデイキャンプ	子どもたちが、自然や生き物を観察し触ることにより、生命や環境に対する意識や関心を高めるとともに、カレー作り等を通して、他の学校の子供同士の交流を目的とする。 【雨天のため室内競技と博物館見学に変更】	6月10日	55人
	親子で見る 星空観望会	星座や天体の観察をとおして宇宙や天文への興味関心を高めるきっかけとする。また、親子のコミュニケーションの場とする。	2月2日	25人
上鶴間 公民館	わんぱくチャレンジ③ (天体観察)	「天体観察にチャレンジ」 冬の星座の観察を通して、宇宙や天体に対する興味関心を高める。	11月10日	72人
大野台 公民館	木もれびの森 Jr. ボランティア体験講座	年齢や学校の異なる児童が交流しながら、自然観察や体験活動をとおして環境保護について学ぶ。 ①笹刈り体験とクラフト作り ②セミの羽化観察 ③間伐体験とクラフト作り ④落ち葉掃きと花炭・焼芋作	6月30日 ～2月16日	64人
	科学講座 「噴火がつくった相模野台地－富士山、箱根、相模原－」	相模原に影響を及ぼすと思える富士山や箱根の山々の噴火とそれによって作られた相模野の台地について学ぶ。 ①相模野台地は火山がつくった？！ ②箱根火山の生い立ち ③富士山噴火を考える	10月30日 ～11月13日	176人
陽光台 公民館	ほたる観察教室	ホタルの生態観察をとおして、身近な自然に触れるとともに、自然環境の大切さを認識し、自然への関心を深める機会とする。ホタルについての学習会・道保川公園での観察会。	6月8日	42人
	星空観察教室	星空の観察をとおして身近な自然現象を学ぶとともに、自然への関心を深める。	1月19日	23人
城山公民館	城山エコミュージアムツアーア～小松城 伝説の里を歩く～	館区及び近隣の自然、文化・歴史等の資源を展示物としてみなし、参加者が地域に関心を持ち、再度訪れ、自らテーマを設けて学習するきっかけをつくる。	10月6日	22人
津久井中央 公民館	宿泊交流体験事業 つくりっ子お泊り隊	家庭を離れた場で生活することにより、家庭の機能や自分の生活を見つめる機会とし、自立心を養う。集団生活をとおして、人との関わりや集団生活のあり方を体験し、社会性を養う。地域や学校で、これからを担うリーダーとしての資質を養う。様々なプログラムをとおして、地域の自然環境や文化について見識を深める。 ・ふじの体験の森やませみでの2泊3日の体験学習 陣馬山ハイキング、染物体験、川遊び、キャンプファイヤー他	7月14日 ～16日	31人
相模湖 公民館	《共催事業》 相模湖デイキャンプ	相模湖地区の子どもが一堂に会し、豊かな自然に触れあいながら地域や年齢を超えた交流や仲間づくりを行うことを目的とする。	7月7日	27人
藤野中央 公民館	第52回陣馬山ハイキング	藤野地区住民が陣馬山ハイキングを通じて、親子間の親睦・地区住民の連携を深め、体力づくりの増進及び環境美化活動を行うことを目的とする。	4月29日	311人
沢井公民館	「きのこ教室」	きのこをとおして地域の自然について知る。きのこについて見識を深める。	10月14日	17人
	「星空観察」	星座や天体観測をとおして、宇宙や天文に関する興味関心を深める。	11月10日	16人
博物館	星空観望会	季節に応じた天体を望遠鏡などで観望し、天文教育の普及を図った。	年間24回	延べ1,681人
	さがみはら宇宙の日	毎月1回、天文・宇宙分野の講演・講座、プラネタリウム内でのコンサートやワークショップなどを開催した。	年間12回	延べ2,964人
	生きものミニサロン	博物館周辺で身近な生きものを観察した。	年間14回	延べ267人
	学芸員講話 相模原生きもの百科 あなたはいくつ知っていますか？	市内に生息する野生生物についてクイズ形式で解説した。	5月13日	51人
	地質学講座 石老山と岩殿山（全4回）	石老山と岩殿山の地質と形成過程を学習し、現地で観察会を実施した。	5月13日 27日 6月10日 24日	延べ207人

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
博物館	初心者のための植物学教室 「花の観察と植物画」	植物の観察方法としての植物学を学ぶ、初心者向けの教室を実施した。	6月2日 9日	延べ39人
	プラネタリウム 「はやぶさウイーク」特別上映	6月13日の「はやぶさの日」にちなみ「はやぶさ」関連の全天周映画を上映した。6月13日には、無料で計2回の上映を行った。	6月13日 ～17日	延べ701人
	「藤野の昔の産業」展	「吉野宿ふじや」を会場として、かつて藤野で盛んだった産業「炭焼き」と「養蚕」に関する展示を行った。	7月14日 ～8月26日	延べ509人
	JAXA連携企画展 リュウグウふしぎ発見！～小惑星探査機「はやぶさ2」とこれからの太陽系探査～	目的地である小惑星リュウグウの探査を通じて次々と小惑星のふしぎを発見していくであろう「はやぶさ2」のミッションをはじめとする日本の太陽系探査を支える機器やこれからの探査計画について紹介した。	7月21日 ～9月2日	延べ22,002人
	博物館de夕涼み！ 打ち水でワッショイ！	ペットボトルとストローを使って水鉄砲を作り、打ち水を行った。（尾崎鷗堂記念館、吉野宿ふじやでも、打ち水イベントを同時開催した。）	7月26日	100人
	JAXA相模原キャンパス特別公開 関連事業	普段は見られない研究施設や最新の研究内容を、JAXAに所属する研究者らが分かりやすく解説するイベント。博物館においては、ワークショップ・トークイベント等を行った。延べ人数の内訳は、「描いて動かそう！月で働くガンバル機械」が60人、「光のふしぎを体験しよう！」が487人、「JAXA職員が語る宇宙科学の仕事と生活・歴代の管制室、紹介します。」が242人。 ※28日は台風接近のためすべてのイベントが中止	7月27日 (28日は雨天のため中止)	延べ789人
	子ども鉱物教室 「鉱物のふしぎ」	ミョウバン結晶の育成実験や鉱物の硬さ比べなどを通じて、鉱物についての初步を学習した。	8月 5日 19日	延べ46人
	夏休み親子天文教室 「手作り天体望遠鏡」	望遠鏡の仕組みを学びながら口径4cmの屈折望遠鏡を親子で作り、製作した天体望遠鏡を使い天体観測を行った。	8月18日	54人
	小中学生のための生物学教室 「動物の体のつくりを学ぼう」	学校の理科の授業より少し専門的な内容で、生き物力メラマンの話や実際に生きものに触れ扱い方を学ぶ教室を実施した。	8月29日	25人
	ジャンベライブinプラネタリウム～アフリカの星と大地～	日本では見ることができない赤道直下の星空の解説とジャンベなどのアフリカの打楽器を中心とした演奏のコラボレーションコンサートを実施した。	9月30日	205人
	学芸員講話inプラネタリウム 極北の星空とオーロラ	アラスカの星空や自然とともに、ダイナミックで美しい自然現象であるオーロラについて紹介した。	10月21日	107人
	火山灰を顕微鏡で見てみよう	日本各地の地層の中の火山灰を顕微鏡で観察し、火山灰中に含まれる鉱物の洗い出し作業体験を実施した。	10月28日	126人
	学びの収穫祭	相模原市を拠点に活動する市民や学生による研究発表会のほか、博物館の紹介やワークショップも開催した。	11月17日 18日	460人
	学芸員講話 石の縄文文化誌	市内に多く発見されている敷石住居や配石墓など石を使った住まいやお墓の遺構を、集落構造との関係などとも絡めて解説した。	11月18日	114人
	プラネタリウム クリスマス ほしぐらコンサート	ドームの中の星空を見上げながら、クリスマスの音楽を生演奏で楽しんだ。	12月16日	211人
	部分日食を観察しよう！	天体観測室前室及び観測テラスにおいて、日食メガネ、ピンホール、太陽投影板の3種類の観察方法を紹介し、実際にそれらを用いて部分日食の観察を行った。	1月6日	117人
	今年もやります！繭うさぎ作り	市民学芸員が繭を使った繭うさぎ作りを教えた。	2月10日	200人
	いろいろな砂を顕微鏡で見てみよう	日本各地の川原・海岸や、南極、サハラ砂漠の砂を顕微鏡で観察したり、記念カードを作ったりした。	2月24日	179人

環境行政年表

年月	相模原市	国・神奈川県
昭和 29 年 7 月 11 月	◆ 相模原市制施行（県下 10 番目） ○「相模原市工場誘致条例」施行	○「清掃法」施行
昭和 30 年 7 月	◆ 人口 10 万人を超える	
昭和 35 年 8 月		
昭和 42 年 8 月		○「公害対策基本法」公布、施行
昭和 43 年 12 月		○「大気汚染防止法」「騒音規制法」施行
昭和 44 年 7 月	◆ 市民部に交通公害課を新設し、公害係を置く	
昭和 46 年 3 月 6 月 7 月 9 月	◆ 市民部公害対策課を新設 ◆ 相模原市公害対策審議会を設置 ◆ 都市開発部公園緑地課を新設	○「神奈川県良好な環境の確保に関する基本条例」公布・施行 ○「水質汚濁防止法」施行
昭和 47 年 5 月 10 月 12 月	○「相模原市環境保全に関する条例」施行 ○「相模原市緑化条例」施行	○「神奈川県公害防止条例」施行 ○「廃棄物処理法」施行 ○「悪臭防止法」施行
昭和 48 年 4 月 7 月	◆ 市民部公害対策課から環境部公害対策課に変更	○ 神奈川地域公害防止計画が承認 ○「自然環境保全法」施行
昭和 51 年 12 月	◆ 「河川をきれいにする協議会」が名称を「相模原の河川をきれいにする会」に変更	○「振動規制法」施行
昭和 52 年 4 月 8 月	◆ 局制移行により、環境部公害対策課から環境経済局公害対策課に変更	
昭和 53 年 3 月 6 月 9 月	◆ 「相模原の青空を守る会」発足	○ 神奈川地域公害防止計画の見直しが承認 ○ 新しい「神奈川県公害防止条例」施行
昭和 54 年 10 月		○「エネルギーの使用の合理化に関する法律」施行
昭和 56 年 7 月	◆ 「相模川を愛する会」発足	○「神奈川県環境影響評価条例」施行
昭和 57 年 11 月	◆ 建設局都市計画部公園緑地課がみどり対策課と公園課に分離	
昭和 59 年 4 月	○「緑地保全基金」設置	
昭和 60 年 4 月	○「みどりのまちづくり基金」設置 ◆ 「相模原の河川をきれいにする会」と「相模原の青空を守る会」が合併し、「相模原の環境をよくする会」が設立	
昭和 61 年 3 月 4 月	○「第 3 次相模原市総合計画」策定 ◆ 局制廃止により、環境経済局公害対策課から環境部環境保全課に変更	
昭和 62 年 8 月 11 月	◆ 人口 50 万人を超える ◆ 相模川ふれあい科学館オープン	
昭和 63 年 3 月 5 月	○「みどりのまちづくりさがみはらプラン」（緑化推進計画）策定	
平成 4 年 10 月 8 月 11 月	◆ 「(財) 相模原市みどりの協会」設立 ○「相模原市環境宣言」制定	○「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」施行 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律」施行

年月	相模原市	国・神奈川県
12月		○「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の規制に関する特別措置法」(自動車NOx法)施行
平成5年3月	○「さがみはら環境プラン」策定 ○「相模川計画第2次基本計画」策定	○「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」施行
4月	◆環境部を廃止し、環境対策課を新設し、環境保全課、みどり対策課及び公園課を加えた環境保全部を新設	○「環境基本法」公布・施行 ○「自動車NOx法に基づく神奈川県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定
11月		○国の「環境基本計画」策定
平成6年8月	◆相模原市公害対策審議会を廃止し、相模原市環境審議会を設置	○「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実効のための行動計画」策定
10月	○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	○「容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進に関する法律」施行
12月		○「神奈川県環境基本条例」施行
平成7年3月	○「さがみはら環境プラン行動計画 行政編」策定	○「神奈川県環境基本計画」策定
6月		◆京都で気候変動枠組み条約第3回締結国会議(COP3)開催 ○「環境影響評価法」一部施行 ◆桂川・相模川流域協議会設立 ○「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」施行
11月	◆市立博物館オープン	
12月		○「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行
平成8年3月	○「さがみはら環境プラン行動計画 市民・事業者編」策定	
4月		○「相模原市環境基本条例」施行
11月	○「相模原市環境基本条例」施行 ○「さがみはら・みどりの基本計画」策定	○「神奈川県環境基本計画」策定
平成9年3月		◆京都で気候変動枠組み条約第3回締結国会議(COP3)開催 ○「環境影響評価法」一部施行 ◆桂川・相模川流域協議会設立 ○「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」施行
12月		
平成10年1月	○「相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例」施行	
4月	○「相模原市盛土等の規制に関する条例」施行	
平成11年3月	○「相模原市21世紀総合計画」策定	
4月		○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」施行
7月	◆「中道志川トラスト協会」発足	○「神奈川県環境基本計画」見直し ○「循環型社会形成推進基本法」施行
平成12年3月		
4月	◆保健所政令市に移行	○「国」の「第2次環境基本計画」策定 ○「ダイオキシン類対策特別措置法」施行
6月		
11月	○国際環境規格ISO14001認証取得	
12月		
平成13年1月		
3月	○「相模原市環境基本計画」策定 ○「相模川計画第2次基本計画」見直し	○「特定家庭用機器再商品化法」施行 ○「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」施行
4月	◆総合学習センターオープン	○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行
5月		
7月		

年月	相模原市	国・神奈川県
平成14年 3月 5月 6月 7月	○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	○「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行 ○「京都議定書」締結 ○「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行 ○「自然再生推進法」施行 ○「土壤汚染対策法」施行 ○「循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画」策定
平成15年 1月 2月 3月 10月	○「木もれびの森保全・活用計画」策定	○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行 ○「新アジェンダ21かながわ」採択
平成16年 3月 4月 11月 12月	○「さがみはら・ごみダイエットプラン」策定 ○「相模原市地球温暖化対策実行計画」策定 ◆ 市制施行50周年	○「景観法」施行 ○「使用済自動車の再資源化等に関する法律」施行 ○「京都議定書」発効 ○「神奈川県環境基本計画」見直し ○「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
平成17年 1月 2月 10月		○ 国の「第3次環境基本計画」策定 ○「国等における温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に関する法律」施行
平成18年 3月 4月	◆ 相模原市・津久井町・相模湖町が合併 ◆ 環境保全部津久井環境課を新設 ○「中道志川トラスト基金」設置 ◆ 環境情報センターオープン	○「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」施行 ○「生物多様性基本法」施行 ○「神奈川県地球温暖化対策推進条例」施行
平成19年 3月 11月	◆ 相模原市・城山町・藤野町が合併	
平成20年 3月 4月 6月	○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」改定	
平成21年 10月	○「相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」施行	
平成22年 1月 3月 4月 12月	○「相模原市ペット霊園の設置等に伴う生活環境の保全に関する条例」施行 ○新しい「相模原市環境基本計画」策定 ○「相模原市水とみどりの基本計画」策定 ○「相模原市地球温暖化対策推進基金条例」施行 ○「相模原市地球温暖化対策推進基金」設置 ◆ 政令指定都市に移行 ◆ 環境経済局環境保全部が環境経済局環境共生部へ名称変更 ○国際環境規格 ISO14001認証を返上し、独自の環境マネジメントシステム(EMS)の運用開始 ◆ 相模原市水とみどりの基本計画推進協議会を設置 ○「さがみはら森林ビジョン」策定 ○「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」施行 ○「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」施行	
平成23年 3月 4月		

年月	相模原市	国・神奈川県
6月	◆「(財) 相模原市みどりの協会」が「(公財) 相模原市みどりの協会」に改称	
8月		○「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布・施行
10月		○改正「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」施行 ○「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」施行
平成24年1月		○「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」完全施行
3月	○「相模原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）」策定	
平成25年1月	○「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」策定	
3月	◆「さがみはら地球温暖化対策協議会」設立 ○「さがみはら森林ビジョン実施計画」策定 ○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」改定 ○「相模原市地球温暖化対策推進条例」施行	
4月		○「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行
7月	○「クールシェアさがみはら」開始	
8月	◆「相模原市地球温暖化対策推進会議」発足	
平成26年3月	○メガソーラー稼動（一般廃棄物最終処分場跡地） ◆相模川ふれあい科学館がリニューアルオープン ◆「(公財) 相模原市みどりの協会」が「(公財) 相模原市都市整備公社」と合併し、「(公財) 相模原市まち・みどり公社」設立	
4月		○国の「水素・燃料電池戦略ロードマップ」策定
6月		
7月	○「相模原市環境影響評価条例」公布、一部施行 ◆相模原市環境影響評価審査会を設置	
12月	○「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」策定	
平成27年3月	○「相模原市環境基本計画(2010-2019)」中間改訂 ○「相模原市水とみどりの基本計画改訂版=生物多様性さがみはら戦略=」策定 ○「木もれびの森保全・活用計画」改訂	○神奈川県の「水素社会実現ロードマップ」策定
4月	◆相模原市水とみどりの基本計画推進協議会を廃止し、相模原市水とみどりの審議会を設置	
10月	○燃料電池自動車を公用車に導入	
11月	○移動式水素ステーション運用開始	
平成28年2月	◆さがみはら生物多様性ネットワーク設立	
5月		○国の「地球温暖化対策計画」閣議決定
7月	○ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」への賛同登録	
10月		○神奈川県の「地球温暖化対策計画」改定
11月	○燃料電池自動車を公用車に追加導入 ○「(仮称) 相模原市市民の森基本計画」策定 ○「相模原市気候変動の影響への適応策」を策定	
平成29年3月		

年月	相模原市	国・神奈川県
平成30年1月	○ 地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」への賛同を宣言	
3月		○ 神奈川県の「かながわスマートエネルギー計画」改訂
12月		○ 「気候変動適応法」施行
平成31年3月	○「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	

さがみはらの環境

－相模原市環境基本計画年次報告書－

令和2年2月

発行 相模原市
監修 相模原市環境経済局環境共生部環境政策課
相模原市中央区中央2-11-15
電話042(769)8240(直通)
FAX042(754)1064